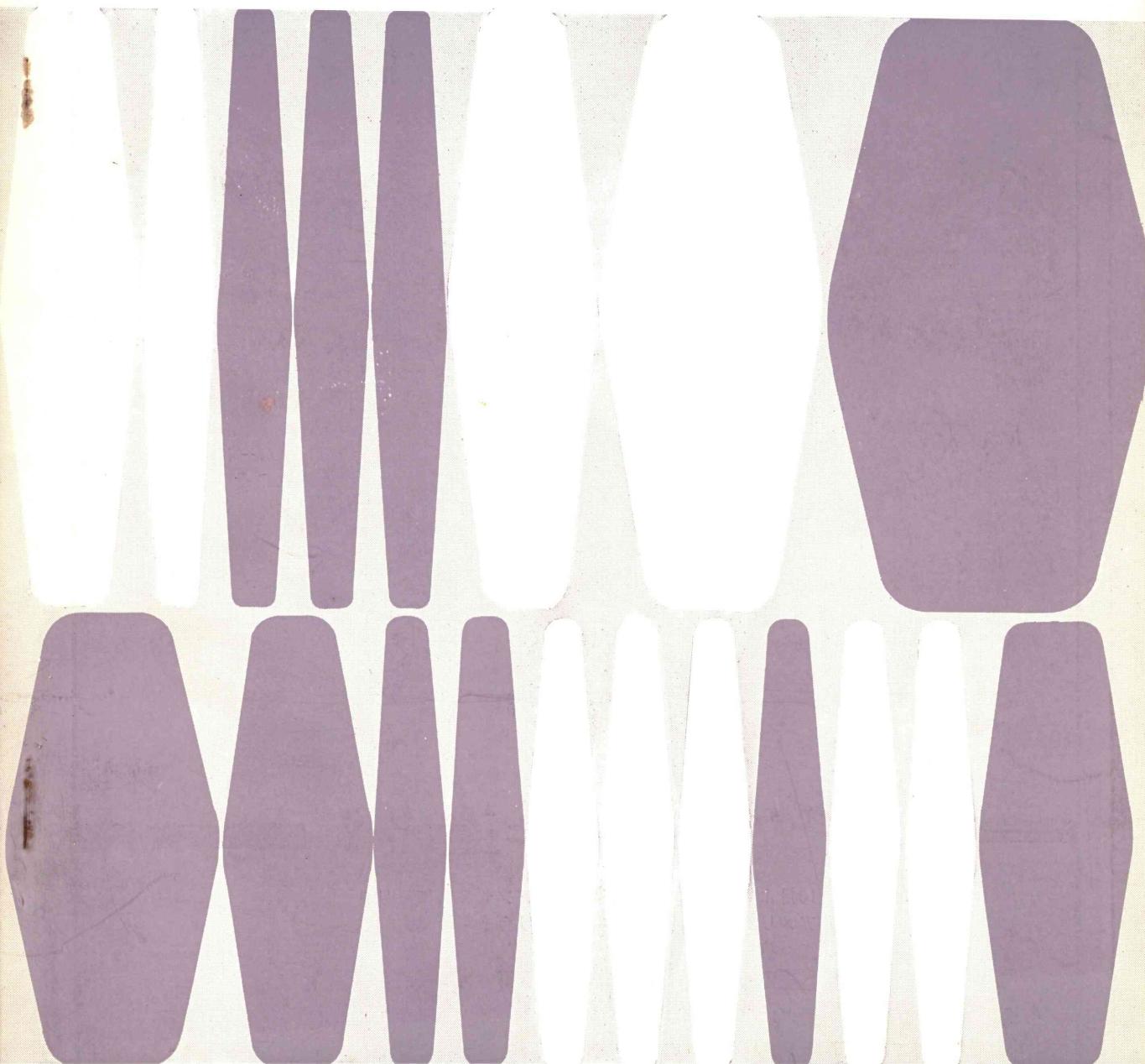


No. 9

日本学校歯科医会会誌



日本学校歯科医会



J. MORITA

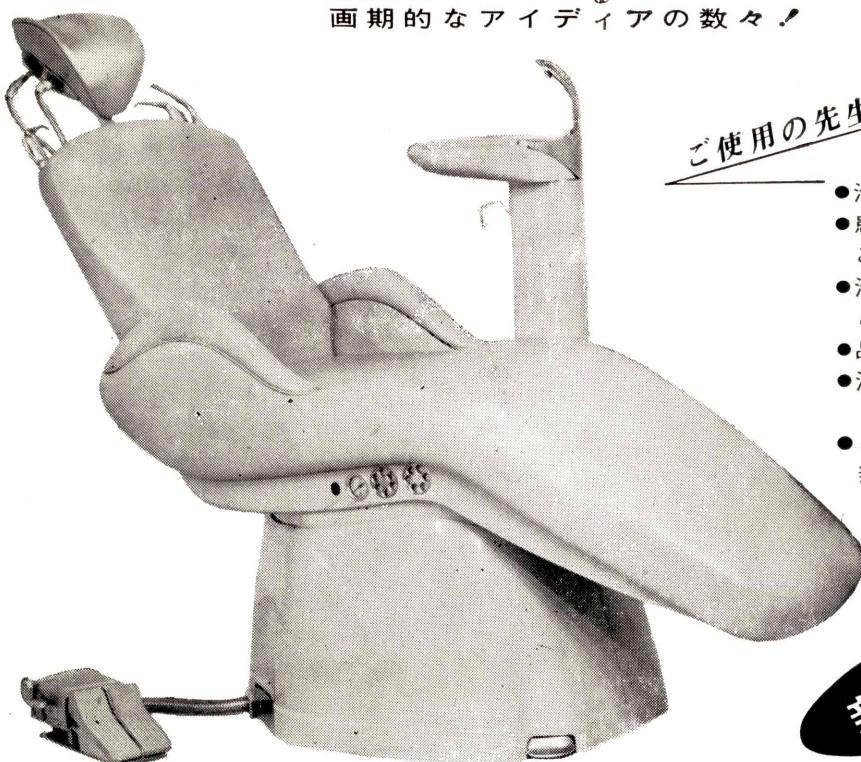
モリタが世界に先駆けて開発した
歴史的新製品

Spaceline

スペースライン

チアード・ユニット

ユニットのない治療室の夢を実現！
先生に今までにない利便と高性能
を保証する……
画期的なアイディアの数々！



ご使用の先生方は異口同音

- 治療がとても楽になった
- 患者の緊張感を取り除くことに成功した
- 治療室のスペースがうんと節約できた
- 品質が断然すぐれている
- 治療室が常に清潔でソフトなムードになった
- これこそ吾々の望む新しいユニットだ

新製品

モリタ・アメリカに進出！

10月より新しくアメリカ・ロスアンゼルスにモリタ
アメリカ駐在事務所を開設アメリカ市場に歴史的な
堂々第一歩を印しました
日本の歯科界で日本政府の認可を得海外事務所を設
置したのはモリタがはじめてです

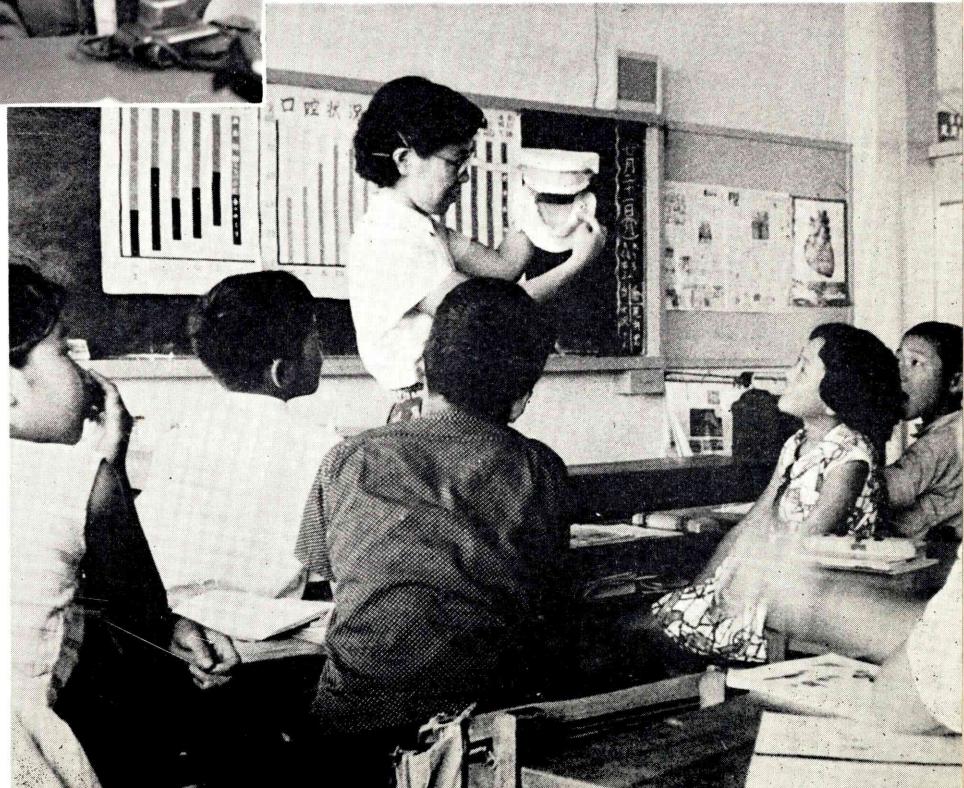
森田製作所
京都市伏見区東浜南町680



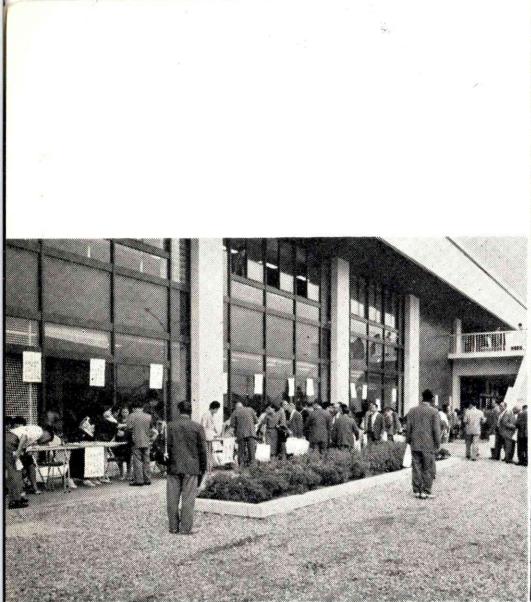
森田歯科商店
東京 大阪 京都 北九州 名古屋 福岡 和歌山



よい歯の学校5年連続入賞をたたえる聖アポロニアの銀メダル



第6回奥村賞受賞の新潟市立礎小学校の重野校長と保健主事草村トヨ先生。右は保健学習の実況



受付けの風景



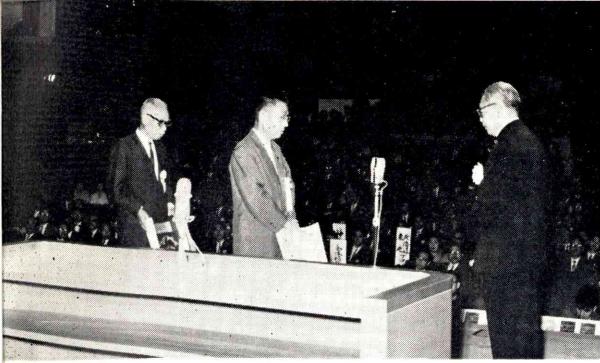
特別講演

第28回全国学校歯科医大会



思い出の記念撮影

第



奥村賞授賞



研究発表



よい歯の学校表彰



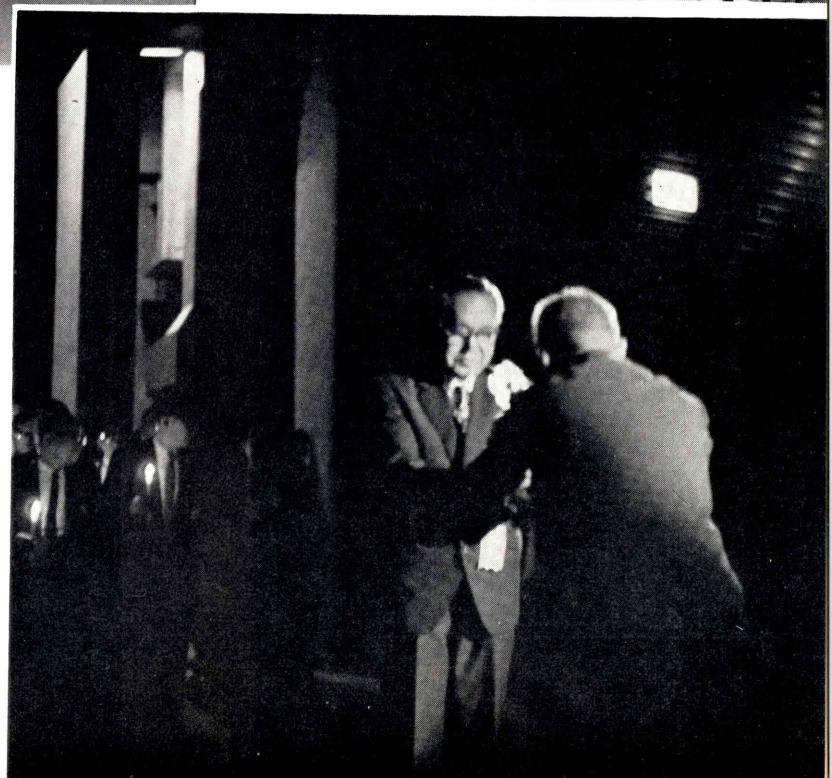
全体協議会の一こま（上）



懇親会の一こま



全体協議会の一こま（下）

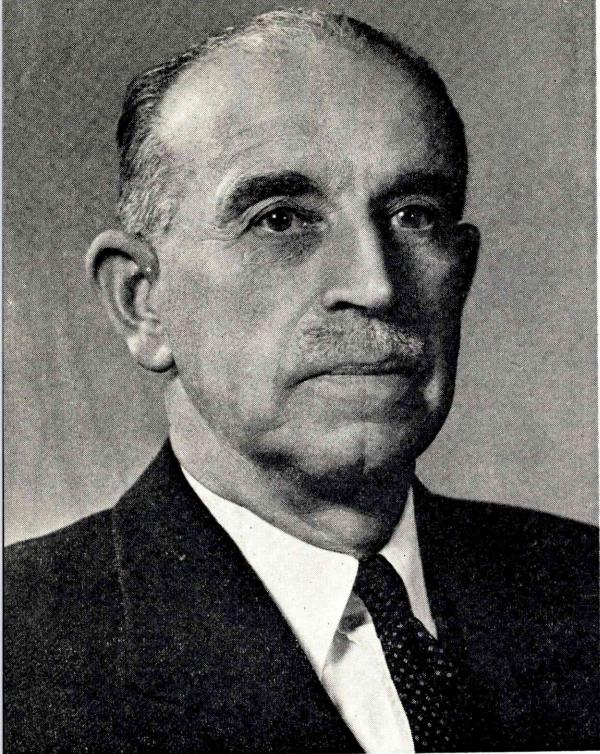


大会の鐘の返還

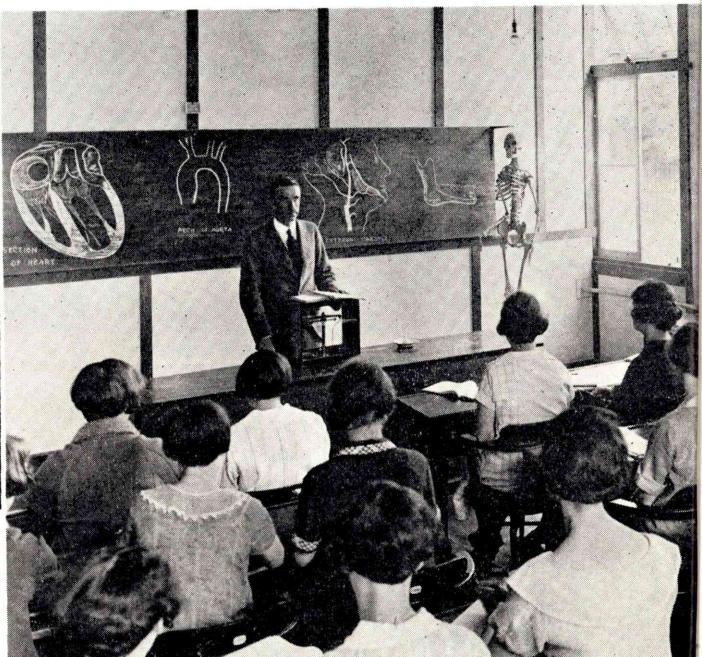
第28回全国学校歯科医大会

ニュージーランドの学校歯科

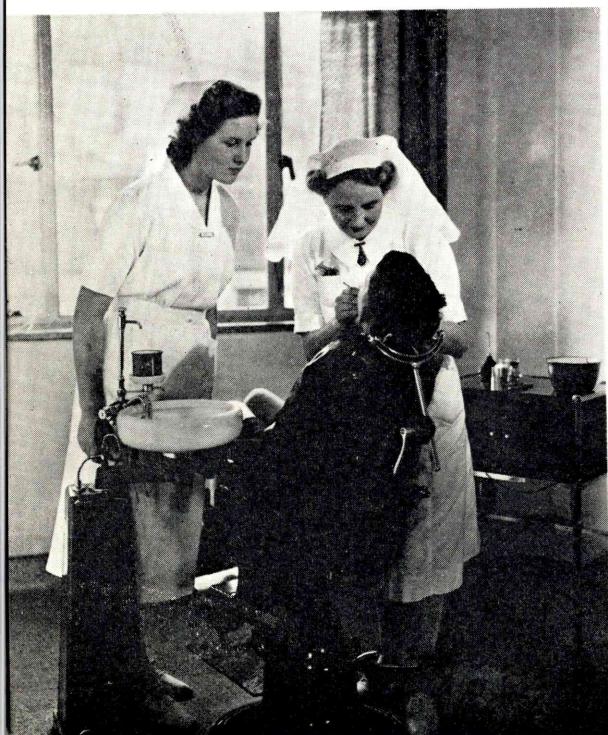
—特集に寄せて—



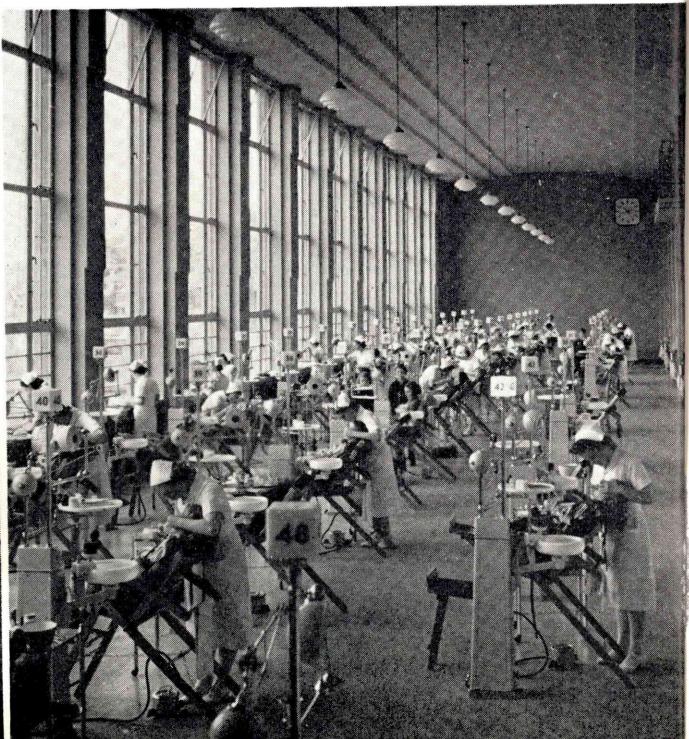
著者 J. リューエリン・サンダース



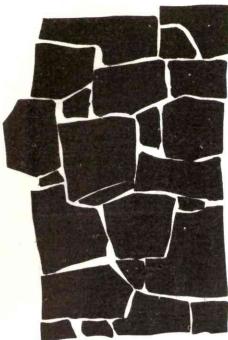
最初の学校歯科看護婦養成学校で講義するハンター（1926年）



歯科看護婦教官補の指導で実習する学生



ウェリントン学校歯科看護婦養成学校の大治療室



卷頭言	(2)
〔特別講演〕よい歯の学校運動の教育的意義	細谷俊夫… (3)
〔シンポジウム〕よい歯の学校運動の分析	司会・細谷俊夫… (9)
〔研究〕学童の日常使用せる歯刷子の研究	柿野恵一… (17)
良い習慣と歯牙う蝕予防との関係について・第2報	滝野英二… (18)
小臼歯部の観察	東京都港区麻布学校歯科医会… (19)
6歳臼歯う蝕の実態とその対策	浦田瑳智子… (21)
〔特集〕ニュージーランド学校歯科サービスーその起源と発達—	リューエリン・サンダース… (80)
〔大会〕第28回全国学校歯科医大会の記	(22)
富山大会回顧と反省	坪田忠一… (26)
要望 (29)	大会決算書… (28)
参加者名簿 (30)	大会役員… (34)
第2回学校歯科衛生研究協議会—「学校歯科の手引」(案)の検討—	(36)
編集委員会の経過… (40) アンケート… (42)	
参加者名簿… (39)		
〔総会〕日本学校歯科医会第11回総会	(45)
〔奥村賞〕第6回奥村賞授賞	(64)
歯科教育30年・永久歯う歯・歯科問題児を追求する		
奥村賞受賞の新潟市立礎小学校)… (65)		
歯科教育30年・学校歯科の実践(礎小学校・草村トヨ)… (66)		
有明海にのぞむ健康優良校(長崎県神代小学校)… (75)		
奥村賞授賞規定… (76)		
〔よい歯の学校〕第5回全日本よい歯の学校表彰	(50)
よい歯の学校表彰校県別内訳… (51) よい歯の学校表彰校名… (52)	
表彰規定… (61) 調査表… (62)	
〔資料〕へき地学校保健管理費補助金のうち歯科医師の派遣に係る補助金の取扱いについて	(118)
昭和40年度地方交付税における学校保健関係の財源措置について…	(118)
〔予告〕第29回全国学校歯科医大会	(114)
日学歯スライド・テープ案内	(114)
〔ニュース〕本会会長に科学技術庁・文部省より“歯質の後天的改善の野外調査”委託… (77)		
本会も体力つくり国民会議に参加… (78) 叙勲と受賞(柳原勇吉先生叙勲、	
柳原義人先生保健文化賞、湯浅泰仁先生藍綬褒賞)… (113) 卒報… (44)	
常任理事会だより…	(116)
紹介 「あなたの歯」京都・臨床歯科社発行… (41)		
「あゆみ」香川県学校歯科医会発行… (113)		
日本学校歯科医会役員名簿… (112) 会則… (123)	
日本学校歯科医会加盟団体名簿… (124)		

卷頭言



申すまでもないが、学校においては、児童、生徒その他の健康の保持

増進を図るために、保健についての実施計画を立てなければならない。

この学校保健計画には、学校保健法によって示されている保健管理の他、各教科の保健への関連指導、特活や学校行事における児童の保健活動等、こどもたちの健康を確保するために学校として必要な一切のものが含まれる。それであるから学校保健計画といえば、その学校の学校保健全体と同義語と考えてさしつかえない。

このように学校保健は、教育と衛生（健康管理）が協力して運営されているものであるために、時に、それなりの論議を生ずることもやむをえないのあって、そのいずれの場合も終局の目標をみつめれば健康への願望は一つなのである。

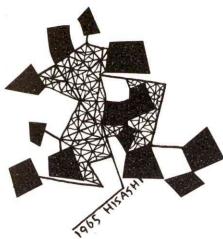
そこで、本年度の第29回全国学校歯科医大会に掲げられる主題の冒頭にある“教育的な保健管理”ということばである。

これは、ていねいに書けば“学校における教育的な保健管理”という意味である。さらにながながと説明すると、保健教育を含めて健康管理と教育活動のよりよき結びつきを図る、ということであって、いろいろな問題点を経験しながら解決してゆく児童自身に“健康になるための能力と態度をもたせる”ことなのである。これは38年度(山形市)、39年度(富山市)の研究協議会においてじゅうぶん検討されて整調したもので、このことばの持つニュアンスは現時点における学校歯科の姿勢でもある。

しかし、もしここに学校保健の心の司^{つかさ}——というような信念が申すならば、この姿は“もの”へのつながりがあるから、“もの”的価値にうごかされている、デューイたちの新しい教育論が魅力を感じると同時に功利主義を連想させるのはそのためであって、述者も思う、1945年（昭和20年）を契機として、多くの日本人から袂を分たれた精神主義の教えこそ、実はこの問題解決以前のものであって、日本の教育、——ここでいう学校保健の底辺には欠くことのできないものであることを。——人の生きる内容は心であって、心がよく育つも、わるく育つも幼少な時代の教育のあり方による。教育ほど恐ろしく、またありがたいものはない。

5カ年間に3,710校に達した、全日本よい歯の表彰学校は、大なり小なり、こうした試練を越えて、健康管理の成果を挙げられたのであって、必ずや創意に満ちた“教育的な保健管理”が展開されたことと信じる。

きたるべき大会には、これらの各位が、特に隠者の方や、新進の方が登場されて、篠底の秘稿を披露せらるることをお願いしてやまない。
(y. m)



特別講演

よい歯の学校運動の教育的意義

東京大学教育学部 教授 細 谷 俊 夫

《半減運動達成の背景》

昨年の山形大会では、教育学の立場から学校保健というものをどう考えたらよいかということを申し上げたが、本年はすこしやりかたを変え、大会前に関係者のかたがたと当地の学校を実際に視察し、それをもとにしてのべることにした。「よい歯の学校運動の教育的意義」というものはそこからきているわけである。

ご承知のとおり富山県は「よい歯の学校運動」の先頭をきっており、この運動が約8年前、全国的に展開されてのち今日に至るまで、たえず進歩をとげているわけであるが、その5カ年計画の半減運動の一番乗りをあげたのが本県であるということから、とくに富山県におけるよい歯の学校運動の実際の状況をみて、それをデーターとした。

昭和33年には本県では学童の治療率というものはわずか8.1%にすぎなかったものが、翌年には16.5%，さらに35年には26.3%，36年には35.2%，37年40.3%と年々躍進ってきて、38年には45.8%とほぼ半減に近くなってきた。そして本年53%という記録を示して、ついに半減を達成したという事実をもつ富山県において、この学校運動がどういう教育的意義を持っているだろうか。7月初旬に参観した際に得た印象を一般的なものとして申しあげようと思う。

その一はこの運動が県の教育委員会または県の学校歯科医会、さらに北日本新聞社という三者共同主催で展開された、つまり学校保健に関する三つの団体の共同体制のもとに推進されたということが、もっとも大きな成功の原因

(富山における第28回全国学校歯科医大会における特別講演。)

になっているということである。

第2の点は、学童のむし歯半減ということが単に学校保健計画の一環にとどまらず、公衆衛生計画の一環ともなることを期待しているし、さらにまた究極的にはこの地域のひとつの文化活動として展開されることをネライとしているところに非常に大きな意義があると考えられるのである。

一体に国民的な啓蒙運動というものには、とくに日本では、小学校のような国民組織を通して行なうのが最も効果をあげるという特殊性のようなものがある。たとえば貯蓄運動における子ども銀行、あるいは尺貫法にかわるメートル法の使用にしても、やはり学校というルートを通して行なわれ、それが一般化している。むし歯半減運動もこの組織の活用によってみごとにその目的を達成したといえるのではないかと思う。

よい歯の学校表彰の趣意書のなかに「子どもたちがめいめい自己の健康上の問題点を発見して、それを解決するための多くの障害を子どもたちばかりでなく教師や父兄、その他の関係者とも協力して処理し克服していく、その生活経験をとおして子どもたちの健康上の問題処理能力というものを高める、これこそ本当の保健教育で、むし歯はそのための絶好の教材である」とあるが、教材であるという規定のしかたはちょっとときびしそうとしても、とにかく子どもたちがめいめい持っている自分たちの健康上の問題点を処理する能力を高めることができることが保健教育の究極の目標であるという遠大な理想の下にこの運動を展開しているということは、教育的な立場からみても意義のあることだと思う。

大体健康上の問題処理能力を高めるという目



細谷教授

標は、あきらかに教育的な目標である。しかしそれはただむし歯を処理するだけではなく、むし歯の処理はこういった教育のひとつのケースにすぎない。ここでは教材ということばがあげられているが、そういうひとつのシチュエイションというか、ひとつの場面であるという認識は重要な意義をもっていると思われる。

いま全国で1,000校をこえる学校がこの表彰を受けているといわれ、そのうちでも富山県は最多数の表彰校を出しているということであるが、これは単に学校歯科だけの問題ではなくて保健教育そのものの水準を示すひとつのインデックスであろうとおもわれ、さらに教育活動そのもののもり上がりが顕著であることを示すものにはかならないと感じた。それにつけてもこういった良好な成績をおさめるにいたるまでの過程において、それぞれの学校および関係者のご努力また地域の理解、教育委員会の庇護、さらに新聞社の広報活動というものがいかに多難なものであったかを想像し、関係者のかたがたに心から敬意を表したいとおもう。

《歯みがきは習慣形成の基礎》

つぎに、実際に視察した個々の学校についての具体的な感想を申し上げたい。

さきほども申し上げたように、私は学校歯科については素人なので感想をのべるとすれば、教育という局面からのものとならざるを得ない。したがって学校歯科の立場、学校保健管理とい

う立場からは、もはや当然だと考えられることや、ときには的外れであると思われることが多くあるかもしれないが、とくによい歯の学校運動について好成績をおさめた三つの学校について感じた点をのべることにする。

まず第一に感じたことは、保健教育の基礎というものは習慣形成であるということである。ふつうよくいわれることであるが、その習慣形成の内容として最も一般的なもの（これは必ずしも富山県だけのことではないが）、は、手を洗うことと、歯を磨くことであるということをあらためて認識させられた。しかもこの手洗いと歯磨きはいずれも直接的には病気の予防ということが目的であるが、同時に精神的な意味も持っている。つまり清潔な手、みがかれた歯、いずれもこれは精神のさわやかさに通じるもので、かならずしも単なる病気予防という保健的見地だけにとどまるものでない。究極的にはひとつの精神衛生に通じるし、やがては道徳教育にまで通じるものもっている。むかし子どものころ、祖父母が指の先に塩をつけて歯をみがき、日の出を拝んでいる光景を思い出すが、あれは単なる病気の予防だけでなく、やはりひとつ祈りをこめた朝の誓いという感じをもつ。そういう精神的な意味を強くもっているということが第一の点である。

第二の点では、学校歯科医は口腔衛生を担当する教育者であるということである。一片の治療勧告で治療できる子どもの数は非常に少い。大体歯科に限らず治療というものは学校でやるべきものではなく、本来が両親の責任であるわけである。学校では救急の処置程度のことはやる場合もあるが、治療そのものはやはり親が関心をもち積極的にこれに当ることが必要であって、そういう意味で学校歯科医の仕事は、子どもを通して親を動かすという、大きな教育的機能をもっている。

第三に、よい歯の学校運動のよい成績をおさめた学校の場合についてしみじみと感じさせられることであるが、教師の態度というものが非

常に大きく影響するということである。たとえば治療勧告のカードを子どもに渡して、その結果を見届けること、また勧告に応じて適当な処置をとった子どもを認めてやること、よくやったという賞讃のことばを惜しまない配慮が教師の側にあるということが非常に大切な問題である。むし歯半減運動もやはりそういうところから効果をおさめたというふうに私は判断したわけである。

つぎに具体的にそれぞれの学校の保健教育の問題について、簡単に感想を申しあげたい。

《八人町小学校を訪ねて》

第一に訪問したのは富山市内の八人町小学校である。この学校は、学級数12、児童数335、職員数17の大体標準規模の学校である。この学校では体位向上のもとは要するに食生活にあるという観点に立って、食生活そのものは正しい咀嚼から始まるという立場から学校歯科の問題と取組んだわけである。

この学校では、和記先生（学校歯科医）の献身的な奉仕の結果がきわめてめだっている。和記先生は毎週木曜日の午前中を自宅中心にし、かならず学校で歯科医としての仕事をする。年3回学期始めに全校児童生徒の歯科検診を実施する。その結果として永久歯の処置率が99.5%というところまでいくという、まさに驚異的な成績をおさめることになった。なおこの校下の人たちも学校側の熱意に動かされて、近代的な歯科治療機械一式を寄付したというエピソードもある。

学校側の歯についての指導の特筆すべきものは、歯みがき体操をとおしてハミガキ指導を行うということ、また子どもが歯みがき日誌を記入すること、弗素入りの肝油を服用させる、カーメレオン水などうがい水でうがいを励行するなどが実施上の具体例であるが、歯科保健を学校の保健計画のなかに正しく位置づけているのも注目すべき点であろうかとも思われる。

和記先生は「八人町小学校における保健衛生

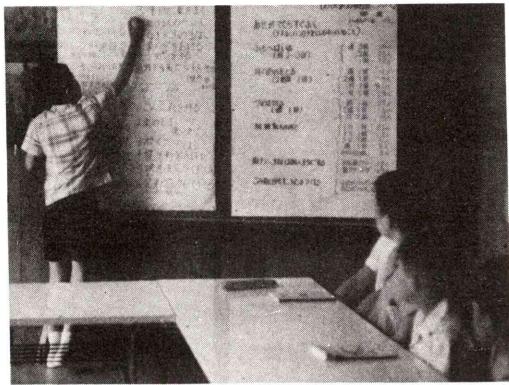
の歴史的概要」という一つの小さな冊子をまとめていられるが、それによると父子二代にわたって学校歯科医であり、この学校の歯科保健を親ゆずりの家条のように大切にしていられることがわかる。

《福野北部小学校における清潔感の育成》

第二の学校は、東砺波郡福野町福野北部小学校で、学級数7、児童数274の小規模校で、全般的に保健管理、保健教育に非常に熱心な学校であるという印象を校門を入ったときから受けた。全校児童が一堂に会して給食をとる、つまり食事を一つの広い食堂でいっせいにとることをやっているが、私は今まで健康優良学校の審査などで約60校ほどをみていて、こういう例は未だかつて見たことがない。やはり児童数の減少も関係しているかもしれないが、その点にまずおどろいた。

この地域は子どもの食生活がよくない。とくに動物性蛋白質が不足しているという観点から、学校給食に非常に力を入れている。ちょうど私どもが参ったとき児童保健委員会が開かれていたが“わが家の保健のすすめかた”というテーマでこどもたちが自分たちでできることは何かというようなことを話し合っていた。歯みがきを励行すること、タオル、歯刷子を個人持にすることを結論として出していたが、この学校で特筆すべき点は、道徳の問題と保健の問題とを一体的にとり扱うことをネライとした学校保健指導計画をつくり、月別に指導目標をきめて実施していた。道徳と保健を一体化に取扱うことは文部省の学習指導要領の線には必ずしも一致していないが、実際の指導の上からは非常に効果的なやりかたであって、歯みがきの指導などもっともよいひとつの指導事項になってくると思う。

この学校では大体昭和33年から35年にかけての期間は運動場を拡張整備するとか、あるいは校舎の改装をやるなど、いわゆる環境づくりといったものを目標にして歩んできた。36年～37



福野北部小の保健委員会

年にかけては心づくりということになって、道徳教育の研究に打ちこみ、38年から本年にかけてからだづくりをスローガンにして、とくに清潔感の育成ということを中心目標にしている。

私はこの清潔感の育成ということばに非常に興味を感じた。これこそやはり道徳教育にも、保健教育にも通じる非常に重要な教育の一つの柱というべきものだと思う。大体人間には清潔という本能はない。やはり清潔というものは教えられるべきものである。からだの清潔感がそのまま心の清潔感に通じるというところに心づくりとからだづくりの結びつきが見出されるような感じを受けた。

学校歯科についていえば、この学校の校下に歯科医がないため、児童会が中心となって通院するやりかたをとっている。歯科治療の面はこういう具合ではなはだ気のどくな状態にあるが、この学校の保健教育は教育理論の裏づけをもった活動を展開しているというふうに感じられた。

《未処置 0 の古沢小学校》

最後の学校は呉羽町古沢小学校で学級数6、児童数170の小規模校で純然たる農村の学校であるが、小さいながら郡の保健指定校で非常に優秀な成績を上げている。この学校では近視対策に力を入れ、1カ月毎に子どもの目を調査している。また歯科の方はやはり校下に歯科医がないため、4キロはなれた呉羽町で治療を受

けなければならないが、大体夏休みを利用して、う歯の治療に当っている。歯の未処置者が36年に121名、37年にはわずか5名になり、38、39年には0になっている。これは校長以下職員の非常な努力の賜物だと思う。呉羽町の歯科医院で、児童のための治療時間というようなものを設ける方法を講じたことも、効果をあげたように思える。しかも歯科医にいくのをいやがる理由を調べてみると、治療を受けるのがイヤだというより、お金がかかるからというものの方が多いというこの地域で、未処置が0という成績をあげたことは、驚嘆に値するのではないだろうか。

以上、三つの学校について申し上げたが、最後にこれをまとめて将来の展望という形で要約してみよう。

《これから課題》

第一に学校歯科のありかたというものが、同じ県内でも地域によって、それぞれ様相が違っていることである。ケース・バイ・ケースということばがあるが、まさに学校歯科の問題は、それだと思う。そういう意味では結局一率には考えられない。個々の学校ごとに特有の問題をもっていて、それに合致した計画と実践が必要であることを感じた。

第二の点は、学校歯科の活動が、ともするう歯の処置だけに限られる傾向があることで、私どもも実はそういうふうに考えていたわけだが、こういう考え方を改められなければならぬこと、さらにまた、う歯の処置、そのことに必要以上の期待をかけることは歯科医が学校専任の職員でない限りどうしても無理がともなうので、もっと教育活動の側面を強化して学校の保健指導というものを計画的に行うことが必要である。とくに学校保健委員会の活動などに、もっと力を入れるべきであり、また歯科医もこの委員会を指導の場として活用することが必要ではないかと感じさせられた。

第三の点は、教師に対する保健に関する啓蒙

が必要だということである。これは大分無遠慮な申し上げかたでかるが、やはり教師自体が保健に関する知識を、もっともっと持つことが必要ではないのか、とくに保健主事の任にあたる人たちに歯科の専門知識を与えるための研修会のようなものを聞くことも考えられてよいのではないかと思う。

第四に、学校歯科医制度が発足したのは昭和6年で、今から30数年前であるが、当時の学校歯科医設置の主要目標は学童に対するアマルガム充填におかれているように思われる。しかし学校歯科医というものが外国と違い非常勤の形をとっているかぎり、学校では検査を中心として充填は開業医にまかせるのが原則だと私も思う。しかしそれだけにまた、学校歯科医の任務というものが教育的、乃至指導的性格をもってくるわけで、医学と教育というものの連携が、学校歯科の領域において、今後一層緊密化されなければならないのではないかと考える。

《訓練から教育へ》

第五に、これは教育の一般論になってくるが、たとえば、先程のべた歯みがき、手洗いはいずれも何回となくくりかえす反復練習、つまりドリルによって達成されるものだということである。それを英語ではトレーニングというが、このトレーニングとエデュケーション（教育）とはどう違うかといえば、単に学校保健の問題だけでなく、教育一般の問題として私どもは改めて考えさせられてきている。

たとえば、職業訓練ということばがあるが、また職業教育ということばが別にある。この両者はどこに違いがあるかというと、スポーツにしても、あるいは英会話などの練習にしても、教育というよりはトレーニングで、また自動車運転などもトレーニングである。そういうものと学校教育のなかで展開されている教育活動とはどこが違うかといえば、一口にいって、スポーツ、言語の習得、運動技術といった機械のオペレーターの仕事はいずれも一定の型があり、

その型をできるだけ早く身につけて、オートマチック（自動的）にそれができるようにやるということが、トレーニングの基本的なネライである。手洗い、歯磨きもまさにその意味でトレーニングであるわけであるが、教育ということになると、だいぶ事情が変ってくる。勿論自動車の運転にも法規の問題とか、自動車の構造といったインフォメーションに関するものがあるが、その場合の知識の伝達ということは、たとえば社会科における交通の学習とか、理科における物理の学習などとは非常におもむきが違うわけで、本当に実験して科学的な知識を習得するとか、社会人としての資質を高めるといったような目的をもっているのではない。ただそれに必要なものをたたきこむ、とにかくはっきりと記憶する、研究的なことが目的ではなく、車が故障したらすぐ直せるようになるということである。そういうふうに知識面が副次的にしか取扱われず、記憶させることに終始眼目がおかれていて、問題はあくまでも技術の習得である。

ところが教育ということになると、非常に状況が変ってくる。それは特定の目的を持たない。職業生活、社会生活、さらに個人生活等、あらゆる面において、将来遭遇すると思われるいろいろな場面についてできるだけうまく適合し、それについての問題解決能力を高めていくところに教育の本当の意味がある。その意味においてはトレーニングではないが、しかしトレーニングと全く無関係かというとそうでもない。いわば教育は考え方、つまり頭のトレーニングなのである。歯みがき、手洗いの訓練も非常にハッキリしたトレーニングであるが、しかしもっと高度なものが同時に必要になってくる。いかにして自分の健康を守るか、またさらにその健康を増進するかという問題的状況に対処して、それを克服していく力というものは、単なるトレーニングからは出てこない。頭のトレーニングの必要性について改めて感じさせられたわけである。

《下部から上部の地域社会へ》

最後に、よい歯の学校運動というのは、ひとつの地域社会における教育運動である。一般に下部の地域社会の団体（市町村）では、一つの教育運動というものは、指導者さえあれば割合スムーズに進んでいく。たとえば、村長（町長）が非常に教育に熱心であるような町村では、なかなかすばらしい教育効果があがってくるという例はいくらもある。ところが、上の団体（府県）のコミュニティになってくると、必ずしもそうはいかない。教育という問題は、地域社会

がさがればさがるほど運動としては展開しやすいが、だんだん上にいってナショナルレベルともなると、みんなが必要だといいながら、実はなかなかうまくいかない。他の大きな問題において、かすんでしまう性格をもっている。そういう意味でも府県団体で、この富山県という特定の地域において、こうした教育運動がよくみのりをみたことに、非常な敬意を表したいと思うし、ひいては国全体のひとつの教育運動にまで、高まっていくことに大きな期待をかけたいと思う。

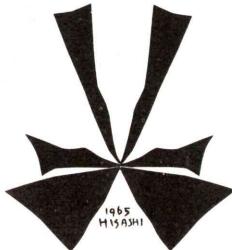
むし歯被患率の全国平均値（39年度）（文部省）

男	%	むし歯			そ歯 の 他 の 疾	女	むし歯			そ歯 の 他 の 疾	
		計	処完了者	未歯ある者			計	処完了者	未歯ある者		
幼	平 均	91.96	6.01	85.95	0.36	幼	平 均	89.02	6.29	82.73	0.36
	3歳	83.24	7.79	75.45	0.08		3歳	79.37	8.25	71.12	0.12
	4	90.63	7.56	83.07	0.34		4	87.75	8.27	79.48	0.33
小	平 均	87.35	7.21	80.14	1.73	小	平 均	88.31	8.88	79.43	1.64
	6歳	84.86	2.60	82.26	1.02		6歳	85.52	2.90	82.62	1.07
	7	87.98	3.38	84.60	1.67		7	89.43	4.31	85.12	1.59
中	8	90.18	5.18	85.00	1.93	中	8	90.54	6.11	84.43	1.94
	9	89.24	7.11	82.13	1.90		9	89.70	8.99	80.71	1.67
	10	87.71	10.19	77.52	1.89		10	88.29	12.76	75.53	1.74
高	11	84.44	13.31	71.13	1.90		11	86.50	16.37	70.13	1.77
	12歳	83.19	14.82	68.37	2.77	中	平 均	84.55	17.56	66.99	2.38
	13	80.49	15.53	64.96	2.73		12歳	83.77	18.81	64.96	2.33
高	14	81.00	14.49	66.51	2.76		13	82.73	16.57	66.16	2.22
	15歳	87.47	14.56	72.91	2.81		14	86.96	17.48	69.48	2.59
	16	82.45	19.55	62.90	3.10	高	平 均	88.47	24.33	64.14	2.99
高	17	81.96	18.19	63.77	3.02		15歳	88.61	23.54	65.07	2.95
	18	82.80	19.52	63.28	3.20		16	88.91	24.44	64.47	3.12
	19	83.46	20.97	62.49	2.98		17	88.19	25.17	63.02	2.84
		77.23	20.28	56.95	3.18		18	82.33	24.23	58.10	3.28
		79.39	24.15	55.24	4.37		19	79.65	27.94	51.71	3.08

（注）表の数値は全児童生徒のうち疾病異常者の占める割合を示す。年齢は昭和39年4月1日現在の満年齢。

シンポジウム

よい歯の学校運動の分析



司会・東京大学教育学部教授
富山県教育委員会指導主事
富山県呉羽町立古沢小学校校長
富山市立八人町小学校歯科医
北日本新聞社広告局長

細谷俊夫
有馬武雄
寺崎キミ
和記憲一
佐藤茂次

戦前からの経過

細谷(司会) あいさとと講師紹介(略) まずこの運動を推進された学校歯科医の立場から、和記先生どうぞ。

和記 富山県のよい歯の学校運動が、現在のように盛んになってきたことについて、始めからの経過を申し上げたい。従来各学校に配置されていた学校歯科医は、ひとりひとりの構想でささやかな義務感にたよって、タテヨコの連絡もなく、定期検診という断片的な活動により、仕事を続けてきたような状態であった。

戦前をいえば、富山市においては、殆どの学校が保健室あるいは衛生室を持っており、歯科の設備をしていた。だが戦災後は集団検診をもって、学童の歯科検診および治療を実施してきた。その後、学校衛生会が設立され、のち学校保健会となり、歯科部会ができ、富山県あるいは富山市学校歯科医部会の結成となり、拡大組織されてきた。

しかしながら、学校歯科医という辞令のみの学校検診では、学童のう歯增加に対処していくことはできない、という悩みは個々で持っていたようである。名前は学校歯科医であるが、根本的には学校歯科という学童の保健の一環性のなかに、位置づけられていなかったように思う。

昭和30年に中央において、う歯半減運動が決議された。中央で宣言はあったが、富山県はこれをどの

(富山における第28回全国学校歯科医大会におけるシンポジウム。)

ように学校教育のなかに結びつけるか、地域社会の協力をどのように得るか、これは歯科医の意識の問題とともに、大きな問題であった。

昭和32年5月から、富山県はよい歯の学校運動という準備段階に入った。幸いこのとき県の有力者が、この悩みにこたえて明るい道をしてくれた。というのは、新聞がよい歯の学校運動をとりあげることによって、その公共社会性とP Rの威力が、近時各地において活潑になっているP T Aや婦人会等地域社会の実態を、急激に増大させてくれたものと思う。近来いろいろと問題の多いマスコミュニケーションが、もっとも有効に社会の利益と理解を刺戟してくれたのである。それに対して、教育委員会の推進力と現場学校側の受入れ体勢の万全によって、この運動は徐々に学校教育のなかに根を下していった。

新聞のはたした役割

細谷 ただいま新聞の力というものについて述べられたが、この運動に対し新聞の果した役割は非常に大きかったわけで、それも佐藤局長のような方がおられたからこそ、運動がもり上ってきたと私どもには思われるが、佐藤さんから今日に至るまでのよい歯の学校運動のイバラの道についてお願いしたい。

佐藤 私の肩書の広告局長については、不思議に思う方もいらっしゃると思うが、これは北日本新聞社として一つの信念に基づいているものである。大体全國の社では、このような事業は事業局でやるのが当

然であるが、わが社ではそういう考え方をすこし変え、こういう奉仕事業、いわゆる社会に還元する事業というものは、スポンサーとともに、私たちも協力するという信念から広告が担当しているわけである。そういうわけで、先ほど佐藤局長云々ということばがあったが、北日本新聞社の広告に対する考え方方が、多少違っているということなので、誤解のないように願いたい。

そもそもこの運動に力を入れたわけは、先ほども述べたように社会に還元する、社会に奉仕するということで、和記先生がいわれたように、こういう運動は何十年来、先生方が力をいれていることは衆知のことだが、これをどのようにして社会に盛り上げるか、社会全般のものに受けさせるかということから、骨を折ったわけである。

100万県民総健康につらなる

「よい歯の学校運動」の扉に“100万県民総健康、富山県よい歯の学校運動”と書いているが、このタイトルは一見関連性がないようにみえるけれども、私どもはこの「100万県民総健康」を中心をおいたわけである。単に学校運動ということだけにすると、従来のいわゆるムシ歯予防デーとか、学校だけのものになるので、その外の枠でいかに受けさせるかということで努力した。だから自然に学校単位コンテストということは、第二義的なものにもっていく。そういうことから、このよい歯の学校運動は、県民の健康に連なるというイメージを持たせようという、一見何でもないことのようながら、実は深い考えでこのタイトルを使ったわけである。先ほどの細谷先生のお話では、私が言わんとすることを、わずか2日間の見学で受けとめられたようであるが、私たちが7年間にわたってやってきたことを、ただの2日間で理解されたことは、大成功のもとであると喜びにたえない次第である。「100万県民総健康」、それはみんなの健康にひびくのだ、いわゆる学校だけのものではなく、みんなのため学校を一つのキーにしてむし歯半減でなく、むし歯をなくすのだという根本精神からやりたいわけである。ほかの新聞社と違うところは、北日本新聞社あげてこの問題にとりくんだ。そして社説やほかのあらゆる面でとりあげたことが、家庭やPTAなどで受け入れられ、それが成功



寺崎校長（左）、有馬指導主事（右）

の原因ではないかと思う。

教育行政の立場から

細 谷 学校歯科医の方からのご努力、さらに側面から援護する新聞の力というものがあったが、それを受け立つといふか、俗に鐘が鳴るか撞木がなるか、やはり両方のぶつけあいでこの運動が結実したと思うが、撞木かあるいは鐘の側に立つ有馬先生に、教育行政の立場から学校保健のそれを担当する体験談をお伺いしたい。

有 馬 私は現場にいたとき、むし歯なくそう運動というものを、3カ年に亘ってはじめたことがある。これは学校保健の問題は、問題処理能力を子どもに与えるものであるという趣旨に従い、一応3カ年継続してみた。そしてそういう能力ができると、いろいろの面において、むし歯ばかりでなく、近視や保健教育にも非常な成果があがってくるからである。

昭和33年に私が教育委員会に入ったとき、和記、佐藤両氏の訪問を受け、よい歯の学校運動に対する教育委員会の見解をきかれたが、私はむし歯をなくする、あるいはそういう問題を解決する教育というものは、教育委員会がまっ先にとりあげるべき問題であると思っていたので、非常にうれしく思った。そこで各県の実状を調べてみると、やはり昭和32年によい歯の学校運動をとりあげている県もあったし、非常に進歩的な県もあった。また、県がこの運動を主催しないところがあることも分った。いろいろ考えた末、学校歯科医、報道関係、教育関係者等がその場の持味を生かし、子どもの福祉、健康を増進しようという協議会を、一ヶ月の間に17~8回ももつた。各々の仕事の都合で日時をやりくりしながら、

会合をもち、口角泡をとばしながらそれぞれの考えを十分練って、その骨子をつくった。そういう経過ののち、昭和33年に座談会を開き、その席上で、3カ年計画の「むし歯半減運動を達成しよう」という大見出しを新聞紙上に出すこととした。

次々に新しいアイデアを出して

こういう全県下の問題は一つの学校と違い、7年かかってやっとむし歯半減を達成した。いま考えてみると、陣痛の苦しみというものがなかなかあった。その後、やはりこの運動は同じ方法で5年6年続けることも大事だが、日頃新しいアイデアをもって仕事を進めていかなければならないと考え、協議のすえ、よい歯の学級とか、新入学児童に歯みがきの贈呈とかの行事を組んできた。5周年目にはその記念作品展を開くなど、こうして積みあげていくのが、新しい、しかも現場における意欲をもりたてる方法ではないかと思う。学校保健の重点問題としても、昭和33年から3カ年にわたり、むし歯の問題をとりあげ、各学校に研究をお願いした。よい歯の学校運動の進展は、いろいろなアイデアをもって改善していくのが良いのではないだろうか。

細 谷 有馬 先生は、年々新しいアイデアを出していく必要があるといわれたが、単なる教育委員会事務局員としての線を抜け出されて非常に迫力をもっていた。そうした指導を受けとめて、現場で実際に運動の成功に並々ならぬ努力をささげられた、寺崎先生にお話を願いたい。

先生は全国でも数少ない婦人校長の一人であるのみならず、全校児童の健康に関し非常な関心を持ておられ、迫力ある実践を展開している。むし歯未処置者ゼロの目標を達成した苦心談などをお願ひする。

意志のつよい子をねがって

寺 崎 稀少 價値でここへ出されたわけで、値うちがあつて出されたのではない。その証拠に先ほど新潟の校長先生が、6割の女教師をかかえ心配で心配でカナワンとおっしゃった。

私は35年も教職にあるが、その間、意志のつよい子ども、生活力のある人間をつくることを願ってきた。7年前にはじめて校長になったとき以来、私はそれを学校経営の方針にしている。

私の赴任した学校は、平屋建の老朽校舎で、子どもはごく少く、しかも寒村で、口でいっても想像できないような学校であった。まず生徒の前に立ったところ、顔を洗っていない子どもが%以上、勿論身につけるものも、一ヶ月に一度洗うかどうかという状態。そこでまず清潔にしなければならないと考え、父兄がくるたびに、顔を洗って金がかかるか、みなさんの心がけひとつですとジャンジャンといった。今では子どもたちはスッキリして、着物も農繁期などには自分で洗うようになった。

本当に意志のつよい子どもになるためには、健康ながらだでなければならないという信念から、まず健康、つぎに口をやった。それから学校の身体状況をみると、非常に近視のものが多いので、照度計を家庭に持ちこんで調べたので、勉強にはみな蛍光灯をつけるようになった。そうして3年たった頃、ちょうどよい歯の学校運動が各区域にムードを起しました。

平屋建50年の老朽校舎だから、子どもたちは何となくボケていて劣等感を持っている。そこでひとつ自分たちでやれば、富山県一になれるんだという自信を持たせたいと考えた。先生方とこっそり相談し、むし歯のない学校になろうとやりだしたところ、マイシンをのんだことのない人に注射したように、村中バーッとひろがり一丸となって真剣にやってくれた。熱心なのは親なのか、先生なのか、子どもたちか、とにかく一つのカタマリのようになって、今年100%になったのは誰の努力か、もう一ぺん考えてみようというほどであった。

積極的な意識がそだつ

今年の新入児童はひとりもむし歯を持っていない。腰のまがったあまり清潔でなかったおとなたちが、小さい子どもをつれ、むし歯が大きくなるとやっかいだから今のうちに、というようになつた。そこで今度は何か表彰が欲しいためやつたのではないかと心配になり、教室でアンケートをとつたところ、子どもは素直に、早く歯をなおしておくと医者にかかるのが長くならないでよい、歯をみがくと歯がきれいになる、歯をみがかないとむし歯になって痛い、あんまり放っておくとお金がかかる等の答で、たくさんのおねがいがひとりも特別に賞がもらえるか

らという返事はなかった。これは本当に正しい歯の衛生の方向に進んでいると、私は非常に嬉しく思った。先ほどのお話を教育委員会や新聞社など、並々ならぬかけの力があったことを、今さらながら感謝している。

細谷 地の塩ということばがあるが、正にただいまの寺崎先生のような教育者のおられることが、単に学校歯科のみならず、日本の教育の本当の推進力になるということをしみじみ感じさせられた。先生の校下には歯科医がないので、遠く呉羽町、または富山市まで通って、子どもが歯の治療を受けたわけだが、その世話をまで先生は一切された。

以上、富山県におけるよい歯の学校運動の成立過程、ならびにそれについての体験を伺ったが、なおこれに関連して付け加えることはないか。

全県下統一の治療カード

和記 従来富山県においては、各郡市あるいは学校ごとに独自な治療カードを渡していたが、こんど全県下を統一した。それは学童の健康手帳によって様式がきまとったので、その改修によって効果をあげているので、よい歯の学校運動や、年2回の無医村へき地診療に対する県の助成金だとかいうことが、間接的に効果があったと思う。

そのほか歯科医自身も学校に働きかけ、その学校の校長先生の健康観というものを要求する。たとえば、健康観の確立されていない校長には徐々に働きかけるとか、意気投合するとかいうようなことが、保健主事、養護教諭の協力を得る結果となり、そこで関係者相互の結びつきが強くなり、この運動の行動を明確にすることになったと思われる。

細谷 この運動の一つの前段階として、赤ちゃんの検診運動のことをちょっと伺ったが、それについて佐藤さんに。

赤ちゃん一せい検診の成功

佐藤 今から約10年ほど前、富山県で赤ちゃんの一せい検診をやった。その時、今の学校歯科医と一緒に富山県医師会にいった。医師会長、事務局長がいには、よし協力しよう、これからはいわゆる治療だけではなく、健康相談面に力を入れなければならないということで、赤ちゃんの一せい検診が



和記学校歯科医（左）、佐藤局長（右）

始まり、非常な成功をおさめた。

そういうように医者が、我々が考えているより以上の考え方を持っていることから、私はこの運動を進めれば必ず成功すると思った。赤ちゃんの一せい検診は最初の年は50%、2年目約70%、3年目から90%以上の新事実をもった。富山県は、乳幼児の死亡率は全国1、2位を占める高率なので、これをやったわけだが、とくに若い母親から非常に感謝された。ということは、新聞で唱え、役場あるいは保健所から案内を出すことによって、検診に行かなければならぬという義務感をもった。そして、としよりの方からも今日は検診があるからとすすめられるようになり、若い母親たちに感謝されたわけで、今度のよい歯の学校運動も、そういう経験の積重ねから、私どもは細かい面、くだらない面など、ごく小さな面を新聞でとりあげPRしていくのも成功した原因だと思っている。

細谷 いま新聞のキャンペーンというものが、いかに大きなものであるかということを改めていいきかされたが、なお、有馬先生に何かあったらどうぞ。

いろいろな段階をへて

有馬 事務的なことについて。事務的なことは教育委員会が担当しているが、内容は、まず正しい歯のみがきかた講習会と、指導者講習会。NHKの江木さんや、口腔衛生研究所の沢田先生をよんで、県内各地で子どもと先生を対象に、正しい歯のみがき方を実施する。それが終ってから、指導者、とくに保健会や婦人会、学校その他の先生方も相集い、指導者講習を開く。だんだんにそれをきき伝え、村と町の人びとがグランドへやってきて一緒にやって

くれた。

それから、歯の少年少女代表コンテスト（個人審査）とよい歯のモデル校選彰をやっているが、これほどちらも県下小・中学校の最高学年を対象とし、第3次審査を経て表彰するものである。年々いろいろのアイデアをつけ加え、第2回にはむし歯半減達成校表彰、第3回にはよい歯の学校表彰（処置率80%以上）、学級表彰と続けていつた。この学級表彰の考え方は、本来各学校において学校長が表彰するのをたてまえとしているが、やはりむし歯半減の趣旨に沿い、こういう立派な学級があれば表彰してやろうということである。第5回目には作品展示、第6、第7と3年づいでだんだんと成績が上っているように思う。いまふりかえってみると、はじめの1、2、3回は、何かしらこういう運動の一つの考え方というものがおぼろげながらでてきた。4、5、6回と重ねるにしたがい、ムリをしなくとも保健教育にそったそういうものがあるんじゃないかと思うようになった。

すすんで歯医者さんにいく

寺崎 ただむし歯がなくなるということだけでなく、私どもの校下のように歯医者にいくのは金持の奥さんだけという気持が、この運動が始まらない頃はずい分と、としよりの頭にこびりついていた。ところがいま私の学校で100%処置したら、すべての人が歯をなおしにいくのは当たり前だ、むし歯があるからと誰にも気がねなく平氣で出られるようになった。子どもたちは表彰されることも非常に喜び、私が表彰式から帰ってくるのを5、6年生なんかが暗くなるまで待っている。そういうムードが家庭にうつり、また学校にハネかえって、そのことだけでなく外の面でも非常に有益で、学校と家庭が一体となって、教育に専念できるというムードづくりにも非常によかった。

細谷 こうした運動が農村の衛生思想の向上にまで役立っているという、非常に大きな副産物があるということを申された。このへんで一応本県関係を打切り、参会者から各府県の動向を発表願いたい。まず始めに、全国的な状況についてかねてから各地の状況にくわしい向井先生に。

全国の状況

向井 全国的な様子について大ざっぱにわけて、教育委員会でやっているところ、歯科医師会（または学校歯科医会）に従ってやっているところと、こちらのように新聞社がこれに加わって大きな役割をもっている、というように三通りある。なかにはみんな一しょのところもあり、当地などはそうである。どれが良いか悪いかということではなく、自然にシンポジウムを通じて理解できることと思う。そこでその三つの指導的な立場からいうと、御承知のようにこの運動が展開されるときはその性格として、時間的にも、空間的にも、年間を通じて行わなければ成果を上げられない。たとえば健康診断の事後処置だけやるとか、むし歯予防デーのときだけやるとか、ということでは成果は上らない。いま空間的といったのは、学校でも地域社会でもという意味である。それにはどうしても教育委員会が、機関車になってひっぱるようにならなければならない。あなたのところでは、教委でこれをやっているか、とたずねるとハアやっている。教委にすっかり頼んでいるという答えがある。それは学校の仕事であるから一通り教委に連絡をつけ、その手伝いなしにはできないから、どこでもやっている一般的なことである。私がいま教育委員会といったのはそういう意味でなく、たとえば富山県のように、教委が指導的立場に立って、機関車になってこれを引っ張っていくということではないと、県なり市なり、地域の学校が全体活動することはできない。これは学校では校長が先に立たなければ、やはり学校全体が一丸となれないと同じことである。また地域社会もいままでは忙しいときは、またあとでということもあつただろう。地域社会が自分から努力して、子どもが歯科医に通うときに、農村などでは夏休みの暑い日ざかりに10キロもあるところを、小さい子どもが校地別に集団となっていく。歯科医へ通うときに地域社会、PTAの方々が交代で子どもを連れていくてくれた、といったような地域社会の保健に協力する受けとめかた、その教育的な高まりが社会に必要である。

だれが機関車になるか

当地のように新聞社がこういうようなムードを、

地域社会に長い間自然に自分の中からわき出るようにつくってくれた。こういう働きは新聞社でなければできないように思う。多忙な歯科医が積極的に協力してくれたのも、ふつう常識からいえば直接でない立場の方々、教委なり新聞社なりがやつてくれているという事実に、学校歯科医、乃至歯科医が感激して、自らもまたそれに加わって非常な力をかすということもあったと思う。

それがバラバラな主催なり指導力で、そういう意図ではなくとも、結果的にそうなるような組織と運営でやっているところが、かなり全国的に多い。そういうところはずい分時間的にも、労力的にも、経済的にも、犠牲を払っておりながら割合に成果が上っていない。しかし組織のありかたによって成果がかなり違ってくるけれども、むし歯半減運動はこの8年間にずい分進展したと思う。

なお私はこのよい歯の学校運動の組織としては、まず教委が強力な機関車になること、ねがわくば新幹線を走る最も新しい機関車のような馬力をもって教委がやってもらったら、もっと日本のむし歯は少なくなるのではなかろうか。北陸各県においては新聞社が非常に力をかしてくれているが、他地方でも有力な新聞社に連絡して、よい成績をあげている新聞社をみならって計画されるとよいと思う。学校歯科医会、歯科医師会の方面についてはよく御承知されていることなので省略する。

各地の動き

細谷 それぞれの県で同様の運動をおしつけていくところはたくさんあると思うが、この機会に御自身の県の状況を御紹介願いたい。東北を代表して青森県の方から。

青森 本県は乳幼児死亡率やトラホームが日本一ときき、せめてむし歯半減運動に関しては、学校保健会を中心としてみんなでやろうという熱意が非常に高まり、県あるいは県教委、市、学校歯科医会一丸となって、この運動が提唱されたときから実施し、よい成績をあげている。

細谷 西を代表して熊本県の方どうぞ。

熊本 熊本でも相当やっているつもりである。とくに熊本では永久歯の6歳臼歯の重要性にかんがみ、中学校においては6歳臼歯と12歳臼歯、小学校では

6歳臼歯管理表をつくり、学級数だけ全県下に配布している。各学校の保健室にそれをはり、保健室では校内各学級の管理表をはり出し、学級においては子どもの6歳臼歯の状況が一目でわかるのを掲げている。それを集めたのをまた保健室に掲げている。

むし歯半減運動がはじまったとき、6歳臼歯管理表を配ったことで、とくに現場の養護教諭には、いらんことをはじめたとめんどうがられたが、回を重ねるにしたがい、いまでは当然養護の仕事であるというようになり非常にやりやすくなつた。とくに県教委では力を入れていて、いまはへき地の隅々まで6歳臼歯のむし歯半減運動が徹底してきた。

細谷 ただいまのお話で新しいアイデアを出すことの大切さを再確認したが、なお発表されるかたはどうぞ。

奈良 このテーマの運動については、教委から流し、各学校が燃え、職員が燃え、それを学校保健委員会から各家庭へ燃えていくということが良い方法であり、またこれでなければ実際にいけないと思う。そういう意味で先ほどの向井先生の御意見に全面的に拍手をおくりたい。

私の実例を申せば、私は大正9年から学校歯科医で年俸10円からはじまつた。私の学校は消長がある。それは寺崎先生のように口腔衛生に熱心な先生がいるかと思うと、水を向けても一向に反響がない先生もある。そういうことに前から気がついているので歯に关心のある寺崎先生のような方を何人も欲しいものだと思っている。

細谷 もう一度本県の問題に戻りたい。どこの府県にもあるへき地の巡回診療で、とくに富山県ではこうしているという経験を有馬先生から。

へき地対策

有馬 へき地対策は大体似たようなものだと思うが、富山県の一端を申し上げれば、いまのところ60校余りの分校、乃至本校を持っていて、毎年定期健診の結果を教委に集め集計している。やはり非常にへき地の体位が悪く、あるいは学校病にかかっているものが非常に多い。特に、近視とむし歯、要抜去乳歯の問題等のため、へき地巡回診療をやっている。

県教委の学校保健費として、へき地巡回診療費と

いうもの、もう一つの歯に関しては学校病等対策費というものを持ち、そのなかによい歯の学校運動費を見積っている。歯に関しての予算はこの二つで額はそう多くない。

これから申し上げるべき地は、俗に平家の落武者が住んでいたといわれる五箇山の上平村というところである。五箇山は山が五つではなく谷が五つある。ここは学校保健に対する協力体制が、他にみられないほど立派であり、健康優良学校もできている。全部学校中心にしてやっているが、学校歯科医がいないので毎年巡回診療班を派遣している。しかし、べき地診療は60カ所もあり、年々方式が変りがちなので、やはり5~6年間は継続した方がよいと思う。というのはこの学校の場合は、とくに富山県学校歯科医会の研究指定校として、巡回診療を5カ年継続してやったが、ふつうべき地診療というと、1~2年でやめてしまう傾向があるからである。上平村は小学校2、中学校1であるが、治療率は小学校78%、中学校76%である。

べき地学校は60校余りだが、一年に全部まわることはできない。歯科医が5~6人診療車に乗り、一泊でやる。私も一しょに行って歯みがき体操、歯みがき講習会などをやり、歯科医は口腔診療、抜歯、アルガム充填等をする。県下くまなく廻りたいが、まだそこまで手がまわらない。

細 谷 よい歯の学校運動というものも結局は県民の啓蒙運動、乃至文化運動として推進されているだろうと思うが、佐藤さんに新聞人としてこうした運動の将来について大いに抱負を語っていただきたい。

新聞人の抱負

佐 藤 先ほど熊本県の方がいわれたとおり、私の新聞社のネライもそこにある。歯科医、教師とも非常に一生けんめいやっている。これをどう地方に受けとめさせるかが問題で、これが我々新聞人の使命でありつとめだと思う。そういうことから、やはりこの際地方新聞を利用し、引き出すように努力された方がいいのではないか。何といってもマスコミに乗せなければみんなが乗ってこない。努力しただけの効果が必ずしもあるとは限らない。だから有馬先生がいわれたとおり、持場々々の組織を最大限に利用することである。こういう運動には理想という

ものがある筈で、その理想さえ忘れなければ、誰を説き伏せようと、引っぱり出そうと絶対恥ずかしいことはない。

そこで私の理想は、単にむし歯を半減するというのではなく、むし歯を今後なくす運動、むし歯をなくすにはどうすればよいかという窓口を、どうしても歯科医に聞いていただき、治療するだけでなくなくする運動にまでもっていきたいと思っている。もう一つ、有馬先生がよい歯の学校運動の予算化についていわれたが、これは微々たるものなのでこれからもこういう立派なことをやるのなら、もっと力を入れて予算化を進めていただきたいと思う。どうせ税金を使うなら、保健という大きな旗印をもって、我々関係者一同手を組んで、県当局にもっともっと予算を組んでもらい、健康を守っていきたいと思っている。

細 谷 学校保健の財政的基盤というもの、いつまでも特定のかたの奉仕的活動にだけアグラをかいている事態ではないのであって、やはり合理的な経済的基盤をつくることが先決問題ではないかと思う。これについて寺崎先生から将来に向っての展望とか要望を御遠慮なく。

合理的な財政基盤を

寺 崎 私は四月の一斉検診のときだけは大きな顔をしてお願いするが、2回目のときは胸をどきどきさせながら平身低頭である。歯科医は気持よく協力してくれるが、3回目となるといくら団々しくてもちょっとといいかねる。それで何とか一斉検診を最少限2回（3回なら申し分ないが）にしてくれないだろうか。医師手当は雀の涙より少し大きい程度なので、増額を要求はしているけれども、肝心の医師側からそういう話を殆んど聞いたことがない。みなさんが金持で奉仕的な気持を持って下さるのはありがたいが、正しい報酬は堂々と請求していいのではないだろうか。この問題も教委やマスコミに取り上げてもらいたいと思う。

細 谷 最後に学校歯科医としての立場で和記先生に。いまお二人の申されたことについて御自分の立場で。

ほしい明確な立場

和記 結びとして八人町小学校の実状を申しあげたいと思ったが、これはパンフレットの方を熟読玩味していただくことにして、ただいまの寺崎先生のお考えは現代世相にマッチしたギア・アンド・ティクの考え方で非常な名言である。むかしの学校歯科医服務規程には、学校歯科医は一年に一回定期検診をすると要項にある。そうするとせいぜい四月定期検診、11月か12月に未就学児童の検診の二回である。先輩のなかには、そのような勤務ぶりで手当を要求するのは面映ゆいような気持、ということもあったようだ。現在私の行っている学校は昭和5年から続けているが、終戦後は一週間に一回行って、学校保健法にきめられた校内予防処置についてやっている。学校でやるのはいきすぎだとか、先ほどから各県の先生がたが言っておられたが、私はこういうことについては一つの信念を持っており、校内治療の限界をはっきり守って実施すれば問題はないと思う。また学校保健法では、私たちは非常勤公務員であると身分を明確化しているので、その身分をわきまえ保健教育担当の自覚をもっていくことである。私たちはあくまでも児童が相手であり、児童に対して私たち自身の性格と愛情をもって、次代に生きる明朗な健康観と、心身の健全な発達を願うために、信念をもって児童にこたえていくことが私たちの立場を明確にして、いわゆる手当の問題も好意によって解答がつくものと思う。

洗い出された問題のいくつか

細谷 最後に司会をやって感じたことを申しあげると、ただいまのテーマはよい歯の学校運動という具体的な教育運動であるが、いずれのかたちをとるにせよ、やはりこういう運動は教委とか、学校、学校歯科医、さらに地域社会という関係諸団体のスクランムを組むという協力体制がないと推進できないと

いうこと、そして実際に推進していく上からは、特に校長の意欲が大きい。学校経営者としての校長がハッスルしないかぎり、前進しないということを、特にそのモデルのような寺崎先生を前にして感じるわけである。つぎに新しいアイデアをつぎつぎに出していくことの必要性、マンネリズムにおちいっては駄目だということ、それから今や半減ではなく、全減運動にしなければならないということ、これはむし歯に限らず学校病にも期待することである。それにしても財政的基盤を確立することが大切で、これは教委ばかり責めても問題は解決しないのであって、やはり政府自体がこれに積極的な関心を寄せることがどうしても必要である。

またこのむし歯の問題については、歯科医学といふものと教育とが一本化されたかたちででてきたが、一見関係のないようなことが火花を散らしてぶつかり合うことが、本当の教育運動というものだとあらためて感じさせられた。それにしてもそういう運動を推進する潤滑油のようなかたちで、マスコミュニケーションとしてテレビやラジオと並んで新聞の果す役割の大きさを感じさせられることである。この運動を展開するために発行部数がふえたということもないと思うが、全くこれは企業の利潤を社会に還元するという奉仕運動として考えておられることで、これからはいろいろなかたちの企業の働きかけを、そういう観点でうけとめることが必要なのではないか。すぐ広告に結びつけ、コマーシャルと考えることよりも、企業の得た正当な利潤を消費者にかえしていく心がまえ、やはりそれなくしては民間運動というものは進展しないということを、もっとはつきり認識することが必要ではないだろうか。

司会をして多くのことを教えていただいたことを感謝するとともに、ここに出席された4人の先生に厚くお礼を申しあげたい。

学童の日常使用せる歯刷子の研究

大阪市学校歯科医会教育部

柿野惠一

よい歯の学校運動の一環として、全大阪市立小学校学童23万名参加の巡回歯磨訓練において、学童の使用している歯刷子が、あまりにも不適当なものが多い事実に鑑み、この研究を行なう動機となった。

予防歯科医学の見地から、日常行なう歯口清掃の方法では、一般的に正しく行なわれていないようである。すなわち横磨法、または描円法、または垂直法が大多数をしめ、最良の方法と思われる回転法が実行されているのは極めて少ない現状である。また学童の使用している歯刷子については、一般的に全く軽視されているおそれがあるので、今回、大阪市学校歯科医会においては、歯刷子制定委員会を設置し、学童に対し学理的で、かつ有効的な歯刷子を検討するため、学童の日常使用している歯刷子を蒐集し、細部にわたり調査研究を行なった。

その集める方法としては、大阪市22区から一校ずつ抽出し、抽出校の5年生全員約4,000名を対象として、現在使用している歯刷子を研究材料とした。なお、取材歯刷子の見返りとして、学童用の歯刷子を無償で全学童に交付した。

その成績は表のとおりである。

毛の種別は化織が約80%、豚毛が20%である。植毛部の長さは、2~3cmが約20%で、3~4cmが約60%、4cm以上が約20%もある。毛束の配列は、4列が43%。毛束の間隔は、2mmが約35%、1.5mmが42%。把柄部の長さは、10~12cmが約74%、12cm以上が約20%。握り易くするために作られた把柄部の凹部については、全然なしが90%もあり、拇指部にあるのが約8%程度である。次にメーカーは、E項(2流メーカー)70%。

以上の結果から、植毛部の長さは2~3cmの標準のものが意外に少なく、3cm以上のものが85%にも達している。また歯刷子の清潔保管のためには2~

3列が適當と思われるのに、4列が43%に達している。

把柄部の長さについては10cm以上が大多数で、全般的に長過ぎるように思われる。

メーカーは有名メーカーの製品が意外に少なかったことが目立ち、2流メーカーと思われるものが70%もあった。

以上の調査から、学童の使用している歯刷子については、総括的に把握することができたと思われる。

歯刷子の形態種別一覧表

区分		実数	%	区分		実数	%
刷	化織	2,008	77.6	材質の種類	合・セル	3,871	99.5
	豚	811	20.7		骨	14	0.3
	狸	58	1.4		その他	7	0.2
	その他	15	0.3		白	1,288	33.4
	2cm以下	36	0.9		赤	901	23.0
	2~3cm	798	19.7		青	1,094	28.0
	3~4cm	2,293	59.6		その他	609	15.6
	4cm以上	765	19.8	長	10cm以下	302	9.4
	高さ	2,935	75.4		10~12cm	2,891	73.5
	1cm以下	957	24.6		12cm以上	699	19.1
毛	先(細)	766	20.6	巾	1cm	2,463	63.3
	尾(広)	3,126	79.4		1cm以上	1,429	36.7
	先・尾(同)			厚	5mm	3,095	79.3
	切	1,051	26.8		5mm以上	797	20.7
	平切	2,841	73.2	丸みのもの	3,481	89.4	
	口段切			角のもの	411	10.6	
	毛型	1,349	34.7	凹	無	3,521	90.4
	平面	2,502	64.3	部	拇指	328	8.2
	凹	41	1.0	の有	子指	27	0.9
	凸	0	0	無	すべり止	26	0.5
部	配列	2,186	56.6		A	375	9.7
	二列	1,705	43.4		B	471	12.3
	三列	1,367	34.8		C	50	1.0
	四列	1,679	42.0		D	280	7.0
	間隔	852	23.2		E	2,714	70.0
	2mm						
	1.5mm						
	1.5mm以下						
	直線型	1,916	48.1				
	内側傾斜	416	10.6				
頸部	外側傾斜	1,562	41.3				

良い習慣と歯牙齲歎予防との関係について 第2報

京都府学校歯科医会・京都市立小川小学校歯科医

滝野英二

本題の要旨（昭和31年より昭和37年中における成績）については昭和37年京都市において開催された第26回全国学校歯科医学大会において報告したところであるが、その後昭和37年4月から昭和39年3月までの2カ年間における成績を第2報として報告したいと思う。

本報告の主眼とするところは第1報の成績をその裏面より考察し、果して第1報の主要点、すなわち歯牙およびその周囲組織の清掃行為が歯牙齲歎症に對し予防的効果をきたしているだろうかということをうかがいたいためである。

本研究の実施方法

基本的には第1、2報とも何ら異なる点はないが、実施対象者は小学校児童である關係上、たえず繰り返し指導し注意をあたえた。過去2カ年間の実施にあたり、その実施方法は年間6回の清掃度検査および3回の齲歎検査、計9回の検査を行ない、清掃度検査は満点5点、普通3点、最下点1点の採点を行ない、齲歎数については永久歯、乳歯に區別してその学童の現有する齲歎数と、口腔に現存する歯数との対比を求めた。

検査成績

前述のごとく本検査では多少指導的な注意を第1報におけるよりゆるくしたためであろうか、表1、2、3に示すように昭和37年より39年にいたるに従い清掃度は3.8より3.5、3.4と低下し、齲歎保有率もまたこれと比例するごとく増加の一途をたどっている。昭和32年より37年までの成績をふり返るならば、清掃度が上昇するに従い、齲歎保有率は減少し、昭和37年にその最高を示したが、昭和39年にはわずか2年の経過をもって清掃度は昭和34、5年頃の成績、すなわち約2.5年分逆行し、齲歎保有率においては調査年次中から一度もみなかった最高度を示した。ここで注目したいのは清掃度の良くなること、悪くなることが齲歎保有率に關係を有するようと思われ、また、良くするは難く、悪しきはほん

表1 永久歯現存歯に対する齲歎率、平均 (%)

学年	性別	昭和32~39年	昭和32~37年	昭和38~39年
6	男	4.21	2.27	5.14
	女	4.21	3.02	4.68
5	男	4.35	2.51	6.20
	女	5.68	2.93	9.42
4	男	4.38	3.46	5.77
	女	4.89	3.73	6.64
3	男	3.80	4.05	3.30
	女	4.77	3.84	6.50
2	男	3.42	3.25	3.88
	女	4.65	3.46	7.61
1	男	3.05	3.01	3.17
	女	3.51	3.61	3.21
平均	男	3.87	3.09	4.58
	女	4.60	3.93	6.18
男女平均		4.23	3.51	5.38

表2 永久歯現存歯に対する齲歎率 (%)

学年	性別	39年	38年	37年	36年	35年	34年	33年	32年
6	男	5.27	5.10	2.27					
	女	5.25	4.10	5.02					
	平均	5.26	4.55	2.64					
5	男	6.50	5.90	1.97	3.05				
	女	8.85	8.00	1.99	3.87				
	平均	7.68	6.95	1.98	3.46				
4	男	6.89	4.65	3.52	2.56	4.29			
	女	6.84	6.44	3.91	3.36	3.91			
	平均	6.86	5.54	3.71	2.96	4.10			
3	男	4.70	1.90	2.26	6.47	3.25	4.22		
	女	9.15	3.85	3.48	4.23	5.50	2.93		
	平均	6.93	2.87	2.72	5.35	4.13	3.57		
2	男	4.89	2.86	3.49	2.78	5.28	0.95	3.74	
	女	9.60	5.63	1.99	4.04	5.22	3.39	2.69	
	平均	7.25	4.24	2.74	3.41	5.25	2.17	3.21	
1	男	4.90	1.43	0.89	6.08	4.29	3.06	0	3.78
	女	1.25	5.18	8.16	0.95	3.18	1.81	2.93	4.63
	平均	3.07	3.30	4.52	3.51	3.73	2.43	1.46	4.21
年度平均		6.26	4.84	3.08	3.78	4.30	2.73	2.34	4.21

註：1) 39年上昇、37年減少、35年上昇。

2) ↗ 齲歎上昇を示す。

↗ 齲歎減少を示す。

3) 齲歎数は昭和35年より減少の様子がみられ、37年には全学年減少している。

しかし38.9年には増加のきざしを示している。

のわずかな時日で現われてくるということである。

結語

以上、児童の教育はたえざる愛情と努力が必要であり、寸時もおろそかにできないということである。また、本研究から考え得ることは、このようなことのみがこのような成績を生み出したとは決して断言できないが、やはり第1報で報告したごとく日々間断なく良い習慣をつけつつ、多少でもが齶歯数の減少を計り得ることが可能であるように思われる。

なお、本論文の詳細は京都市衛生局医学研究会会誌、昭和39年発行第3号に記載した。

表3 昭和31~39年 清掃度表

学年	性別	39年	38年	37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年
6	男	3.3	3.5	3.7	3.4	3.3	3.1	3.1	2.7	2.0
	女	3.2	3.7	4.0	3.5	3.6	3.2	3.0	2.7	2.0
5	男	3.5	3.7	3.7	3.4	3.4	3.1	3.0	3.0	2.0
	女	3.8	3.5	3.8	3.6	3.5	3.3	2.9	3.1	2.0
4	男	3.5	3.6	3.7	3.2	3.7	3.1	3.1	2.8	2.0
	女	3.5	3.8	3.6	3.9	3.7	1.5	2.9	2.8	2.0
3	男	3.5	3.7	3.7	4.1	4.2	3.3	3.0	3.0	2.0
	女	3.5	3.4	3.8	3.6	3.6	3.5	2.9	2.9	2.0
2	男	3.2	3.7	3.8	3.5	3.4	3.1	2.9	0.6	2.0
	女	3.5	3.4	3.9	3.7	3.4	3.3	2.9	2.9	2.0
1	男	3.2	3.6	3.8	3.5	3.4	3.3	2.8	2.7	2.0
	女	3.3	3.6	3.7	3.5	3.5	3.2	2.9	2.5	2.0
平均	男	3.4	3.6	3.7	3.5	3.6	3.2	3.0	2.5	2.0
	女	3.5	3.6	3.8	3.5	3.5	3.0	2.9	2.8	2.0
全平均		3.4	3.5	3.8	3.5	3.6	3.1	3.0	2.7	2.0
清掃度下降										
清掃度上昇										

註： 5.0 最も清潔なもの、3.0 普通のもの

1.0 最も不潔なもの

小白歯部の観察

東京都港区麻布学校歯科医会

飯田嘉一 弘田仁哉 加藤邦雄 佐藤日出夫
鳴神輝 保坂利之 杉山正芳 松原信隆
関根由紀 兼松隆徳

はじめに

この研究の目的は、4月の定期診断に、共通の研究課題をもって口腔内を観察し、その結果をもとに、児童生徒に示して、歯に対する関心を高めるための資料にすることであり、今回は咀嚼および歯の適切な指示をあたえることにある。

調査対象と研究方法

調査対象は、前2回の発表（下顎前歯部、上顎前歯部）と同じく、麻布地区の小・中学校9校（南山、本村、笄、麻布、飯倉、東町小学校と、城南、三河台、高陵中学校）の児童生徒2,674名である。なお、今回は小白歯部の観察のため、小学校は6年のみを対象とした。

方法は、各自の担当学校を分担し、口腔診査を行なったのち、歯牙の数と形の異常あるものについては、すべて石膏模型ならびにX線検査を行ない、これらの資料を持ちよって、相互に観察した。

観察成績

1. 頗度

小白歯の欠如は、2,674名中、82名（3.06%）に

みられ、うち男子43名、女子39名であり、とくに性差は認められなかった。（図1、図2）

欠如例のうち、両側欠如のものは32例（例えば、 $\text{X} \text{ X}$ 等）、片側のみ欠如のものは39例（ $\text{+} \text{ -}$ 等）、両側と片側に同時に欠如のあるもの11例（ $\text{X} \text{ +}$ 等、 $\text{X} \text{ -}$ 等）である。

両側欠如では、 + の型が22例と、もっとも多く、片側欠如では、下顎が（ + 、 - ）それぞれ10例、17例と多く、上顎片側欠如は左右各4例にすぎなかつた。（図3）

また、小白歯欠如のなかには、乳歯が残存して永久歯に代行しているものが、両側欠如では13例、片側欠如では11例、また両側+片側欠如では6例みられた。

2. 状態

これらの欠如をよくみると、隣在歯や対合歯群には勿論、反対側やその対合歯群にまで歯牙の転位や捻転などの影響がみられる。図4（A）は、 + 欠如の一例であり、図4（B）に示すように欠如側の咬合状態はかなり乱れ、その反対側図4（C）もまた

影響をうけている。図5、図6は前述の状態を模型化したものである。乳歯の永久歯化したものについては、X線で特異な歯根像がみられ、乳歯の歯根吸収について一つの示唆をあたえている。(図7、図8)

3. 対 策

欠如によって生じたと思われる歯牙の転位や捻轉が、咬合に変化をあたえ、咀嚼に大きな影響をおよぼし、また、その部分の汚染によってう蝕が生じやすくなるなど、その対策については考慮すべき点が多い。

1) 欠如歯を早く発見することが必要であり、そ

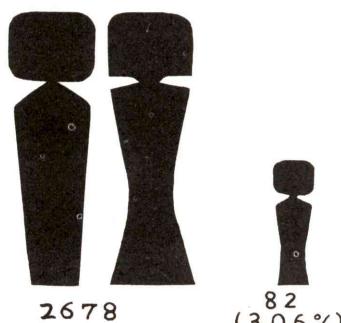


図1 総検査数と小白歯の欠如例

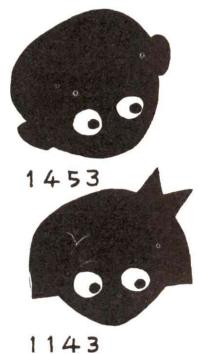


図2 小臼歯欠如の男女別出現率

のためにはX線による診断によらなければならない。早期発見の一つのメドとして、歯列窓の小さいものや、上下顎前歯部の形態異常があげられるが、これらは先天性欠如に関係あるとはいえる、絶対の目安とはならない。

2) 欠如歯を発見した場合、ただちに保険装置などの適切な処置を行なうよう指導することが必要であろう。

3) 欠如部に乳歯が残存しているとき、その乳歯の保存についての適切な指導が望ましい。

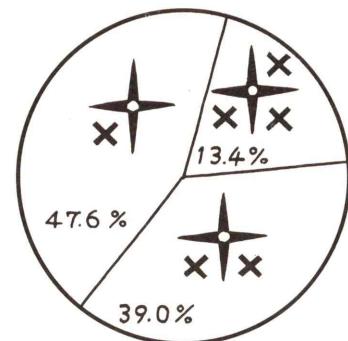


図3 小臼歯欠如の形態別比率
(片側、両側、両側十片側欠)

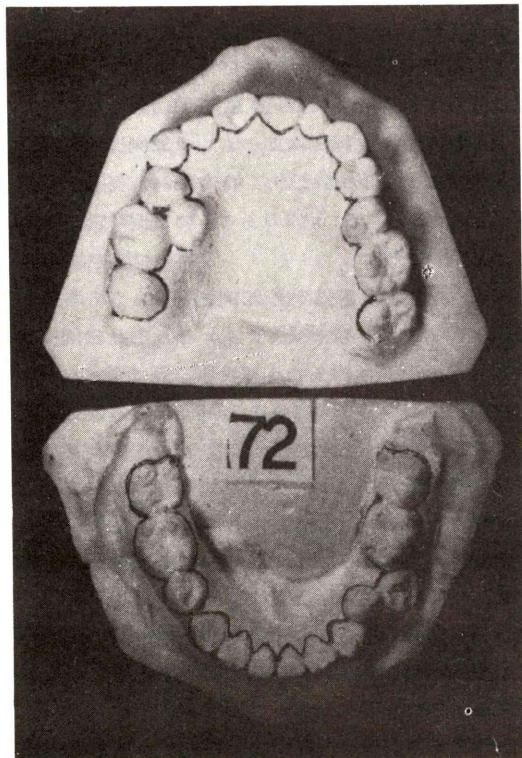


図4(A) 5) 欠如の一例

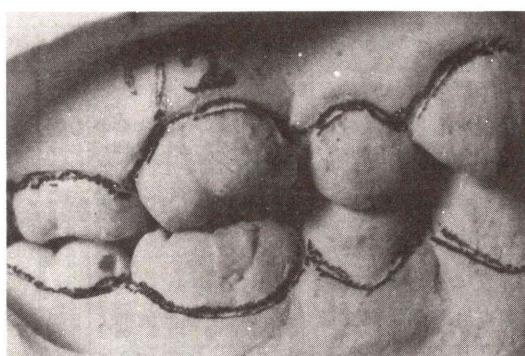


図4(B) 5) 欠如側の咬合状態

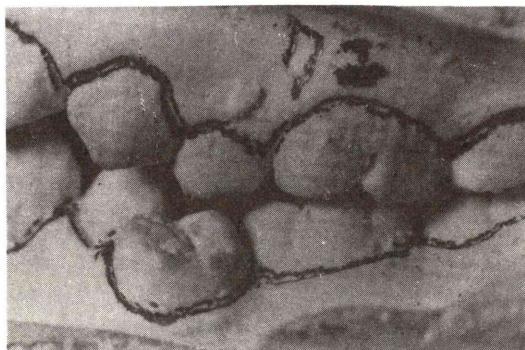


図4(C) 5) 欠如、反対側の咬合状態

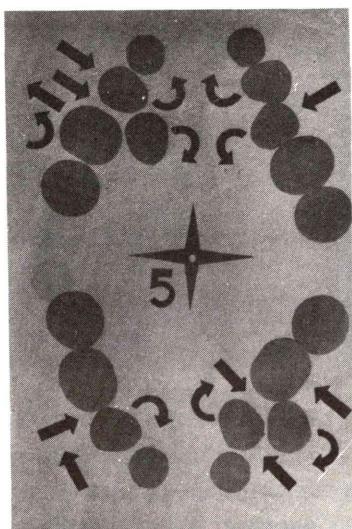


図5 図4(A)の模型図

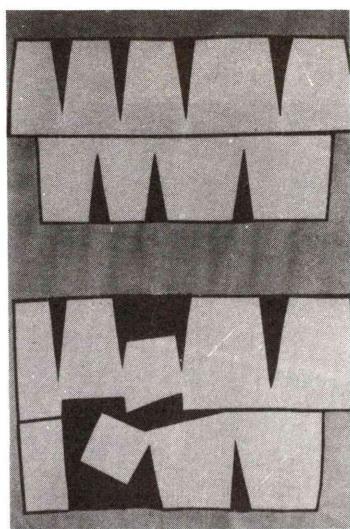


図6 上は正常咬合、下は図4(C)の模型図



図7 5欠、乳歯残存例

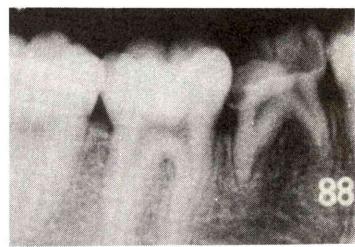


図8 5欠、乳歯残存例

六歳臼歯う蝕の実態とその対策

富山県上婦負養教部会・呉羽中学校

浦田 瑞智子

富山市をまん中にはさんだ上新川郡と婦負郡は、農村地帯で保健に対する関心もうすく、専門医も少ないので、われわれのできる歯科指導の重点をどこにおけばよいのか昨年の反省から本年度の調査をすすめた。昨年度の調査では、う歯の部位とう歯の程度から六歳臼歯のう歯が思いのほか多く、59.9%を示していた。

処置率は昨年に比べ中学校2.2%，高校1.4%上回っている程度で小学校は依然低率である。男女別では小・中・高校とも女子が高率を示している。

毎年生徒より治療カードが提出され、多数のう歯が治療されているにもかかわらず、検診では相変わらず治療率が低いので、新発生のう歯について調べてみたが、この発生率が高いこと、その過半数を6

歳臼歯が占めていることから、私たちは指導面において予防にじゅうぶんな時間をかけなければならぬと思っている。

歯みがき調査では、歯をみがいていないもの、歯ブラシを持っていないもの、歯ブラシの使い方がじゅうぶんでないもの等があり、これらの実態を把握したうえで次のような対策を講ずべきであると考える。

1. とくに小学校低学年の指導に重点をおき、地区保健衛生指導関係者と連絡を密にし、幼児のための家庭の啓蒙にじゅうぶんの考慮をはらう。

2. 1年に少なくとも2回検査を実施できるようにし、早期発見、早期治療につとめる。

3. 治療勧告の徹底と適当な予防処置を講じたい。

第28回 全国学校歯科医大会の記



富山県民会館にて 参加者1,300名
昭和39年9月18日、19日の2日間



会場 富山県民会館と受付風景

第1日・進行の順を追って

待ちに待ったこの日、初秋の爽やかな晴天にめぐまれ、遠く県外からの参会者を迎えるにふさわしい日、富山駅の案内所は、名古屋よりの準急、上野から黒部、北陸の各急行、大阪からのしらゆきの急行を迎え、てんてこ舞い。駅頭に降り立った参加者は、旅塵をおとす間もなく、新装なった県民会館へと参集する。

県民会館は、建設費10億800万円、地下1階、地上8階、塔屋3階、地上31m最高42.5mで県民の文化の殿堂である。ワインカラーのモザイクタイルは県民色をあらわし、洋上に浮かぶ大戦艦を思わせるにじゅうぶんである。

最新式音響設備と最新照明を誇る大ホールに、場内放送で優しい女性の声が響く。

——みなさまお早ようございます。
みなさま方には遠路おつかれのところようこそおいで下さいました。開会10分前に予鈴を入れますので、いましばらくお待ち願います——

大会委員吉野定利氏（県教委保健係長）の司会により、大会副委員長山本利彦氏（県教委体育保健課長）が開会を宣する。国歌斉唱1回。昨年10月5日山形大会で引継がれた大会の鐘は、開会式満堂参加者の眼前にしつらえられて、坪田大会委員長の手により厳肅な槌打ちがなされ、いよいよ富山大会は進行はじめた。つづいて坪田委員長感激に胸つまらせて開会の辞を述べた後、向井大会会長のあいさつ。祝辞は文部大臣（吉川文部省学校保健課長代読）、厚生大臣（笹本厚生省歯科衛生課長代読）、中原名与会長（益川日本歯科医師会副会長代読）、富山県知事、鹿島参議院議員の祝辞、祝電の披露。

物故会員の生前のお働きに感謝し、冥福を祈る一默禱——

このあと恒例の表彰に移り、向井大会会長より奥村賞について、竹内奥村賞審査委員長より審査の報告があって、福島奥村賞管理委員会代表より新潟市立礎小学校長に賞状と記念品が授与された。壇下に保健主事を立たせ“今日の栄誉こそ、この人に与えたい”と校長、教諭のうるわしい情景。しばし拍手がとまらなかった。つづいて、全日本よい歯の学校表彰に移り、湯浅日学歯副会長より審査の報告があって向井日学歯会長より代表の富山市立八人町小学



向井大会会長あいさつ

校長、富山県八尾町立野積中学校長に手渡され、八人町小学校長謝辞を述べ表彰式を終る。このあと開大会副委員長閉式の辞、正確に10.30.

特別講演、研究発表、シンポジウム

これで第1部を終り、第2部は穂坂副会長が座長席について講師を紹介「特に富山大会では富山の学校を3カ所予め視察した上でお話を願う」ことを前置として、細谷教授の「よい歯の学校運動の教育的意義」の講演を拝聴（別掲参照）。

第3部の研究発表は全国から選ばれた方々だけあって問題の核心に触れ聴く者をして醉わしめる境地、時間制限でストップウォッチの針の進むことの早いこと。先ずトップ大阪市学校歯科医会の柿野恵一先生。学童の日常使用する歯刷子の研究。次が京都市小川小学校歯科医の滝野英二先生。良習慣と歯牙う蝕との関係について（第2報）。次が東京都麻布学校歯科医会の飯田嘉一先生。共同研究の東京都麻布地区における児童生徒の小白歯部の観察。最後は本県の上新川郡、婦負郡——いわゆる農村地帯の6歳臼歯う蝕の実態とその対策について、富山県上婦負養護教員部会の浦田嵯智子先生が述べた。（別掲参照）

座長は、榎原、竹内、丹羽、山田の4氏が交代でつとめた。

12.20より富山県を紹介する、「とやま産業と観光」が上映された。富山、高岡を中心として新産業都市建設と農業県から工業県への脱皮、古い伝統を守りつづける壳葉、日本靈山の立山など20分のPR。

午後は本大会の中核ともいべきもので13.20.よ

りシンポジウムが開かれた。

テーマは「よい歯の学校運動の分析」で1時間40分にわたって解説が試みられた。

司会は東京大学教授細谷俊夫氏、講師は教育委員会から有馬武雄氏、学校側から寺崎キミ氏、学校歯科医を代表して和記憲一氏、佐藤茂次がPR側の立場からそれぞれ歩んできた道を表明され、よい歯の学校運動のあり方について示唆を受けた。（別掲参照）

全体協議会、大会宣言

大会日程の第5部は全体協議会。15.00～16.00までの1時間、協議議題8題なので提案者を5氏にしました。議長は前例によって日学歯の湯浅副会長、前年度開催地山形の矢口会長、本年度富山の坪田会長、次年度東京の亀沢会長の4氏。

1. 学校における保健教育の根本的強化策の確立
を要望する
東京都学校歯科医会
2. 歯刷子制定委員会の設立を要望する
大阪市学校歯科医会
3. 学童に推奨できる歯刷子の基準に関する件
東京都学校歯科医会
4. 社会保険に対し乳幼児加算を学童にまで延長する件
大阪市学校歯科医会
5. 小児義歯を広義に採用すべき件
大阪市学校歯科医会
6. 就業時健康診断票の歯科欄取扱いについての要望
熊本県学校歯科医会
7. 学校における定期健康診断時に必要とする機械器具の基準に関する件
大阪市学校歯科医会
8. 学校に歯口清掃のための洗口場並びに歯刷子の消毒と保管所を設けることを文部省に要望する
東京都学校歯科医会

歯刷子の基準、制定委員会設置については、その根本趣旨は了とされるも甲論乙駁、保留。その他はいずれも全員賛成のうちに可決してその処置を執行部に一任した。なお動議により、第28回大会の総意により、この大会を意義づける宣言の要望があり、起草案につき、竹内理事長より発表、全員拍手のうちに可決決定した。



壇上にかかげられた大会宣言

大 会 宣 言

第28回全国学校歯科医大会を通じ、よい歯の学校運動の教育的な意義と成果を評価し、さらにこれを推し進めることの重要性を認めた。

よってわれわれ学校歯科医は、この線にそって効果的な行動を展開することをここに宣言する。

昭和39年9月18日

これをもって日程のすべてを終了し、平井副委員長の閉会の辞によって閉会式が始まる。大会の鐘は坪田会長の手より向井会長の手へ、同会長から亀沢東京都学校歯科医会長の手へ。亀沢会長やや興奮の面持ちで挨拶。黒田大会委員力強く閉会を宣言。一瞬ライトの消された舞台には、「日の丸」と「1965.TOKYO」の文字がスポットを受けて浮きだされた。東京都役員の手にするキャンドルのともしびは劇的に揺れている。

突然拍手が起り、それが潮のように次第に大きく、参加者全員に広がり、何かもの気につかれたようにな……螢の光のメロディーにわれにかえる。来年は東京であります。東京で……

静かに会場が明るくなつて、とどこおりなく閉幕となつたのは、16.15。

展 示 会

○目で見るよい歯の学校運動展

会館2階サロンを利用して、県下各地にくりひろげられた歯みがき講習会場、山深きへき地に巡回診療の手をさしのべる「よい歯の学校運動」、表彰式場風景などの写真、書、画、作文などの作品。実績諸表の展示が行なわれた。また、表彰旗32本は奇しくも歯の数を思わせ参觀者の目をみはらせた。

この会場の一隅では、へき地巡回診療、八人町小学校よい歯の学校運動状況、その他富山県学校歯科医会の活動状況を映写、スライドによって説明された。

○歯科医療器材展

県民会館1階の展示場にパネルを使用して、歯科材料や器械の展示が行なわれた。これは地元笛木歯科器材店を通して斡旋して貰い、地元の事務用品なども加えると約30商社の展示がなされ、終日盛会であった。

懇 親 会

午後5時から、ナチのマークで有名なペアリングの不二越工業の体育館で行なわれた。



展示場風景

大会委員大井潤氏の司会で、島田副委員長の開会の辞。坪田大会委員長の挨拶。富山県議会議長柚木栄吉氏、富山市長湊栄吉氏、本県出身大会参与（北海道）館山文次郎氏の祝辞をいただき、富山県民謡おわら保存会員による「越中おわら節」踊が郷土色もゆたかにくりひろげられた。

本市の近郊八尾町に発祥したといわれる越中おわら節は民謡の大御所として全国的に有名である。

古くから二百十日前後には、情趣豊かな唄や三味線、胡弓に合せて、毎夜町内を踊り廻る風習は年と共に盛んであります。

なかでも「風の盆」と称して、9月1日、2日の晩は古刹聞名寺境内を中心に、唄、囃子、踊の競演ともいべき一大競演会が展開せられ、老若男女を問わず、技と衣裳を競って徹宵踊り抜く情緒れんめんたる風情は民謡情緒の圧巻であり、県内はもとより県外から雲集する観衆は、実に10数万といわれています。

～来る春風 水がとける

うれしや気ままに オワラひらく梅

～富山あたりか あのともしひは

飛んで行きたや オワラ火とり虫

（囃子） 浮いたか瓢箪 軽そうに流れる

行く先きや知らねど

あの身になりたい

越中で立山 加賀では白山

駿河の富士山 三国一だよ

学校視察・よい歯の学校

学校視察は日程の関係もあって、よい歯の学校運動冊子、フィルムによる紹介にとどめることにした。
研究物をひもといてみると、

大会片々

○事務局職員はベテランぞろい

富山県の学校歯科医会は他県と違って、県教育委員会に事務局があり、県の職員が事務局員を兼ねている。故に大会事務局構成にあたっても、国体や全国大会を何度も経験したつわ者ぞろい。それに学校歯科医の先生方。あわせて北日本新聞のPRもきき「むし歯半減達成記念事業だ」といやが上にも盛り上がりをみせ、スムーズに準備がなされた。

○国体ばかりで、進行には秒きざみといかなかつた



雨について観光

1. 富山県よい歯の学校運動
2. 富山県学校歯科衛生の概況
3. 学校歯科保健指導の実際、その他、各小学校の半減運動の報告多数である。

観光は黒部

運悪く、豪雨。事務局職員の昨晩の精進が悪かったひとしきり、地鉄観光バスに分乗して一路宇奈月へ。

黒部峡谷は、立山、白馬の両山脈が造成する大峡谷で両岸はいずれも1,000米の断崖に屹立して屏風状をなし、その景観は頗る豪壮である。奔流する黒部川の碧く、岩壁を掩う原始樹海の美しさは男性的峡谷の極致をなし八千八谷四十八カ瀬と称され千変万化の水と溪の奥深く幽玄なる景観は他に比類なきものといわれている。最近国の文化財とも指定されその源には世界に冠たる黒部第四発電所の建設をみ、天下に名をはせている。いまは煙と水しぶきに包まれ情々としてわが胸をうつ。

断崖にたつ旅館の窓から、また浴槽につかりながら、窓越しに眺める渓谷に2日間または4日間にわたる行程をおわって、温泉の情緒をたんのうしていただけたと思います。

（有）

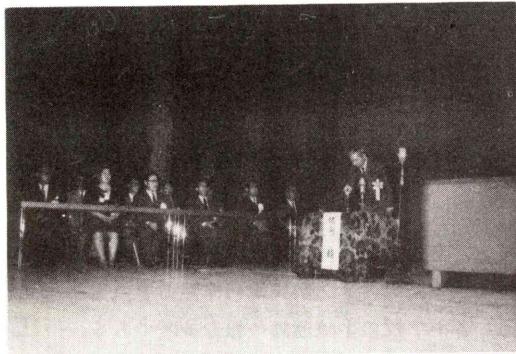
が分きざみ、ところが中食後写真撮影についてマイク嬢、いとうとしたところへ、ショット待った。飛び入り、そのアナウンスの長いこと。時機を失したので中食後の写真はオジャン、後から。

○連絡不充分

細谷講師の「よい歯の学校運動の教育的意義」終るや満堂万雷の拍手。どん帳スルスルとおり始める。穂坂座長、細谷講師にお礼言上、それを意に介さないようにどん帳が下る。（操作はすべてかけで操作）司会者席ではヤキモキされど何とも手の打ちようなし。

（有）

富山大会回顧と反省



記念の鐘をうつ坪田委員長

大会への準備

富山県において全国学校歯科医大会を開催いたしましたところ、北は北海道から、南は鹿児島まで千数百名の諸先生方のご参加をいただきましたことを厚くお礼申しあげます。と共に手落ちの多々あったことを深くおわびいたします。

少しばかり大会の裏話などを申しあげ、ご批判いただくとともに、何かのご参考になれば幸いと存じます。

まず大会の日時につきましては、東京オリンピックの前後2カ月間はできるだけ、こうした大会は遠慮するようにとの文部省からのすすめもありましたが、準備の都合や、北陸特有の天候、日中の長短もありますので、特にお願いして9月に決定していただいた次第です。

あたかも時期が台風の季節でもあり、どうなることかと心配は絶えませんでした。

また、大会の持ち方については日学歯と協議し、本県の「よい歯の学校運動」を中心とした、いわゆる本県独自のう歯半減運動の成果についてを主題とし、スローガンも「よい歯の学校運動の分析」と決定させていただいた次第です。

そこでは6月初旬に富山県よい歯の学校運動の実地調査を迎えるました。調査団は東大細谷俊夫教授、日学歯向井会長、日学歯竹内理事長ほか数名の方で、3日間にわたり県内小・中学校等の実態、P.T.

大会委員長 坪田忠一

A、校下の団体の座談会等に臨席を得て、実態を調査してもらいました。しかし調査団が私共の運動を如何に受け取って帰ったかが心配がありました。

一国一城の主の集合体のなやみ

学校保健の立場から、この大会の準備・運営は県学歯会、県歯会、県教委体育保健課、市の学校教育課のお世話になることとなって五部に分かれました。

各部長には学歯会の役員が担当しましたが、事務の進捗は素人の悲しさから、もう一步というところで締めくくりがうまく行かないし、期日の切迫につれて気が気でなりません。

8月に入ってからよくよく考慮してみると、これではとても事務が円満に運ぶかどうか、危ぶまれてきたので私も一つの決意をしました。そして、山本体育保健課長に私の意見をのべ、事務の総てを県教委の体育保健課と市教委の学校教育課にお委せすることとして、私は頭を下げました。そして学歯会の役員はできるだけ時間を云々しないで事務局に出席するように決めたのです。けれども私どもは医業の忙しさで、なかなか出席率はよくなりませんでした。しかし県の体育保健課では、これまでの全国大会の経験を基礎として、大会までに支障なく準備完了するよう万全を期していただきました。1カ月余りといいうものは大会準備に深更まで取組んで貰ったわけです。お蔭様で歯科衛生協議会の前日までにすべて準備が完了しました。やはりこうした組織でないと、能率があがらないと、私はつくづく思いました。

駅頭の歓迎

歯科衛生協議会が16日午前から開催されるので、早い第一陣は15日午後到着される。駅には案内所を設置して係員数名派遣しました。また、時間の許す

かぎり、私も出迎えましたが官庁、および日本歯科医師会の見知らぬお方にはつい失礼したようです。

大会受付

どこの大会でも受付は混雑するので、とくに留意して、県教委、市教委の職員、保健主事、養護教諭等、諸先生のご援助を得てテキパキと処理しました。受付で手間どると、会場がざわついて落ちつかないものです。まずこここの鮮やかな処理ぶりは、範とてよかったです。お蔭様で厳粛に大会を進行することができました。

展示場

展示場には富山県よい歯の学校運動の優秀旗が32本陳列され、本運動の歴史を物語っていました。また、映画で照会し、写真展示（北日本新聞社提供）して大会と共に富山県よい歯の学校運動の実績を紹介させていただきました。

懇親会

伝染病流行の季節であり食品衛生にも注意し、料理人の保健管理にも全力をつくしました。にぎにぎしく開宴のできたことを感謝いたします。余興が少し不足だったようで、これは不行届をおわびいたします。

参加会員のご挨拶は、本県に縁の深い方として館山文次郎氏にお願いしました。氏は富山市岩瀬町出身で日歯の理事であります。

ただし会場が余り遠かったのでご迷惑をおかけしました。こんどゆっくりとご来富下さいまして人情こまやかな富山を見直していただきたいものと思います。

あと始末

不二越体育館のパーティーを終えて、細谷先生を宿舎に案内して大会会場の県民会館に帰ってきました。役員諸君もほとんど帰宅していました。大会会場展示会場と片付け終って一服というところで、橋爪・吉野両係長が回顧談にふけっていました。

快晴に恵まれた、盛大だったと、大会の昂奮がさめません。私が、もう一度こうした大会をやりたいものだといいますと、吉野係長がこんなに骨を折っ

て苦労していてまたかとあきれたようにいい、一体あなたは何十歳まで生きるつもりかときいたので、まだまだ10年や15年は生き抜けるといって大笑いしたものです。

思いがけない出来事

明日は観光だ、どうかあと一日無事平安なれかしと念じつつ眠りにつき、翌朝6時起床すると、何と思いがけない豪雨が降りしきっているではありませんか。神仏よ助け給えという間もなく、けたたましく電話がなりひびきました。

東京都の会員で村井旅館宿泊の森川氏が深夜長時間停電のため、勝手不馴で二階から落ち怪我をした、救急車を呼んで市民病院へ運ばれ、手術を受けてきたが出血多量である。観光をやめて本日飛行機で帰京するから、明日の飛行機を本日に変更するよう委員長よろしく頼む、そういう電話でした。シマッタと思ったことです。早速事務局に行き、有馬指導主事と共に見舞に行きましたが、予想したより軽症のようでやや胸をなで下しました。飛行機等の手続は万事うまく行きました。空港までお見送りする予定だったが、ご友人の祓川先生が同行されたので、私は観光の出発を見送りに行った。旅先で、病気になったり事故の起るほど心淋しいものはない。こんどのような場合に宿舎のものを呼んで、懐中電燈その他臨機の方法をすぐに講じて行動するよう予め話合っておくべきだと反省しました。祓川先生には奥様と別れて黒部探勝を中止され、ご友人の看護に当られたことに本当に敬意を表します。私もかって鬼怒川温泉で浴室ですべったことがありますので注意せねばと思います。

旅館

宿舎は設営部に属していたので、深山部長が頭をいためていました。

私が大会当番を表明した時に、青森の梅原氏が旅館さえうまくやれば成功だよといったので、なるほど寝床というものは一番大事なものだと再確認したものです。設営部と市教委旅館組合とで宿舎の割振りをして貰いましたが、しかし私も一応眼を通して意見を入れさせて貰うようお願いした。そして、東京のような沢山参加者のあるところは別として、

出来るだけ各県を分宿しないように希望しておいたが、出来上ったものを見ると、申込順番に割当てたため、同県人でも旅館が違ったり、ご夫婦で旅館が違ったりしたのでこの調整には一方ならぬ骨が折れました。

旅館側にしても、全国大会かと、初めは希望していないかったものが、学校歯科医なら是非共という有様で、旅館組合にしても転手古舞の有様でした。

同一グループが二つの旅館に分かれたり、同一の部屋に異グループがはいったり、何しろむずかしいもので、ご不満の方も多々あったでしょう。おわびいたします。

観 光

観光は交通公社に委ねたため落第でした。深くおわびいたします。

遠来のお客様をお迎えして、無事故万全を期すべく、如何なる場合にも役立つように観光部員を宇奈月に派遣しておいたのに、あまり役に立たず残念でした。奥黒部を雨にぬれながら探勝いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

結び——亡き人への哀悼

いろいろとつまらぬことを並べましたが、ご批判下さい。今年は東京都で大会が開催されますので、お礼に大勢参加したいと思っております。

私も富山県よい歯の学校運動が7か年で全国第1位に歯半減達成したことと、全国大会が盛況裡に終えたのを機に、あとを菅田氏に継承してもらいましたので、よろしくお願ひいたします。

人生無常の世界というか、その去來も不思議なもので。全国学校歯科医大会皆出席の高津式先生が死去されました。哀悼にたえません。先生は常に大会の出席は健康と時間と錢子がなければできないといわれていました。私も大会のことで、二、三回お訪ねしまして、ずいぶん力を貸して頂きました。毒舌も吐かれるが、よい先生でありました。宿舎についてはご高齢だから特に閑静な所にと留意したこと、もう思い出の一つです。富山大会は最後の御出席がありました。先生の御冥福をお祈りします。

塙本剛一氏も学校歯科に情熱をこめ、昨年文部大臣賞を授与されたほどですが、氏も狭心症のため逝去されました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

第28回 全国学校歯科医大会収支報告

収入の部

会	費	1,712,800円
日本歯科医会	400,000円	
日本学校歯科医会	300,000円	
富山県歯科医師会	300,000円	
富山県補助金	350,000円	
富山市補助金	200,000円	
展示料	124,000円	
広告料	270,000円	
雜入	18,951円	
計	3,665,751円	

支出の部

事務局費	1,229,043円
旅 費	177,750円
賃 金	194,800円
需 用 費	482,175円
諸 費	239,907円
役 務 費	112,731円
使 用 料 及 び 賃 借 料	4,680円
品 購 入 費	17,000円
大 会 運 営 費	2,436,708円
旅 費	54,470円
賃 金	6,000円
報 償 費	510,974円
需 用 費	680,110円
諸 費	873,587円
役 務 費	77,727円
使 用 料 及 び 賃 借 料	193,340円
委 託 料	22,500円
負担金補助及び交付金	18,000円
計	3,665,751円

収入 支出 残
3,665,751円 - 3,665,751円 = 0

昭和39年10月26日

日本学校歯科医会会长 向井 喜男
第28回全国学校歯科医大会議長団
日本学校歯科医会 湯浅 泰仁
富山県学校歯科医会 坪田 忠一
山形県歯科医師会 栗田 権三郎
文部大臣 愛知揆一殿 亀沢 シズエ
厚生大臣 神田博殿

第28回全国学校歯科医大会要望事項の陳情について

昭和39年9月18日富山県において開催いたしました、第28回全国学校歯科医大会において、別紙の通り要望することを決議いたしましたので学校歯科衛生振興のため、それぞれの所管事項に関し、早急に措置されるよう強く要望いたします。

要 望 事 項

1. 学校における保健教育の根本的強化策の確立を要望する。

理由 学校保健の重要性は学校保健に関する大会などにおいて、常に強調されているにもかかわらず、教育の現場においては保健教育が軽視されている現状である。

これは上級学校進学にともなう基礎学力の指導に教師の力が注がれる結果であり、時間的に余裕のない教師は保健にまで手が届かないと聞いている。

また、オリンピックを契機として体育諧歌の風潮が高まり、いっそう学校保健が忘れられやすい。

このさい、児童生徒が自己の健康上の問題点を解決する能力を高めるが如き真の学校保健の意義が広く現場に理解され実践されるよう、根本的な強化策を講ずることが必要な時期に到達している。

2. 学校に歯口清掃のために洗口場並びに歯刷子の清潔な保管場所を設けるよう措置されることを要望する。

理由 児童生徒のう蝕予防上、学校において歯口清掃を行なうことが極めて望ましいことであり、現に実施している学校も少なくない。

しかし、学校の現場においては、多数児童が短時間に行なうための洗口場が不足しているため、歯口清掃を実施し得なかったり、また実施していても児童が著しく不便を感じている現状である。

よって、過般、文部省から通達された学校環境衛生の基準の(8)項の中の水飲み、手洗場とともに、洗口場を必要数設けるように改訂することが必要である。また、これに併せて歯刷子の清潔適切な保管場所を設けることを付加することが必要である。

3. 就学時健康診断票の「齲歯数」欄の取扱いについて要望する。

理由 学校保健法施行規則第2条によって定められている就学時健康診断票（第1号様式）の「齲歯数」欄は処置と未処置が分けられているだけで、乳歯、永久歯の区別がされていないが、これを改正し区分するようにすることが必要である。その便法として「処置」「未処置」の2欄を縦に中央から区分線を引くことによって現状のままでも実施しうるので、このような措置を講ぜられることが必要である。

4. 社会保険において学童の小児義歯の採用と乳幼児加算の延長を要望する。

理由 幼稚園や小学校低学年児童において、未だ永久歯が咀嚼機能を現わさない時期に、ほとんどすべての乳歯が進行した齲歯のため残根状態となり、咀嚼機能を喪失してしまった幼児・児童が少なからず見られることはまことに寒心にたえない。

しかるに社会保険において現在は、乳歯抜去後の義歯は適用されていないので、これを社会保険に採用されることが望まれる。

また、現在5歳までに認められている乳幼児加算を、学童の処置の困難性に鑑がみ学童期まで延長されることが望まれる。

大 会 参 加 者 名 簿

(順序不同)

喬二	雄時	三平	名吉	治正	行名	剛雄	太名	吉治子	助夫	一夫	名澄	男名枝子	剛義重	名榮	伴雄弘	二伴	米伴護	名治正	名人名亘
壽全	軍銈	和	房清		尊	3	3	2	2	2	2	2	5	10	2	1	1	1	1
小塩	高清	安上	鳥取	倉秋	倉根	岡山	島広	高吉	石口	山角	香川	米柴島	德宮坂	高岡	岡浜	小西岡	加仲坂	林安長	河内長嶋
林見	津村	達住	県繁	山塚	県本	県江田	県松	木岡	塚	県田	県田	県田	県本	県林	県林	県松	木本	県藤野	本野

三三郎二一造明藏騰雄直義穂男夫雄秋史明操吉正浩弘男藏夫郎弘勝三二名保雄六郎義昭名治雄名雄稔二直介夫徹男貫貞一勝鬼終方增義宮忠茂綾砂貝千啓威友勝鶴繁道悠陽晃伸太一正五三忠良忠吉忠健耕鉄公身丹兒上下方上中井内藤条田田本浦木生井崎口谷村田田藤見本瀬田藤田県津下田田本谷県沢口県見淵谷安瀬原津中鶴伊可井武緒井村野山後北中永藤松佐浅藤尾岡脇出大吉太山後鷺岡一津武角良下岡伯佐辻藤山歌小川庫細馬万時一藤島山奈和兵

正む郎仁雄郎弘玄名平弘友也良郎元郎綏名良繁郎郎滋治規郎鍵臣名夫郎俊子名起雄介男名夫郎郎茂武昭保郎夫泉男勝脩
太太憲和政敏勘好徳三哲紀清貞滋志豊政弘美武五邦国清太昭和正郁収正常秀泰
柳柳野井浦田木田県川屋本田野立原本県塚幡藤塚田和和島島県原森島水県田場水野府川井内寄井沢笹岡本上村木
黒黒石龟三太鈴池知益長橋高坂墨足榦岡阜伊山五五赤山名名小小川川大津清賀村饗速中京北柏森竹高藤藤小北山河岡鈴
岐愛

猛雄	夫敬朗	ミ	臣子正徳	三義弘博	弘男	名國治	男名敏	雄昭夫	司雄	男進光	一夫	瑛夫	保雄郎	伴夫	名五博	名郎	一治功宰	男明夫	男弘
利恒忠	フ	典春忠	義昌英	泰啓辰	3	義亮一	18	宏虎茂	昭庄政和	雄成義征	泰良秀明	同和	寛照	太孝恭	通忠茂尚				
義渢島半	新	新花田田	田小有根高森水增安潟	大内清長	野	小中山宮	斎小有草相刀北神中小渡中	坂	梨	高今岡尾遠近仁黒新河山勝	長谷川	谷	長	太	孝恭	通忠茂尚			
沢谷田田倉田中	中	中林近岸橋田垣田達	県村山水	県林川田	沢藤山本	蘿原川原津	沢出辺沢	口	県原井	県崎山	藤科柳庄村	田田	田	太	孝恭	通忠茂尚			
義渢島半	新	新花田田	田小有根高森水增安潟	大内清長	野	小中山宮	斎小有草相刀北神中小渡中	坂	梨	高今岡尾遠近仁黒新河山勝	長谷川	谷	長	太	孝恭	通忠茂尚			

郎藏治郎男郎彦進郎三俊吉顕郎子藏晃康郎雄雄ヶ行孝実夫六二良み子武助弘清郎み勇子子夫夫計郎修淳枝雄子朗
三長俊二和宗元四二二与礼正喜晴英太忍由正秀達金シ則義出之半久ま純武祐庄き綾ハ哲哲宗五菊孝す博
下本能野黒滝木野山崎山山藤田野井島崎岡江岡部田辺橋田田崎津普島田川本井見村井川川谷繩尾野本藤田口
源山宮松奥石上青浦宇尾金佐柴島中平松三吉大吉阿和渡高飯横寺葛魚大福米女蓮平吉峰大石及新忠中矢宮斎津谷

次夫次門雄子枝昭康修隆博紀郎治史利一雄吾護年彦郎二進次三一二郎治昌夫良よ子イ政純実久二照玲郎郎収山逸久子男
健哲宇義俊澄玉義寿信宣寅昭弘良達憲裕政八勝勇正成辰史健文親つ總リ則実豊直全玄喜剛晴修常秀明
鳥山岡口野田井幡谷橋原村野田取尾保久瀬崎崎藤谷瀬木沢広田木山村木田本辺田川倉上山山泉林江見渡森田田本本原
千小宮川西高村小新板河仲菅高鷹芳千長成石石伊新成青吉高島桜小吉青上岡渡加石岩浦栗栗小小杉逸佐閑水菅原松松松

潤止治明茂彦男子常武三男一雄郎造作雄久春明男子イ三朔潤男枝治雄吉夫三三三春一二郎寿一榮枝城卓吉光男み男郎久
元美元和清典良余信二三長次輝直吉周培富メ啓甚政二憲吉榮英正泰謙正真勇靜義善友正嘉信德明ふ克敬富
井木杉村田滝野岡山井田倉井島橋浪井木島水野井田高木野崎岡道山田井田野多崎沢道川藤日下崎山田山川女野田川
大佐小木吉上奥関浅耕羽島郷岩三小立岩舟中清越堀和小熊浦三吉大金島元岡立石三米大石斎四木尾金倉茶長坊時吉倉長谷

一彦治博正哉次信直雄志雄行雄靖己俊郎修一近輔之男一則顕弘美光郎之子子次男郎一実定男久夫司次之人七次隆三一子
圭勝孝安弘輝信安正哲清秀信孝之玄正秀忠忠祐尚朔忠清治貴茂起正富喜喜正清喜邦乙博誓讓正公武銀確安安憲文
城村村田田島田森木渡本谷川江林野上田田島森保島島見井井井山井川能田原能浦羽本羽野崎森野告下岸崎崎記田
家今今内沖大岡金黒佐坂島島渋篠杉竹高田坪坪寺永中中早林平平藤深堀細松松松三宮水三宮水本山山山和分

1名一名藏薰力夫男登造一三郎次次義男枝助典郎夫衣作弘郎惠七春男義弘イ弘夫夫武貞も作一清昶子雄雄則一繁雄茂三一
与栄一秀十佐育彦静直直綱菊哲正三澄清庄三叢幸栄一信ユ哲靜水と甚壯正貞靜久孝卯外康清
富山菅柚宝柚近山大魚高阿北田小渡平河島谷奥山木中赤鴻清塚廣酒藤奥飯水大中佐横小山佐牧牧橋対坂米石山加青阿
鹿児島県上国科洞木田木藤内菅津田部山中倉辺井村田井川口下川父池水本瀬井井平田橋野川渡田森本伯野野本島下沢黒田藤木部

大 会 役 員

大会名誉会長

中原 実 (日本歯科医師会長)

大会会長

向井 喜男 (日本学校歯科医会長)

大会副会長

河野 宰治 (富山県教育長)
小川 皋 (富山市教育長)
湯浅 泰仁 (日学歯副会長)
穂坂 恒夫 (")
川口 義門 (富山県歯科医師会長)
竹内 光春 (日学歯理事長)

顧問

愛知 握一 (文部大臣)
神田 博 (厚生大臣)
吉田 実 (富山県知事)
湊栄 吉 (富山市長)
香川 保 (富山県教育委員長)
石原 重太郎 (富山市教育委員長)
浅地 央 (富山県議会議員)
永森 収 (")
益川 勘平 (日歯副会長)
栗山 重信 (日本学校保健会長)
柴田 宜輔 (富山県学校保健会長)
竹中 恒夫 (参議院議員)
鹿島 俊雄 (")
中村 英男 (日学歯顧問)
小椋 村善 (")
河岡 本清 (")
長屋 岸綏 (")
松原 弘 (")
池田 明治郎 (")

大会参与

吉川 孔敏 (文部省学校保健課長)
笛本 正次郎 (厚生省歯科衛生課長)
松本 省三 (富山県教育次長)
満岡 文太郎 (日歯専務理事)
辻本 春男 (日歯常務理事)
阪矢 初彦 (")
吹水 数男 (")
崎山 崎数男 (")
窪田 正夫 (日歯理事)
市村 賢吉 (")
館山 文次郎 (")
清藤 勇吉 (")
山川 卵平 (")
加藤 寛美 (")
子上 俊一 (")
可児 一郎 (")
田野 豊之助 (")
織田 正俊 (")
清永 盛樹 (")
和記 憲一 (富山市学歯会長)

深山 正之 (富山地区歯医会長)

岡田 信次 (")
牧野 要 (")
宮本 俊治 (日学歯理事)
龟泽 シズエ (")
山田 敏俊 (")
川村 口 (")
野中 梅 (")
嶋崎 善一郎 (")
加藤 藤 (")
栗田 権三郎 (日学歯監事)
渡部 重徳 (日学歯参与)
高荒 桂 (")
柳巻 庄 (")
伴柳 伴 (")
寿内 満 (")
(加盟団体長)
石奥 井 (")
渡倉 辺 (")
立高 木 (")
三小笠 原 (")
富藤 塚 (")
川上 原 (")
伊森 田 (")
山村 田 (")
福澤 清 (")
山崎 加 (")
崎数 亜 (")
窪田 沢 (")
市村 伸 (")
市村 伸 (")
古木 重 (")
平井 茂 (")
和記 憲 (")
閑島 剛 (")
島田 栄 (")

大会委員長

坪田 忠一 (富山県学歯会長)

大会副委員長

山本 利彦 (富山県体育保健課長)
古木 重治 (富山市学校教育課長)
平井 茂光 (富山県学歯会副会長)
和記 憲一 (")
閑島 剛三郎 (富山県歯科医師会副会長)
島田 栄吉 (")

大会委員

家城 圭一 (")
谷井 三郎 (")
倉田 卓 (")
長谷川 德光 (")
平井 喜美 (")
水野 誓夫 (")
井本 森 (")
潤志作 清甚 (")

第2回学校歯科衛生研究協議会

「学校歯科の手引」(案)の検討

昭和39年9月16日、富山市公会堂において全国都道府県から70余名の代表者が参加して、これからの学校歯科衛生活動の指針となる「学校歯科の手引」案を検討する重大な協議が行われた。午前9時から午後4時過ぎまで熱心な協議が行われた結果、同手引案の第1章、第3章は満場一致採択されたが、第2章の「態度の評価」に関する部分はさらに研究して、来年度再協議することに決定した。

「学校歯科の手引」案は、昭和38年度の全国学校歯科医大会において採択された「予防処置委員会の答申」にもとづき、今後の学校歯科衛生活動のための試案として書かれたものであって、起草委員は下記5名である。

東京歯科大学教授・本会理事長 竹内光春、日本歯科大学教授・本会常任理事 丹羽輝男、日本大学歯学部講師・本会常任理事 山田 茂、東京都中野区立第11中学校歯科医 小西忠一、埼玉県川口市立前川小学校教諭 松田斗次郎。

学校歯科の手引き(案)の第1章(学校歯科は如何にあるべきか)は1)学校歯科の問題点2)学校保健の二面とその変遷3)学校歯科への管理的な期待とその変遷4)学校歯科への教育的な期待の変化5)予防処置委員会答申の意味、からなり、学校歯科のあり方に対する基本的な考え方を述べ、第2章(学校歯科は子どもがどんな状態になったとき目的を達成したとみるか)は、第1章を受けて問題解決能力の評価に主題をしづり、具体的な試案を示し、第3章(学校歯科医はどのように執務したらよいか)は第1、2章の主旨に添うような学校歯科の執務のあり方について試案を提示したものである。

協議は新潟市礎小学校長 重野 幸氏、和歌山県教委技師 川口吉雄氏を司会者として進められた。

協議の大要

第1章「学校歯科は如何にあるべきか」の協議



研究協議会のひとこま

当初、竹内委員より全般に涉って説明、小西委員より予防処置委員会の答申にもとづいてこの手引案作成が行われた経過についての補足説明があり、これに対して質問、要望があったが、向井会長、竹内理事長、松田委員などの説明があつて了承、結局全員一致賛成した。

質疑、要望の要点は次のようであった。

竹内委員 第1章の1~4項説明、小西委員5項説明。

重野議長 学校は教育の場であるのにかかわらず、従来検査の事後措置だけに熱を入れているところが多かった。本案では教育の立場から管理面だけでなく、教育面、特に教育の本流である問題発見能力、問題解決能力の向上に重点を置いて述べている。ただ高度の教育論であるために、学校歯科医の方の中には見慣れない言葉に出会うかも知れません。いわば余りに美人でとりつきにくい点があるのではないかと思う。

黒沢氏(秋田県) 早期治療は子どもにとって多くは嫌なことである。これを克服するには学校での教育だけでなく、保護者への教育も必要である。このことをこの章に入れてはどうか。

永田氏(茨城県) 学校教師の行うべき歯科教育の責任を明かにする必要があるのではないか。

角田氏(大阪) 家庭への教育の必要なことを明記してはどうか。

嶋 氏(京都) 地域社会への教育は是非必要なことである。

平田氏(栃木県) 学校歯科医が校内処置をすると、教師は歯のことは学校歯科医にまかせるというような結果になりやすい。へき地などでない限り、校内処置はかえって好ましくない結果を招くおそれがある。

重野議長 地域社会への教育は歯科衛生活動だけではなく、教育全体の立場から、また学校経営の立場から一つの教育活動として学校教育が地域社会に浸透するような諸計画を立て、それによって教育を進めて行くべきものであって、いわば学校自体がこの問題を解決して行くのが教育のあるべき姿であると考える。

竹内委員より重野議長と同主旨の説明があり、山田委員より地域社会への教育は当然必要であるが、学校の教育方針へこの主張を持込むというのではなく、学校歯科医の立場から学校教師とともに地域社会への働きかけを考え、実践することが実際的であると思う。このことは第3章に記載してあるので、そのところでご協議願いたいとの説明あり。

松田委員 学校の教師が健康ということはほんとうに大切なことを子どもに教え、その上、管理面から、むし歯のある子どもやその父兄に対して学校歯科医の方がもっと強く発言してもよいと思う。いま一つ、保健教育の教材としてむし歯を取上げることは適切であり、これによって保健教育の大方は指導できるものと考える。

久保内氏(青森県) 松田委員の発言に同感の主旨を述べる。

向井会長 この第1章を、もっと掘下げて勉強していただき、ほんとうに自分のものにしてもらいたい。先ほど、重野議長から美人とほめられたが、ほんとうに自分のものにしないと、他人に書いてもらったラブレターのようなものになる。教育といい、管理というも学校教育、学校保健という立場からは2つにして1つである。学校歯科医の仕事についてもこの2つにまたがるようなものにしていただきたい。

重野議長 教育の立場を基盤とした学校歯科のあり

方についてはどなたも異存がないようありますので、御異議がなければ第1章は満場一致ご賛同を得たものと認めます。なお印刷にする場合には字句表現に多少の変更があるかも知れないそうですが、その点も併せてご了承を得たいと思います。

(異議なしの声多数)

第2章「学校歯科は子どもがどんな状態になったとき目的を達したとみるか」の協議

こうして午前中の協議を終り、午後1時から第2章の協議に入る。

竹内委員 学校歯科の活動を行おうとするとき、子どもがこのような状態になったときに目的を達したという目安があれば、実際活動は行いやすいと思う。歯科に関する教育の面では知的理験、習慣形成などのほかに、態度の向上があるが、ここでは態度の評価だけを取り上げている。それは、知的理験や習慣形成についてなら従来評価が行われているし、研究もされているが、態度については一番大切であるのに評価が困難であるために、じゅうぶん行われていなかったので、学級担任教師が日常観察から大方の見当のつくような参考資料となるもので、学校歯科医もそれを見れば、歯の検査と処置をするだけでなく、学校歯科の目的がこんなところにあるということが理解できるようなものを作りたいと考えたからである。

ここには態度の評価の1例をあげているが、その中でA、B、Cの3段階に分けてあるのは全国平均によったものでなく、また学年別にもなっていない。学校歯科医の方からは異論もあると思うが、これは各自自分の学校で態度の評価を行う場合、評価基準を作る際の参考資料と考えていただければよいわけである。またこの手引を作ると、時日がせまり、時間的な余裕がなかったために細かい検討を行い得なかったので、一応これで協議にかけて皆様のご意見を伺うということになった。

松田・丹羽委員 評価尺度案(表1, 2, 3, 4)の説明を行う。

出席者数名から第2章の評価尺度案、特に表2, 3のA(よい)、B(ふつう)、C(おとる)の3段階区分について疑議、異議が出された。竹内、小西、丹羽、山田各委員が交互に立って説明し、じゅうぶ

ん研究したい旨を答える。榎原氏（名古屋）からAの到達目標だけを示してB、Cを除いてはどうかという提案があり、山田委員がこれに対して、今後時間をかけて研究してみたいと思うが、その上で、3段階に分けることが不適であるか、あるいは無理であるということになれば、到達目標だけを示すことも一方法であると思うと答える。

重野議長から評価尺度案としてではなく、ある学校の事例としてあげるという方法もあるとの助言あり、松田委員からは到達目標だけでは子どもの目標に到達しようとする意欲をなくすおそれがあるので、現段階をふまえて「ふつう」「おとる」を入れ、その上、到達目標を示すことが実際的であるとの意見が出された。これに対し榎原氏から到達目標とA、B、Cを含んだ事例を示すことでよいではないかという意見、および目的、指導方法、評価法の順の記載がよいとの意見が出された。さらに一、二の参会者から今回は1、3章だけにして、2章を除いてはどうかという意見も出された。これに対して竹内委員より第2章は先ほどお話したように研究不じゅうぶんな点は認めるが、この章を除くことはいまのところ考えていない。今後、時間をかけて研究してみたい旨答える。

最後に重野議長から、委員側は研究の時間をほしいという意見のようだから、この章はみんなで今後も研究して、来年度にもう一度協議することにして

はどうかという提案があり、全員これを了承して第2章の協議を終る。

第3章「学校歯科医はどのように執務したらよいか」の協議

議長川口氏に交代して協議に入る。

第1項を竹内委員、第2項を小西委員、第3、5項を山田委員、第4、6項を丹羽委員より説明。若干の質問があったが、委員の説明を了承して質問を終る。

川口議長より第3章は皆様の協議の結果ご賛同を得たものと認めるという発言があった。なおここでも第1章同様若干の字句、表現の変更があるかも知れないので委員に一任願いたい旨を附言して第3章の協議を終る。

向井会長より全般的な感想を述べ、各学校、地域社会の実状にそった実施計画にもとづいて無理をしないで、一步一步たゆまずに努力をつづけて行くことが必要であると述べられた。

最後に重野議長より参会者一同に、熱心な討議と議長への協力援助を謝し、皆様の意見、要望を取り入れて学校歯科医にも学校にも役立つものにし、学校もそれを活用することによって新しい方向にやって行くことを期待すると述べて、午前9時より7時間余におよんだ協議会を終了。時に午後4時20分を経過していた。

(Y)

第2回学校歯科衛生研究協議会参加者名簿

北海道	清川 清 宇梶 淳 高橋 一夫 弘田 仁哉 細川 富士雄 山田 一郎 安藤 卒夫 大村 義国 坪田 忠一 平井 茂光 和記 憲一 中島 清則 魚津 佐一次 北山 静郎 谷井 三郎 水橋 哲夫 小森 甚作 石黒 作繁 大井 潤潤 深山 正之 松能 喜一 坂本 清志 島秀 雄 中島 忠一 青木 康三 水野 誓夫 平井 喜美 分田 文子 小橋 長造 清水 周明 四日 善一 浦野 潤 長谷川 徳光 高田 寅四郎 千保 利	吉村 史郎 小山 卓二 山下 七 倉山 銀一 瀬下 七 永山 尚男 森山 之 崎山 譲 崎山 安隆 川崎 一 篠川 弘夫 柚木 一 川原 武夫 和田 直樹 田中 繁男 大森 五郎 今井 昭博 山幡 繁 鶴田 順一 朝浪 物一 榎原 悠紀 長屋 弘 村田 清起 饗場 太喜雄 速水 昭介 中野 和男 嶋 善一郎 柏井 郁三郎 清水 孝之介 宮脇 祐順 武藤 晃三 角田 伸二	篠田 忠夫 小川 信夫 太田 鶴男 平川 敏行 武田 兼吉 内林 下海 菅原 海一 規矩 魏一 兵庫県 清村 軍時 安達 三銓 和歌山県 川口 吉雄 鳥取県 倉秋 繁房 吉治山 島根県 松木 尊行 倉塚 正正 小村 満印 岡山県 池田 一雄 驚江 剛 小松 一九太 徳島県 豊田 進 福岡県 加藤 栄 坂本 弘政 仲野 秀雄 宮崎 賢護 熊本県 柄原 義人 大分県 河野 亘 鹿児島県 上国科 与一
青森県			
梅原 彰 久保内 健太郎 平山 洲一 橋本 勝郎 奥寺 恒夫			
秋田県			
黒沢 圭助 黒沢 勝郎			
山形県			
橋本 八郎			
茨城県			
丸山 虎二郎 永田 醇			
栃木県			
半田 晃一			
群馬県			
上村 一志 高橋 郁雄			
埼玉県			
中村 久吉 大沢 三武郎 森 俊郎 新井 喜作			
千葉県			
岩沢 正和			
東京都			
亀沢 シズエ 関口 龍雄 塚本 剛一 関口 篤 吉川 義人 小西 忠一 田中 一榮 丸山 正二 渡部 重徳			

「学校歯科の手引」編集委員会の経過

昨年の富山の全国学校歯科衛生研究協議会で、別掲のように、学校歯科の手引（案）については、とくに、第2章「学校歯科は子どもがどんな状態になったとき目的を達成したとみるか」のうち、態度の評価に関する部分は来年度大会までの研究課題となつたので、この約束を果すために、前回の編集委員に教育評価の専門家と現場の教師の参加協力を求めることになり、その交渉を進めた結果、編集委員のほかに、東京大学教育学部で教育評価専攻の肥田野直助教授を助言者に迎え、東京都学校歯科医会から推薦された淡路小学校、神田小学校の校長、保健主事、養教および編集委員の1人である松田委員の埼玉県前川小学校から校長、関係教師などの参加協力を願い、地方からのアンケートの集計のできた3月から、昭和40年度の第1回の会合を持ち、以来今日まで6回の会合を重ねてようやく試案を作りあげるところまでこぎつけた。

第1回（昭和40年3月23日）

前回の全編集委員竹内、丹羽、山田、小西、松田各委員と東大の肥田野直先生、淡路小学校、神田小学校の校長、保健主事、養護教諭、前川小学校の石川教諭が参加した。この集会では竹内委員から手引編集の主旨とこれまでの経過を説明し、現場の教師にも実践意欲を持たせるような魅力あるものにしたいと述べた。これに対し現場の教師側から意見感想が熱心に述べられ、肥田野先生からは2、3の助言

をいただいた。編集委員側からも補足説明や希望が述べられた後、山田委員から、当初は現場の教師の方々に、現在の各自の学校の実状にそった、そして実際に得られるような評価案を立案してもらいたいとの提案があり、この提案に関し現場の教師側と編集委員と話し合った結果、次回まで各学校の案を持ちよることになった。

第2回（4月13日）

全編集委員と肥田野先生、淡路・神田・前川小学校の校長、保健主事など出席。各学校の案を検討した結果、各学校の案は前回集会の申合せに従って、主として評価目標、評価方法、評価尺度の設定に重点をおいて記載されているけれども、現場の教師にとっては、指導目標、指導方法が示され、そのような指導の結果どの程度まで目標に近づいたかを評価するという一般順序に従った記載が受けられやすいという意見が出され、肥田野先生からも助言があって、今一度各学校案を検討、立案してもらうことになる。

第3回（5月11日）

前回同様全編集委員と肥田野先生、3小学校からの参加を得て、再提出案を検討する。各学校案にはそれぞれ特色があり、全般的な記述が簡明でよくまとまっている神田小学校案、指導方法が詳細明瞭な淡路小学校案、評価方法が具体的詳細明確な前川小学校案など各々優れた点があった。しかしながら、これを一つの案としてまとめることは困難な点がある

ので、評価案の系列、範囲を定めた枠組を作り、これにあてはまるよう各学校案をいま一度立て直してもらうこととし、その枠組を麹町小学校の片寄校長にお願いすることになった。片寄校長は淡路小学校長から4月に麹町に転任されたもので、これまで淡路小学校長としてこの編集委員会に参加していただいているので、一同の希望により引き続き参加協力していただくことになった方である。

第4回（6月8日）

全編集委員に肥田野先生、淡路・神



何回も繰り返されている委員会（40・7・6）



助言者の 東大・肥田野助教授

田・前川小学校の先生方と、麴町小学校片寄校長が参加。各学校案を詳細に検討。次回までに各学校の最終案を持ちよることになった。この集会でも3つの案を1つにまとめるには困難があることが了解された。

第5回（7月6日）

この日は、たまたま参議院選挙発表のため、予定の日歯会館の部屋がふさがり、出入のうなぎやさんの二階へ会場を移して開いた。

向井会長を迎えて、編集委員に肥田野先生、各小学校教師が参加して、各学校案の説明をじゅうぶんに聞く。次回には小委員会をもって編集作業に入ることをきめる。

第6回（7月20日）

この日は午前中から夕方まで日本歯科医師会館の一室に籠詰になった竹内、山田、松田の3委員が編集に着手。原案の大綱を定めるところまでこぎつけ、これを山田委員がとりまとめ起草することになる。

上述のようにこの編集委員会はまだ終っていない。だがようやく先が明るく見えてきた。ここまでくる間、公私ともにご多忙のところを毎日欠かさずご出席いただいた肥田野先生、淡路・神田・前川小学校の先生方、片寄先生に心からお礼を申し上げたい。

(Y)

紹介

あなたの大歯

—それを護るために—

(京都・臨床歯科社発行)

著者 Dr. J. J. Miller はニューヨーク大学歯学部助教授で、多くの原著を持たれる臨床家。ノースウェスタン大学の、故 Dr. G. V. Black のお弟子さん。

訳者は、信原健介氏。原本が一般向に書かれたといつても専門書である。よくこのように翻訳くさくない流麗な日本語版ができたものと感心せられる。

内容は、歯の歴史に始まって、ムシ歯対策の概況に終る26章150項目にわたり、一応歯のことならなんでもといえる。ある意味では口腔衛生の辞典ともなるし、小中学校等で教材前の教育資料として適当なものである。

とにかく、パラッと開いて読むページに、うまい！と思うことが一つぐらいは、たいていある。おそらくこれは著者のセンスであろうが、世間につまらないと思われがちな保健の教養書では珍らしい。齲歯予防の新らしい研究も、大方承認せられたものが選択されて要旨が述べられている。本書はアメリカで好評であったと聞くが、この種の本の多い中ではすぐれているからご活用をおすすめしたい。

私は故浜野松太郎博士の古くからの口腔衛生の歩みを知る友人のひとりである。博士が永年日歯副会長として活躍されたことは皆様ご存じの通りである。特に日本愛歯連盟への情熱は、彼の心に最後まで燃えつづけたものと思う。信原健介氏はその愛歯連盟の熱心な協力者であった。私は故浜野副会長追悼の気持からも、本書の紹介をお引受けした次第である。（向井喜男）

学校歯科の手引(案) の アンケート

学校歯科の手引(案)は、昭和39年9月16日、富山市の学校歯科衛生研究協議会で検討され、そのさいの発言は別掲のようであるが、この協議会のさいに、手引案のなかに予め一枚刷のアンケート用紙を用意しておき、協議会終了時に記入を求める39枚の回答をえた。

さらに、当日の申合せにより、案の研究に役立てるため、本会から、協議会終了後9月24日に各加盟団体に手引案を添え(余分の申込にも応ず)、任意な形式で意見、感想の回答を求めたところ9府県から、なかには長文の感想文や手引書案のプリントに添削したものなど熱心な貴重な意見をいただいたので、それらの要点を報告する。

研究協議会当日のアンケート

回答をえた39枚の内訳は、学校歯科医32、教委2、学校教員1、不明4である。

(1) 全体に対する意見

「手引書としてはこれ以上詳しく書くことはなかなか困難ですが、この程度のものでよいですか」に対し、「よい」21、「ほぼよい」16、「わるい」0、無記入2であった。

(2) 第1章(学校歯科は如何にあるべきか)に対する意見

主論に対しては全面的に賛成(坂本・福岡)、今後こうした方向に進むべきである(永田・茨城)、教師に対するよきラブレターとおもう(中野・滋賀教委)、大へんよい(仲野・福岡教委)、批判的な意見もあるがこれでよい(加藤・福岡)、その他趣旨としてよいとするもの合計16で、性格を強くうちだせ(岩沢・千葉)、要点をきびしく述べよ(榎原・愛知)、問題解決能力

を低学年に期待できない(坂本・福岡)、その他の意見があり、また文意が難解であるとするもの5があった。

(3) 第2章(学校歯科は子どもがどんな状態になったとき目的を達成したとみるか)に対する意見

原案に賛成するもの9、反対1、その他15の改正意見が出されているが、この大部分は別掲協議会記録に記録されている内容であったので省略するが、開業歯科医に評価の協力を得ることは現状では困難である(小松・岡山)などがあった。

(4) 第3章(学校歯科医はどのように執務したらよいのか)に対する意見

よいという主旨のもの14、根拠法令を示せ(永田・茨城、加藤・福岡)、健康手帳にふれよ(篠田・大阪)、項目・内容、精粗を整理せよ(榎原・愛知)などであった。

(5) その他の意見

いまの学校保健は若い医師に見はなされているといつてもよい状況で、これを何とか関心をもたせる方法はないか(岩沢・千葉)、災害の問題を入れよ(朝浪・静岡)などのほかは、早く出してほしい、周知徹底の困難さなどがあげられていた。

協議会後の郵送による感想

回答を頂いた府県は、秋田、山形、福島、群馬、茨城、埼玉、京都、岡山、鳥取の9府県で、山形、埼玉は県の団体としての意見をのべ、さらに埼玉は個人から7名、鳥取、茨城が個人各2名、他は個人1名ずつで、個人の回答は合計17名であった。

団体としての意見

県としてまとめた意見については、山形県は、全体に対する意見は、「よい」7、「ほぼよい」6、「悪い」0である。

第1章に対する意見の要約は、現時点におけるあり方としては適当であるが、全国に配布する立場から抽象的にならざるをえないだろうが、余りに抽象的であり、具体性と説得性を加味されたい。また、将来の学校病対策の立法の方向が明確でない。

第2章は、標題の主旨はわかるし、評価尺度を示すことは具体的でよいが、その項目を縮小、簡略に

するのがよい。

第3章は異論があまりない。その他として、各県ごとにこれを基礎として実施要項を作ることが必要となろう。

埼玉県は、全体に対する意見は「よい」、第1章に対する意見は、親の積極的な協力をうるよう助言すること、学校保健委員会の活用、学校当局の保健活動を促進させる。学校病のうちいちばんとりつきやすいことを考える。第2章に対する意見。よくかむ、よく食べる、よく掃除するという習慣面を入れてほしい。第3章に対しては、専門医としての助言、教育に精進する。その他として、歯の衛生の必要性についての記載が望ましく、また、その解説プリントがほしい。また、手引の配布方法は組織を通じ、よく理解させて配布してほしい。

個人としての意見（教育関係者）

このなかには、歯科医師もあるが、団体で、とくに教育関係者に依頼して感想や意見をまとめていたいものが多い。次に教育関係者からのおもなものを匿名で要点を紹介させていただくことにする。

1. 埼玉県某小学校保健主事

校外治療勧告の方針はもっともあるが、これでは処置の完了は望めなくともやむをえないと思われるが、現時点での管理面の前進を考えてもられないか。

う歯の予防が食物その他多角的な対策が必要なこと、「う歯の予防の責任が学校だけにあるのではない」こともよく理解できるが、では、いったい、どのような公衆衛生的なう歯予防対策が、どこか他の分野で強力に推進されているのだろうか……。

このような対策がなく、管理の具体策もなく、教育的な働きかけに期待することは、学校歯科の前進ではなく、方向変換ではないか。

本書の教育理論の大綱は大賛成であるが、無条件ではとり入れられそうもない。

問題解決学習は、問題発見、把握、解決、手順の予見、計画、実行、解決、結果の確め等と考え、これによって「う歯をなくす」という問題を解決できる力」と解されるが、必ず治療することに直結されるとはかぎらないし、そのような能力をつけるまでには、かなりの時間がかかるが、年何回

そのような学習をやれるかは疑わしく、「特活」を利用せよとあるが、特活には特活本来の目的があり、時間的に非常に制約がある。

教育的期待について、教師にはきびしいが、学校歯科医自身も保護者の啓蒙、指導に具体的に分担すべきである。

以上のように物言いをつけたが、かといって自分の構想はまとまっていない。

しかし、「態度に肉迫したい」と思う。それに、本書の問題解決学習を行なうほか、自分の健康を自分で管理しようとする生活態度、習慣形成、適時の相互評価（習慣、治療、予防についての個人個人の）である。

2. 埼玉県某中学校長

「多くの人々は、学校歯科をもってわが国児童生徒のう歯予防の対策としての期待をかけ」とあるが、それは、ごく少数の人たちだけであって、ほとんどはそんな期待はよせていない。定期の健診があるために、検診だけにはきてくれるという期待はあるが……。

問題解決能力をもたせるのは保健科ばかりでなく、他の学習ですべての教師がとりこんでいるが、保健科が軽視されている学校の現状では、保健で問題解決能力を他教科以上に果そうすることは無理で、本書の方法は、机上の空論になりそうである。

校外処置に重点をおいて、教育と管理が有機的に連繋が保たれるということは意味がわかりにくいし、学校外の歯科医の仕事と考えられやすい仕事までは、教師の限界からみても困難である。

要は、学校歯科医は教師の啓蒙にあたれということは一方的である。

学校歯科の問題点は、むしろ、学校側に多い。協力をえられない場合が多い。歯科医は、学校側の問題点を理解し、たびたび学校へ積極的にきてくれることが必要で、会としてこのようにしてもらえないか。

3. 埼玉県某高校保健主事

問題解決はよい。う歯の治療が徹底しておこなわれるのは教師の指導の欠陥ばかりでなく、開業医側や時間、距離などの外的条件がある。

4. 鳥取県某小学校

問題解決学習は大賛成だが、なかなか困難だと思われることは、学习の時間が少なく断片的であること、その対策を考えても、完全な解決は子どもの力に余ることである。そこで学校では、主として問題の発見につとめ、児童、教師、父兄の組織へ反映させ、その組織の力で解決を考えていくのがよい。

教師のための歯科衛生知識や、重要性についての記載がほしい。

5. 茨城県某小学校保健主事

学校歯科医、教師がどんな態度で学校歯科に臨み、どんな尺度に評価したらよいかなどが明示され、学校歯科医、教師とも一本の柱のもとに進むことができ百万の同志をえた想いで感謝にたえない。

個人としての意見（学校歯科医）

学校歯科医からの意見として、すでに述べられた

と同様な点を除いた要点は次のようである。

学校側では強く校内処置を要望しているし、自主的に治療することも困難だから、校内処置にかぎり社保、国保を利用する便法をとれないか。原案では後退の危険が多い。高校向の記載もほしい。

(中村・埼玉)

予防処置委員会答申も理解できるが、教育の場としての校内処置の利点が閣却されており、校内処置を行なうものが異端扱いをうけるようになっては心外である。校内処置を地方長官の許可をえて医療機関として社会診療を行なえるがごとき方法をとれないか。

(後藤・京都)

以上の紹介にあたっては、文を著るしく短縮した場合も多く、回答者の意に満たなかったり、礼を失した点があったかと思われるがご寛容いただきたく、ご協力いただいた方々に感謝する。

(T)



高津 式 氏

本会参与、日本歯科評論社の社長であった氏は、昭和40年4月24日午前4時5分喘息性心臓衰弱のため逝去された。

氏は日本の歯科操縦界の重鎮であったが、口腔衛生の普及運動に

昭和39年9月17日 富山市公会堂の日学歯理事会にて

は特に熱心で、6月4日の「むし歯予防デー」は、氏の発案になるものといわれている。

学校歯科に向ける情熱は第1回の全国学校歯科医大会以来の皆勤者として、大会で表彰されたこともあった。享年71歳。



塙本 剛一 氏

本会常任理事として、本年度から会計を担当されておられた氏は、同時に東京都学校歯科医会の副会長として、また第29回全国学校歯科医大会の副準備委員長および事務局次長と

して、多忙な日々をおこなっておられたが、昭和40年6月10日午前3時25分心筋梗塞で急逝された。死の直前まで大会準備のために仕事をしておられたことを聞いて、頭の下る思いがする。

写真の愛好家で、氏のいるところ必ず愛用のライカと夫人におめにかかった。

昨年金沢市における全国学校保健大会で、文部大臣から表彰を受けた。享年49歳。

日本学校歯科医会 第11回総会

本会第11回総会は、昭和39年9月17日、富山市公会堂において、125代表者のうち83名出席のもとに、定刻午後1時開会された。

湯浅副会長の開会の辞に始まり、各役員からの報告、議案説明をめぐり、代表者からも熱心な質問や提案があり、議案5件を可決して、4時すぎ閉会した。

以下かんたんに総会の内容を報告する。

第11回総会のあと

快晴にめぐまれた富山市、定刻前には、大部の人が会場に参集。まず氏名点呼が行なわれ、83名の出席をもって総会が成立、開会が宣言された。湯浅副会長の開会の辞について、議長の人選は司会者に一任され、議長に兵庫県清村軍時氏、副議長に富山県和氣憲一氏、議事録署名人に東京の照井悌三、柴林両氏が指名された。

次に向井会長のあいさつがあり、

「学校歯科医会足かけ10年の歩みには、かなりの業績があがり、30年東京大会の決議によるむし歯半減運動は全国に順調にのび、また予防処置問題、学校歯科医の執務の問題など、本会が先頭に立って世論を喚起してきた。本会の充実ぶりはみごとであり、現場も学校歯科の明かるい前途を示唆している。さらに飛躍するために会員各位のご協力を」とのべられた。

つづいて、保健文化賞を受けられた熊本県柄原義人氏が、満場の拍手をうけて立ち、あいさつされた。

《会務報告》

竹内理事長から報告。前年第10回総会で決議された本年度事業計画、予算案、法人化問題、手引書の件など、総会の協議の線にそって、役員一同努力し、さらに学校歯科の明確化にまい進している。

1. 加盟団体、会員数

加盟団体は9月現在51で、昨年より愛知県立高等学校保健会の1団体が増加した。

会員数は、9月15日現在で9,538名、昨年度9,708人に比し130名の減となった。これは会費納入額によっており、1県で200人減のところがあったためで、実質的には変わりない。

2. 各種会合のうち常任理事会

昨年度総会に報告後、38年度に5回、39年度



総会のひとこま

に入って本日までに5回開催、本会の運営に努力してきた。

また、法人化問題、手引書作成等の各種の会合、そのため成案作製の作業が休みなく続けられてきた。

3. 第27回全国学校歯科大会決議の処理

38年10月15日、山形の栗田会長が上京、向井会長以下本会役員が同道し、文部・厚生両大臣宛懇請の文書を提出した。

たまたま、文部省訪問の折、科学技術庁に当時の鹿島政務次官を訪ねたところ、「学童う歯対策の法制化の要望」に関連し、新しい歯科学技術の研究を推進するための、研究費支出に努力することを表明された。

4. 録音テープおよびスライド

本年度は新作しなかったが、従来の作品が本年4月以降テープで54本出ている。

主なものは、エゼールの人形とエスキモーのヤンをおさめた第6号の37本、次で第5号の14本である。またスライドは、6号に同調させた天然色“エゼールの人形”が67本出た。

5. 特 報

会員に会誌発行までの間に重要事項報告のため、発行したが、会員増のムードを作りまた未加盟県へも加盟を呼びかける目的から印刷部数は3万部とした。

6. 会 誌

会誌第8号を8月20日付で発行、8月末までに全加盟団体に送付した。

第8号はページ数も増加して116頁となり、印刷も見やすい写植製版とした。

7. よい歯の学校コンクール

第5回を迎えるにあたり、着実に運動としてのびつつある。本年は小学校1,042、中学校285校となり、合計1,327校が表彰をうける。さらに5回連続表彰校には、毎年の表彰状のほかに、5年連続を特に讃える、新しい感覚のレリーフのようなものを作り、あとから送ることにした。目下、専門家に依頼して、案をねっている。

8. 奥村賞

本年も加盟団体から相当数のご推せんあり審議の結果、奥村賞には新潟市立礎小学校、奥村賞推せんの記には、長崎県神代小学校が入選した。

9. 医事行政

法人化問題も含めて、関係方面と交渉した。

10. 学校歯科衛生研究協議会

11. 学校歯科の手引

予防処置委員会答申中の要望にそって、その趣旨を徹底するため、会長から新たに依頼あり、極めて短時日だったが、連日作業をつづけて、手引書（案）を作成、昨日の研究協議会に配布した。

12. 法人化準備委員会

昨年の総会の決議にもとづき、法人化準備会をつくり、第1回会合を3月19日もった。委員は12名、委員長に柄原氏、副委員長に亀沢氏を推し、柄原先生は毎回、熊本から上京され、会議は数日にわたることもあった。委員会は2班にわかれ、第1班は規則的なもの、第2班は事業内容といったものを検討し、りっぱな主旨、規則ならびに細則を得て、9日会長に答申した。

ただ、法人化問題は、本会の立場のみからだけでなく、関係方面との問題もあり、会長もいろいろ考慮されている。

この件につき、委員会の経過を柄原委員長が報告した。

さらに法人化問題については、代表者より強力に推進せよとの発言が多くあった。

以上会務報告を了承して、議事は次に進んだ。

《会計現況報告》

別項現況書によって、亀沢常任理事から説明があり、会費納入を速やかにされるよう強く要望した。

《議　　事》

つづいて議事に入った。

第1号議案　日本学校歯科医会昭和38年度歳入歳出決算の承認を求める件

亀沢常任理事の詳細な説明、渡部監事の監査報告によって、満場一致可決された。

第2号議案　日本学校歯科医会昭和40年度事業計画案に関する件

1. 第29回大会を開催する件
2. 学校歯科の手引の研究をさらにつづけ完成したときりっぱな印刷に付す。
3. 会誌、特報は従前通り発行する。
4. むし歯半減運動も従前どおり行なう。
5. 学校歯科衛生の普及に適したもの、例えば、手引書の刊行、適当なテープの作成など隨時行なう。

6. 大会決議事項の実現に必要なことを行なう。
7. その他本会の目的達成に必要な事柄は隨時、適切に措置して実現する。

竹内理事長の説明があり、承認可決された。

第3号議案　日本学校歯科医会昭和40年度歳入歳出予算案に関する件

亀沢常任理事より説明、別項のような40年度予算案が可決された。

第4号議案　第29回全国学校歯科医大会開催地に関する件

向井会長より来年度は東京都が引受けとの快諾があった旨報告され、可決。

東京都亀沢会長から、努力してよい会を開くとあいさつがあった。

第5号議案　会長1名、副会長3名、理事長1名、理事若干名、監事2名選出の件

各役員の任期は2年間、昭和40年4月1日より昭和42年3月31日までである。

このうち、監事の選任は議長、副議長に一任し、副会長、理事長、理事は新会長にまかせるよう、議決され、会長には向井現会長が満場一致で、再任を要請された。

また監事には、東京の渡部重徳、関根 卓氏が推せんされた。

向井新会長のあいさつ、渡部、関根新監事のあいさつのあと、向井会長は会務報告について追補し、柄原委員長より答申のあった法人化問題については、関係各方面の意向も勘案し、ベターな対策をもって前進したいとのべ、全議事を無事終了、午後5時会を閉じた。

日本学校歯科医会昭和40年度歳入歳出予算

自 40. 4. 1
至 41. 3. 31

収入之部	予算高	3,054,200円
支出之部	予算高	3,054,200円

収入之部

科 目	予 算 高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 会 費	3,050,000円	3,050,000円			
第1項 会 費	3,000,000	3,000,000			会費 10,000人×300円
第2項 過 年 度 会 費	50,000	50,000			
第2款 雜 収 入	4,200	4,200			
第1項 寄 附 金	100	100			
第2項 雜 収 入	4,000	4,000			預金利子
第3項 繰 越 金	100	100			
計	3,054,200	3,054,200			

支出之部

科 目	予 算 高	前年度予算高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 事 業 費	1,550,000円	1,550,000円			
第1項 大 会 費	200,000	200,000			大会助成金
第2項 調 査 研 究 費	150,000	150,000			教育評価に関する調査等
第3項 会 誌 発 行 費	800,000	800,000			会誌発行 1回分,印刷,送料代
第4項 普 及 費	400,000	400,000			特報1回分, よい歯の表彰費
第2款 需 用 費	1,310,000	1,310,000			手引書印刷費等
第1項 会 議 費	250,000	250,000			諸会議費
第2項 庶 務 費	700,000	700,000			人件費, 消耗品, 電話料, 事務所使用料, その他事務処理費
第3項 通 信 費	100,000	100,000			通信切手代
第4項 会 務 連 絡 費	250,000	250,000			会務連絡旅費
第5項 雜 費	10,000	10,000			官公庁等接渉費
第3款 予 備 費	194,200	194,200			
第1項 予 備 費	194,200	194,200			
計	3,054,200	3,054,200			

日本学校歯科医会昭和38年度歳入歳出決算

自 38. 4. 1
至 39. 3. 31

収入之部

決算高	2,704,872円
予算高	2,554,200円

支出之部

決算高	2,375,503円
予算高	2,554,200円

収支差引 329,369円 昭和39年度会計へ繰越

収入之部

科 目	決算高	予算高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 会 費	2,472,100円	2,550,000円		77,900円	
第1項 会 費	1,770,200	2,500,000		729,800	会費 7,081名分
第2項 過 年 度 会 費	701,900	50,000	651,900		36, 37年度分会費
第2款 雑 収 入	232,772	4,200	228,572		
第1項 寄 附 金	100,000	100	99,900		日本歯科医師会より
第2項 雜 収 入	67,855	4,000	63,855		預金利子, 広告収入
第3項 繰 越 金	64,917	100	64,817		昭和37年度より繰越
計	2,704,872	2,554,200	150,672		

支出之部

科 目	決算高	予算高	比 較		説 明
			増	減	
第1款 事 業 費	1,558,705円	1,450,000円	108,705円		
第1項 大 会 費	300,000	200,000	100,000		山形大会費
第2項 調査研究費	138,015	150,000		11,985	予防処置等研究費, 歯科衛生研究協議会助成金他
第3項 会誌発行費	789,200	700,000	89,200		会誌印刷, 発送代
第4項 普 及 費	331,490	400,000		68,510	特報印刷代, 発送代
第2款 需 用 費	816,798	910,000		98,202	よい歯の学校諸費, テープ他
第1項 会 議 費	151,410	200,000		48,590	諸会議費
第2項 事 務 費	318,610	350,000		31,390	事務処理費
第3項 通 信 費	91,765	100,000		8,235	切手代他
第4項 会 務 連絡費	245,733	250,000		4,267	会務連絡旅費他
第5項 雜 費	9,280	10,000		720	大会の鐘修理代他
第3款 予 備 費	0	194,200		194,200	
第1項 予 備 費	0	194,200		194,200	
計	2,375,503	2,554,200		178,697	

帳簿, 証憑書等を監査の結果, 上記の通り間違いありません。

監事 渡 部 重 徳

日本学校歯科医会昭和39年度会計現況

昭和39年9月10日現在

収入之部

会 費	1,176,800円	22団体分
過 年 度 会 費	95,500円	6団体分
寄 付 金	0円	
雑 収 入	0円	
繰 越 金	329,369円	昭和38年度会計より繰越
計	1,601,669円	

支出之部

大 会 費	0円	
調 査 研 究 費	67,050円	富山大会シンポジウム調査団費用、他
会 誌 発 行 費	71,520円	会誌発送料他
普 及 費	117,810円	特報発行費、よい歯の学校、手引委員会諸費用
会 議 費	91,570円	理事会費
庶 務 費	98,750円	事務処理費、車代、印刷代、人件費他
通 信 費	29,702円	切手代
会 務 連 絡 費	81,407円	接待、連絡旅費
雑 費	2,000円	業界誌広告料
予 備 費	302,589円	法人化委員会関係諸費用
計	862,398円	
差 引 残 高	739,271円	

録音テープ、スライド関係会計現況

昭和39年9月10日現在

録音テープ関係

収 入	120,820円 (37年度残額 20,170円, 38年度残額 67,940円, 39年度売上 32,710円)
支 出	10,270円 (テープ原価および発送料)
差引現在高	110,550円

スライド関係

収 入	66,000円 (エゼールの人形スライド売上代)
支 出	46,360円 (スライド原価および説明書印刷代)
差引現在高	19,640円

第5回 全日本よい歯の学校表彰

小学校982校・中学校259校に増加

昭和39年度は、よい歯の学校表彰も第5回を迎える。いよいよ本物になってきた感じである。本会特報でも報じたように“体力つくり国民会議”も後援して取上げる。

よい歯の学校表彰は、必然的にむし歯の処置の向上になるが、単にむし歯の処置数を競うものではなく、むし歯解決のための障害を子どもたちばかりでなく、教師、父母、その他の関係者が協力して克服してゆく、その生活体験によって、子どもたちに、健康上の問題処理能力を高めるところに、大きな教育的意味をもつ。それは今日の如く、上級学校進学に多くの時間をぎせいにする子どもたちに最も好ましい学習場面を提供するものだ。

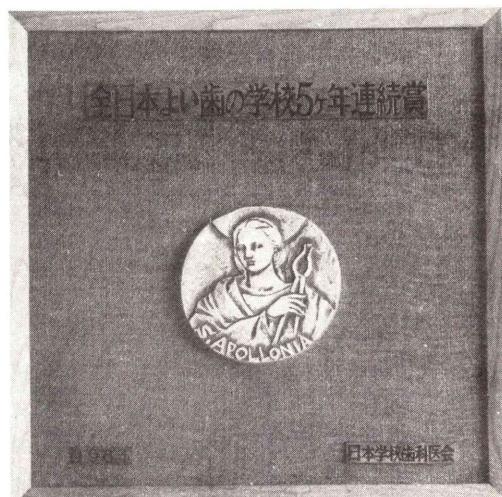
この趣旨に共鳴し、この運動に参加し、積極的な活動を行なう小・中学校が全国にその数を増し、いろいろがっていくことをわれわれは期待する。

昨年度は38都府県から、小学校982校、中学校259校、合計1,241校が表彰された。

これを第1年度20都府県186校、第2年度29都府県458校に比べると、まさに隔世の感があり、第3年度から新たに参加した中学校も、順調に、のびている。

とくに第5回からは、5回連続賞がおくられることになり、本誌口絵に紹介したような銀メダルの額が贈呈される。

10年連続のあかつきには、金メダルをの話もあり、
5年連続もものかは、ぜひ10年とつづけてほしい。
また、どの学校も連続受賞を心がけて頂きたい。



5回連続校におくられる賞額

全日本よい歯の学校5年連続表彰校

千葉県	周南	富山県	安野屋	京都府	庵昭	我和谷
埼玉県	植竹		東部		櫨木	津崎
	上木崎		博労		魚	氣島
東京都	木下川		福光		和江	島里
	言問		山室		田三	
	林町		五番町		岡山県	
	駒本		柳町		広島県	
富山県	八人町		東太美		高知県	
	鷹栖	滋賀県	長浜北		福岡県	美野島
	岩瀬	和歌山県	応其			住吉
	浜加積	京都府	嵯峨野			
	清水町		立誠			計 34校
						いずれも小学校

昭和39年度 全日本よい歯の学校数

太字は小学校 **細字**は中学校

北海道および無記入は申請のなかった県



全日本よい歯の学校表彰校県別内訳表

年 度 県 別	35年 度 第1回 小 学 校	36年 度 第2回 小 学 校	37年 度 第3回		38年 度 第4回		39年 度 第5回	
	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校
北海道			3				6	
青森県	2	2	1	2	2	1	4	2
岩手県		1			11	5	41	14
宮城県			1					
秋田県								
山形県								
福島県	4	6	4		7		6	
茨城県		3	8	2	14	3	13	2
栃木県			11	5	21	14	65	36
群馬県	2	21	43	15	71	25	78	30
埼玉県	14	28	24	11	19	9	13	6
千葉県	12	48	32	5	44	8	40	5
東京都			16	18	6	2	7	1
神奈川県			20	33	7	53	17	42
新潟県	31	50	66	20	82	24	105	33
富山県		7	14		5	18	8	31
石川県						5	1	9
福井県							7	2
山梨県	1							
長野県	9	22	9	1	12	1	10	3
岐阜県	2	8	38					
静岡県								
愛知県	5	5	12	1	19	3	38	2
三重県								
滋賀県	7	4	8	2	8		13	5
京都府	11	15	21	1	30	2	46	
大阪府	6	14	4	3	11	3	36	5
兵庫県	18	9	19	6	35	9	40	12
奈良県			31	16	17			
和歌山县	40	18	11	1	19	1	14	2
鳥取県			5		6		6	
島根県			32	16	5	18	5	1
岡山県	14	17	37	7	40	5	42	
広島県	1	16	35	12	48	10	37	10
山口県								
徳島県	1	2	2	1	5	1	5	2
香川県			60	13	63	11	70	11
愛媛県			1		2		1	
高知県	1	6	4		2		3	2
福岡県	5	9	11	2	17	2	24	4
佐賀県			2					
長崎県			15	20	22	4	29	4
熊本県			27	62	33	12	13	3
大分県			2	24			11	4
宮崎県					1			
鹿児島県							6	1
合計	186校	454校	651校	176校	813校	189校	982校	259校

昭和39年第5回全日本よい歯の学校表彰校名（小学校の部）

注：処置率とは永久歯う歯の処置歯率、以下同じ

学校名	検査員	処置率%	学校名	検査員	処置率%	学校名	検査員	処置率%
小学校			小学校			小学校		
青森県			肘折	151	55.7	岩神	731	57.1
一野坪	183	56.2	沼台	169	52.1	桂萱	786	57
小目名	44	68.9	大藏	485	54.3	城南	1,036	62.1
八戸	1,583	80.3	南山	119	64.9	芳賀	524	55.4
時敏	1,142	64.1	赤松	225	59.3	嶺井	139	85.2
朝陽	662	50.0	西山	357	93.5	桃井	1,033	52
橋本	1,002	52.6	泉州	365	79.7	中川	1,048	72
宮城県			伊佐沢	262	67.9	多胡	195	68.3
逢隈	704	66.7	茨城県			月田	298	51
盲	31	97	栄	240	77.5	大室	275	63.2
片平丁	941	60.7	土浦第二	931	64.2	明治	573	74
東北大學 教育学部附属	954	75.1	阿字ヶ浦	369	90.7	長尾	714	53.5
山形県			久賀	140	76.6	上白井	262	71.0
山形市立第一	1,222	81.8	野口	403	55.7	群南村立南	164	53
山形市立第四	830	64.4	岩瀬	694	81.4	倉淵村立東	377	54.2
山形市立第八	766	52.1	栃木県			国府	307	59.9
西山形	341	94	薬利	231	100	群南村立東	331	65.7
本沢	352	58.5	相生	834	79.7	松井田町立第一	579	59.2
長崎	771	73.1	助戸	523	55.4	三波川東	113	65.8
豊田	603	53.7	山辺	1,534	61.4	昭和村立東	424	52.1
西根	484	91.9	那瀬川	132	87.1	若宮	937	64.1
睦合	129	80.3	宇田	166	92.5	東今井分校	61	50
岩根沢	130	78.4	塚	435	62.8	駒寄	459	90.4
川居	233	78.9	氏家	1,243	65.5	岩島第一	419	53.3
小山	90	72.0	桜	1,081	70.4	城東	1,345	66.2
間沢	59	82	宇都宮市立中央	1,092	66.7	額部	561	59.6
谷地中部	768	61	姿川第一	296	58	中川	596	59.8
谷地西部	202	74	船津川	143	67.6	丹生	390	51.5
横山	314	52.5	柳原	1,186	79.9	太田市立南	613	60.9
日新	1,119	75.4	群馬県			宝泉	977	69.0
富長	243	100	秋間	394	53.3	塚沢	1,538	54.7
堀内	249	67	後閑	281	65.3	榛名町立第六	549	60.5
長沢	316	79.2	渋川市立北	1,667	51.5	南八幡	540	54.6
神田	200	55.9	金島	601	56.3	榛名町立第五	503	53.2
朝陽第二	999	50.9	古巻	667	62.2	入野多比良分校	155	50.2
田川	318	69.4	豊受	999	50.7	入野馬庭分校	196	66.5
本楯	460	87.4	桐生市立北	1,341	56.2	入野	201	61.4
蕨岡	323	98.4	城東	995	53	中郷	468	60
稻川	346	66.7	城南	707	56.7	一ノ宮	453	71.7
金山	116	75.2	新高尾	450	78.6	神流	372	50.1
長井	1,330	86.9	高崎市立南	752	53.6	富岡	1,520	65.9
西根	748	66.2	倉賀野	878	67.9	平井	452	54.1
荒砥	555	71.0	桂萱	533	82.0	新町	1,304	72.3
東根	540	54.9	永明	528	52.7	群南村立北	391	69
山形市立第二	950	51.6	前橋市立中央	906	68.4	宝泉南	267	54.1
谷地南部	580	69.4	桃川	790	58.2	大島	345	57.6

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
小学校								
嬬恋村立西島	403	61.1	蕨市立北瀬	1,290	75.8	田原	500	71.1
敷島	1,161	58.4	岩瀬	448	85.6	精華	488	64
尾島	1,115	64.6	新郷第一	378	91.9	沓掛	805	85.4
千葉県								
佐原	2,114	64.8	飯仲	728	75.7	桃井第二	834	73.7
名古第一	568	53.7	針谷	763	75.6	和泉	635	69.4
健田	632	71.1	本太	817	82.7	葛飾	853	66.8
田原	240	80.8	藤沢	962	60.3	淀橋第六	693	61
小糸西	277	85.1	本町	1,003	70.5	境北	983	66.7
周南	284	82.1	金子	628	86.8	言問	681	60.4
木更津第二	930	57	寄居	967	85.5	中和	609	80
東金山	1,274	77.2	鴻巣	1,250	65.3	木下川	463	81.7
富山	255	62.8	植竹	854	75.9	第三寺島	896	100
小栗原	451	72.2	羽生	1,265	93.1	武藏野市立第五	935	70
海神	1,104	54.5	山口	551	85.7	志村第一	798	53
桜鳴	385	69.6	庄東	1,125	55.8	板橋第五	545	81.2
上原	86	70.5	岡	437	86.5	富士	1,358	57
埼玉県								
松山第一	1,916	60	金沢	159	100	柳町	444	65.1
桜木	1,307	84.2	北川	75	52.9	林町	636	76
川本南	665	78.7	熊谷	1,440	83.8	明化町	831	80.3
蒲生	1,034	71	南畠	384	90	関口台町	662	70.1
須加	292	91	木崎	458	90	金窪町	536	59.1
大谷場	729	74.8	豊里	399	97.3	大塚之	1,142	64.8
樋用	503	85.5	常盤	1,296	72.9	誠根津砂	436	66.2
用土	419	94.8	深谷	549	55.6	真馬砂	1,809	63.1
龜井	340	87.9	東成	812	66.2	駒砂	584	50.7
岸町	566	78.9	三田ヶ谷	395	100	眞駒籠	616	56
豊里	225	94.5	柏羽	1,544	57.2	駕籠町	754	72.3
飯塚	1,023	83.3	礼ヶ丘	360	100	城東町	530	53
下落合	870	77.6	桜谷	742	88.4	泰明町	266	52.6
上落合	710	64.8	越ヶ谷	1,163	85	明石地	290	72.3
元郷	810	84	大子	316	100	築華	671	62.6
男衾	614	80.6	手屈	574	66.6	京島第三	389	89.4
鉢形	401	77	幸子	343	61.7	月島第一	239	66.6
江南北	552	100	林巣	672	71	花見堂	371	51.8
熊谷西	1,397	53.6	川俣	293	100	多聞	444	73.5
別所	746	77	新郷第二	109	100	北ノ台	1,122	52.9
原町	533	72	桜沢	402	165	谷戸	355	90
前川	990	62	与野市立本町	1,149	74.7	上小岩	821	73
岡部	813	73.4	大戸	894	65.6	神奈川県		
須影	446	97.3	江南	437	58.1	追浜	656	82.9
井泉	436	72.9	仲町	762	72.2	横浜市立本町	1,581	64.9
折原	374	63.4	水谷	321	75	長井入汐	782	66.7
浦北	907	64.2	野上	350	79.8	田戸入	626	77.2
砂高	1,334	87.9	第二戸	861	66.8	菊戸	1,049	50.3
仲本	957	80	矢宗	76	92.2	今泉	738	91.8
階高	821	67.8	東京都	386	50.7	静岡県	979	69
村君	305	60.4	上板橋第四	697	61.9	清水	1,513	81.3

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
小学校			小学校			小学校		
開 北	953	67	愛 知	886	76	小 泉	535	85.6
第 一	1,292	58	守 山	1,151	54.3	高 山 市 立 東	778	74.6
元 城	1,488	62.7	岐 阜 県			久 々 野	384	66.2
磐 田 中 部	1,363	89.6	洞 戸	568	56.8	丹 生 川	189	58.6
磐 田 西 島	963	74.6	高 山 市 立 西	731	71.6	新 潟 県		
五 北	239	90.7	松 枝	338	94.2	浜 浦	1,193	81.1
与 進	1,191	68.9	日 野	199	65.8	田 沢	347	89.8
白 脇	902	57.5	厚 見	828	56.1	不 動 倉	112	59
船 越	940	57.5	加 納	1,382	56.3	船 峰	134	97.4
大 崎	641	68.5	金 華	1,035	69.5	蒲 生	123	58.5
岡	128	76.4	富 岡	104	72.7	須 川	231	86.9
	1,397	82.6	小 坂	440	60.5	中 郷	118	92.3
愛 知 県			下 野	194	56	伏 岩	600	56.7
田 原 中 部	1,207	95.4	昭 和	952	55.6	柿 崎	74	90.8
奈 根	166	55.2	越 明	163	64.7	菅 原	600	55.5
御 津 北 部	245	87.6	徳 澤	773	57.6	和 田	358	50.1
萩	181	92.7	瀬 本	175	59.1	笠 砂	197	91.9
中 部	514	66.1	池 八	52	73.2	東 町	789	81.2
碧 南 市 立 東	505	100	常 百	792	60.6	新 井	1,407	93.1
日 進	351	74.9	磐 五	252	84.4	手 町	1,164	78.3
桜	529	80	加 国	95	85	猿 橋	144	76.4
小 沢	236	86.7	府 文	582	75.2	市 野	67	64.7
西 尾	1,406	58.3	興 南	1,136	57	国 府	352	69
米 津	414	57	福 寿	989	64.1	北 訪	242	52
小 木	95	64.4	静 里	259	93.6	阪 上	725	61.8
河 和	523	81.9	方 県	313	64.7	表 町	746	66
六 ツ 美 北 部	344	57.5	鷺 山	268	80.3	新 町	123	70.1
本 宿	315	82.9	則 武	923	74.3	栖 吉	482	78.6
三 ツ 渕	194	100	神 土	444	59.2	乙 吉	96	59.4
西 浦 南	312	56.4	神 淵	243	73.3	上 組	597	66.3
春 岡	1,007	54.9	三 萩 川	442	70.6	濁 沢	104	62.3
富 見 台	850	57.3	原 原	185	59.7	山 谷	172	59.7
東 山	1,598	53.8	笠 松	786	69.4	深 沢	224	63.5
西 山	803	62	養 成	1,238	60.9	日 越	479	72.9
味 鋆	1,500	79.5	和 佐	1,130	63.3	王 寺	123	59.7
榎	679	67.9	市 橋	154	70.2	黒 岩	129	82.2
上 名 古 屋	1,197	72.4	竹 原	376	71.4	清 水	101	60.6
城 西	990	69	神 東	244	73.5	大 井	207	70.1
牧 野	1,151	55.6	江 東	822	57.5	小 合	251	80.2
御 園	562	60.4	黒 東	350	89	加 茂	474	51.3
栄 原	864	69.3	中 島	104	61.5	二 宮	345	92.3
松 原	500	54.6	姫 治	415	60.6	吉 井	177	100
平 和	642	72	山 王	309	62.1	別 俣	131	72.2
王 子	282	62.2	倉 知	801	69.2	野 田	326	95.2
御 銀	1,116	75.6	下 知	144	65.9	伊 米 崎	400	100
汐 路	1,369	79.3	有 知	316	61.3	新 座	168	62.8
高 田	1,050	54.1	高 山 市 立 北	643	69.3	長 野 県		
豊 岡	785	63.5	萩 生	263	58.5	竜 丘	430	65.2
陽 明	937	69.0	三 枝	178	78.5			

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
下久堅	448	61.2	柳清水	997	89.7	津城福	376	50
会地智	317	96.3	桜谷五	688	69.5	福東太	656	50
開輪	1,459	73.8	安福	50	58.9	砂子	701	85.0
三輸	1,261	63.7	野屋	420	53	戸北	218	74.3
山形	525	57.6	奥東	542	66.8	福山大赤	132	58.3
会田	197	50	新庄	1,600	77.6	若岡	480	55
宮田	567	64.1	藤木	901	65.5	王滝丸	190	58.1
箕輪	173	60.1	瀬原	954	54.5	谷位	293	53.5
中川	264	68.7	崎田	159	64	杉渕	220	52.8
富山県								
浦山	258	50	針浜	763	78	西小	117	52.5
上原	310	92.7	黒広	317	56.3	新作	109	50
横山	252	60.8	豊広	210	98.8	片道	154	61.5
門山	183	86	神明	452	72.7	口	296	74
三日市	678	58.5	堀川	479	70	新作	807	57
住吉	250	50.8	室川	344	100	片道	1,109	52
本江	567	62	室川	259	80.8	口	389	66
片貝	236	65.5	山崎	1,304	62.7	石川県	201	54.2
道下	453	78.5	大田	938	68.6	菊川	865	75
寺家	790	99.1	高岡市立	606	74.5	町尾	96	56.1
浜加積	253	85.3	萩浦	343	50.5	西河	1,061	69.1
早月加積	298	51	四方	629	53.5	花園	220	61.1
中加積	232	87.1	八幡	425	55.1	美川	621	62.7
西加積	221	57.7	倉垣	301	58.7	津幡	471	61.1
山水加積	111	56.2	熊野	151	80.2	鶴巣	120	76.1
水橋東部	157	52	富山大学附属	282	62	湖北	196	71
上橋条	175	99.1	横田	473	70.9	勅使	139	54.5
上市中央	1,098	100	成美	660	68.6	富永	143	73.4
宮舟川	229	53.9	博労	1,289	62.4	野々	830	92.2
舟橋	136	80	定塚	1,310	73.6	北館	136	84.1
大沢野	1,028	82.1	川原	1,013	58.1	北畠	165	97.1
大小羽	111	91.6	下関	548	100	藏山教場	119	97.4
大庄羽	246	54.1	条木	514	58	林教場	199	92.1
吳羽岡	723	54	伏能	664	84.3	福岡寺	149	70.6
長古沢	234	67.4	野村	1,142	69	夕日代	164	78.7
速星	170	100	牧野	479	51.4	苗木町	1,035	58.2
朝日保	700	67.5	大般	320	75.4	材本昨	976	77.2
神野積	201	54	般若	158	55.3	羽弥生	862	86.8
野畑	376	50.7	東鷹栖	385	64.5	今江	326	99.6
広畑	177	56.3	般若	329	52.7	立野坂	1,880	58.4
長谷	125	53.2	鷹栖	217	95.5	千越	279	55.1
大長谷	194	56.5	井波	207	98.9	鳥越	315	65.9
猪曲	126	69	種田	699	61.6	稚路	1,107	71
愛總曲	630	54.2	西赤	94	85.4	越至	513	62.9
星田宿	732	68.3	皆野	101	79.2	鳳至	722	51.9
星井町	851	74.6	福野	74	85	長土	821	67.9
五番町	424	78.7	福北	176	78.3	松至	1,038	83.2
八人町	550	72.7	安樂	294	75.2	栗任	290	95.7
	331	99.5	岩尾	112	67.7	浜津	790	60.6

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	
小学校			小学校			小学校			
福井県			醒泉	728	62.8	芦内	365	88.3	
敦賀	南北	1,230	55.3	藤森	1,147	57.8	代東	911	88
敦賀	南北	819	54.9	柏野	501	61.5	平島	299	81.1
五	幡	53	60.2	嵯峨	685	90.2	英集	1,235	81
東	浦	250	55	貞野	470	89.1	高倉	1,176	79
咸	新	172	55.3	乾	382	81.3	道仁	1,359	78.7
東	愛	80	81.5	西陣	323	67.0	精華	271	78.6
粟	野	524	54.1	淳風	637	54.2	鷹合	635	78.3
滋賀県			紫竹	608	56	島里	1,301	76	
滋賀大学芸部附属			永間	406	76.7	桃東	1,237	75	
逢坂	坂	715	53.5	松川	154	72.1	梅谷	626	74.9
雄琴	琴	848	73.3	小本	499	62.7	香宮	1,122	74
坂本	本	200	79.5	能致	291	63.6	明宮	1,216	70
北里	里	723	58.8	第一	323	78.3	桜明	1,296	68.4
長浜	浜	382	52.5	倫雀	944	62.2	晴津	211	64.6
守山	山	1,075	68.2	朱明	359	81.8	高島	652	61.8
野洲	洲	1,142	57.5	大枝	112	79.5	四城	1,020	60.9
甲東	東	611	82.3	浜逸	309	78.0	堀東	1,158	59
浅井	東	493	60.2	野成	394	60.5	川尾	954	57
木之	本	315	68.3	市原	71	66.1	北松	514	83.2
丹生	生	697	52.6	紫朱	688	64.5	寝屋	866	76.7
片岡	岡	116	87.6	雀立	781	77.8	川第五田	1,318	78.5
和歌山県			八瀬	332	70.7	野塚	757	75.4	
岸上	上	131	66.9	道原	60	65.1	守口	1,200	75
高沢	山	398	93	將春	435	69.5	浜寺	852	73
古太	沢	170	86	大聚	61	57.7	昭和	1,083	70.7
信太	太	114	55.1	日樂	477	64.3	浜寺	1,248	65.7
嵯其	竹	43	65.1	樂	257	69.7	上原	1,026	65.1
応岩	其	623	98.5	三祥	334	76	岐部	746	60
上出	岩	170	81	朱雀	711	78.5	意岐	1,221	57
安川	安	397	60.9	第二	353	60	山手	938	79.4
細野	細	66	69.1	祥野	878	56.2	橋繩	1,375	53
大野	大	342	90.4	紫京	451	53.5	手北	862	50.9
巽野	巽	417	74.4	葵	1,025	66.4	兵庫県		
志野	志	94	93.5	中雅	443	80	明日	1,141	67.7
上南	上	538	71.9	立松	363	78	井石	314	73
戸川	戸	16	91.3	濟智	453	61.6	江置	569	62.1
奈良県			鳳隣	253	51.2	中島	762	60.4	
郡山	山	1,938	57.5	有元	787	58.7	大南	179	57.4
磐園	園	337	80.7	人	461	71.5	荒城	683	65.5
桜井	井	707	90.8	昭人	139	80.9	嶺	896	77.8
畠南	南	728	83	修和	626	69.2	魚影	1,702	65
飛鳥	鳥	158	100	修齊	374	74.2	御影	1,111	61.6
阪合	合	230	50	庵正	531	70.7	御影	1,138	77.4
金橋	橋	420	57	庵我	282	85.1	高羽	1,857	56.5
新庄	庄	721	60.8	大阪府	賢江	1,165	上井	819	57.1
大淀第	淀	1,065	55.2	生宮	859	92.7	上山	1,143	66.4
京都府	日彰	244	80.2	大宮	1,514	89.2	諏訪	633	53.3
					88.5	多聞	457	79.9	

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
小学校								
菊 水	652	75.3	維 新	224	70.8	山 波	309	74.3
東 山	871	56.9	開 成	257	69.1	土 堂	681	74.8
川 池	1,492	62	芳 野	323	71.9	長 江	859	54
大 開	657	66.1	玉 井	101	100	久 保	631	68.5
明 親	1,000	78.8	本 郷	267	96.3	原 西	132	81.1
有 野	293	54.5	奥 津	153	72.7	口 田	195	54.7
唐 櫃	166	100	第 三	255	70.3	日 市	851	51.1
藍 那	110	67.3	藤 田	88	69.3	五 日	1,400	77.4
八 多	297	63.6	小 泉	295	51.3	河 内	160	58
宮 川	850	68.8	高 梁	924	100	美 登	237	61.7
五 位	797	63.8	連 島	748	100	和 田	242	50.4
真 年	1,284	75.9	仁 堀	136	100	津 郷	262	60.5
千 歲	1,313	57.2	飛 島	91	55.1	赤 坂	342	66.8
板 宿	1,508	71.9	佐 伯	166	52.2	引 野	343	55.8
東 垂	1,358	62.9	笠 岡	712	95.2	伴 伴	332	56.9
名 谷	190	74.9	旭 町	142	100	島根県		
高 丸	1,623	56	立 第	269	91.3	長 浜	104	63
垂 水	833	80	四 手	199	64.8	高 神	313	65
霞 丘	1,230	78.8	城 見			莊 莊	419	51.5
東 舞	957	71.8	厚 生			今 市	717	55.3
太 山	187	79.5	鳥取県			山口県		
櫻 谷	341	62.5	西 鄉	261	56	嘉 川	346	93.8
木 津	90	70.7	上 灘	386	65	平生習成分校	541	77
押 谷	314	64.5	美 保	424	69	良 城	335	74.9
高 和	163	51.9	醇 風	1,101	67.4	徳島県		
岡山県								
箭 田	349	88.5	三 朝	247	57	南 小 松	660	89.7
琴 浦	1,079	92.3	朝 町	247		島 井	178	64.2
今 井	241	57	立 南	247		阿 敷	296	61
中 山	326	99	船 越	1,085	53.6	驚 中	77	64
軽 部	190	51.6	落 合	157	76.2	和 無	195	57.2
白 石	291	54.4	溫 品	443	56.9	香川県		
赤 崎	529	75.8	二 尾	503	54	四 番	1,374	86
金 浦	621	63.2	尾 立	306	65.2	花 園	987	99.7
宇 治	289	94	小 谷	113	58.2	仏 生	578	55.2
笠 岡	701	100	矢 野	180	96.8	三 溪	303	100
成 羽	511	97	粟 西	85	58.7	飯 野	301	67.3
和 気	202	98.9	狩 小	256	65.4	松 山	507	62.2
福 田	255	84.8	片 山	561	57.4	中 央	788	98.9
玉								
興 除	818	87.3	三 津	361	66.5	吉 原	272	78.5
今 城	310	56.7	江 田	400	86.1	竜 北	402	94.6
沓 石	173	99	高 岛	108	75.9	与 部	283	86
茶 町	73	97	高 坂	104	65.1	南 部	274	51.3
曾 根	611	75.8	沼 田	146	52.9	高 室	374	78.2
七 地	217	56.4	小 坂	142	66.2	觀 音 寺	1,307	66
塩 田	112	62.9	高 須	277	64.2	苗 羽	387	85
小 串	94	64.4	宮 原	177	91.6	蒲 生	157	89.9
本 茂	240	76.6	矢 野	985	56.1	安 田	299	91.3
	368	68.1	西 藤	237	62.0	庄 庄	620	52.4

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
小学校			小学校			小学校		
淵崎	490	95.9	萩原	215	76.5	時津	1,023	58.3
北山	76	100	比地	304	59.7	川原	415	85.5
三本松	725	61.9	笠田	249	93.2	為石	413	98.8
造田	322	98.4	大野原	963	50.2	喜々津	628	61
志度	769	64.6	愛媛県			国之津町立第二	569	67.7
志度町中央	405	100	富田	461	70.8	国之津町立第三	173	60
白鳥町立本町	591	100	高知県			土黒	501	74.9
小田	249	100	三里	550	88.4	神代	691	86.2
誉水	479	57.8	新堀	782	63.1	鶴田	536	54.4
鶴羽	304	100	旭東	765	85.2	小浜	848	57.5
白鳥	401	82.1	福岡県			西郷	527	65.5
神前	239	100	冷泉	591	66.7	岩戸	166	60.5
石田	449	100	高宮	895	53	大正	418	51
鴨部	354	70	和白	1,037	51.1	島原市立第一	1,093	68.6
松尾	332	70.3	高取	1,138	59.9	島原市立第二	942	64.6
津田	679	93.1	美島	660	96.5	鈴田	401	60.1
引長	640	89.3	長尾	1,451	53.9	大分県		
平井	904	58.6	住吉	1,054	94	滝尾	832	84.7
東谷	897	96	今津	364	77.1	若宮	627	72.1
東山	88	81.9	志免	553	57.3	日隈	626	67.2
東大岡	37	93.5	南吉	278	53.2	青山	656	71.5
陶田	192	98.4	池尻	1,024	69.2	別府市立西	1,008	71
西分	454	73.8	中元	289	90	朝日	690	51.1
西分	453	80.4	宮田	454	91.4	別府市立南	933	50
国分寺	49	81.8	小竹	229	64	天間	48	52.2
国分寺南部	145	85.7	吉井	651	87	長浜	686	80.6
粉所	403	57.6	三國	569	73	荷揚町	653	66.5
吉野	213	65.8	大島	460	68	豊洋	294	88.8
多度	314	50.2	三野	1,268	56.4	熊本県		
豊原	1,039	100	池	839	55.9	鹿児第	502	58.7
四箇	290	91.1	高取	1,443	55.2	二水	740	61
琴平	340	60.9	大正	717	69.7	植柳	1,235	62.7
仲南	798	100	不不知	852	50.8	津奈木	679	66.2
川勝	174	77.4	笠原	795	63	水俣第	1,846	65.5
勝通	88	51.8	吉野	1,264	51.8	錦村立	664	66
中造	349	62.2	大里			金剛	1,053	67.6
長炭	193	68.5	潮見	1,115	88.4	城東	990	55.1
神野	198	66.8	広田	747	94.6	五福	749	61.4
四条	441	66.2	早岐	1,211	89.1	日吉	682	57.2
仲北	255	54.4	江上	479	60.5	託麻	1,732	73.1
川奥	323	82.8	八幡	950	73.7	若葉	817	62.5
勝通	88	51.8	保立	845	70.7	城北	492	78.7
中造	349	62.2	琴平	573	94.6	鹿児島県		
長炭	193	68.5	日野	861	94.4	岩北	316	63
神野	198	66.8	相浦	1,829	84.8	霧島町立大田	790	55.7
四条	441	66.2	松原	436	59.1	冠嶺	192	61.1
仲篠	255	54.4	磨屋	1,014	58.8	南界	420	94
川篠	323	82.8	西北	839	57.5	野間		
勝通	88	51.8	蚊焼	488	99.5	榕城	1,586	65

昭和39年第5回全日本よい歯の学校表彰校名（中学校の部）

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
中学校								
宮 城 県			一 ノ 宮	308	60.9	妻 沼 西	453	61.1
県 立 盲 橋	36	93.2	昭 和 村 立 東 長 尾	481	51	岸	1,216	58
五 橋	2,067	51.3	高 崎 市 立 第 四	821	56.4	東 京 都		
山 形 県			桐 生 市 立 西 多 胡	1,105	52.5	松 溪	999	83.4
長 崎	540	70.6	上 野 車 受	162	84	文 海	560	64.2
西 部	305	63.9	豊 久 田	154	63	月 島 第 一	378	56.1
東 部	650	90.3	名 良 田	578	60	東 蒲 東	1,121	51.8
西 里	326	55.4	額 部	298	56.2	神 奈 川 県		
鮭 川	286	69.4	世 良 田	397	53.7	伊 势 原	1,275	77
温 海	618	57	千 葉 県			静 岡 県		
鳥 海	727	50.2	館 山 第 二	365	59.2	沼 津 市 立 第 一	955	51.7
西 根	478	53.2	八 東 南 高	1,763	67.2	大 平 部	155	60.1
作 谷	178	53	周 南 飯	128	64.2	北	1,099	72.7
南 山	75	67.2	湊	195	73.9	愛 知 県		
大 蔵	406	52.1	館 山 第 四	153	53	青 海 田	591	52.6
肘 折	100	55.5		711	62.5	岐 阜 県		
沼 台	112	52.8		346	74.6	神 戸	859	85.8
大 蔵	406	52.1	埼 玉 県			国 見	27	57.7
栃 木 県			大 宮 市 立 北 荒 川	911	57.4	宮 川	122	78.1
陽 北	1,285	52.1	寄 居	1,285	62.3	国 府	458	69.2
旭	1,525	84.2	与 野 東 原	807	59.5	中 山	1,186	57.3
群 馬 県			大 桜 木 泉	967	50.3	南 ケ 丘	664	57.7
南 橋	699	56.8	井 泉 若 南	1,050	62.6	東 白 陶	331	67.8
前 橋 市 立 第 六	554	53.8	長 城 南 里	305	98.7	清 見 池 本 分	44	69.8
桂 萱	824	68.1	豊 喜 南	154	88.2	八 百 都	663	70
前 橋 市 立 第 三	1,338	62.2	羽 生 林	448	73.9	陶 道	859	56.8
前 橋 市 立 第 二	1,085	51.3	手 子 沢	784	71.1	牛 島	183	59.5
前 橋 市 立 第 一	1,784	57	藤 沢	620	99.6	中 森	403	57.4
松 井 田 町 立 北	361	61	青 木	1,258	81.2	長 枝	1,278	61
伊 势 崎 市 立 南	996	68.7	本 鄉	393	71.3	日 富	976	62.2
吉 卷	469	53.7	本 野	775	76.1	高 和	546	61.3
原 市	419	53	本 南	368	75.3	精 華	551	59
秋 間	306	51.7	新 野	553	93.9	萩 原 町 立 北	599	52.3
高 崎 市 立 第 六	623	96	大 沢	225	81	大 垣 市 立 南	296	61
高 崝 市 立 第 一	1,049	51	新 鄉	325	74.7	新 潟 県		
高 南 西 教 場	245	83.6	川 口 市 立 荒 川	1,187	74.4	長 岡 市 立 東	1,477	62.1
白 郷 井	474	55.7	三 橋	1,024	62.1	藏 王 町 立 北	1,130	55.4
入 野	405	51.8	荒 川	479	52.1	宮 内	1,028	82.6
嬬 恋 村 立 東	434	97.4	須 影	294	90	深 才	347	60.4
芳 賀	525	50.7	蕨 市 立 第 一	1,026	51.1	岡 南	464	52.2
鬼 石	582	93	千 代 田	496	93.5	宮 本	217	62.5
新 町	784	51.2	用 土	268	73	新 井	1,302	96.4
多 々 良	544	51.1	川 島	1,278	54.2	黒 岩	98	79.6
渡 澪	225	53.6	幸 並	666	71.3	菱 里	403	89.4
小 野	272	59.9						
岩 島	524	53						
嬬 恋 村 立 西	465	50.5						

学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %	学 校 名	検査員	処置率 %
中学校			中学校			中学校		
大島	264	92	兼六	1,055	84.9	済美	549	59.2
清水	65	69.6	福井県	1,190	72.4	三原市立第三	1,542	65.3
真人	170	50.7	氣比	907	67.4	矢野	503	58.2
城北	347	55.6	松陵			船越	642	58.9
長野県			滋賀県			三和	390	59.1
飯田	1,202	70.8	甲西	1,074	52	東	447	76.5
伊賀	502	79.2	甲賀	873	57.9	島根県		
山形	419	64.4	浅井	635	52.4	川本	540	72.0
富山县			浅香	198	63.1	山口県		
飯野	337	57.5	井東南	637	80.4	川下成	1,159	93.9
大沢	825	53	和歌山県			習	588	72.3
吳羽	1,307	55.7	西脇	306	69.7	徳島県		
八尾	1,277	69.6	岩出	670	63.5	鶴八	388	73
野積	215	95.4	奈良県			香川県		
速星	957	70.3	大成	683	91.7	大部	248	67.4
城山	459	84.5	京都府			相生	292	95.1
榆原	181	62.3	下鴨	1,440	79.5	高見	45	63.6
芝園	1,687	65.8	池柳	449	80	丸亀市立	1,705	54.8
堀川	1,201	64.1	洛北	395	71	第一川	710	53.7
東部	803	72	初音	509	77.2	大津田	1,360	92.7
西部	677	60.5	烏丸	1,055	50.5	天王	759	68.2
西南部	1,255	79.1	大阪府			南北	640	97.2
南北部	678	61.7	城陽	1,930	87.6	仲多度	240	98.6
新庄	945	64.9	倉高	1,355	61	津間	1,388	69.6
岩瀬	1,291	85.4	豊中市立第五	1,494	67.4	詫	1,107	73.5
山室	811	58.9	布施市立第二	598	62.2	高知県		
奥田	1,583	61	豊中市立第二	1,612	52.4	城北		
大泉	813	52.8	兵庫県			城東	1,410	54
富山大学附属	444	80.2	上野	1,898	68.6	福岡県		
高陵	1,314	59.6	葦合	1,678	66	当仁	1,400	73.6
高岡市立西部	1,311	74	楠	1,341	51.3	博多	841	57.2
芳野	745	55.1	兵庫	2,071	55.9	第一垣	1,042	90.2
伏木	1,442	53	大沢	101	64.9	那珂	1,144	71.4
南星	1,205	50.5	高取	1,226	61.7	長崎県		
端	966	55.4	大橋	1,249	64.9	福石	2,145	81.5
上平	156	77.4	鷹取	2,089	72.3	三会	544	85.7
若林	221	52.2	飛松	2,143	63.9	穗德	630	58
福光	1,133	90.9	垂水	1,696	63	馬場	2,334	61
戸出	840	53.5	歌山	1,762	72.6	大分県		
福岡	766	55	檻谷	192	66.3	中部	785	55.6
新湊南部	299	51.7	岡山県			青山	1,223	54.6
新湊中部	751	70.8	灘崎	556	93.9	三隈	1,429	81.8
石川県			笠岡	1,158	73.2	東山	160	50
芦城	1,192	64.7	興除	458	55.1	熊本県		
根々上	689	61.3	金浦	706	87.2	袋白	350	50.6
野城	378	72.1	仁美	244	80.6	川桜	1,929	58.4
富来	923	81	広島県			鹿児島県		
泉州	787	70.7	松永	674	68	敷根	427	75.8
穴新丸	1,440	83.1	音戸	189	87.9			
	552	56.7	幸千	530	55.5			
	30	59.3	大津	236	74			

第6回 全日本よい歯の学校表彰に応募しよう

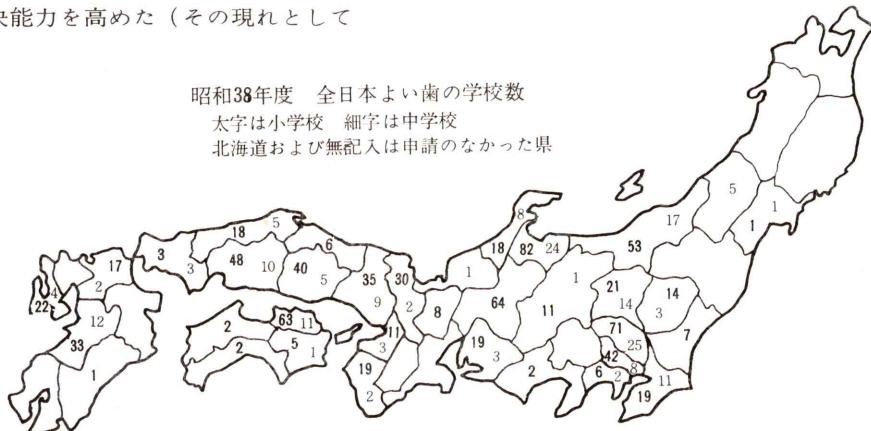
主催 日本学校歯科医会・日本学校保健会
後援 文部省・日本歯科医師会

子どもたちが、めいめい自己の健康上の問題点を発見し、それを解決するための障害を子どもたちばかりでなく、教師・父兄・その他の関係者とも協力して処理し、克服していく。その生活経験を通じて子どもたちの健康上の問題処理能力を高める—これこそ真の保健教育だ。そして、むしばはそのための絶好の教材である。

この趣旨が共鳴され、活動が行われ、子どもたちの問題解決能力を高めた（その現れとして

の永久歯未処置う歯半減）小・中学校が全国にひろがることを期待する、地味で堅実な運動がこの表彰だ。

昨年度は38都道府県から、小学校982校、中学校259校が表彰された。表彰に該当する学校はどしどし名乗り出でいただきたいし、一度表彰された学校も毎年応募して、この運動を盛上げよう。



趣 旨 児童生徒の大多数がむしばを持ち、しかもその90%以上が未処置のままに放置されている現状にかんがみ、本会はさきに学童のむしば半減運動を提唱したのであるが、そのために保健教育と保健管理とにより、学童のむしば半減を達成した学校ができるだけ多くなるようこの表彰を行なう。

審 査 会 全日本よい歯の学校表彰中央審査会を日本学校歯科医会内（東京都千代田区九段4の6日本歯科医師会内）におき、主催、後援団体より推せんされた者および学識経験者を以って構成する。

地方審査会は地方の実情に即して構成設置する。

応募および審査の方法

- 定期的歯の健康診断の結果、全校児童生徒の永久歯う歯の50%以上が処置を完了した中学校または小学校の校長は、調査票を所定の期日までに地方審査会あて応募する。
- 地方審査会は、中学校または小学校の校長から応募をうけた調査票を審査の上、本表彰の趣旨に該当するものはすべて所定の期日までに中央審査会あて送付する。
- 中央審査会は地方審査会から送付された調査票を審査決定する。

表彰方法 全日本よい歯の学校表彰中央審査会は、選定されたすべての校長に表彰状を贈り表彰する。

全日本よい歯の学校表彰調査票

フリガナ 学校所在地および学校名		都府道県	郡区町市村	中学校 小学校						
学校長名	印	学 校 歯科医名	印	全 校 学級数	全校児童 生徒数	人				
学校保健に関する表彰 および事故										
項目		概況					*			
1	学校保健計画における歯に関する決定事項と実施事項	学校保健委員会 有 無, 昨年度開催回数 回								
2	保健教育における歯に関する事項									
3	歯に関する保健管理状況									
4	歯に関する 項目	学年	1	2	3	4	5	6	合計	参考：学校歯科に関する経費等
	検査人員									歯の保健室 有 無
	永久歯う歯総数								(A)	学校歯科医の38年度手当 円
	永久歯う歯処置完了歯総数								(B)	要保護、準要保護児童生徒医療費中歯に関する昨年度支出額 円
	全校児童生徒永久歯う歯の処置完了歯率 ($\frac{B}{A} \times 100$) = %									その他の歯に関する経費 円

調査票記入上の注意

I 全校児童生徒数等学校の一般状況は本年5月1日現在で記入すること。

II 学校保健に関する表彰および事故は昨年度までの状況を年度をあげて記入すること。

III 調査項目

1. 学校保健計画における歯に関する決定事項と実施事項：

昨年度における学校保健委員会の有無および開催回数を記入し、学校保健委員会の有無に拘らず、その学校の学校保健計画の中に生徒児童の歯の健康に関し決定された事項と実行された事項を記述する。経過的な説明が必要であれば以前から的方式の変化、工夫も年度をあげて記述する。

2. 保健教育における歯に関する事項：

保健学習・保健指導の両面にわたる全般的な特長を略述し、そのうち、とくに歯についての状況をなるべく特長をとらえ具体的に記述する。とくに、何か歯の保健上の問題解決能力や態度に関する評価を工夫・実施していれば、それも記述する。

3. 歯に関する保健管理状況：

次の4の項目の結果が得られるに至った実施状況がわかるように、主として、昨年度の歯の検査回数、勧告の方法や回数など事後処置の方法、校内処置の有無等を具体的に記述する。

4. 歯に関する健康管理の結果：

「検査人員」「永久歯う歯総数」「永久歯う歯処置完了歯総数」はすべて**本年度**の定期の健康診断のさい学校歯科医によって行われた児童生徒歯の検査票（第3号様式）にもとづいて記入すること。

「検査人員」欄は学校歯科医により歯の検査をうけた生徒児童の**人数**を記入すること。

「永久歯う歯総数」欄は永久歯のうち処置歯と未処置歯および永久歯の喪失歯の合計の**歯数**を記入すること。

「永久歯う歯処置完了歯総数」欄は永久歯う歯のうち処置を完了した合計の**歯数**を記入すること。

「全校児童生徒永久歯う歯処置完了歯率」はその%を四捨五入により小数点以下一位にとどめる。

VI 学校歯科に関する設備と経費：

昨年度の状況を記入すること。

V ※印欄は記入の必要はない。

一度受賞された学校もこの表彰の趣旨をひろめるため毎年連続応募受賞されることが望ましい。

将来5回受賞校には特別の賞状を贈る予定である。

第6回 奥村賞授賞

奥村賞は、日本学校歯科医会の名誉会長であった故奥村鶴吉先生の御遺族の篤志によって贈られた基金により設けられた賞で、学校歯科衛生に関する研究又は学校における業績が優秀と認められ、直ちに学校歯科の振興に寄与する個人又は団体に与えられる、学校歯科界の栄冠である。

候補者の選定は日本学校歯科医会が依託をうけ、日本学校歯科医会の加盟団体長から推薦された対象について審査委員会で選定し、毎年開かれる全国学校歯科医大会の席上で、奥村賞基金管理委員会が授賞することになっている。

第1回は八戸市学校歯科医会、第2回は甲府市富士川小学校、第3回は富山県学校歯科医会、第4回は香川県琴平小学校、第5回は埼玉県学校歯科医会に奥村賞が贈られた。また、第4回のさいには3件、第5回のさいには1件の推薦之記が贈られた。第6回の昭和39年度は下記の如く決定、第28回全国学校歯科医大会で表彰された。

奥村賞

学校歯科30年の歩み

新潟市立礎小学校

推薦之記

学校歯科衛生に関する教育活動

長崎県国見町立神代小学校

奥村賞審査委員会委員長報告

奥村賞審査委員会における審査の経過についてご報告申上げます。

本年度の奥村賞授賞対象は、すべて加盟団体長を通じて推薦せられたものであります。審査委員会におきましては、それらについて慎重に審査をいたしましたのであります。

新潟市立礎小学校は、昭和6年“児童の健康増進”

を教育の第一の方針に立ち立て、昭和10年からはう歯の実体から出発して、歯科施設をもうけ、校内で初期う歯の充填を始めたのであります。

戦後にいたり、それまでの経過からう歯の治療は家庭勧告に切換え、学校では処置の確認、個人指導を中心とした教育指導を全教師が行ない、また学校歯科医も、教師の一員であるごとく指導に協力する態勢に切りかえたのであります。

その結果、ほとんど大部分の処置は完了されながらも、なお起る高度う歯の原因を学校として追求しうる限度にまで追求したのであります。

その間、工夫されたさまざまな資料の実態に立って、評価とこれにもとづいた計画が年々更新され、積み重ねられていったさまは、教育の場としての学校という組織体が、児童の歯科の健康のためになしうる限界点にまで到達し、しかも、これは教育を主体とした学校歯科のあるべき姿を示しているという点で、きわめて秀れたものであり、正に奥村賞に値すると認められたのであります。

次に、長崎県南高来郡国見町神代小学校は昭和20年学校歯科医の設置以来つづいた校内処置を昭和36年から校外処置へ切かえ、学校保健委員会、児童保健委員会など、学校保健全般として、巾の広い活動が行なわれ、りっぱな成果をあげており、奥村賞推薦之記を贈るに値すると認められたのであります。

よって、これを奥村賞基金管理委員会に報告し、その議を経て決定いたした次第であります。

歯科教育30年

永久歯う歯・歯科問題児を追求する

奥村賞授賞の新潟市立礎小学校

富山大会奥村賞授賞式のあとのあいさつで、礎小学校の重野幸校長は、実に感動的な話をして、満場の会衆をしんとさせた。

歯科教育は非常にむずかしいが、30年の伝統に立って、先輩の業績をつぎ、それを恥ずかしめないよう心がけ、校区の人びともこれを助けてきたこと、新潟地震の災害によって子どもたちも、支えになるものがなくなり、張りを失っているが、こんどの授賞は、子どもたちに対して大きな希望と力を与えてくれた、たいへん貴重なものであること。そして特に声を大にしていいたいのは、現在、学校で歯科教育の中心になっているのは、保健主事の草村トヨ教諭である。このごろ女教師に対する風当たりが強いが、本校の歯科教育がここまで伸びたのは、一に草村教諭という女性のたゆまぬ努力がその中心になっているのだ。

重野幸校長は、そういって、会場のなかの草村さんを立上がらせた。

おもはゆげに、草村さんが立つと、会場をゆるがせるような万雷の拍手が、わき起った。

感動的な一場面であった。

新潟市立礎小学校は、明治34年の創立で、現在、児童数670名、学級数19（内養護2、特殊1）、職員数31という規模である。

場所が新潟市の商業地区の中心地にあり、交通もひんぱんで、保健的には問題の多い土地である。

昭和6年4月、若佐慶蔵校長が校長として着任するや、児童の健康状況、学区内の実状に照らして、“本校の教育はまず児

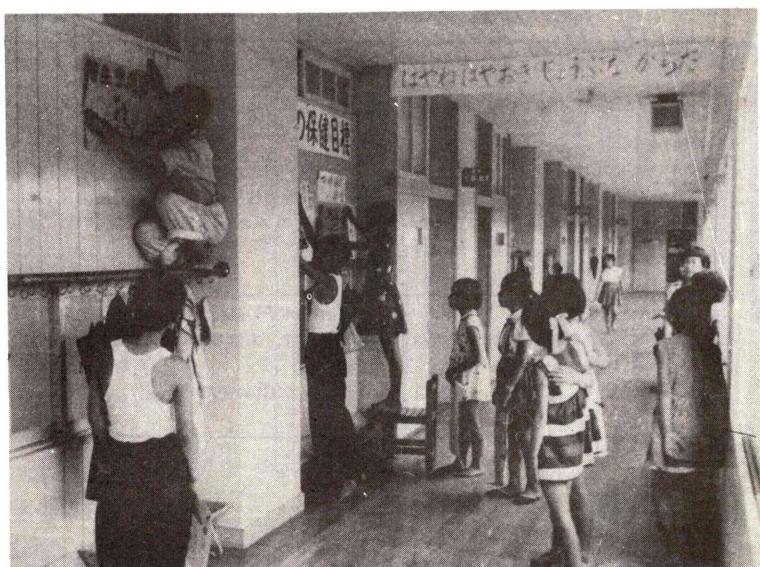
童の健康増進から始めねばならぬ”という根本方針を立て、衛生室新設、備品充実、虚弱児童養護学級特設、学校歯科診療開設、栄養剤服用、学校給食実施など、一連の健康教育、健康管理施策をつぎつぎに具体化した。

当時としてまことに稀な卓見であり、これが礎小学校の教育原理となったのである。

若佐校長は在任5年で去ったが、その後の教育事情の変遷、校長、職員の更迭をへながら、この大方針は終始変わらず、研究に実践に全校の努力がつづいた。

現校長重野幸氏は、若佐校長と共に礎小学校に赴任、若佐氏の指導を親しく受け、その後昭和16年から他校に転じたが、昭和24年、ふたたび、こんどは校長として着任した。

いってみれば、礎小の学校保健、学校歯科は、若佐一重野ラインに受けつながれ、その間、学校歯科医



保健部のポスターはり

高頭憲二郎、小林十一郎、村田忠夫の三氏が引きつづいて勤めており、かたい結びつきができていたのである。

戦後、児童のう歯が増加し、う歯の進行がいちじるしく速いこと、さらに、再う歯が多いことが判明した。

このう歯の増加、う歯進行、再う歯増加の事態に即して新しい研究が開始された。

もともと礎小の学校歯科は、児童の実態から出発し、学校における治療もそこに根づいていたのだ。

こんども同じである。

そして、集団的な指導から「児童ひとりひとりの指導」へと進んだ研究となり、保護者（大半は学校歯科創設時の児童）の啓蒙、指導に発展した。

学校歯科医も、執務の内容は、「検診・予防措置」のしごとから「口腔衛生を担当する小学校の職員であり、教育者である」ことに拡大深化した。

かくて、現在、礎小学校では、拔歯も充填も学校では全くしない。

治療はすべて、保護者が開業医によって行ない、その成績は100%近い。しかも、学校歯科医は、往年の数倍の熱心さと、多忙な執務を行なっている。

学 校 歯 科 の 実 践

草 村 ト ヨ

昭和10年に学校歯科施設を実施以来30年のあゆみを表1のように実施内容の変遷によって4期に分けてのべる。

第1期（昭和10～27年）

年1回、5月に探針を用いて精密検査を行ない、学校内の歯科施設で全校児童を対象とした要抜去乳

歯の抜去と永久歯C₁のアマルガム充填を行ない、永久歯C₂以上は家庭勧告により校外治療を行なわせた。また、学校では歯みがき訓練やその習慣形成につとめた。

第2期（昭和28～30年）

昭和28年の検査の結果は、いよいよ永久歯う歯が

表1 本校の歯科対策の経過の分類

期	昭和年	精 密 検 査	校 内 处 置	校 外 处 置	予 防
I	10 ～ 27	○春（5月）1回	○要抜去乳歯の抜去 ○全児童の永久歯C ₁ の充填	○永久歯のC ₂ 、C ₃ の治療	○正しい歯みがき指導
II	28 ～ 30	○春秋（5、9月）2回 理由 う歯の増加、進行が早い。再発う歯が目立つ	○要抜去乳歯の抜去 ○貧困児童のみの永久歯C ₁ の充填	○永久歯C ₁ 、C ₂ 、C ₃ の治療	○家庭での歯みがき調査 ○歯ブラシ検査 ○医師の歯みがき検査
III	31 ～ 36	○同上 ○就学時健康診断に歯科精密検査を加える 理由 1年生のう歯が目立ってきた	○家庭治療終了の確認 ○治療中の者、未治療者の指導 ○貧困児童のC ₁ の充填	○要抜去乳歯の抜去 ○永久歯C ₁ 、C ₂ 、C ₃ の治療	○同上
IV	37 ～ 39	○同上 ○検査時期を5月と11月に変更 理由 5月と9月の差が著しいので間隔をそろえる	○同上	○同上	○同上 ○歯の問題児の健康相談

増加し、進行が早く、再発う蝕が目立つことが統計の上から確認されたので保健委員会、臨時校会、PTA会議を開き、次のむし歯予防対策をたてた。

学校診療に対する家庭の依存感を改め、学校歯科医は治療に専念するだけでなく、むしろ歯科教育に重点をおくべきであるとの考え方をとり、専門的立場から個人指導や問題点の研究にあたることに方針を変更。

精密検査は春5月と秋9月の年2回行なうこととし、校内処置は、要抜去乳歯の抜去のほか、充填は貧困児童のみの永久歯C₁のアマ充にしばり、永久歯う歯は家庭勧告によることとした。

昭和28年に、全校児童1,253人中、385人の家庭勧告を行なったが、どの程度の父母の協力をえられるか不安であったが、8月末までに75.5%という好成績がえられた。これは、20年間の歯科教育をうけた児童が現在の児童の親となっていることが大きな理由と思われた。

検査の方法は、歯科医6名が同時に行ない、同じ学級は同一歯科医が継続して検査し持上げていくやり方をとり、現在までこのやり方をつづけている。

予防の教育についてもいろいろやってきたが、学校歯科医の清掃検査を始めたが、これはよい効果を示した。

第3期（昭和31～36年）

これまでの種々の方策から、学校歯科医は治療医としてではなく、口腔衛生教育を担当する教育者との方針をいよいよ明確にし、学校の保健室では、家庭治療の確認、治療中の者や全然治療をしてこない者の指導啓蒙をし、また、学校歯科医は歯の清掃検査なども行なうこととし、要抜去乳歯も永久歯のC₁、C₂、C₃の治療も一切家庭勧告にした。

数年前から1年生のう歯の増加が統計上目立ってきたので、就学時健康診断のむし歯の精密検査を加える。

学校歯科医による歯の清掃検査の結果、歯みがき指導方法を、第1段階—4年以上全員の歯石、歯垢の除去、第2段階—歯みがき指導、第3段階—歯の清掃検査を行なった。これには6名の歯科医が560名の児童に28日間を要したが、表2のようなよい成績をあげた。



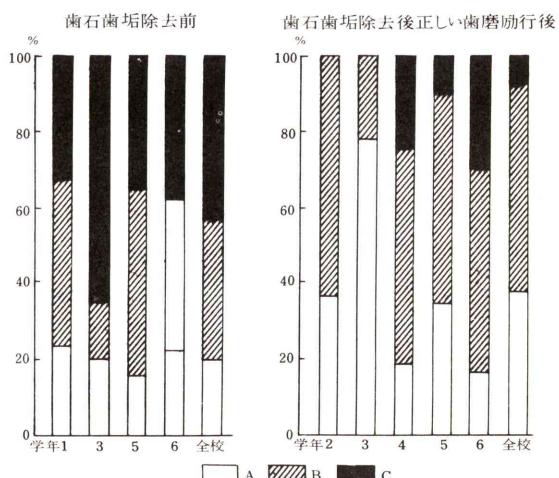
校医による家庭治療の確認

昭和32年の努力目標は、歯みがき指導、家庭治療の徹底、C₂、C₃を出さない、再う歯の調査の4項目で、この年から永久歯う歯は、新う歯（新しく発生したう歯、C）、再う歯（充填した歯がさらにう歯とした歯、S）、治療継続歯（まだ治療がすんでないう歯）、治療不能歯（治療できないう歯、C₄）の4種に分類することとした。

永久歯う歯でC₁、C₂、C₃と診断された歯の、それぞれの内訳をこの4分類に分けて分析してみると図1のようになる。

春の1年生だけは、C₁、C₂は新発生のう歯で占められているが、秋の検査および2年生以後の春の

表2 歯の清掃検査



- A 歯に食べかすがなく、よく清掃されているもの。
B 歯の裏側や奥歯に食べかすが残っているもの。
C 全体に食べかすがついて歯のきかないもの。

検査では、 C_1 と診断されたものの半数ぐらいは新発生のものだが、残りは、治療継続中のものと再う歯であることが判る。

C_2 では、1年生の春を除いて、すべて治療継続中のものと再う歯である。 C_3 の中には治療不能となった歯の割合が半数以上を占めてきている。

この図を、 C_1 、 C_2 、 C_3 の分類にかかわらず、本校のきめた4分類にまとめてみると図2のようになる。

以上の検討から、1) 再う歯は学年が進むにつれて高率となっており、4、5年生での新う歯とほぼ同率の再う歯となってきている。2) 秋の検査に1年生に、もう再う歯が発生しているが、わずか半年の間に再う歯するということは追求するに値する問題があると考えられる。3) 秋の検査では、毎年治療継続歯が多い。家庭治療について父兄の啓蒙を強める必要があることが認められた。

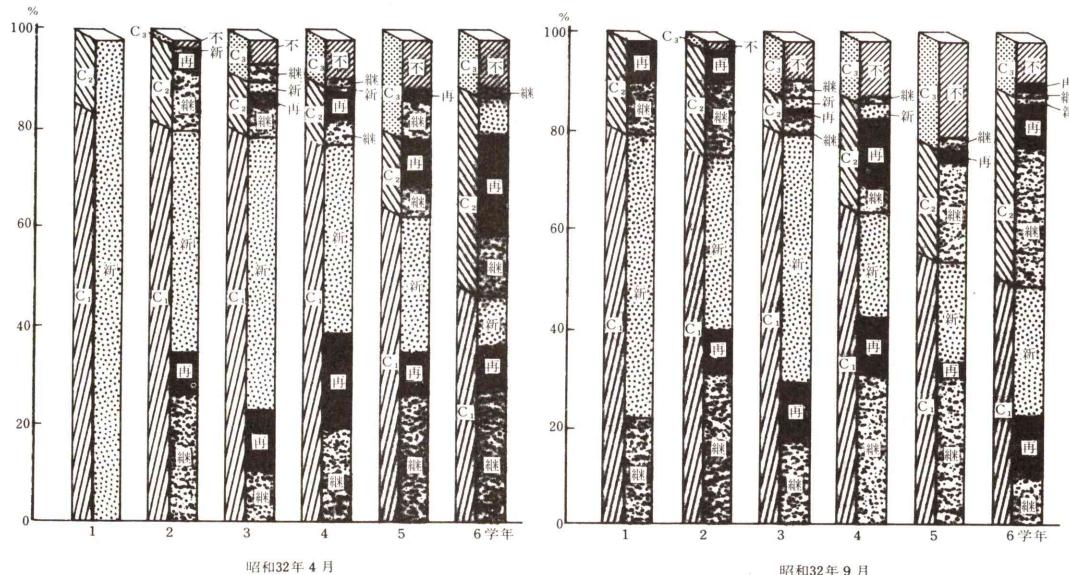
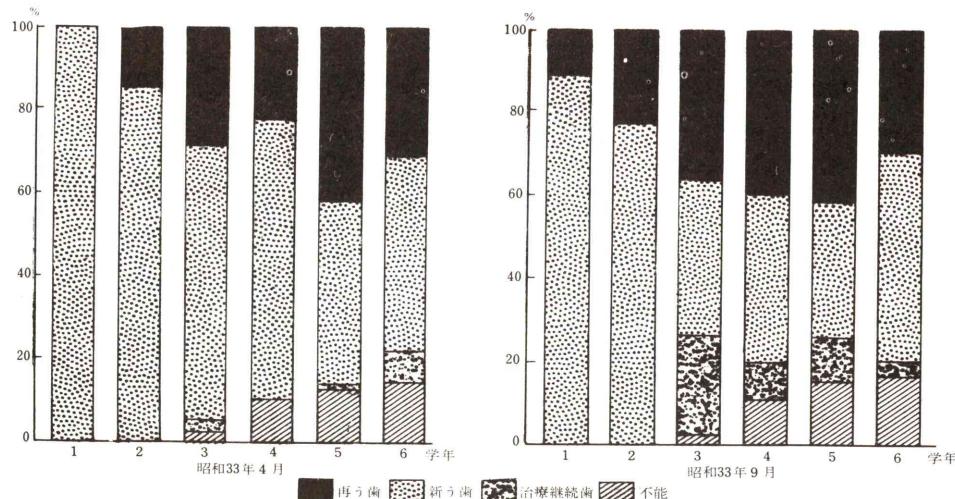


図1 永久歯う歯の3度分類と本校の分類による内容

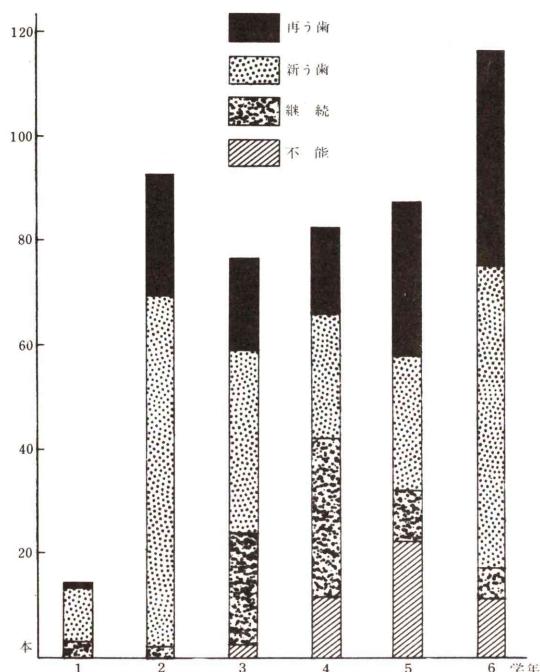
(新一新う歯、再一再う歯、継一治療継続歯、不一治療不能歯)



再う歯は学年が進むにつれて多くなっている、特に4、5年が多い。その発生率は新う歯とほぼ同じである。

図2 永久歯う歯の本校分類法による分類
(C_1 、 C_2 、 C_3 は合計してある)

表3 永久歯う歯の分類



そこで家庭啓蒙には表3のようなグラフ入りの通知表を全家庭に配布し、未治療者を一人も出さないようよびかけ、再う歯や不能歯を出さないよう協力を求めた。

一方、治療継続者調査表を作り、これを各学級担当教師に依頼し、まず、治療のおくれた理由を調べたところ、表4のように22名のうち貧困は2名で、他は途中でやめていたことがわかったので、根気よく個人指導をした結果、病気の児童を除いて全部治療を完了することができた。この治療率99.5%は、担任教師の適切な指導と督励であり、校長の「最後の一人まで追いかけろ」の合言葉が効果的であることを体験した。

昭和34年には、1) 再う歯の研究、2) C₃, C₄を出さないための完全治療、3) 治療不能歯の研究、4) 正しい歯みがき指導に重点をおいた。

5年の2つの学級では全員治療完了後2ヶ月たらずで11本の再う歯が出たことは意外であるとともに歯科保健指導の特殊のあることを考えさせられ、歯科医の技術面の研究、教育的な指導の研究、環境等についての研究を翌年への課題とした。

完全治療のための一つとして、体育馆に、学年別

表4 治療継続者原因調査

(33. 10)

職業	人数	理由
製麺職	2	家庭の無関心・貧困
豆腐屋	1	本人の怠慢
土建業	1	本人の怠慢
綿製品卸小売	1	本人の怠慢
菓子屋	2	う歯が多くて途中で休んだ
無	3	医者をこわがる。途中で止めた 本人怠慢
理髪業	1	途中で止めた
塗料販売	1	途中で止めた
工具員	3	途中で止めた
店員	2	根気がつづかず途中で止めた
調理師	1	一人で終了したと思い違った
八百屋	1	家庭の放任。貧困
運転手	1	治療の途中に骨膜炎になる
電通社員	1	本人の怠慢
会社員	1	本人の怠慢

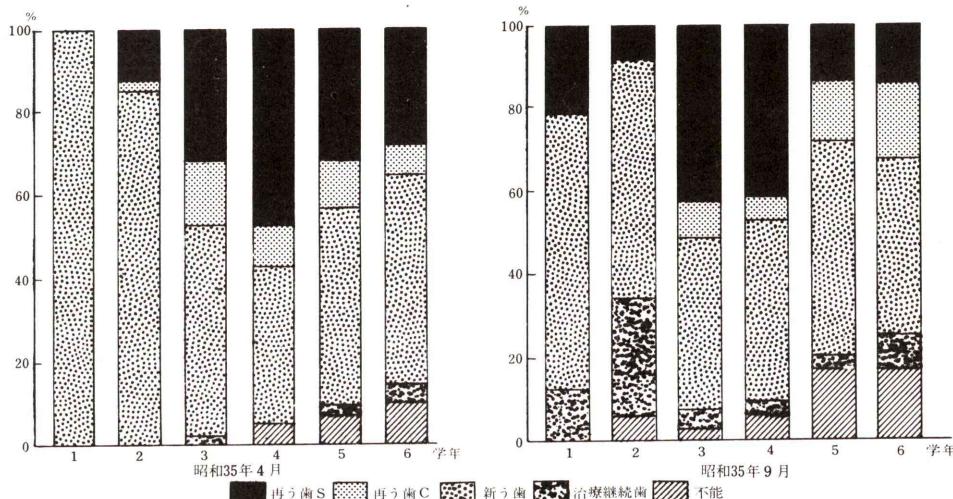
の処置完了者と未処置者の、にこにこ顔と泣き顔の絵グラフを掲示した。

この年に、新潟県よい歯の学校の実地審査のさい、「当校の実地審査をして下さるなら、まず子どもの歯をみて下さい。どの子をみても結構です。どの組をみて下さってもさしつかえありません」と校長にいわせるほど一同頑張ったと思う。「新潟県一よい歯の学校」を受賞。

治療不能歯をもつ全児童について調査票を作り調査した。

昭和35年にいたり、今までの努力が、「ある限界」に達し、新う歯も体質的または予防不じゅうぶんな者のきまったく線でおさえられ、再う歯、治療継続歯も限度にきてしまった。そこで、永久歯う歯をもっと分析したらあるいは新しい考察が生れるのではないかとの見解に達し、再う歯歯を、1) 充填されている部分がさらにう歯されている場合(S₁~S₄)、2) 充填されている部分以外がう歯されている場合(C₁~C₄)の2つに区分することを従来の分類に加えたところ図3のようになった。

この分析で、再う歯のなかには、充填した部分以外がう歯されるものもある程度あることはわかったが、やはり、充填された部分がさらにう歯される場



再う歯を（①充填されている部分がさらにう蝕されている場合を S₁～4、
②充填されている部分以外がう蝕されている場合を C₁～4）とわけた。

図3 永久歯う歯の本校分類で再う歯を2分した場合の分類

合が多いことがわかった。

このような検討の結果、教科の学習や生活態度に問題児があるように、歯科についても問題児があると確認した。

そこで、C₃、C₄のある児童と未治療児50名の歯科問題児の父兄の指導のため、昭和35年にむし歯懇談会を開いた。

だが、6月16日には、たった8名しか出席がなかつたので、再び6月28日に開き20名の出席をえて、映画、校長、歯科医の話や懇談をした。

その結果、今までに治療が終らない事情は、1) 6歳臼歯は生えかわると思っていた。2) 痛がらないので急がなかった。3) 充填してもすぐそれる。4) 治療が長いので途中でやめた。5) 歯科医で待たされる。6) むし歯であることを知らなかつた等がわかった。

19名の欠席者には7月第1週中の都合のよい日にきてもらうようにしたが、ついに3名の父兄は欠席であった。最後の1人まで最も重要な要指導児であるので学級担任が家庭訪問をし、事情をきき、治療をすすめた。

一般父兄には新聞を発行し理解を深めたり、児童会でもとりあげ、たとえば、スタジオに児童が集まり、いくら磨いても検査のたびにむし歯ができるわけなどの話合いの録音テープをたずさえて学校歯科医を訪問し、そのお話をテープにとり発表するな

どした。

昭和36年には、治療の追いかけ方の検討をした。歯科問題児については家庭の事情をよく調査して指導することとした。しかし、ただ治療完了証さえ提出すればよいというような考え方が開業歯科医側から出ている向きもあるので、証明さえあればよいといふのでなく、治療完了が基本であることを徹底させることを方針とした。

歯みがき指導もあいかわらず行なった。

この年の統計から治療不能歯が漸減し、う歯率も漸減してきたようだが、再う歯の率はほぼ一定してしまった。その理由は、歯科医学上の研究、歯質の度合、歯磨き状態等があげられるので個々の児童について継続指導をした。

第4期（昭和37年～現在）

従来春秋の精密検査は5月と9月であったが、その差が著しいので、6カ月間隔にするため、秋の検査を11月に昭和37年から変更した。

家庭勧告は高学年の方が治療日数を要するため6年生から順次1年生へ勧告する。

再う歯の調査は依然として第一の重点で、これにもとづき歯科問題児の指導に重点をおく。

昭和36年秋の検査のさい再う歯をもっていた児童合計40名について一人ずつ既応にさかのぼった経過を調査してみると表5のようになる。

表5 再う歯保有児童のう蝕状況一覧表

(37. 5)

学年	児童番号	34			35			36			備考	学年	児童番号	34			35			備考	学年	児童番号	31			32			33			34			35			備考
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春				春	秋	春	秋	春	秋				春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋						
2 1	6, 6 ₂	ア	ア	S ₂	3回目	5 18	6, 6 ₂	ア	ア	ア	S ₁	5回目	6 32	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	C ₁	ア	ア	ア	S ₂	3.1.3回目													
3 2	6, 6 ₂	ア	ア	S ₂ , S ₂	2	5 19	6, 6 ₂	ア	S ₃	2			6 33	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₂	3.7												
3 3	6, 6 ₁	ア	ア	S ₂ , S ₂	3	5 20	4, 4 ₂	4, 4 ₂	4, 4 ₁	4, 4 ₁	S ₁	1		6 34	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₂ , S ₃	7												
3 4	6, 6 ₁	ア	ア	ア	S ₂ , S ₂	4	5 21	6, 6 ₂	ア	ア	ア	S ₃	6		6 35					5, 5 ₁	ア	ア	ア	S ₂ , S ₂	4													
4 5	5, 5 ₁	ア	ア	ア	S ₂ , S ₂	3	5 22	6, 6 ₁	ア	ア	ア	S ₂	5		6 36	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₂	9											
4 6	6, 6 ₂	ア	ア	ア	S ₂	4	5 23	4, 4 ₁	4, 4 ₁	4, 4 ₁	ア	S ₂	2		6 37	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₂ , S ₂	4											
4 7	6, 6 ₂	ア	ア	S ₂ , S ₂	3	5 24	6, 6 ₂	ア	ア	ア	A ₂	5		6 38	6, 6 ₁	ア	ア	ア	C ₂	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₁	3											
4 8	6, 6 ₁	6, 6 ₁	6, 6 ₁	6, 6 ₁	S ₂	1	5 25	6, 6 ₂	ア	ア	ア	A ₂	6		6 39	6, 6 ₁	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	A ₂	4											
4 9	6, 6 ₂	ア	ア	ア	ア	S ₁	6	5 26	6, 6 ₂	ア	ア	ア	S ₁	6		6 40	6, 6 ₁	ア	ア	6, 6 ₁	ア	ア	ア	ア	ア	ア	S ₂	3.7										
4 10	6, 6 ₁	C ₁	ア	ア	A ₂	S ₁	3	5 27	6, 6 ₂	S ₁	S ₂	ア	ア	1																								
4 11	6, 6 ₂	ア	S ₁	ア	ア	A ₂	3.3	5 28	6, 6 ₂	ア	ア	ア	A ₂	6																								
4 12	6, 6 ₂	ア	ア	ア	ア	A ₂	S ₁	6	5 29	6, 6 ₂	6, 6 ₂	イ	イ	イ	C ₄	4																						
4 13	6, 6 ₂	6, 6 ₂	6, 6 ₂	6, 6 ₂	ア	A ₂	S ₂	2	5 30	6, 6 ₂	ア	ア	C ₂	ア	S ₃	4.2																						
4 14	6, 6 ₁	ア	S ₄	S ₄	C ₄	C ₄	2	5 31	6, 6 ₂	ア	ア	ア	ア	A ₂	S ₂	6																						
4 15	6, 6 ₂	ア	ア	ア	S ₂	S ₃	4																															
4 16	6, 6 ₂	ア	ア	S ₂	S ₂	S ₃	S ₃	3																														
5 17	6, 6 ₂	ア	ア	ア	ア	A ₂	S ₁	6																														

(昭37春の検査で再う歯をもつた児童全員40名を調査した。)

この表をみると、家庭治療完了歯が半年後に C₂ になっている (No.8 の子)、2 回アマルガムがどれで充填した歯が 3 回目に再う歯 C₄ となり、治療不能になっている (No.14 の子) などがでてきた。

この40名について充填完了歯が再う歯になるまでの期間をまとめてみると表6 のようになる。

表6 充填完了歯が再う歯になるまでの期間

充填後再う歯になるまでの期間	2	3	4	5	6	合計
0.5 年			1	3	2	6
1		1	2	3		6
1.5	1	1	8	1	5	16
2		3	2	2	4	11
2.5				4		4
3		3	7	1		11
3.5				3		3
4				1		1

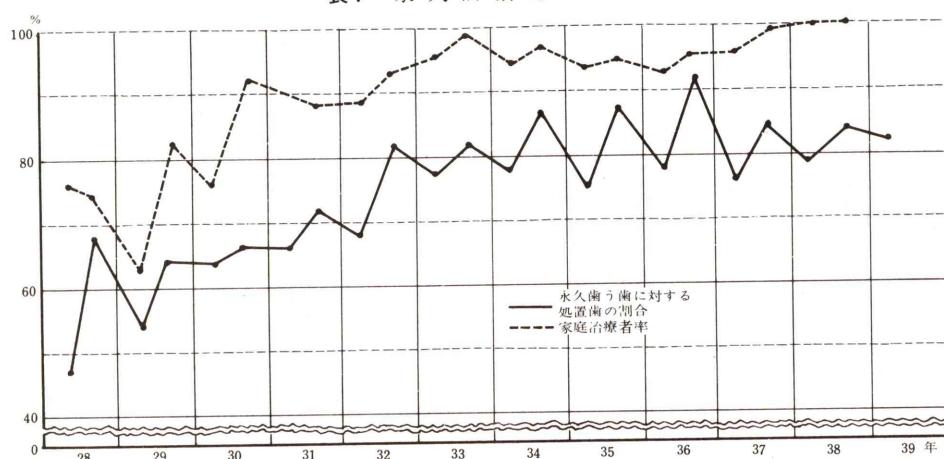
すなわち、充填をして半年目に再う歯になった歯が、4 年生に 1 本、5 年生に 3 本、6 年生に 2 本合計 6 本である。このようにしてみていくと、半年から 2 年後の短期間に、充填した歯が再びう蝕されるということは、どういうことなのだろうか。われわれが教育的な指導をするとすれば、どのような点に留意しなければならないか——。それと同時に歯科医の研究を要望する。

37年秋には、秋の検査の結果、4 年以上の各組から 5 名ずつ（但し健歯は 2 名）を抽出し、新う歯保有児童30名、再う歯保有児童30名、健全歯児童（未処置歯の 1 本もない児童）15名について保健部職員が調査票を作り実態調査を行なった。その結論を要約すると次のようであった。

健全歯児童は、朝晩歯みがきをする、塩からいお菓子を好む、おやつはきめられた時間に食べる。

新再う歯児童は、朝晩歯みがきをする児童は 1 名、

表7 永久歯治療状況



80%位の児童は家庭治療の用紙をもらうと、すぐ医師にいくので特別な指導なくして治療を完了している。20%位の児童は学校診療で、医師より指導をうけ、再度通知書を受ける。さらに2~3%の児童は、担任の家庭訪問、学校と医師との治療状況の連絡等で完了するのである。現在では治療率100%で、その目的を達成することができた。

甘いお菓子を好む、おやつは自分勝手なときに食べる、床の中で食べるのもいた。

この調査を歯の問題児の指導につよくとり入れた。歯科教育の推進は、つねに全職員一致して児童、父兄の指導に当ってきたが、何としても「学級が単位であり第一線である」ので、学級別グラフを作成し各担任教師の啓蒙にした。

努力しながらも相変わらずC₃, C₄があることに不審をもち転入児童について調査したところ、重症歯は大部分が転入児童であることが判明した。

むし歯予防の環境調査を行なったが、そのうち両親の歯みがき状況と児童の歯みがき状況との相互関係は密接であって、両親が歯をみがかない割合（父11%，母7%）と児童がみがかない割合（7%）とはほぼ同じであった。

昭和38年の春の検査をしてみると、37年秋の処置率は100%であったのに、治療継続歯6本（長欠児童4本、見落し2本）、治療不能歯15本（転入児童12本、再う蝕3本）があらわれた。しかし、ようやく治療継続歯の減少が目立ってきた。

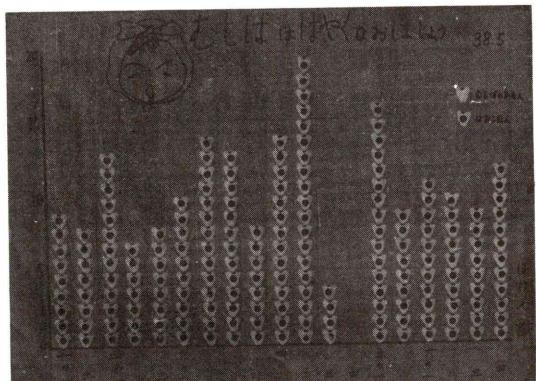
個人指導が進んでくると再う歯保有児童についていっそう詳しい調査をすることが必要になった。

とくに、体質上の問題か、指導上の問題か、医学上の問題かを把握するため、再び昨年行なった調査（表5, 6）その他の調査を行なった。

そして、歯科問題児（う歯が多い、再う歯、治療不能歯がある、異常歯がある）を問題児として扱うだけでなく、さらに進んで歯科医による個別指導が必要があるので、父兄と児童といっしょに学校歯科医の検査、相談を行ない指導を行なった。

昭和39年の春の検査成績は表8, 9のようである。C₃, C₄のう歯は現在までの結果では、1) 再う歯、2) 転入児童、3) 長欠児童の3点にしほることができ、これに対しては、1) 再う蝕の追求、2) 完全治療、3) 親子そろってねる前に歯をみがくことに努力している。

再う歯のうち、充填と同一部位の再う歯は歯科医



治療完了、処置完了の通知書が出ると、赤い紙をはる。治療率100%になった進度表。

表 8 昭和39年度歯科精密検査成績(5月)

表9 永久歯のみについての昭和39年度検査成績

a) 人を単位

学年	受検者	う歯のない者	処置者	未処置者	
				%	%
1	104	76	19	18	9
2	88	40	34	39	14
3	108	29	46	43	33
4	127	24	81	64	22
5	127	28	63	50	36
6	102	9	63	63	30
計	656	206	306	47	144

b) 4度分類

項目 学年	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄
1	11(8)	2(1)		
2	15(12)	2(2)		
3	35(30)	6(3)		
4	28(16)	6(6)		
5	30(21)	11(9)	5(5)	1(1)
6	36(24)	3(3)	3(3)	
計	165(111)	30(24)	8(8)	1(1)

144名 204本

C₃の5本は全部再SC₄の1本は転入生C₃の3本の中1本は転入他は再S

c) 本校の分類

学年	新	C	S	継
1	11			2
2	14	1	2	
3	24	5	10	2
4	21	6	7	
5	38	5	14	
6	29	3	10	
計	137	20	43	4

継続歯4本は、1年就学時検診後の未治療、3年2本はサインの見おとし、家庭治療通知をしなかった。

学校によらなければならぬ。同一部以外のう歯は歯みがき習慣の形成などによらなければならぬ。

結論

1. この報告は、昭和26、27年頃からう歯の増加が目立ってきたので特別対策を行なった経過を述べたものであるが、これらを通して考えられることは、

1) 学校歯科医の勤務は治療を考えている学校が多いようだが、当校では、歯科の専門的立場から児童の健康診断と保健指導を担当している。私どもの、とくにここ10年余の研究実践から、これが本当の在り方だと考える。

2) 昭和10年以来の経験と指導の深さがあるので、家庭治療は全員完全治療の好成績をあげるようになった。そして両親が歯科衛生の生活をすることが児童に反映していることがわかった。そして教育は長年月にわたって繰返し努力し、やがて親から子へ、子から孫へと伝えられるものでなければならないと確信する。

3) C₃、C₄のう歯は、転入児童と再う歯に止まるようになった。1年から当校に在学するかぎり、C₃以上にならないように管理することができるようになった。

4) 校長は「われわれ教師は1人1人の子どもを追いかけなければならない」といっているが、歯科教育では、1本1本の歯を追いかけることが、子どもの習慣や家庭の環境を向上させ、親の理解をたかめてきたことを体験した。

2. しかし、この30年間、普通小学校として、やれるだけやったと思うが、なお今日次のような問題をもち、研究努力を重ねている。

1) コンスタントになっている新う歯発生は、果して全部体質上からくる予防のできない歯であろうか。

2) 再う歯が目立つが、この対策はないものか。

3) 家庭の習慣や両親を指導することによって夜歯をみがく習慣をつけたい。

有明海にのぞむ健康優良校

神代小学校のたどった道



歯のまつりの劇

島原市の北隣、島原半島の有明海にそった国見町に
ある神代小学校は、全日本健康優良学校表彰で昭和28年以来、6回も県一を獲得しているすぐれた学校である。

本校は18学級、児童数691名（昭39・5）、木造平屋の農村地帯の小学校だが、学校保健委員会を中心として、児童保健委員会などの特別教育活動も盛んであり、保健学習のカリキュラムも作り、地域社会の協力もよく、今日の新らしい学校保健として全般的に均せいがとれている。

同校の学校歯科医は、長崎県学校歯科医会の創設者であり会長である堺正治氏で、同氏は昭和20年に神代小学校に学校歯科医がおかれて以来、その職にある。

学校歯科開始当時は、国民健康保険が崩壊にひんしたときで、学校で努力しても児童の処置率は30%位であったので、見るにしのびず、足踏エンジンを5キロもあるいて学校へもちかえり、初期う蝕の充填を始めた。これに喜んだ村は翌年、新規予算を計上し、児童の初期う蝕の充填は村営の形で行われ

だし、全校800余名の全部の充填が行われ、この状態が10年以上もつづいた。この間、弗化ソーダの塗布を行なったり、また学校側の教育指導もよく行われていったので、余り村営により無料処置をつづけることは父兄の関心をうすくし、教育的にもよくなかったと考えたので、国保最後の年、町にもなったので昭和36年から公営を廃し、家庭勧告による保険診療に切かえた。

この切かえによって、今までの半分位にへるのではないかと心配をしたが、予想を裏切って処置率76.3%であった。これは、学校の努力、家庭の認識の向上によるものであろう。

同校を今日あらしめた裏には、谷守裕教頭がよき保健主事として熱心に勤め、周囲との同調をはかつてきただことが特筆されねばなるまい。

本校の口腔衛生カリキュラムの一例

学年	単元	指導内容	関連教科
五年生	歯の衛生	1. 神代の歯科医院をしらべる	理科
		2. 骨や歯をつくる食物をしらべる（酸とカルシウム、貝殻実験）	理科
		3. 歯が健康生活に必要なことを話合う、理解する。	図工
	歯の衛生	4. 歯疾・抜歯等、早期発見治療を受けることの話合い	国語
		5. 歯みがき実施	保健
		6. ムシ歯予防ポスター、作文をかく	家庭

奥村賞授賞規程

奥村賞基金管理委員会

趣 旨 学校歯科衛生の振興に資するため奥村賞を設ける。

授賞対象 奥村賞は学校歯科衛生に関する研究または学校における業績が優秀と認められ、かつ直ちに学校歯科の進展に寄与するものに授賞する。

但し、授賞されるものは、個人たると団体たるとを問わないが最終発表が3年以内のものに限る。

推薦方法 1. 日本学校歯科医会の加盟団体長は、個人又は団体の授賞候補者をいずれか1件又はそれぞれ1件づつ選定し、日本学校歯科医会長（事務所は日本歯科医師会内）あて所定の期日までに推薦すること。
2. 奥村賞審査委員は日本学校歯科医会長あて授賞候補者を推薦することができる。

推薦書類 推薦受付に当っては日本学校歯科医会加盟団体長又は奥村賞審査委員の推薦状と共に次の書類を添付すること。
A. 学校歯科衛生に関する研究論文について
1. 論文要旨（400字程度）
2. 学校歯科衛生の振興に寄与する意

義（400字程度）

3. 原著論文
B. 学校歯科衛生に関する現場活動について
1. 学校歯科衛生の実績を向上せしめた趣旨とその意義（400字程度）
2. 業績の経過と資料（統計、写真等を含む）

審査方法 奥村賞基金管理委員会の委嘱をうけた日本学校歯科医会において奥村賞審査委員会が詮衡し、奥村賞基金管理委員会が決定授賞する。

受賞者 奥村賞は原則として毎年1回1件に対し授賞する。
但し優秀なるものには推薦の記を贈呈する。

備考 日本学校歯科医会は奥村賞管理委員会の委嘱を受けて授賞候補者の詮衡に関する事務を行なう。

奥村賞基金管理委員会

山口晋吾
福島秀策
向井喜男

奥村賞受賞者の業績（第1回から第6回まで）

第1回（昭和34年度）	八戸市学校歯科医会（青森県）
業績	昭和12年以来の組織活動
第2回（昭和35年度）	甲府市立富士川小学校（山梨県）
業績	全校あげての学校歯科衛生活動
第3回（昭和36年度）	富山県学校歯科医会
業績	富山県よい歯の学校表彰を通じ、むし歯半減運動の推進
第4回（昭和37年度）	琴平町立琴平小学校（香川県）
業績	同校の学校歯科衛生活動
第5回（昭和38年度）	埼玉県学校歯科医会
業績	埼玉県学校歯科の組織活動（全県よい歯の学校を目指して）
第6回（昭和39年度）	新潟市立礎小学校
業績	学校歯科30年の歩み

奥村賞推薦の記受賞者の業績

第5回（昭和38年度）	
岐阜県加茂郡白川村神土小学校	
業績	学校歯科衛生に関する教育活動
熊本県八代学校歯科医会	
業績	21カ年にわたる児童生徒の集団歯科診療と保健活動
第6回（昭和39年度）	
長崎県国見町立神代小学校	
業績	学校歯科衛生に関する教育活動

本会会長に 科学技術庁・文部省より 歯質の後天的改善の野外調査委託

昭和38年の予防処置委員会の答申は、従来からの、校内でのアマルガム充填に主力を注ぐ方式にひとつの区切りをつけた。

しかし、これは、予防処置に見切りをつけたわけでは決してないのであって、現今の諸情況下で非常勤の学校歯科医が校内アマ充だけを一本槍とすることを全国的、一般的な方策とはしないということであって、答申案の第1項として短かい文ではあるが、「学校保健法第7条の予防処置について、各種類、個々に検討してみたが、何れも極めて簡易で、その効果が高く、且つ、全国的にこれが実施を推奨すべきものが見当りがたいので、比較的簡易で効果の相当高いものを速かに研究する必要があると認められた。よって本問題を緊急指定研究課題に指定して学童の保健上速かなる解決策を計られるよう要望する。」と答申され、問題を他日に残していたわけである。

昭和38年11月28日に、富山での第27回全国学校歯科医大会の要望書を持って、向井会長、湯浅副会長、山形の栗田会長、竹内理事長ほか数名が文部省の学校保健課長に詳細な説明をしたところ、ときの高橋恒三課長は「学童う歯対策の法制化を要望する」とあるが、これを若し法制化しようとしたら、その

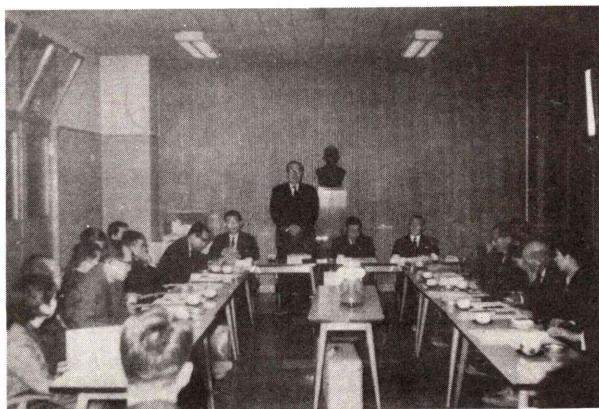
内容はアマルガム充填にするのか、いったい具体的には何を中核とするのか」との質問である。

なるほど要望書には、飛躍的な予算、強力な対策とかかれているが、内容はふれておらず、校内のアマ充は全国的方策とはしないことを打出したばかりである。そこで、竹内理事長から、目下、合成樹脂による予防塗膜法を研究中だが、万一、こんな方法が有効となればよいであろうと答えて、引上げたが、たまたま、文部省と同一建物に科学技術庁があり、鹿島俊雄氏が政務次官であったので、一同、不意に同氏を訪ねたところ、幸い在室、話が高橋課長との応答に及ぶや、それは面白い、ひとつ科学技術庁から研究費を出すことを検討してみようということになった。

その後、細部の折衝に入ったが、科学技術庁の研究費の支出は、国民生活に重要な影響を及ぼし、急いで対策をたてる必要があり、かつ、二省庁以上にわたっていなければならないという極めて制限された条件でしばられているため、1年余に及ぶ努力も放てきの状態となつたが、政務次官をやめられたが鹿島議員、科学技術庁の児崎課長補佐その他多くの方々の尽力で、ようやく、昭和39年12月14日に科学技術庁から特別研究促進調整費が支出されることになった。

研究内容は、弗化物を含む磨歯剤による齲歯予防（予研大西栄蔵部長）、弗化物の局所塗布による齲歯予防に関する研究（東歯大松宮誠一教授外1）、シアノアクリレート充填による齲歯予防に関する研究（東歯大竹内光春教授外3）、学童を対象とした歯質の後天的改善に関する野外調査（日学歯向井喜男会長）で、合計4,114,000円が「歯質の後天的改善に関する総合研究」として厚生省、文部省本省へ移管、さらに文部省分1,405,000円が本会会長へ委託された。

なにせ39年度の予算であるため、3ヶ月間で実施をしなければならないので、埼玉県教育委員会、同県歯会、同県学歯会の協力により川口市飯塚小学校、大宮市大宮小学校、与野市本町小学校の3校が選ばれ、40年2月2日に東京歯科大学において向井会長臨席のもと、文部省鈴木課長補佐をはじめ、県、県歯、関係学校の関係者の出席をえて野外調査の打



野外調査打合せ会



大宮小学校における調査の一コマ

合せ会が開かれた。

学期末であったが関係学校の理解協力により、2月6日の与野市本町小学校を皮切りに3月18日まで、ほとんど連日にわたる調査が開始された。

調査は、竹内、松宮教授ほか10数名の調査員により、小学校第1・2学年全児童中から健常な第一大臼歯にシアノアクリレート予防填塞を行ない、その直前、直後の歯牙の電気抵抗値を測定、25日後に再度、抵抗値の測定、および第3・4学年児童の上顎前歯に磷酸酸性弗化ソーダの塗布が行なわれた。

なお、研究委託の年度が終っても、電気抵抗値は、3, 6, 12ヵ月後、磷酸酸性弗化ソーダは1年後に再調査が予定されているので、これらのデータがそろうのは41年以降になるわけである。

本会も体力つくり国民会議に参加

オリンピック東京大会が契機となって、昭和39年12月18日の閣議決定により「国民の健康体力増強対策について」が決定された。

これは(1)保健・栄養を改善する。(2)体育・スポーツ・レクリエーションを普及する。(3)強固な精神力(根性)を養い育てる。

以上3つの事項について、主として関係民間団体の話し合いの場である“体力つくり国民会議”を通じて自主的な運動を展開しようとするものである。

本年3月、本会にも国民会議への参加とこの会議への提案を求めてきたので、本会でもこれに参加するとともに、本会の従来からの事業や方針にのっと

って別紙1の提案を提出した。

本年3月25日には、総理府講堂において、懇談会として第1回の会合が開かれ、向井会長が出席し、“体力つくり国民会議”的結成などが計られ、3つの事業ごとに部会が作られ、本会は日本学校保健会ほか20数团体とともに第3部会である保健・栄養の部会に属することになった。

“体力つくり国民会議”的運営については、4月22日にとりきめがつくられた。本年7月、前記本会提案中、学童のむし歯半減運動は適切であるので体力つくり国民会議の後援としたいとの内報に接した。

この国民会議は、出発の性格からみて、体育方面に重点がかかっているようにみられ、どのようにこの運動が盛り上るかは今後の問題であるが、われわれとしては、すでに10年の歴史をもつむしば半減運動の実績の上に立って、この主張を学校の現場に、いっそう広く浸透させ、継続させていくことが、そのまま体力つくり国民会議の目標にも合致することになるわけである。

別紙 1

本会の提案

1. 国民が自主的に健康を増進し、体力を増強する強固な精神力(根性)の考え方を統一する必要がある。

本運動成否の鍵となる点は、強固な精神力(根性)の解釈にあるとみてよい。もしこの点の誤解をうけたり、説得力に乏しければ成功しがたい。

健康、体力を得るための真の精神力とは、(1)健康を尊び希求する心、(2)健康をうるための自己の問題を知ること、(3)自己の健康を高めるための障害を、如何なる困難に遭遇しても、忍耐強く克服できることであると考えられる。

たとえば、自分の現在の体力から、それに適合した運動が必要であると知ったとき、それを実行するためには、進学の勉強のために時間が得にくいとか、運動の場所がないとか様々な障害点が出てくるが、その障害に屈せず自分で解決していくこと、その障害をのぞいて自己の必要と認めた運動を行なうことができるようになることであると考える。

したがって、この精神力とは健康を希求する点

においては健康独自の性格があるが、自己の問題点を解決することのできる力は、健康のみならず、広く人間生活の全領域にあてはまる力である。

2. 自主的に健康を獲得できる精神力（根性）を養う方法の原理を周知すること。

自己の健康生活上の問題点を知り、その困難を解決する力を得しめる方法は、それぞれ自己の現状における健康上の問題点を考えさせ、（例えば、痛まないむし歯を、早期に治療をうける時間を作りする等）その問題点を解決して目的を達成するまで多角的に努力をさせ、その間における経験によって体得させるほかはない。

また、そのような考え方で指導し、日常生活をさせるべきである。

3. 自主的に健康を得る精神力（根性）の養成にも役立つよい歯の学校運動を普及すること。

自己の健康を向上するための困難を克服する力を得せしめるためには、素材の種類は問わないが、児童生徒の年代でだれにでも共通し、また、誰もが解決しなければならない素材により、すなわち極めて早期のうちに日常生活上の困難をのりこえて完全に処置を完了するむし歯処置のような経験は適切な例の一つである。

4. 予防歯科における新技術の開発とその適用の

促進。

国民の健康、体力が向上した場合に、ただ一点これとあたかも逆比例するが如き現象をきたすものにむし歯の増加がある。

世界で最も体格がよく体力がすぐれ健康な国民であるニュージーランドでは、すでに40年前に、どこにも欠陥のない壯丁でさえ、著しいむし歯のため徴兵免除になり、徴兵猶予になるという大問題がおこった。その解決のため学校歯科看護婦の制度ができて、2歳半から12歳までの児童を学校内で治療し、16歳までは開業医で治療した。そしてこのことによって問題は、はじめて解決している。

また、最近わが国において全く新しい着想にもとづく簡単且つ有効と思われる予防技術が案出されている。それは、崩出直後の健康な臼歯の窩洞をシアノアクリレートを主とする合成樹脂を塗布填塞することによって予防しようとする方法である。

科学技術庁では、この方法を含む「歯質の後天的改善」に関し、昭和39年度に特別研究促進調整費を厚生省、文部省に支出し、日本学校歯科医会においては、文部省からの委託によりその野外研究を実施中であるが、さらにこれを促進するよう援助することが望ましい。

特 集

ニュージーランド学校歯科サービス その起源と発達（1920～1960）

J. リューエリン・サンダース

「この国の子どもを私に委せて下さい。そうすれば私は国中の抜歯室をなくし、やぶ医者から被害者を奪い取る。歯科医たちは永遠に私に感謝し、公衆の支持の最頂点は歯科医業界が占めることになるであろう。」

——第1章に述べたF. W. トンプソンの論文
中に引用されているある欧州の著者の言葉。

はじめに

ニュージーランドの学校歯科の現状については、かなりよく知られるようになってきたし、今後もまた紹介されることがあるであろう。

しかし、ニュージーランドの学校歯科が、みる人の心をゆり動かすものは設備でも学問でもない。制度もさることながら、これを創りあげた歯科医のヒューマニティーだと思う。

私のニュージーランド視察で、一つ望みをはたし得なかったことは、この制度の創設者ハンターが渡航2カ月前に逝去したため、直接会って当時の苦心を聞くことができなかつたことである。

ところが、昭和39年10月、ハンターの次の歯科衛生部長サンダースの著になる本書が、レズリー現歯科衛生部長から私に贈られてきたのである。

澄んだ空色の表紙がつけられた、タイプ謄写とでもいうのか小冊子ではあるが、長い隠退生活の死に

訳監修 日本学校歯科医会理事長 竹内光春
東京歯科大学教授

至る数年間、自ら書き残した貴重な資料である。

日本学校歯科医会の理事会において、この翻訳を会誌に転載すること、ならびにその監修が私に一任された。

直ちにレズリー部長に掲載の許可、ならびに同書には一葉の写真も含まれていなかったので、著者の肖像、できれば関係の写真を依頼したところ、同部長海外出張中のため、プレブナー部長補佐から、直ちに快よき承諾とともに、多数の写真が送られてきた。

これは、同書の全訳であって、翻訳は専門家の吉田澄女史に依頼し、私が監修し、さらに不明な点はプレブナー氏に照会した。

サンダース以外の人物写真は送付がなかったが、現地または来日時に、私のスナップしたものを持えた。

序 文

保健大臣 D. N. マックケー

ニュージーランド学校歯科サービスの発端と、初期における幾多の困難とサービスを、今日のような全国的の重要な組織に発展させるまでの長い間でのき事を、興味深く、歴史に忠実に、書き綴った著者は、1930年から1955年までの間、保健省歯科衛生部長であった、故ジョン・リューエリン・サンダース、C.B.E., D.S.O., F.D.S.R.C.S. (英)である。

彼はその在職中の後半に至って、しばしば記憶といいうものの薄れがちの性質について語り、学校歯科サービスの創設ならびに発達に寄与したすべての人

の名前と業績は、必ず記録しておく必要があるといっていた。

この記録の必要ということを、よほど彼は強く信じていたらしく、遂に彼は晩年の数年間をその執筆のために捧げた。これは多大な努力と時間を要する仕事であったが、サンダース氏は金銭上の報酬のことなど全然想えていなかった。彼が亡くなったときこの原稿は殆んど完成していたので、本当によかったですと私は思ったが、すっかりでき上ったこの本を見せることができなかつたのはまことに残念であった。

この記録はわが国だけでなく、外国においても、ニュージーランドにおける歯科医療計画に関心を持つすべての人にとり有益であり、また現在および未来のすべての学校歯科看護婦は、これから絶えざる靈感を受けることができると思う。

はしがき

J. L. I. サンダース

この著は小児歯科衛生サービスとして、比較的成功している一事業として一般に認められているものの、創立以来40年間の記録である。医業界の理想が政治的思惑によって影響されがちな国家的医療サービスにとっては、はじめは実現困難かと思われたが、しかし学齢および学齢前の子どもの歯を、高い標準の健全さに保つことを目標とした、治療、予防、教育および学術研究を、総合的に行なうことを原則として採用することが、いまや可能であることが証明された。政権の交替があったにもかかわらず、いずれの政府も常に歯科医療サービスに対して、心からの激励と支持を与えたことは、われわれにとって非常に幸運であった。そのような事業は、頭脳よりも真心のほうがより成功するといわれた時代は既に過ぎた。われわれの歯科サービスは公衆から喜ばれ是認されるに至った。しかし、まだまだ両親、その他がもっと熱心に、より良き理解の下に口腔衛生の原理の実行に協力することが望ましい。

ニュージーランドは国土が小さく、人口が僅かに2,500,000人であるため、サービスの発達のためには環境に恵まれていたといえよう。しかし根本原理は、人口の多少には関係はない。少数の場合の利点は、早く結果が明白に現われることであろう。その

上、ニュージーランドでは学校歯科看護婦をじゅうぶんに、そして上手に使ったということである。

これは歯科衛生部（1960年に歯科保健部のほうがより適切であるとしてそう改称された）の歴史でなく、ただその主要な事業である学校歯科サービスの歴史である。この事業は世界中の注目を魅き、幾らかの外国では、既にこれを採用している。それ故、子どもの歯の健康に关心を持つすべての人の参考に供するため、この事業の開始と発達、並びにその成功と挫折の物語を述べるべきであると思う。

この話の中で適當と思われる箇所では、いろいろな人の名前を明記した。しかしこの長い年月の間に、顕著な功績を残した人は多くある。たとえこの書の中に名前が出ていなくても、これらの人びとの貢献によってこそサービスは成功したのであって、彼らなしではこの書も出現しなかつたことを知っていただきたい。

公用記録の調査と引用の許可をはじめ、種々貴重な助力を与えて下さった保健総監、並びに歯科保健部長に対し深甚な感謝を捧げたい。

この歴史を書くに当り、歯科保健部高等管理事務官の Mr. G. W. L. Hanlon の多大な援助に対し特に感謝する。彼は私の25年間の部長在職中、僅か1年間を除くほかは、ずっと私の管理面の仕事における個人的助手であった。そして、歯科サービスの発達に関する知識においては、彼の右に出る者はいない。また彼の指導の下に、この物語の基礎となる歴史的資料の大部分を収集し、整然と配列させた歯科看護婦教官補 Miss A. M. Redstone にも感謝する。

第1章 学校歯科サービスの発足

ニュージーランド学校歯科サービスが発足したのは、1920年に学校衛生サービス（School medical service）の職員として5名の歯科医官が任命されたときであった。それは目立たないものであったが、それまで15年間も、政府に対して、驚くほど高い児童の齶歯罹患率に対処するため、国として何らかの行動をとるべきであると強硬に要求してきた当時の歯科界にとっては非常な満足であった。

この運動の第一歩は、1905年にニュージーランド歯科医師会の会長就任式の集会において、クライストチャーチ歯科医師会会长のトンプソン氏（Mr. F. W. Tompson）が行なった「われわれの子どもたちの歯——その手当の改善と予防を切に望む」と題する講演で始まった。明確に論理的にいわれたトンプソン氏の見解は、直ちに聴衆の賛同を得た。事実、彼は当時の多くの歯科同業者の脳裡にあった一つの事柄を言葉でいい現わしたのである。会議は、直ちにこの問題を実行に移すことに決意し、先ず政府の注目をひくように働きかけることに決定した。代表達が首相セドン（P. T. Seddon）閣下を文部大臣の資格で訪問し、事情を説明した後、資料としてトンプソンの講演文を手渡した。その後、その文は“衆議院の卓上に乗せられ”その結果、衆議院議事録の付録として印刷された。このようにしてそれは永久に保存される記録中に残り、歯科歴史家の貴重な文献となった。

歯科医師会の熱心な願望が実現されるにはなお長年月を必要としたが、しかし、発足することができた。長い年月の後に豊かにみのったその種子をまいた功績は専らF. W. トンプソン氏に帰すべきである。この最初の発足後、2、3年間はたいした活動がみられなかつたが、ときどき議会での質問にこの事柄が含まれたり、地方の教育委員会（Education Boards）に働きかけたり、ニュージーランド歯科医師会から、“歯の手入れ”と題するパンフレットを発行したりなどして活動がつづけられていた。この小冊子は一般に配布されたが、特に学校教師の教授用につくられたものである。

1911年、1912年および1913年の各年次総会の直後

に歯科医師会の代表団は、適切な大臣達を訪問したが、それはこの事柄に対する歯科医師会の関心がつづいていることを示しているだけで、その結果としての有意な行動は何も起らなかった。

歯科医師会の若い会員で将来の映像をはっきりと見、活動的である人々の中に、チマルのノーマン K. コックス（Dr. Norman K. Cox of Timaru）がいた。彼は1913年に会長となった。力強い、思うことを遠慮なく述べる彼の会長としての挨拶の中で、彼は“学童の強制的歯科予防措置”という言葉を使い、それを行なう機関を設置するために歯科医師会が積極的な推進力となるべきであると強く要望した。彼の見解では、食餌のコントロールのみによる齶歯の抑制は、“文明的環境下では不可能”であるとし、あらゆる種類の小学児童を対象とする政府の歯科医療制度を提唱した。一方、彼は学童に歯科衛生に関する世話を任務とする“歯科衛生士（Oral Hygienist）”と名づけ得るような者を養成するためにオタゴ大学歯学部に、「かなり短期間の課程」を導入するよう依頼すべきであると述べて聴衆にショックを与えた。彼は、“大体6歳から14歳までのすべての児童が強制的に口腔内を完全な衛生的状態に保たせるような”国家経営の学校診療制度をもくろんでいるといった。

つづいて行なわれた討論の中で、彼が提案した、国が経営する児童の歯科診療機関は一般的賛同をえたが、短期養成課程の考えは最強の非難を招いてしまった。それは大衆と歯科医に対する脅威であり、かつ将来歯科医にならんとしている学生に対して正当でない仕打であるといわれた。然しこの第二の提案のほうは、あとで再検討することにして、総会は四度目の代表団を教育省と保健省に送って国家的な歯科サービスの設立を強く要請させた。そしてその機会に、Coxは、過去数年間に歯科医師会が10,000人の児童の口腔検査を行なったところ、その90%が歯科疾患に罹っていたことを、大臣達に告げることができた。大臣達は無理解ではなかつた。そして、この問題をよく調査しようと約束した。

その後、1年も経ない1914年8月4日に世界大戦

が勃発した。それは1918年11月までつづき、この学校歯科サービスのための運動も、必然的に、全然ではないが、大部分休止状態になってしまった。しかし、一つの興味ある、そして役に立つ事実が出てきて記録に止められた。それは兵隊志願者のうち、他の点では合格であったが、歯牙の欠陥のために不合格となった者の率が非常に高かったということである。この事実は歯科保健サービスに有利な、もう一つの強力な論証となつた。戦時中ではあったが、政府は過去に行なわれた提案を見失なつてはいなかつた。1916年に当時の保健大臣は、ニュージーランド歯科医師会の集会における挨拶の中で、彼は内閣に1,000ポンド（100万円）の補助金を申込んであること、そしてその半分の額で彼は後年全国的に拡大することのできたところの公衆衛生サービスの一支部程度のものを設立することができると信ずると述べた。その後の経験から考えれば、彼の脳裡に計画されていたものはあまり実現性があったとはいえないかも知れないが、しかし、少なくともそれははっきりとした申し出であり、政府の考えに、こちらに有利な傾向があることを示していた。すなわち、大臣の意見というのは、若干の資格ある歯科診査医（Dental inspector）を任命する。その人びとの任務は診査だけであり、それ以上のことはしない。診査票は両親に送られ、両親は家庭歯科医に治療を依頼する。そしてもしも開業歯科医の治療費が払えない両親があれば、病院の委員会に依頼して、必要な場合には児童に無料で治療することのできる自治領立病院の歯科部を設けさせるというのである。この宣言は非常に勇気づけるものであった。

さて、場面には新しい人物が登場してきた。リッヂモンド・ダン（Mr. Richmond Dunn）はウエリントン市の開業医で、ニュージーランド・デンタル・ジャーナル編集長であった。彼はこの章の終りの部分に歯科看護婦学校の初代の監督（supervisor）としてあらわれることになっている。1917年に彼は一つの論文を書き、その中でかって非常に批判されたコックスの比較的短期で修得できる、新らしい歯科の仕事のための課程の範囲について論述した。ダンはその提案をさらに推進した。彼はそれに形と内容を与え、さらに一般保健サービスと関連づけた。当時、プランケット・看護婦*（Plunket Nurse）は新

しい職業で大いに一般の注目をあびていた。ダンはプランケット・ナースが乳幼児の広い保健指導に関し役に立っているように、児童の歯牙の保健を増進させることによって同じように公衆の役に立つよう “歯科看護婦”（dental nurse）をつくることを提案した。“彼女の職務は両親に子どもの歯に関する助言、即ち……適当でない食事の与え方が招く結果、口腔清掃の基礎的原理、乳歯を見のがしにする危険……幼児の歯牙を調べ、そして必要な時は簡単な手術をする……をすることだけに厳重に制限する “歯科看護婦” の奉仕は児童が大きくなってからの歯科医の治療をしやすくするであろう”。そして最後に “それは他国における同様な困難の解決にも連なることになるかも知れない” と述べたとき、ダン自身すら、それが如何に真実な予言であったかを知ることはできなかつたであろう。

1917年にさらにコックスが攻撃を開始した。ニュージーランド歯科医師会の年次総会において、彼は児童に対する国家の歯科医療機関として、彼が考えた明確な計画の概要を講演した。驚くべき先見の明をもって、彼は診療所を学校自体の内部に設置することをもくろんだ。そうすれば診療が授業の妨げとなることを最小限度に止め、その上、“学童を全部うけさせるための完全な保証が得られる” からであると彼はいった。学校歯科診療を少しでも多くするためにには“歯科救急自動車”を使用するとよいともいった。彼は、適当な訓練を受けた後に、学童の歯科保健のために働く“なるべく女性の歯科看護人”からなる看護婦団を組織することを提唱した。彼はさらにそのような団の管理も考えて、国中をいくつかの歯科地区に分け、各地区に一つの歯科事務局（Dental Office）を置き、全組織を一人の長官が指揮するという構想をもつた。

歯科看護婦に関してはなおいろいろの条件がつけられたが、大体においてコックスの論文は好評であった。彼の計画を政府に提出するために、それをもっと念入りに仕上げ、さらに費用の見積りをするために委員会が任命された。そして委員会では、これを最初の年には119,280ポンド（1億1,928万円）と見積った。このささやかな予算の申し込みが40年た

* 国庫補助と会費によるロイヤル保健協会に雇われて、妊産婦の保健指導や乳幼児の世話をする特別の資格をもつ看護婦。

たぬまに、年100万ポンド（10億円）の経費を要する国家の重要な公共事業に発展しようとは、委員会はもちろん政府自身さえも全然予想だにしなかったのである。

歯科医師会は一つの団体として、この問題の緊急性を大いに認めていた。1905年から1914～18年戦争の末期にわたる長い期間中に各種の考えが次第に具体化しつつあった。この時期に活動した人びとのうち、次の3人はその貢献の重要さにおいて傑出していた。1905年に、後年、学校歯科保健サービスの創

立をもたらした運動を開始したF. W. トンプソンは、その特徴ある先見の明と精力的でねばり強さとをもって同業者を熱心に説得して、皆が賛成できるような計画を作らせ、さらにそれを国策として政府にとり上げてもらうために好ましい政治的思想傾向をつくりだしたノーマン K. コックス、および彼が提唱した歯科従事者の理想的名称を提案し、その人びとの地位を明確にし、かつ他の保健サービス同様に、全体としての国家保健事業に関係をもたせたりッチモンド・ダンの3名である。

第2章 学校歯科看護婦の原則の採用

戦争の諸問題が多かったにもかかわらず、政府は1919年に学校歯科サービスの設置をすすめる意志を示し、有資格者の中から学校歯科医(School dentist)として任命されることを希望する志願者を募った。実際の任命が行なわれるまでには1年以上もかかったが1920年近くに次の数名が任命された。即ちネルソンに D. R. パーカー (Parker) が任命され、オークランドの北部のヘレンシヴィル地区には J. H. イーガン (Egan) が任命され、彼はその広い地域を陸軍の救急車を改造したものを使って受持った。オーケランドに Miss N. H. ハンロン (Hanron)、ウエリントンに C. P. トライプ (Tripe)、デュネディンには J. S. ニコルソン (Nicolson) が任命された。ニュージーランドの学校歯科サービスはこれらの任命によって発足したのである。

これらの役人は教育省の医官(medical staff)に付属されていたが、まだ彼らの職務上の活動に関して指図をする者はだれもいなかった。間もなく、教育省内に主任歯科技官(Chief Dental Officer)の地位が設けられ、その候補者の募集が行なわれた。ハンターダ佐 (Colonel T. A. Hunter, C. B. E.) が選任された。彼は1914～1918年戦争中ニュージーランド陸軍の歯科衛生部長(Director of Dental Service)であり、当時もなお非常勤ではあるがその職にとどまっていた。彼は国内および国外の同業者間では有名な人であって、多年歯科界の問題には目立つ役割を演じてきていた彼は、事実上多くの同業者から是認された指導者としてみなされていた。彼はいま57歳である。そしていまや学校歯科看護婦制度を採用

するという勇敢な一步をふみ出して世界の歯科の歴史をつくろうとしているのである。

ハンターの最初の、最も侮り難い仕事は、政府に具申するために一つの計画をまとめることがであった。考えさえすればだれにでも、歯科業界は大人の治療だけで手いっぱいであることがはっきり理解できる。学童のほとんど90%が治療を必要としていることは既に証明されていた。そしてその手当は量的にはう大であって確かに現在の歯科医の人的資源をもって処理し得る限度を越えている。そこでハンターは特殊な訓練を受けた“女性の看護人”を使うという大胆な、しかし決して正統派的ではない提案を考えることにした。もちろん適当な訓練を受けてからではあるが、若い女性の母性的本能を小児の歯科保健領域に導くことに利点があることを彼は理解できた。彼はこの問題を解決するためにじゅうぶんな人数だけの歯科医を、或いは早急の解決に間に合うほど早く歯科医を養成することはできないし、またもしできたとしても、そのように多数の歯科医をもつことは歯科業界の経済的困惑となるにちがいないと論じた。彼は歯科看護婦雇用の成功に彼の職業的名誉をかけた。それ故、彼は政府に、特に厳選された若い女性に、官立の施設で2年間充実した教育を受けさせ、卒業後は学校に配属させて歯科医の指図のもとに働かせることを具申した。

彼女らの領域は狭く、“宣伝”即ち後年“歯科衛生教育”と呼ばれるようになったものが、彼女らの仕事の一つの重要な部分である。ハンターはこの件に関しては歯科業界が賛成して一緒に運動してくれ

ることをせつに願った。そして国中を飛びまわり、各地方歯科医師会の集りで講演をし、歯科看護婦のことを詳しく説明した。彼は強い反対があることを予感していたが、それは少しも勘ちがいではなかった。なかなか結論に達しないので政府自身が干渉をし、ウエーリントン市で歯科業界の代表達の集会をもつことを命じた。

それは1920年の9月5日の日曜日であった。ニュージーランド歯科医師会の会長が議長となり、23人の支部代表が集った。会議は終日つづき、夕方投票ということになり、遂に16対7でハンターの提案が可決された。それは歴史的出来事であった。そして、その後長く団結した反対運動がつづき、絶えず悩みの種となったことをその時はまだ知らなかつたハンターにとっては、記念すべき素晴らしい日であった。この論戦は新聞に引継がれ、その後2、3年間は歯科看護婦計画を非難する投書や論文がしばしば掲載された。反対者達は政府にこの計画を放棄させようとして、反対輿論をつくり出そうともぐろんだが、これは完全に失敗した。せいぜい大衆のやや思慮の足りない人びとの間に、ある誤解を生じさせたに過ぎなかつた。彼らは“承認”的形式に関して無礼で、愚劣な言葉を書き送り、政府あるいは歯科サービスに彼らの意見を知らせることができたと思って得意になつてゐた。

新しいこのサービスが勢よく活動しはじめるや、それをくつがえそうとする政治運動は徐々に衰微して來た。然し“隠れていて狙い打ちする”ような攻撃を絶滅させるまでにはさらに10年以上もかかった。

ハンターは1921年3月号のニュージーランド・デンタル・ジャーナルに批判に対する答の形式で、彼の計画の概要を次のように書いた。歯科看護婦“見習生”と當時称はれていたものの第1回募集で30名が選ばれ、4月から教育が開始されることになつてゐた。しかし4月までに35名に増えている。

「……政府の歯科方面的計画に対する反対論の多くは誤解からきているので、歯科看護婦養成機関に対する批判の中で見逃がされている諸点について項目別に説明する必要があると認めた。120名の志願者の中から30名の歯科看護婦見習が任命された。彼女らは、(1)教育程度、(2)性格および年令、(3)一般的適任性、および(4)全身的健康状態に関して、夫々適切な考慮のもとに選抜されたのである。彼女らは2カ月間の見習期間を勤めた後、この仕事に特別な素質を示した者のみが残されるであろう」と彼はいった。

さらに教育内容については、「歯科看護婦の仕事の基礎となるように特に考案された、化学、物理学、生物学、解剖学および生理学を包含する科学課程をみっちり教育するつもりである」と述べ、また、「彼女らは人形の歯牙を使って勉強し、手の作業がじゅうぶんに熟練したことが明らかにわかつたときに、簡単な治療の手伝いをさせる。さらに最後には簡単な窓洞の充填および全身麻酔が必要でない場合の簡単な乳歯の抜歯を教えられるであろう」と説明した。

その時ハンターは歯科看護婦の仕事は、主として乳歯のみに限られると思っていた。何故ならば、永久歯は萌出したばかりで、齶歯のぎざしは殆んど示さないであろうと思われたからである。彼は樂天的にも、“宣伝という援兵”に努力を尽くせば歯科看護婦の仕事によって治療を要する歯科処置は必然的に減少し、益々簡単なものになるであろうとさえいひた。

このようなハンターの計画が直ぐにも行動に移せるようにできていた。多分それは彼の“試験的計画”とよばれるべきであろう。何故ならば彼は全く制約のない分野に足をふみ入れたので、彼の仮説のあるものは甚しく樂天的であったと、後で立証されるかも知れないからである。経験に照らして変更や改善の必要が起るとしても無理からぬことである。そして、実にそれがその通りであることが立証された。

第3章 歯科看護婦制度の船出

歯科看護婦見習の第1回応募者35名は1921年4月4日に、いよいよ教育のためにウエーリントンに集合した。彼女らの平均年令は27歳で最年長者が

36歳、20歳以下は僅かに2人であった。1人は2カ月後に退職し、4人は健康その他の理由で第1学年の課程を終了できず、1人は2学年の時に結婚し、

結果29名が全課程を修了した。

ハンターは歯科看護婦の教育を前述のリッチモンド・ダンに委任した。彼は59歳で、歯科医になる以前は一流の高等学校の科学の教師であった。彼は学者であり、理想家であった。

前章のハンターのリポート中に述べられているとおり、ダンが立案した教育全課程には、化学、物理、生理学等の純粹に科学的な課目に重点がおかれている、彼の理想主義的やり方を示している。このように大学の中間試験のようなものを受けた経験をもっているのに、それにしては歯科看護婦の歯科衛生領域における地位が漠然としすぎはしないかと思われるであろう。ダン自身が早くから歯科看護婦という名称を提案し、彼女らの身分はこうあるべきだと彼が考えたものを明瞭に表明したにもかかわらず、彼は彼のアイディアに具体的な形態を与えるためには何もしなかったようである。事実、間もなくダンは彼の新しい職務の重責を快くになえなくなり、この仕事に自分の性格が不適当であることに気がついた。そのため、後に述べるように早く辞職するようになった。

一方、歯科看護婦の身分は長く漠然としか理解されず、その範囲も不明確なままであった。

1924年になって、ようやく歯科看護婦は程度の低い歯科医としてではなく、その名称が示す身分で、自分の権利である職業上の地位をたのしむ歯科の補助者として認められるべきであるという明瞭な線が出た。また、この原則は歯科看護婦の教育のみならず、彼女らの制服、態度、階級、等級、歯科学界との関係および就職をも支配すべきであると公示された。将来は彼女らは看護婦の称号をもつようになるであろう。彼女らの身分には外観的な、目に見えるしるしがなければならない。しかし、いまだに、政府も、公衆も、歯科看護婦自身もそれについては明らかな信念はもっていなかった。

養成学校のためにハンターはウエリントン市の中心部の主な官庁の建物に隣接する元のベース・レコードズ・ビルディング(Base Records Building)という戦時中の建物を確保しておいた。大きい仕切りのない部屋は診療所に改装するに適し、他は教室、拔歯室、ロッカーリー室、教員室に利用できた。1920年の保健法(Health Act)改正により、いまや保健省歯科衛

生部の部長(Director, Division of Dental Hygiene, Department of Health)となったハンターは、学校に隣接する一室に自分の本部を置いた。面白いことに、彼が学校衛生部長の Dr. E. H. ウィルキンス(Wilkins)と児童福祉部長の Dr. (後の Sir) トルーピー・キング(Truby King)と3人で1人の事務員と1人のタイピストを共同で使っていたことが思い出される。3人とも同じ建物の中に本部をおいていたので、児童の健康の総ての面で協力し合うのに便利であった。児童福祉部は短命であった。それは実際の業務上、他の部、特に学校衛生部と重複する傾向があったので廃止しないわけには行かなかったのである。ハンターがトルーピー・キングの任命を強く要請したと信ずるには理由がある。トルーピー・キングは児童の健康の世界において豊かな専門的知識と経験を持ち、プランケット会の発案者でいまは理事であるので、この会を通じて彼は世間に信望があつかった。ハンターは、政府が、特に新設された歯科衛生部が、彼をとおして非常に有利になることを希望した。歯科衛生部で特に重点をおきたいと思っている予防医学の分野においてもトルーピー・キングの名前には重みがあった。しかし上記の理由で1924年にトルーピー・キングが保健省精神病院部に復帰し、児童福祉部は廃止された。

建物の問題以外に学校の設備の問題があった。軍医の資格でハンターは陸軍で不必要になった器具や設備を保健省が購入するように手配した。それらが揃ったところは全く寄せ集めの觀があったが、しかし、少なくとも始めのうちは、それでじゅうぶん間にあった。

養成学校の開校式やこの新しい学校歯科サービスの発足のためには特別の儀式は何もなかったようだ。ただ1921年4月の第1回看護婦見習生の教育開始後間もなく、保健、ならびに教育大臣の G. J. パー(Parr)閣下は養成学校を視察し、生徒に訓辭を与えた。

第1回生の教育が行なわれている間に、歯科衛生部長は、彼女らが卒業後に任命される実習用診療所の設立のために奔走していた。教育委員会その他の地方団体に歯科治療を行なうに適した室と、看護婦の、駅あるいは港から、その所在地までの輸送、並びに寄宿舎、または下宿の斡旋を依頼した。地方団

体に建物を用意してもらうことにより、保健省はかなりの費用が節約できるとハンターは思った。地方がよい反応を示してくれたので勇気づけられた。訓練が終了したとき、29人の看護婦の赴任地はらくにみつけることができた。彼女らは12の地区に配属され、その中の7カ所においては“二重”診療所であった。すなわち、一つの建物の中に二人の歯科看護婦が受けもつクリニックがあった。

このようにして新しいサービス設立の第1幕は1923年の春に終了した。

一方、1922年には第2回目の歯科看護婦募集が行なわれたが、僅か15名が採用されたにすぎなかった。それは財政上の後退が起った後年の標準からみればそれ程、重大なものではなかったが、政府は用心深く経費を削減した方がよいと考えたのである。それ故、総ての公共サービスの俸給は切り下げられ、歯科衛生部は第2回生を半数にへらされ、その上、彼女等の任命も会計年度を半ば過ぎまで遅らせられて早くも後退のうきめに会わされた。

第4章 根本原理の確立

ダンは歯科看護婦養成学校の管理指導という重い責任と過労のため、だんだん仕事が不愉快になり、遂に1923年に突然辞職してしまった。ハンターは職員の中に全然教師がいないという困難な状態に陥ってしまった。幸いにして生徒は最小限度であった。政府は財政的理由から、しばらくの間は新採用を控えることについていたので、新入生はいなかった。その上、2年生は初めの15人の中2人は既に退職していたので、僅か13人の少数であった。そこで退役軍人病院で訓練をしていた R. D. エリオット (Elliott) 大佐、N. Z. D. C. を一時養成学校に転勤させてその場に対処した。翌年エリオットはこの新しいサービスの歯科視察官 (inspecting dental officer) に任命された。現地に派遣されている職員は少なかったので、彼は実地活動の監督という任務のほかに、養成学校で非常勤の臨床示説者として貴重な貢献をした。

ハンターがダンの後任に頼みたいと思って、当時クライストチャーチの開業医をしていた著者のところに初めてつてを求めてきたのは1924年の初めであった。事務の引き継ぎが行なわれ、同年の8月1日から著者は歯科教育監督官 (Dental Supervisor of Training) となつたが、その名称は3カ月後には歯科衛生部副部長 (Deputy Director, Division of Dental Hygiene) と改められた。

その間、エリオットの貴重な奉仕のお蔭で養成学校はつづけられていた。また、ハンターは国中を廻って現地で活動している職員を訪問し、種々の集会で歯科サービスの目的について講演し、いまなお、

この運動を壊滅させようとするたくらみとたたかい、クリニックを新設する下準備のために努力をしつづけていた。

歯科看護婦の身分をはっきりさせるためと、看護婦に自分の職務および自分が属しているサービスに対する誇りをいだかせるために、養成学校に一つの新しい制度ができた。訓練を受ける2年間をとおしての全教育課程がつくられ、すべての学科は、実務も理論も、均衡のとれたものとなり、おのおの適切な期間が割当てられた。教育の全期間の中で各科目がいつ始まつていつ終るかが関係者に一目でわかるようこの全教育課程がグラフで示された。そこから授業の時間表がつくりだされた。このようにして教育内容に関してはしっかりと基礎が築かれたのである。次に希望される明確な歯科診療所の雰囲気、主に病院の雰囲気と作法に基づいているが、小児患者をあまり恐れさせないように工夫をえたものを創りだすことに注意が向けられた。楽しい環境は、いまでも重要であるが、当時はいまと比べものにならぬほど、それが重要であった。一般の人びとは歯科の治療といえば極端に不安をいだき、無慈悲な抜歯や野蛮なエンジンのかけ方や拷問のような苦痛を心に画いた。この考え方は一般的であって、その良い例としてある大病院で歯科部を設置しようとしたところ、“歯科部から絶え間ない叫び声”が聞えては附近にいる医者や患者が非常に迷惑するからという理由で反対され、延期となつたという事実がある。



1921年にウエリントンに開設された最初の学校歯科看護婦養成学校（1926年撮影）。戦時中の建物を転用したもので、二階の人が歩くたびに下の人は埃をかぶったという。

“霧囲気”を作るために先ず行なったことは、主な治療器具を、陸軍から払下げの寄せ集めものを廃して、もっと魅力的な揃ったものに代えることであった。陰気な黒色モルタル風な床はどうすることもできなかつたが、ハンターが熱心に懇請したお蔭で、露出していた天井の梁がかくされて、二階の人が歩くたびに下の人が埃の雨をかぶらないですむようになった。

もう3年間も養成学校がつづいているのに、いまだに学監（Matron）がいなかった。第1回生のミス・ヘインズ（E. M. Haines）が今度その職のために選抜され、上級歯科看護婦（Senior Dental Nurse）の

名称がつけられた。1ヵ月間 ウエリントン病院（Wellington Hospital）で霧囲気を吸収し、そこで働く看護婦の必須条件である標準を視察した後、ミス・ヘインズは新しい任務についた。彼女は、不思議なほど成功した。しつけの点では非常にきびしかつたが、彼女が世話をした何百人の歯科看護婦は皆彼女を慕い尊敬した。彼女達はミス・ヘインズがその一人一人の個人的な問題や福祉に関して、深い親切な关心をもってくれたことを非常に感謝した。彼女が優秀であると認められるや否や、学監（Matron）の名称を与えられて威儀が加わつた。そして1949年に彼女が退職したとき、彼女の学監としての長い功績が表彰され O. B. E. の称号が授けられたときはみんなが非常に歓喜し満足であった。

既に11名の歯科技官と31名の歯科看護婦によって構成されている学校歯科サービスの仕事場の用意は学校委員会、およびその他の地方責任者に保健省が依頼した。必須条件として特別に出されたものは、その目的のために最小限度のものであったので、クリニックの多くは非常に簡略なものであった。また、土地の人びとはその家賃、掃除料、洗濯代、光熱費、水道料等の維持費も負担するよう依頼された。もしも遠隔地へ歯科看護婦が出張するときはその往復の旅費と、一週間以内の滞在ならばその滞在費も地方で負担することになっていた。ただ純粹に歯科治療用の設備だけは全部保健省が用意した。

これらの必要条件が記入してある書類には、治療が受けられる者の資格、行なう処置の種類および一般的方針が明確に記してあった。公立学校の児童だけが処置を受ける資格があった。1929年になって、始めて私立および宗派的宗教教育をする学校の生徒達もこの歯科手当が受けられるように設備が拡張された。

このまだ初期の段階にできた基本的な方針は、その後長い間、主要な部分だけは変らなかつた。この方針を守ることはなかなか困難であった。何故一人の子どもは登録できたのに、高学年にいる兄や姉は無資格として除外されたか、両親にはそれが理解で

きなかった。方針に違うことを無理にさせようとする圧力を絶えず排除しなければならなかつた。しかし方針を厳守した方が得策だとの考えは、つづいて起る結果によってじゅうぶんに与えることができた。

学校歯科クリニックを用意したいと望む地方委員会の手引として、教育省の協力を得て、規準的見取り図が作製された。それは治療室と待合室と看護婦室の三部屋だけのごく簡単な建物であった。明るい自然光線を取り入れることが重要であるとされた。この最初の規準的見取り図の主要な点はいまでも変わらないが、新しい資材や色彩が使われるようになり、一般に学校建築の程度が高まると共に、クリニックも現在は非常に美しくなつた。この種の改良は心理学上大切なことであるからよく考えて上手にしなければならない。

1927年に政府が学校用地内のクリニック建設費1ポンドに対し2ポンドの補助金を出すことになったのは一つの進歩のしるしであった。

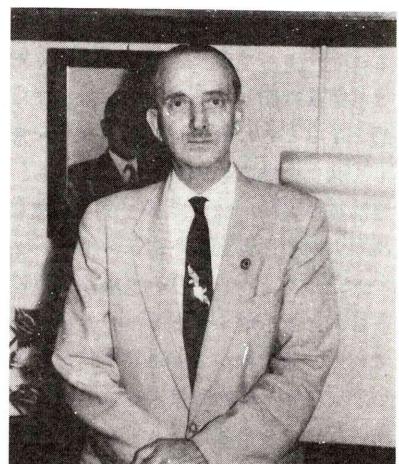
一般の開業歯科医に、看護婦のした仕事のできさえをみてもらうために部外歯科検査者としてきてもらう方針は1926年に仮りに始められたがそれは間もなく確立され、このサービスと歯科医界との間には貴重なつながりができた。

この初期の時代の著しいできごとといえば、ラロトンガに学校歯科サービスの事業の伸びたことである。そこに任命された最初の歯科技官はブルース・ライス (F. Bruce Rice) で、彼は1926年に保健省に入った後、すぐに派遣された。32年後にライスはジュネーブの世界保健機構 (WHO) 本部の主任歯科保健技官 (Chief Dental Health Officer)となつた。それは彼自身への賞讃であると共にニュージーランドへの名誉であった。

当時、クック島省の名で知られていた島嶼領土省の依頼により2名のラロトンガの少女が歯科看護婦として訓練を受けることを許可された。その中の1

名が首尾よく全課程を終了して故郷に帰り、何年もそこで勤務した。

1929年までは現場勤務の職員は82名、すなわち8名の歯科技官と74名の歯科看護婦であ



後にWHOの主任歯科技官になった
F. B. ライス (東京歯科大学来校の折)

る。当時の大臣の Mr. J. A. ヤング (Young), 後のサー・アレキサンダー (Sir Alexander) は公立学校児童の歯の手当をじゅうぶんにするためには300名の歯科看護婦が必要だという意味の声明を公けにした。これはこの種の発表の最初のものであったが、政府もまだかなり多数の要員が必要であることに気づいていることを知って安心をした。

偶然そのころ養成中の歯科看護婦は、実地勤務中のものと同数、すなわち74名であった。歯科医である教師は5名、著者とその下にJ. B. ビビー (Bibby), A. D. ブライス (Brice), R. M. S. テーラー (Taylor) および Miss M. E. コリー (Collie) の4名である。学校もより広い校舎を必要としたが、それは隣接の事務所を合併してますことができた。

1929年に最近ラロトンガから帰った、F. B. ライスが南島の歯科視察官に任命されて、現場の監督官が増強された。1926年以来 R. D. エリオットが北島と南島の両島を監督してきたが、それには一般の運輸機関を用いての長時間の退屈な旅行という付き物があった。当時はまだ歯科視察官のための自動車がなかった。

第5章 歯科サービスは嵐を乗り切る

1930年は記録すべき年で、その年に学校歯科サービスの創設者 T. A. ハンター氏が退職した。10年間の在職中彼は実に多くのことをした。10年間、彼は

歯科看護婦の制度を認めてもらうために戦いをつづけた。そして彼は歯科サービスの健全な基礎をつくった。そして既にその上に主要な骨組みが建設され

つつあった。彼はサービスの主眼は“予防”にあること、そして単に苦痛を取り除くだけでなく、子どもを歯に関しては健康であるように保つことを目的とすることに決めた。ハンターは常に両親も子どもも共に口腔内の清掃に关心をもち、そのため歯科治療が大幅に減少することを希望していた。多分彼は人間の性質をかいかぶっていたようである。

とにかく、ハンターの退職後、現在に至るまでサービスは歯を磨くことをよく教え、大規模に奨励している。帰依者ができたがそれは落胆するほど少數で、歯科界と保健関係者等は一般に一人一人が歯の衛生に努力をすることはもちろん大切であるが、それにはのみ依存せず、もっと集団的な予防対策、例えば上水道の弗化のほうへ、より多くの希望をかけるようになってきている。

さてハンターが長い成功に満ちた勤務と歯科衛生の全領域においてすべての人が認めた優れた指導から退いたのは1930年の3月31日である。その時から彼は約30年間の立派にかち得た隠居生活に入った。彼の卓越した歯科衛生に関する功勞が適切に認められ、大英帝国の君主から Knight Commander of the Most Excellent Order of the British Empire の勲爵位が授けられたのはそれから17年後の1947年であった。サー・トマス・ハンターとなってからも、彼は歯科衛生上の諸問題と学校歯科サービスの発達に深い興味を持ちつづけた。

歯科衛生部長 (Director) としての彼の後任には著者がなった。歯科看護婦が初めて学校に現われて以来、ハンターが宣言した大まかな原則はずっと厳守されていた。しかし、サービスが着々と発展するにつれて、その将来の発展に形を与えるためには、行政上の機構もだんだんに拡大させる必要があることがいよいよ明らかになってきた。地区の組織 (district organization) をもつことが計画され、事情が許し次第始めることになった。驚いたことに後に記すとおり歯科サービスが経験した多分最も重大な妨げの中からその結成が起ったのである。

一般の要望に応えて、歯科看護婦見習生を毎年一回応募する人数は1929年には既に最初の約35名から40名にふえていた。それ故、活動地における組織の拡大ばかりでなく、養成学校の実習用校舎の拡充がまだ必要であった。これは養成学校からあまり

遠くないウエーリントン・テラスのマソニック・ホール・ビルディング (Masonic Hall Building) の中を一時借りて住まわすことにした。ついでに興味あることを話そう。それは受験希望者の層が広範囲となるに従って、入学試験の学問的水準が着々と上昇してきて、1931年には始めて全員が総合大学程度の入学資格試験 (matriculation examination) に合格して入った。歯科サービスに入るための資格としてこの標準はくずしたくないと思った。

著者は歯科衛生部長就任後間もなく、ニュージーランド歯科医師会の招きにより、1930年度の全国総会において歯科サービスに関する講演をした。その講演で始めて歯科サービスの方針と目的、行政組織およびその時までの進歩のあしどりが全部詳細に述べられた。それはニュージーランド・デンタル・ジャーナルに掲載され、その抜刷は小冊子になって広く国内および海外に配布された。それは単に一般的情報として配布されたのではなく、いろいろ暗い前途の予測がされていたにもかかわらず、ニュージーランドはじゅうぶんに訓練を受けた歯科補助者の雇用を根幹とするところの保健事業を真実発達させつつあることを証明するためであった。それはまた、この事業がかなりの成功を収めつつあることを示した。

いまや J. ブルース・ビビーが養成学校の責任者となった。彼はその地位に約15年いた後、1945年に保健省歯科衛生部部長代理に、1956年には部長となった。フィールドの組織は着実に改良されつつあり、看護婦は程

度の高い仕
事をした。

彼女達は歯
科サービス
に限りない
熱意と誇り
を持ち、反
対者の団結
した行動に
よって公衆
は疑惑をい
だかされて
いたにもか
かわらず、彼



1956～1961年まで歯科衛生部長であった
J. ブルース・ビビー (同氏宅で)

女らは公衆に良い印象を与えることができた。それは第1回生のお蔭で本当に彼女らは開拓者であった。それ以後は歯科看護婦を派遣して欲しいとの要望が絶えずあり、オタゴ大学歯学部では在学生が次第に歯科サービスの在り方を承認するようになり、その辺からの反対運動も徐々に弱まってきた。大体において歯科サービスの前途は本当に明るくなってきた。

しかし暗い雲が遠い水平線に集まりつつあった。1929年に空前の不景気が合衆国をおそった。初めのうち、それは遠雷にすぎなかったが1931年になだれのようにニュージーランドの上に落ちてきた。事業は殆んど全く停止し幾千人の失業者を出した。政府の早急対策としては、先ず経費の削減であって官営事業の職員の縮小が命ぜられ、俸給は専断的に一割減となり、翌年さらに一割削減された。國中不安と不確実な気分がみなぎり、士気は最低にまで低下した。

この雰囲気の中で歳出委員会 (National Expenditure Commission) が全官庁の経費を調査し、その節約方法を答申するために任命された。徹底的手段を取る方針であったので、この委員会の学校歯科サービスに関する報告は次のような全くひどいものであった。

「われわれはこの事業を拡張させてはならないというはっきりとした意見を持つ。もしもすべての国立および宗派別小学校児童が学校歯科サービスの世話を受けるならば、政府にかかる費用は年約10万ポンド（1億円）になるであろう。われわれの答申は、今後新しい歯科看護婦見習生を募集しないこと、並びにこの事業の経費を縮小するためにあらゆる努力をすべきである。さらに地方の委員会に、看護婦のために1人当たり70ポンド（7万円）追加して、合計年1人当たり100ポンド（10万円）にすることを要求することを奨める」

幸いにしてこれらの答申はそのまま受諾されなかった。学校歯科サービスが公衆に高く評価され拡張して欲しいとの要望は増える一方である事実を、当時の政府はよく知っていた。そしてその後の政府もそれ以外の考えを持つようになる原因を持ったことがなかった。

それ故、結局歯科診療委員会に対する強制割当ての寄附は從来通り看護婦1人当年間30ポンド（3万

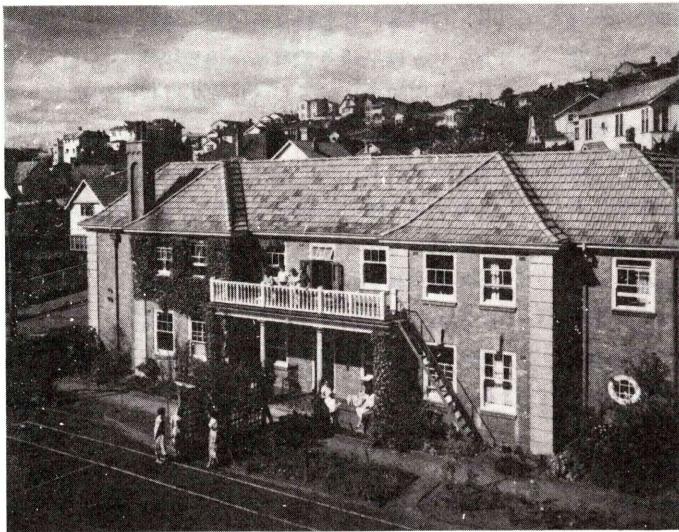
円）に据置かれ、経費の節約は見習生の新募集を縮小せ、毎年40名であったのを1931年から1935年までは平均20名に減らし、1932年度は全然新入生をとらなかった。また職員も全公共事業の職員と共に減俸させられた。

かくして政府の決定は心配されたほど暗いものではなかったが、一方見習生を少数にした結果、新しい問題がおきた。すなわち、歯科処置の遅滞がみるみるうちに累積してきた。それは仕事の契約がすべて、毎年40名の新卒業生が養成学校から派遣されることを基礎につくられていたからである。その時はこれまで苦労してなしとげてきた多くのことが水泡に帰してしまったかのように思われた。

状態が好転することを希望しつつ、われわれはサービスの主要な体制だけは如何なる犠牲を払っても保とうと決意した。それでどのような方針がとられたかというと、それは既に行っている歯科処置の改修を続けることを最も肝要とし、新入生への処置は、改修的処置がじゅうぶんに行き届いているときにだけ始めてよいということである。確かに諸状態は後で良くなった、そして1938年度の報告書には「この方針が正しかったことは、鎮痛剤を賢明に用いることにより、新入生の処置遅滞は着々と解消しつつあり、かつ半年毎の改修という重要な原則も犠牲にしなかったという事実の中に、いまこそ見出すことができる」と記されている。

小学校の入学年令を5歳から6歳に引き上げた経済政策のために幾らからくになったが、学校歯科サービスでは学令に達する前の子ども達の来院を奨励してきたので、これはたいして事態をらくにはしなかった。その上、1936年に再び5歳の児童が入学してきたときにはサービスは全くこまつた。

奇妙なことに、歯科衛生サービスはこのいわゆるスランプから二つの利益を得た。歯科看護婦の見習生がウエリントンの素人下宿に泊っていたときの状態は決して満足なものではなく、絶えず寄宿寮を購入したいと望んでいた。ウエリントン師範学校が当時の不況の理由から数年間休校になったとき、機会が自然に到來した。その結果ケルバーン (Kelburn) にある約40名の将来教師になる生徒が寄宿していたフレンド会 (Society of Friends) 所有のホステルがあき家になった。そしてその会と交渉の末、歯科



ウエリントンのケルバーンにある学校歯科看護婦学生の寮

看護婦がそれに住むことになった。何年か後、その家は保健省が購入し、その後歯科サービスの施設として管理された。このようにして確立した方針はその後ずっと守られ、寮はどこでも専門の訓練を目的とする学校にとって必要で欠くべからざる部分として、その後長い間認められてきた。各寮には舍監以下専属の係員がいて、舍監 (hostel Matron) はそれぞれ関係のある養成学校の学監 (Matron) の管轄下にある。

前述の地区 (district) の組織の管理と監督の制度もまたこの不況のお蔭でできた。それはウエリントンに本拠を持つ 2 人の視察する役目の歯科技官によって監督していた従来の方法の代りに、一つの経済的手段としてはじめられたのであった。1932年に 4 つの地区 (district) ができた。そして各地区には、後に地区主任歯科技官 (Principal Dental Officer of the District) という職名がついた歯科監督官が任命された。オークランド地区には F. B. ライス、ウエリントン地区には R. D. エリオット、クライストチャーチ地区は A. D. ブライス、デューネディン地区は J. S. ニコルソンであった。今日では 9 地区があり、近く 13 地区に増加しようとしている。この 5 カ年間の不景気時代の開幕には、ニュージーランドでこの種のものとしては、始めての大惨事があった。1931年の 2 月 3 日の早朝北島の東部ギズボーンからワイプクラウまでに非常に長く続いた激震が

あり、広範囲の災害とおびただしい人が失なわれた。ナビア地方が一番ひどかった。そこでは真実、全産業地域が損害を受けた。ナビアとヘスティングスが特にひどかったが、他の部分でも多くの建物が崩壊した。その地区には 8 名の歯科看護婦が配属されていたが、ヘスティングスの 2 人の歯科看護婦は診療所の煉瓦の壁が落ちて負傷し医者にかかるなければならなかった。ナビアでは 3 人の看護婦が、多くの死傷者を出した附近の工学校の生徒の世話をするために全部とどまり、3 日間も負傷者や家なし子の世話をしつづけ命令されるまでやめようとしなかった。彼女らの努力は大臣等に知られ、保健

省から彼女らは表彰された。

1929年にあった大地震は南島の西部沿岸マーチソンの地方にあった。今回も再び人命財産に損害を与えたが、幸いに前ほどひどくはなかった。その地方に 2 人の歯科看護婦がいたが、彼女らは、3 週間の間に 300 回の比較的大きい地震にみまわれたにもかかわらず、仕事を整えて直ちに診療を開始することができた。すべての地区において、如何なる場合にも歯科看護婦が第一に気を使ったのは患者の安全であったことを知り、満足と感謝の念を禁じ得なかった。

最初の移動診療車が使われたのはこのことがあって間もない頃であった。ワンガヌイ周辺の農村地方の学校委員会は、彼らが特殊な事情と考えてはいるものの対策として、そのような移動歯科診療車を用意するよう長い間政府に強く要求してきた。1934 年に一つの移動診療車 (mobil clinic) を造ることになり、その設計と使用は保健省がするが、製作と維持は地方委員会の負担の下に行なうことになった。そしてすべては試験的計画と考えられた。その後、その活用と維持の全責任を歯科衛生局が引き受けた。その上、第 2 次世界大戦後には陸軍から移動診療車を購入したので数が増加した。それらの車は、必要な設備替えを行なった後、ある人口のまばらな地方で使用し、今日まで良い働きをしている。さらに、これらの 8 台 1 組の各移動診療車には、1 台の乗用車が含まれているといつてもよいであろう。

それは引っぱるためではない——それは大型トラックがする。——自動車があれば歯科看護婦は受持ち区の中心部に居住し、自動車で通うことができるからである。

1935年は政府の交替をみた年である。この年の11月にこの国で最初の労働党の内閣が選挙された。この政府は14年間続いた。

彼らが最も早く決定した事柄の一つは、公共事業部内における減俸を廃止することであった。そして実業界は直ちにその模範に従った。この行動の経済的意義について、如何なる論議が行なわれたとしても、それは確かに政府の信頼を回復した。新しい見通しが優勢となり、人びとは希望をもって未来を見るようになった。財政的不況の終りが見えてきた。

第6章 新時代の始まり

総選挙後、2週間もたたぬ1935年の12月に、新任の大蔵大臣と保健大臣は責任者らを招集して、学校歯科サービスに対する新政府の計画を審議した。新政府がそのように早く歯科衛生サービスに注目したことは、関係者を非常に喜ばせた。すべての公立、私立、宗派別の小学校を計画の範囲に含めることを5カ年以内に成し遂げることを目標に、学校歯科サービスを拡張する計画が成立したことが明らかにされた。

以前見積りしたときに、もしも毎年新入生を40名ずつ採用すれば、11年間に、すなわち1947年位までに、全国各地に歯科サービスを設置できるはずであった。この期間を半減するためには緊急に慎重な計画をめぐらす必要があった。

1936年の初めには、サブ・ベースを含めて252カ所にクリニック（treatment centre）があった。歯科サービスの管理を受けている児童数はすべての公立、私立、宗派別のスタンダード4年生（10歳）までの全生徒数の約半分の84,000名にとどこうとしている。現場の職員は14名の歯科技官と、182名の歯科看護婦で、その中には7名の既婚者がいた。彼女らは不適当な職員の陣容を増強するために、再入隊を求めたときに応じた人びとで、当時はまだ新しく、正統とはいえないと思われていたが、次第に既婚の歯科看護婦が職員のかなり大きい割合を占めるようになってきた。

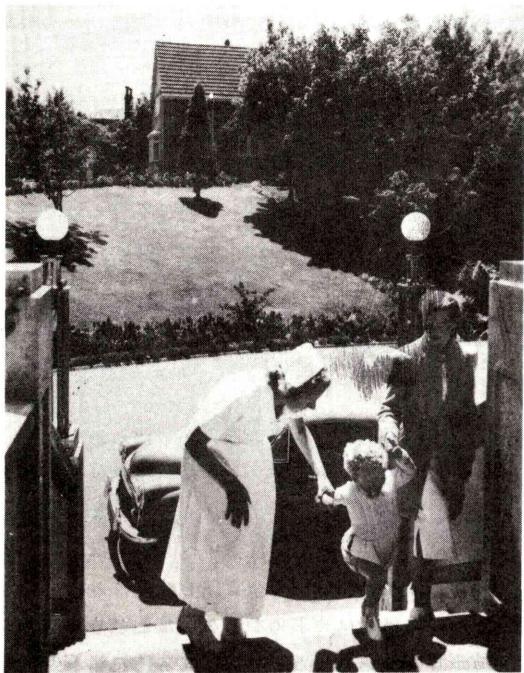
政府の計画を遂行するためには、これらの職員を2倍にして、400人台の陣容にしなければならないと思われた。事実、現在（1960年）の人数は1,000人にちかいが、それでもまだ不じゅうぶんである。それは戦後の高い出産率がそれからずっとつづいてい

るという一つの新しい要素が加わったためである。

新政府は、歯科サービスの運営および地方委員会からの財政的協力に関してこれまでとられてきた方針を是認した。しかし、注意すべきことは、1951年までには政府が財政上の全責任をとることになり、地方の援助はもはや求めなくなったことである。

拡張計画の第一歩として、養成学校の新入生の数を、1年30名であったのを50名に増員した。模様替えをして養成学校として使われてきた古建造物を取除き、その場所にその目的のために設計された近代的な施設を建築することになった。1939年早々から使えるように建物の設計にすぐ着手することになっていた。しかし予測できない理由でたびたび工事が遅れ、正式に開館したのは1940年の5月であった。

新校舎が完成するまでの間、数のふえた訓練中の見習生のために仮校舎を見つけなければならなかった。養成学校とクリニックの地階を大部分いっしょに使うことにしたのでフィットモア通りの建物の内部にもっと広い場所を占めることができた。しかしそれよりも広い場所が必要だったのでウエリントンの総てのふさわしい建物を調べた。適當と思われる建物があったが、それはまた最も入手困難に思われた。それはもとの首相官邸で、いまは一人の大臣が住んでいる独立した地所に立っている建物である。この建物が適當だということを、フレーザー閣下（Hon. Mr. Fraser）に話をしてみたとき、決して自信があったわけではなかったが、彼は何の躊躇もなく、もしもそれが最もふさわしいならば、入手できるようにしましょうといった。それで数週間経たぬ間にデンタル・クリニック・アネックスがウイリス通りの校舎が完成するまでの臨時の養成学校の分



ウエリントン学校歯科看護婦養成学校の分院の入口

院として誕生した。よくあることだが状態が変り、これを書いているいま、あれからもはや20年以上経っているのに、この分院（Amex）はいまでも使われており、役に立つ欠くことのできない働きをしている。

週40時間制が採用されたのは1936年であった。それまで半日だけ休みであった土曜日に何も役所の仕事がないので奇妙な嘘のような感じがした。

初期のころリッチモンド・ダンが主張した、一定の休暇日数が与えられるという原則は既に実施されていた。しかし、1936年に5月と8月の休暇が各1週間であったものが2週間に延長された。

大体この頃クリニックの設備の改良が行なわれた。足踏エンジンが一般的なものであったが、それに足で調節できる電気モーターを加えて近代化することに決定した。現代の標準からみれば、この電気を取り付けた装置は幼稚なものであったが、その使用は一つの原理を確立した。そして今日の流線型の美しい電化歯科器具はこの初期の新機軸の結果である。

1937年に歯科看護婦見習生を年に2回募集することが実施された。前年度の1936年には、過去における最高の51名が採用になったが、その年には合計76

名が見習生に任官した。

訓練中の歯科看護婦を寮に住まわせるという原則が既に確立しているので、増加した人数のために、さらに建物を探さなければならなかった。ウエリントンのティナコリ街道にある大邸宅の所有者と交渉した結果、ケルバーンにあるフレンド会のホステルと同じ方法で、すなわち、そこに寄宿する歯科看護婦の給料から一定額だけ差引いてそれをホステルの経営者に支払うという財政上の条件で、その所有者は寮を経営することを承諾した。不幸にしてこの契約は1年もつかず、保健省は遂に自身で寮を経営する決意をした。そしてその目的のためにグズニー通りにある個人経営のザ・マンションズという名のホテルを借りてそこに56人の歯科看護婦見習を寄宿させた。このようにして新しい方針は確立した。そしてザ・マンションズは保健省が経営する最初の歯科看護婦用のホステルとなった。その後、数年間にケルバーンのフレンド会のホステルを買いあげたのをはじめ、他にもホブソン通りにある互いに隣接する3軒の大きな家を購入して同様な省営の寮をつくった。この3軒の家とそれに附属させて特別に建てさせたもう1軒の家は、歯科サービスの創立者の名を取ってハンター・ハウスと名付けられた。ザ・マンションズは寮として使用するには余り適当ではなかったので、後に手ばなしした。一時ハンター・ハウスのために近代的な高層建築のスケッチ平面図を作製したこともあるが、これを書いているいまにいたるまで、未だその提案は具体化されていない。

教育側でこのように強力な拡張計画がおし進められている一方、事業面では必要な状態が始まりつつあった。急激な経済的切迫時代に見習生を半減させた結果がいま現地のクリニックに現われて、遅れた仕事がふえる一方であった。さらに1937年には、小児麻痺が大流行して、すべての小学校と歯科クリニックが最高10週間まで閉鎖されたのでこの状態は益々ひどくなつた。

J. B. ビビーが1936年の終りごろに外国から帰り、1年間カンタベリー地区の主任をした。その後、彼は他のすべての任務を解かれて、政府の建築家と協力して新校舎のすべての部が、ただ一つの存在であるかのように円滑に能率的に働くかどうかを確かめる仕事をした。一方 A. D. ブライスは養成学校の

監督代理をつづけた。

1938年初めには新しい建物は正式に定礎段階に達していた。同年の4月30日に多数の参列者の前でサベジ首相 (The Rt. Hon. M. J. Savage, D. C.) により定礎式は盛大に行なわれた。

新校舎と診療所の完成を目の前にし、また生徒の数がどんどん増加されて行くので、施設の運営と管理に経験のある学監 (Matron) を任命することに決定し、ミス・チャリス・フーパー (Miss Challis

Hooper, R. N. R. M.) が選ばれた。彼女と監督官の J. B. ピピー (後に校長 (Principal) とよばれた) とが、新校舎のすべての細かい設備と家具付けの責任者となった。それは細心の注意をもって行なわなければならぬ困難な仕事である。そしてその結果は、彼らの趣味と判断力が如何に優れていたかを示していた。

しかし第2次世界大戦という邪魔がはいった。

第7章 戦争の介入

1938年4月にサベジ首相がウエリントン歯科クリニックの定礎式を行なったとき、彼は次のようにいって歯科保健サービスに対する政府の見解を示した。“どんな事柄が含まれているかを真剣に考えてみれば、われわれはまだまだじゅうぶんに早く仕事をおし進めてはいないと思う。もしもわれわれが児童の世話をして、彼らの福祉の責任をもつならば、将来これらの児童によってわれわれの国が良く世話をされ、われわれはかなり満足を感じることができるであろう”。彼はまた政府は一人残らず保健大臣が歯科サービスをできるだけ早く発展させようとするのを後援するであろうといった。

同じ年に政府は、国民健康保険 (National Health Insurance) のために特別委員会を設置し、その委員会が健康のあらゆる面に触れる証人調べをしたとき、保健衛生の事業に関する政府の考えをさらに示した。その調査のとき、歯科衛生部では、次の段階として思春期の青年のための歯科サービスの計画を話した。その結果、それは学校歯科サービスの延長となり、その歯科処置は、一部はサービスの処置料金と同様な料金で私設の歯科開業医が行ない、他は保健省の専任の歯科技官が行なうことになった。この計画は所定の時期がくれば採用されることになっていた。しかし、第2次世界大戦のために、9年後によく実現した。これは社会保障制度による歯科給付 (Social Security Dental Benefit) の基礎として1947年に運営開始されることになった。この制度は決して学校歯科サービスの一部のつもりではなかつたが、思いがけなく戦後の非常時対策として5、6

年間もそうなっていた。そのようになった事情は、次の章で述べる。

歯科衛生教育と学術研究は拡張後の歯科サービスに含まれるべき重要な問題であるといわれ、初期のある進歩はこれらのおかげであった。その後じきに、歯科衛生教育の全分野は、次章で述べるように一つの組織立った基礎の上におかれた。

学術研究に関しては、1938年に A. D. プライスが最初の政府の歯科学術研究官 (Dental Research Officer) として任官したが、一年間予備的調査をしただけで辞めた。後任には1942年によくやく、最近でき上った医学研究審議会の歯科研究部 (Dental Research Unit of the Medical Research Council) のために任命された R. E. T. ヒューアット (Hewat) がなった。ヒューアットは齲歯発病率の地域的变化およびそれと土壌の種類との間に関係があるらしいということについて相当価値のある研究を始め、広く注目された。この研究はいまでも同研究部の現在の主任 T. G. ラドウィグ (Ludwig) によって、科学的研究に関する管轄省の土壌局と、オタゴ大学歯学部との協力の下に継続されている。

この研究は科学的には学校歯科と何らの関係もないが、その範囲の中にはその研究結果が非常に児童の歯科衛生に影響を与える可能性がある。それ故、この研究について少し述べるべきであると思う。

1939年の9月に第2次世界大戦が勃発した。そして時をうつさず国の経済は戦時体制となつた。

歯科サービスの拡張は計画どおり進歩し、1939～40年度の年報には、戦争に原因する重大な遅延がお

きない限り、全小学校児童に歯科サービスを1941年までには受けさせるという計画は実現可能であろうと記された。さらにこの報告書には、この目的の達成が近づいたならば次の段階であるところのスタンダードIVからスタンダードVIまで（10歳～12歳）の受診者層の拡張にとりかかるであろうと書かれた。当時は現場に232名の歯科看護婦が働いており、156名が訓練中であった。サービスを受けている学校の数は159校から1,749校（学校総数2,622校）に増加し、定期的歯科処置を受けている児童は101,701名に上り、4カ年間に18,000人近く増加した。

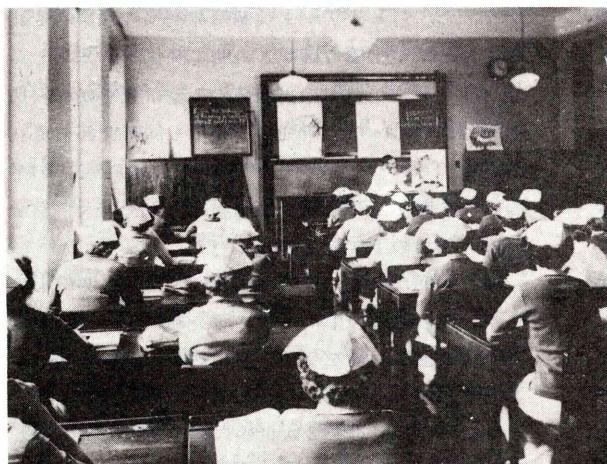
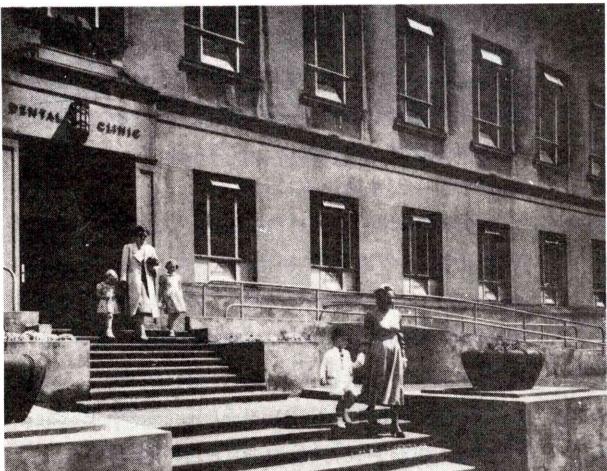
2年前に養成教育を手伝うため、および実地活動の監督のために、特に経験のある歯科看護婦を選んで試験的に雇うことになった。これは非常に成功

だということがわかった。そして1940年に正式に上級歯科看護婦（Senior Dental Nurse）達の任命が許可された。3年後にはこの地位にいた人びとは歯科看護教官補（Dental Tutor Sister）および現地監督者の場合は歯科看護婦視察官（Dental Nurse Inspector）という名称にかわり身分が上った。

1940年の大きなでき事は5月14日のウェリントン新校舎と診療所の開所式である。その日は、ゴルウェー総督夫人（Viscountess Galway）が新首相フレーザー氏の補佐により、盛大な式典を行なった。その他に5人の大臣が列席して歯科衛生サービスは非常な光栄に浴した。歯科サービスは創立約19年を経て初めて一つの価値ある焦点、すなわち学校歯科サービスの象徴である建物を持った。そしてその結果計り知れないほどの威信が備わった。

1940年および1941年の年報は進歩に関しては楽天的予測をもっていた。1941年には“少数のクリニックを新設するだけで、いまやすべての小学校において歯科処置が受けられる段階に既に来た”と書かれている。1941年の末までにすべての学校に事業をおよぼそうという政府の目的は、戦争のために起った各種の困難や、5歳児の小学校入学が再び始まったことや、ウェリントンの養成学校の新築が1年位遅れてやっと完成したとはいえ、それでもなお遂行不可能ではなかったはずである。しかしすべての関係者の最善の努力にもかかわらず、これを完遂することはできなかった。1941年の終りには学校歯科クリニックは事実最北端のテカオから南部のスチュアート島にまで拡張した。しかし未だ隙間があった。約2,600校の中、2,021校だけしかこの制度の恩恵を受けていない。戦時下の労働と資材の統制のために学校に新しく診療所を建築するのに時日がかかった。多分もっと多く建てることが許可されたかも知らないが、まだ残っている地方の人びとは診療所を持つことに関連して必然的に起る、財政上の責任をあまり喜んで引き受けようとなかった。不幸にしてマオリ地方の部落では特にそうであった。

しかしながら他の方面では進歩がみられた。学校歯科が発展するに従って、学令に達しな



1940年に総督夫人、首相ら臨席のもとに落成した、自治領立ウェリントン学校歯科看護婦養成学校（Dominion Training School for Dental Nurses, Wellington）の玄関と講義室

い子どもの歯科衛生について、両親の興味を引く機会が多くなり、この分野における反響の増加には勇気づけられた。この年令の子どもたちで定期的歯科管理に加入している者は1941年の終りには7,922名であった。地方的に最大限度の人数の学令前児童が既に定期歯科サービスに加入してからでないとスタンダードV(11歳)までのサービス拡張は許されなかった。

大体この時期に大きな政策の変化があり、学校歯科サービスで行なう処置の範囲に影響をおよぼした。両親に子どもたちの歯科衛生に対する責任を深く印象づけるために、ハンターはサービスが開始されたときに、永久歯前歯の世話を両親の責任でなければならぬと記した。前歯の見えない齶窩だけでじゅうぶん両親を歯科医の下に相談に行かしめるであろうし、特に自分で注意する必要があることを気付かせるような注意書を与えておけば、なおさらそうなるであろうというのが彼の意見であった。年がたつにつれて益々この政策は全く効をなさないこと、その上、歯科看護婦の仕事の大部分が抜歯かん子使用のものであることが証明された。一方児童の前歯は減茶減茶な状態であった。それは重大な経済的無駄であった。そして慎重に考え、ニュージーランド歯科医師会とも相談の結果、学校歯科サービスの仕事に永久前歯の初期齶窩の処置を含ませることに決定した。必要な器具資材を整え、歯科看護婦にこれらの歯科欠陥を発見し充填するための特別の訓練を受けさせた後、実施したが、年月がたつにつれて、この決定の賢明であったことがその結果をとおしてじゅうぶんに証明された。今日では子どもの歯に、目につくほどの齶窩はあまり見かけないようになった。

その後の発達を理解するためには、何故このような決定がなされたかの背景を知る必要があろう。社会保障による歯科治療の時代がくる前には保存歯科の処置の価値を理解したり、あるいはそれを受けける経済的余裕があったのは国民のほんの少数でしかなかつたといつても誤りではあるまい。大多数の国民は、主として経済的理由から、彼らの歯牙をなおざりにし、10代の終りか20代の初め頃には全部抜歯して義歯をはめることに満足していた。もちろんそれは間違いであるにもかかわらず、彼らは一回の出費で、あと一生涯の歯の問題は解決した信じていた。両親がこのように「どうせ歯は抜けるもの」という

観念にしばられているので、子どもの前歯の保存処置をすすんで彼らが求めなかつたことが理解できる。

保健省は公衆に本当の歯科衛生の意義を教育する目的の下に、社会保障による歯科給付(Social Security Dental Benefit)は保存歯科に限ることとし、美学的な理由および保存歯科に関連して必要である場合の他は、一切義歯処置のためには補助しないことを唱導した。このことについては保健省はニュージーランド歯科医師会から強力な支持を受け、政府も賛成した。結果として、いまではニュージーランドの歯科臨床の観念が根本から変り、保存歯科学による歯牙の健康保持がいまや一般的な特徴となってきたといえよう。

この頃までは、戦争はニュージーランドから何千里も離れたところで戦われていて、こちらで感じられる影響といえば、人的資源や日用品の払底ぐらいのものであった。しかし1942年にシンガポールが陥落したとき、それは同盟軍を驚歎させたでき事であったが、ニュージーランドは自分の国も侵入されるおそれがあることを知った。日本軍は着々と南下してきたからである。軍事、並びに民政の当局はそれぞれ必要な準備体制をつくった。人的資源規定によって、学校歯科看護婦は必要欠くべからざる職業であると宣言された。(名称に“学校”を附することは彼女の身分のけじめを明確に示すために最近正式に認可されたものである)。この規定のために、歯科看護婦は歯科衛生部長(Director of National Service)の許可なしでは歯科サービスを離ることはできなくなった。歯科看護婦は官費で養成されたのであるから、その頃拡張されつつあった軍隊の婦人部隊その他戦争に関係ある婦人団体に魅力的なものがあつても、それに対抗するためには、これは合理的な方法であった。学校歯科看護婦は保健省の緊急予防班に配属され、政府の指揮の下に、緊急の病院勤務をするための移動予備隊を形成することを第一の目的として、篤志看護婦訓練を受けるために特別な便宜が与えられた。さらに歯科看護婦は公衆衛生の面でも任務が与えられた。すなわち住民の疎開が必要となった場合、緊急種痘および緊急状態下に出産した場合の産後の手当等を任務地の地区衛生看護婦(District Health Nurse)と共にを行うことになった。

幸いにして戦争は逆転して、このような緊急対策を実行に移す必要をみずくにすんだ。1945年8月に日本は降伏し、戦争は終った。

第8章 戦後の困難

戦争中、学校歯科サービスは無数の困難があったにもかかわらず着実な進歩を示した。1945年の終りには(太平洋戦争は8月に終った)僅か166校、それも主に小さい僻地の学校だけにサービスの手が届いていなかった。すなわち公立、私立およびマオリの初等と中等学校合計2,514校のうち2,345校に学校歯科サービスがおよんでいた。

24,350名の学令前の児童を含めて、全部で210,920名が定期歯科管理制度の下にあった。今後数年間、確実なそして増加が予想されるこの目的のために、1945年には養成学校の入学生がそれまで年80名であったのを100名に増加させる政策が採られた。学令前からスタンダードVI(12歳)までのすべての児童に歯科手当を与えようという目標の達成は無理のない見とおしのように思われた。

ところが戦争が終り、人的資源の制限が解かれるや否や、当然のことではあるが外地から男達が帰還したために、既婚のあるいは結婚しようとする歯科看護婦が多勢一度に辞職してしまった。1945年には80名が養成学校を卒業したのに、翌年3月で終るその年度における現場の職員の実際的増加は僅か1名であった。事態は既に緊迫を告げていた。手当の遅延が累積するばかりであるのに、それが緩和されるのは現在訓練を受けている多勢の見習生が翌年現地に配属されてくるときを待つよりほかなかった。しかし、後に明白にされるとおり、新素因が起ってこの状態に影響をおよぼした。しかもそれは、サービスの全組織が再び脅かされるほどのものであった。

一方、いま一つの事柄が注目をひいていた。戦争が終りに近づくに従い、社会保障の計画の提案についての討議が再開されはじめた。その制度は1947年2月まで実施されなかつたが、多くの極くこまかい予備的仕事をしなければならなかつた。歯科衛生部の行政責任は非常に重くなつてくるので、本部職員の増強によってこれに備える必要を認めた。この目的のためにJ.B.ビビーが特に学校歯科衛生部の指導の責任を委ねられたところの部長代理(Deputy Director)に任命された。彼の国立歯科看護婦養成学校校長の職はA.D.プライスが継いだ。彼はその

上、部長補佐(教育担当)(Assistant Director Training)というより広い範囲の責任を兼務した。しかしプライスは1年後に退職して開業歯科医となり、後任には1946年にF.B.ライスがなつた。

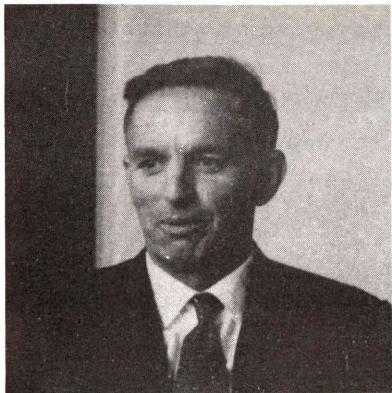
その重要性を知るためにには、歯科衛生教育に関し特別に章を改めて書くことにする。しかしこのことはここに書いておくほうがよいと思う。本部職員の増強の中にはこの特別の活動を指導するための最初の専任職員の任命が含まれていた。彼は後に歯科看護婦である教官補(Dental tutor Sister)を助けたが、それはだんだんにふえて1960年には4名になつた。

専任職員として選ばれたひとは、E.フレブナー(Brebner)という法学士で歯学士という、めずらしい資格を持った人物である。彼は後にクリストチャーチの養成学校の初代校長となつた。地区の組織は戦時中も変更なしにつづけられてきたが、ライスが部長補佐(Assistant Director)および国立養成学校校長に昇任とともに、地区出張所の役員(主任歯科技官Principal Dental Officerと呼ばれるようになつた)に変化がおこつた。それはオークランド地区がR.M.S.テイラー(Taylor)、南オークランド地区がJ.G.エスピー(Espie)、ウェリントン地区がG.H.レスリー(Leslie)、カンタベリー地区H.M.マッカッチョン(Mecutcheon)、オタゴ地区がJ.S.ニコルソンとなつた。彼らのうち、D.D.S.(ニュージーランド)の学位を持つティラーと、かなり有名な音楽家であるマッカッチョンは、間もなく退職



初代のクリストチャーチ学校歯科看護婦養成学校校長になったE.フレブナー
(同校校庭で)

現在 保健省歯科衛生部部長補佐



J. G. エスピー
現在 歯科衛生部長補佐



G. H. レズリー
現在 歯科衛生部長

して、個人的に各自の職業をはじめた。一方エスピーは後に歯科衛生部の部長補佐となり、レズリーは D. D. S. をとったのち、やがて部長代理 (Deputy-Director) となった。当時歯科サービスに入ったもう一人の役人は養成学校の副校長となった J. フランコン・ウイリアムズ (Francon Williams) である。ウイリアムズはその前に何年もの間、西サモアでその政府の主任歯科技官をし、そこで歯科補助員達の訓練を始めた人である。数年後、彼はオーランド歯科看護婦養成学校の校長に就任し、さらに後年彼も歯科衛生部の部長補佐となる運命であった。

1946年という年は、最初の歯科看護婦見習生の任官後25周年を記念した年である。この行事を記念してスクール・デンタル・ナース・ガゼットは銀祝典記念号を出版した。ニュージーランド州歯科看護婦会 (The New Zealand State Dental Nurse Institute) はウェリントン市で25周年記念会議を開催し、自治領のあらゆる地方から百余人の会員が参加した。

しかし、今度は二つの新しい要素が現われ始めた。戦争直後に出生率がいまだかってない高率を示し、それがその後全然下らなかった。さし迫った学童の増加に対応するためには歯科看護婦の増加が必要であろう。しかしここにも一つの困難があった。いま見習生となるべき18、19歳の少女は丁度経済的不況のどん底の頃に生れたので、その頃の出生率は異常に低かった。このように二つの妥協できない要素があった。一つは予測できる学童の大増加に伴う仕事の激増、他は極めてわずかな人数の新入生で、彼女

らの採用についてはすべての職業が競争している。最も強力な競争相手は病院と教育界である。

1949年までにはサービスの現場には451名の歯科看護婦がいた。それは、同年の年報によれば、その年の契約に必要な数だけでも、150名不足であった。教育省の予測では1952年に学童の数は頂点に達する。そしてその時までには300名の

歯科看護婦を追加する必要がある。3カ年間に300名の訓練を受けた歯科看護婦を用意することは周囲の事情から全然不可能である。見習生の勧誘にはあらゆる努力を払い、専任あるいは非常勤でよいから再び就職してくれるようとの要請が元歯科看護婦だった者に緊急に向けられた。養成学校へ毎年採用される者の数は既に100名となり、それを維持するのに少なからず困難を感じた。そしてこのように努力しているにもかかわらず1952年になんでも現場の職員は僅か548名で目標より200名少なかった。その上、その数の中135名を下らない者が年報によれば非常勤の既婚者であった。かくて当時の専任の永続性のある現場の職員は、1949年度より少いところの僅かに413名であった。

その後のでき事をみれば、教育省の予測があまりにも控え目であったのがわかる。これらのことばが書かれている1960年においてすら、新しい学校とクリニックがなお新築されつつあり、約900人の歯科看護婦をもつ現場の陣営も、いまでもなお増加しつつある学童人口に対して不適当である証拠を示しつつある。

職員の不足は著しい戦後の問題である。そして学童の急激な増加に追いつこうとするたたかいは、今後長年続くことであろう。

この頃から海外の知名な訪問者達が歯科看護婦制度に真面目な関心を示し始めた。なんとかは予定外のスケジュールをつくってわざわざ養成学校や歯科クリニックを視察した。その中の一人はセイロンの保健局長であった。彼は非常に深く学校歯科保健事

業に感銘をうけたので、帰国後セイロンにも類似の制度を始めることを強く政府に建言したほどであった。直ちに行動に移すためには財政が許さなかつたが、コロンボ計画が実施されたとき、セイロンはその計画の下にニュージーランドの助力を請うた。そ

してそれが許された。セイロンにおける歯科看護婦制度はそれだけで一つの物語となるであろう。この事柄については、外国におけるニュージーランド方式の採用を述べた後章の中で、さらに書きしるすことにする。

第9章 でき事の多かった年

重要なでき事がからみ合って1947年をつくり、それにつづく何年かは記録すべき一時代をつくった。

1947年2月は歴史的重要なときである。このとき社会保障の歯科給付 (dental benefits service for adolescents)が、学校のクリニックで手当を完了したすべての児童に思春期まで延長されたのである。最初は処置を16歳まで続け、全部を管理できるようにまた円滑にいくようになつたら、年令を1年ずつ延ばして19歳までにする計画である。しかし、前述した学校歯科看護婦の急に著しい減少のために1949年には歯科医業界の協力を求めなければならなかつた。歯科界はそれを緊急対策として承認し、小学校と中学校の生徒に地方的必要に応じて歯科管理をし、学校看護婦は学令前と小学校低学年の子どもに仕事を集中することに同意した。すなわち歯科医は歯科看護婦が手離してから引き受けることになった。この方法により2歳半から16歳まで定期的に歯科管理をするという目的は実現された。1951年までには、学校サービスはこの緊急対策の下にスタンダードII（8歳）まで、あるいはそれ以下一一ある例ではプライマー（5、6歳）の学級にまで引き下げられた。

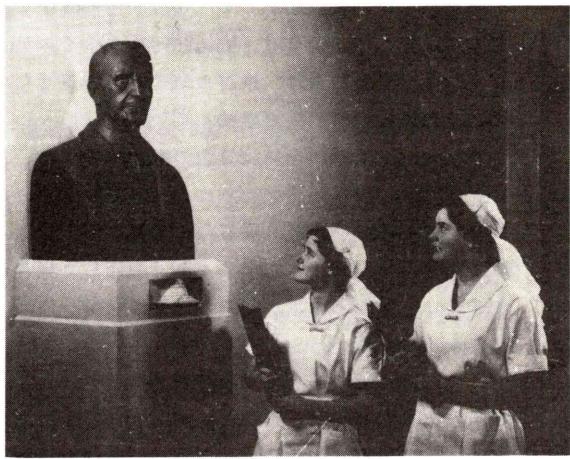
翌年までには100,000名の学童が開業歯科医の下に登録するように頼まれた。学校歯科サービスはその間225,000名の低学年児童を専門に世話をした。この期間は開業歯科医の協力と、歯科看護婦の不屈な努力による集中的な世話が極めて著しかつた。結果は児童と青年への大きな恩恵であった。彼らの歯の健康は何年もの期間にわたつて最初の計画どおりに維持されつつあった。これを書いているいまでも、未だ最高の16歳という年令以上には進めないでいる。後で述べる養成学校の増設に伴い、小学校の低学年と高学年のクラスがだんだん多く徐々に学校歯科サービスの世話を受けるようになり、開業歯科医の

重荷はその結果軽くなつた。両親も教師も、児童が学校の構内から出て行って歯科処置を受けないで済む日のくるのを待ち望んでいる。

社会保障による歯科サービスが始められる以前には、児童が小学校を卒業した後も、引き継ぎ開業歯科医の下で必ず手当を受けるようにさせる有効な方法は一つもなかつた。それを実行した者は極く僅かであったので、政府はこれが次第に非常な経済的無駄になることをじゅうぶん承知していた。これを克服するために、著者は早くも1935年に既に“学校歯科処置後はどうなるか？”と題した論文をニュージーランド・デンタル・ジャーナルに発表し、幾つかの提案を試みた。その一つは、もとクリニックに加入していた患者をひきつけ、確保するために、彼らはよく訓練された歯科学的に健康な患者であるとの理由の下に、歯科医業界が特別な料金を考慮すべきであるというのであったが、多分あまりにも当時としては理想に過ぎたのであろう、何の反響もなかつた。そして1947年に社会保障による歯科給付が実施されるまで、その経済的無駄はつづいた。

初め青少年に対する社会保障の治療を開始したときは、これを省直営の診療所で専属の歯科医によって行なうつもりであった。歯科医の人数が少なすぎる所以、歯科医になるための政府からの奨学金が、適当と思われる男女に与えられた。この奨学金の条件の一つは、卒業後、奨学金の種類により、3カ年或いはそれ以下の期間の間、政府の仕事をすることであった。ニュージーランド歯科医師会はこの義務づけられた勤務が始まるまでの間“暫定的サービス”をすることに同意した。すなわち歯科医は各自の歯科医院において「学校歯科診療所の料金」で青少年を診るという契約を保健大臣と取り結んだ。

種々の理由で“給料を貰つてする歯科サービス”



初代歯科衛生部長であり、ニュージーランド学校歯科サービスの創設者 Sir Thomas A. Hunter の像
(104頁参照)

は最初にもくろんでいたようには発展しなかった。それに反して“暫定的サービス”的方は、歯科医師会にとって効果的であり、また満足できるものでもあったので、いつまでもつづきそうにみえた。

1947年の6月には英國王誕生日の叙勲があり、ハンターが歯科保健事業における長年の貢献のため勲爵士（Knighthood）に叙せられたので、歯科衛生部ばかりでなく、歯科医師会も共に非常に喜こんだ。サー・トマス（ハンター）の最後の仕事として、彼がその創立を見事に完成した学校歯科サービスにたずさわる全員は、この叙勲を自らの光栄であり、名誉であると感じた。本当にそれは歯の健康増進のために捧げられた長い生涯におけるふさわしい最頂点であった。

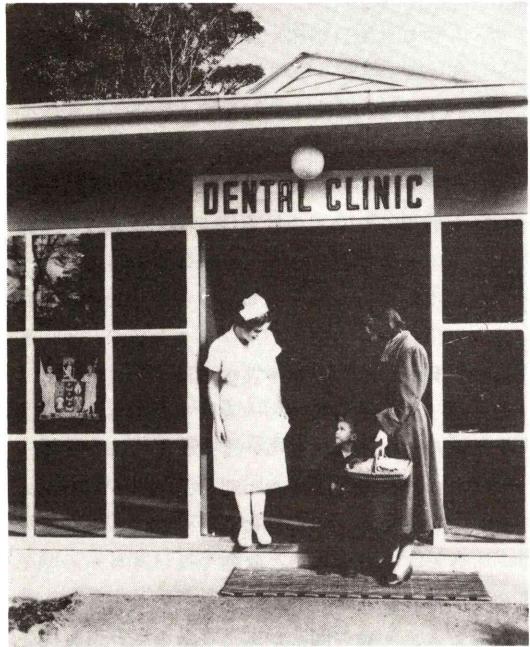
同じく1947年には歯科学術研究を専門に行う最初の官吏が任命された。ずっと前に A. D. ブライスが適当な研究計画を決めるための予備的調査のために、1938年に1年間だけ任命されたことが思い出されるであろう。戦争のために、このことは1947年までそのままになっていたのである。選択の結果、ニュージーランド大学で D. D. S. となった有名な歯科医で、多くの著書がある R. E. T. ヒューアットに決定した。彼はこの地位において、土壤の種類と齶触の関係について貴重な貢献をした。

この年の年報には現場の職員は依然として不足をつづけ、数においては最近数年間は殆んど静止状態をつづけていて、学童が急激に増加しているのにく

らべると職員は極く僅かしかふえなかつたと報じている。

学校歯科サービスは拡張が制限されたばかりでなく、現在の契約数を維持することすら年々むずかしくなってきた。同じ年報の中から引用された次の言葉は、一つの明らかな希望の光を伝えている。それはこの事情の下では皮肉であったかも知れないが、大衆の歯科衛生に対する態度が変わったことを示している。職員の著しい不足を述べた後、その記事にはこう書いてある“……大衆が半年毎の児童歯科検査の値うちについて非常に理解するようになり、検査と検査の間が定期の6カ月をこえたりすると、非常に気にするようになってきた。これは目下の状態ではいささか当惑することであるが、確かに歯が健全であることの重要性に対して、一般の关心が適当に指導された証拠として非常に喜ばしいことである。”

つづく数年間は職員の不足がますます深刻化された。いよいよ急速に増加する学童人口に追いつくためには、自治領立歯科看護婦養成学校（Dominion Training School）だけでは到底じゅうぶんな歯科看護婦を補給することはできなかった。新しい小学校がそこにもここにもできてもとは1校ですんだ地域に3校も建てられた。新しい住宅の集団がどんどん造られているが、そこには二つ、或いは三つの学校が同時に建てられた。教育委員会は当り前のことのように歯科クリニックを新しい学校と共に建てた。驚くべき発展であった。明らかに看護婦養成学校の新設が緊急を要してきた。人口の点からみて、オークランドが所在地として最も有望な場所に思われた。種々の予備的交渉や計画の末、オークランド歯科看護婦養成学校はようやく1951年に開設できて、保健大臣の J. R. マーシャル（Marshall）閣下が開校式を行なった。校長は J. フランコン・ウイリアムズであった。彼はウエリントン養成学校の副校長を経て、最近はオークランド地区の主任歯科技官となっていた。教官補の古参である Miss B. A. バッグ（Bagge）が学監に任命された。ウエリントンにおける方針に従い、附近に寮をつくったが、間もなく、学校が許容人員一杯にまで発展したので、さらに二つの寮をふやした。その中のグレード（Glade）と



1951年にできたオークランド学校歯科看護婦養成学校
(School for Dental Nurses, Aukland)

よばれる寮は、看護婦とサービスにとり特別な自慢の種となった。養成学校そのものも僅か5カ年間に2度も増築し、最大収容人員も新入生が年60名に達した。

歯科サービスの歴史の中で、一つの意義あるでき事は1948年にウェリントン・デンタル・クリニックに矯正部が設置されたことである。保健省で最初に任命された歯科矯正技官である デニス・H. ブリス (Dennis H. Bliss) を主任とする専門家達によるこの部は、児童の健康的な歯をつくるための一要素としての、予防的矯正学の重要性を強調するのに役立った。

1949年に弗化ソーダの局所塗布を一定の目的手段として実施はじめしたことにより、サービスの予防面の仕事はさらに強調された。米国において成功した方法に従って、ニュージーランドの条件に合わせて試験的に行なった結果は有望であった。

米国において実施している、上水道の弗素化に関する予備的報告の意義についても、保健省はみのがすはずではなく、1951年には後に保健委員会上水道弗化問題審議会とよばれた一つの委員会をつくり、ニュージーランドにおける実施可能性を調査した。ヘイスティングス市は政府の要請に従い、上水道弗素

化のための特別の設備をして、10年間その操作を監督することを引き受けた。実施開始後のヘイスティングス市の児童の歯は、検査の結果効果をみせたので、その後もなお観察を継続している。

不幸にして公衆の意見は賛否の両方に分れた。あまりに騒々しい反対論のために、遂に政府は1957年にこの問題の検討を特別委員会に委託した。整然たる理由を列挙して、この事業を高く評価した報告ができたにもかかわらず、非常に活発な反対が依然として止んでいない。

この期間に行なわれたある管理上の変更は、サービスをより魅力的にしたこと、および新しい設備の導入によって益々能率的にした点が、当時の傾向を示しているものとして、記録上に含ませる価値があると思う。新しくかわったことというの——新しい地区が二つできたこと、遠隔地あるいは労働条件と生活程度が標準以下の地方に配属された歯科看護婦に“特別”手当とよばれているものが与えられたこと、公債の廃止および歯科看護婦が任官するさい、養成期間中およびその後3カ年はサービスのために働き、もし違約した場合は100ポンド(10万円)の罰金を払うことを契約していたのが廃止になったこと、揃いのカーディガンと靴と靴下は、それまでは各自で保健省から購入していたが、それが給付されることになったこと、および1950年から全国の各歯科クリニックに、治療椅子に附属した電気器械を設備する5カ年計画が始まったことである。これらの電気器械は自治領立歯科看護婦養成所には、1940年にその開館と同時に設備されたが、戦争が介在したため、労働力と資材の不足も手伝い、現場の診療所の設備にそれを取りつけることが、このように遅れたのであった。

オークランドの養成学校の新設をはじめ、いろいろな手段が既にとられたにもかかわらず、職員の不足が解決されるにはまだ遠かった。これを解決するためには思い切った手段をとらなければならない。それで第3の養成学校設立が考慮されはじめた。

第10章 そして1960年となつた

航空業界の拡張は1952年にチャルサム島まで歯科処置の手を伸ばすことができるようになつた。気まぐれな天候と、それによってこの仕事が維持されてきた飛行艇の都合によつて、多少は左右されたが、それでもかなり定期的に島へ行くことができた。普通、北カントベリー病院の理事会から派遣された一人の歯科医と助手が、大人と大きい子どもたちを治療し、学校歯科看護婦が幼い子ども達の手当をした。

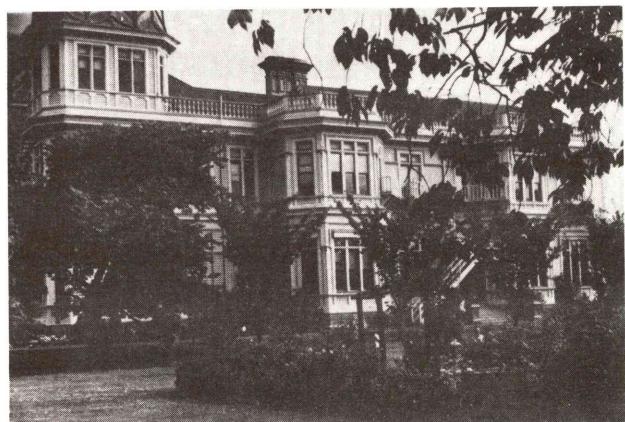
職員の不足は1950年の初めの頃に最も緊急な問題であり、種々の対策が講じられた。看護婦募集のために、美しい色彩刷の紙ばさみができる一般に配布されたり、目につくような絵を添えた求人広告を新聞にだしたり、女子の上級生に養成学校を見学させたりした。また、小学校の低学級および高学級において歯科衛生委員(Dental Monitor)というよい思いつきを使うことが許可された。そして歯科看護婦は上級生の中から適当な少女を見いだし、歯科衛生委員になることをたのみ、徽章(看護婦の制服のボタンをブローチ風に加工したもの)を与え、ときには減価償却後の制服さえ着せて、学課のない時間に診療所でお手伝いする等の、軽い任務を与えることを奨励させた。彼女達が職業を選ぼうと考えるのは、未だ3、4年さきのことであるから、これは本質的には長期計画の一つである。しかしながらアイデアは非常によい。将来これらの少女に、歯科看護婦になりたいという興味をおこさせたのが、この方法であったとしても当然のことといえよう。

時がたつにつれ、引きつづく高い出産率と、学童人口に関する教育省の予測から考えれば、学校歯科看護婦の見積数はさらにもっと増加させなければならないであろう。既に1951年にオークランド養成学校が開設され、拡大されて、遂に年に60名の卒業生を出している。統計によれば、南島は人口に比例して看護婦見習生採用の割当が少なすぎることが明らかになつたので、南島に第3の養成学校を持つ可能性が長い間慎重に研究された。1953年に政府は第3の養成学校をつくること、そして所在地はクリスチチャーチにすることを許

可した。それから適当な敷地を探し始めた。ちょうどこのきわどいときに、クリスチチャーチの名所の一つで中心地にある、ホレリーの名で知られている壯麗な庭園が売りにだされたのは全く幸いであった。交渉の結果、1954年にそれを政府が買うことになった。建物が手に入ったので、次の目的は直ちに訓練を始めることであった。當時歯科衛生部の本部職員で、主任歯科技官((保健教育係)であったE.ブレブナーが新しい養成学校の校長となり、教官補であったMiss M. N. スティーヴンスが学監に選抜され、第1回応募生の訓練が1955年から開始できるように任命された。當時学校と診療所はまだ設計図の段階であったが、その土地に建つていた大きな建物(よくマンションとよばれていた)と附近の聖ヨハネ傷病者輸送協会の建物を幾つか借りて、歯科看護婦見習を教育し寄宿させることがやっとできた。

1959年までに新クリニックと養成学校が完全に操業はじめた。建物そのものも“現代的”設計のもので、驚くほど素晴らしい、その絵のような背景と、噴水や芸術的な彫刻像が立っている魅力的な前庭とで、大いに引き立つて見える。それはその年度最高の公共建築として、それを造った建築家はニュージーランド建築家協会からメダルを授与された。

代々の保健大臣は、学校歯科サービスには遙かに職務上の関心以上のものを示し、例外なしにその活動に関しては個人的な強い興味を持ち、多くの卒業



1953年にできたクリスチチャーチ学校
歯科看護婦養成学校の由緒ある学生寮

式その他の式典をつかさどることを承諾した。自治領総督は3人も養成学校を訪問し、同じく3人の首相も学校を視察して関心のほどを示した。

エリザベス女王とエジンバラ公がニュージーランドを公式訪問されたのは1953年の12月であった。御二方は国中を旅行されてこの国のいろいろの面をごらんになった。しかし陛下が、大英帝国の一つの特別な事業であり、しかもニュージーランド自身の創案による、この歯科衛生サービスをごらんになる機会をお持ちにならなかつたことは、少くともサービスに従事しているすべての者にとって、本当に残念なことであった。

1953年6月に挙行された女王の戴冠式を記念して、公共事業局の選抜された官吏および他の事業を代表している市民らに戴冠式メダルが授与された。学校歯科サービスの一職員で、ネルソン地区のFrancis A. Sheatherという卓越な働きの記録をもつ歯科看護婦は、この名誉あるメダルを授与された。

1925年以来毎年募集された歯科看護婦見習生は皆、ウエリントン工業大学芸術学部の一つのクラスに出席していた。その目的とするところは、まず手先きを器用にするために金属材料を用いてする手工を学ぶためであったが、後には歯科衛生教育を行なう場合に役立つために、文字の書き方やポスターをつくることを教わるためであった。これらのクラスができたときからずっとネルソン・アイザック氏 (Mr. Nelson Isac) という有名なウエリントンに住む画家で、歯科看護婦に教えることを非常に好んでいた人が担当していた。1954年に彼が引退したとき、学校歯科サービスとの長い連なりが終った。その時まで、サービスにいたすべての人は彼の教えを受けた人達である。

ニュージーランド歯科医師会は1955年に創立50周年を迎える、その行事を記念して学校歯科サービスに多額の寄附をした。それはウエリントンの自治領立歯科看護婦養成学校の講堂のマホガニー製の立派な議長用の椅子となり、寄贈の由来を記した金属板がついている。ずっと前に(1939年)、歯科医師会は青銅でハンター(当時はまだサー・トマスではなかった)の胸像をつくらせて、彼の歯科医学に対する長年の貢献を讃えた。それはハンター自身の提

案で同じく養成学校に置かれた。この胸像には正面入口の広間の名誉の座が与えられ、単に学校歯科サービスの創立者としてのみでなく、ニュージーランド歯科医業界の大先輩としての彼への賞讃のしるとして、以来ずっとその場所に置かれてある。

1956年1月に著者は停年になって、32年以上勤めた歯科衛生部長の職を辞めた。後任には、教師として、また管理者として局において長い経験を持つJ.ブルース・ビビーが就任した。

この頃には歯科サービスは(サブ・ベースを含めて)695カ所にクリニック(centre)を持ち、625名の現場職員をかかえて運営されていた。クリニックのある学校は、公立、私立、マオリを含めて合計2,423の小学校のうち、2,385校であった。

1956年までには、看護婦養成状況はややらくになり、新しいクリエイストチャーチの養成学校の満員状態が間もなく感じられそうであった。現場の職員がそのときまでには、殆んど1,000人に達していた。1960年には学童人口がいまだに上昇しつづけ、ピークは1972年頃であろうと予測されるにもかかわらず、子どもの数とサービスの陣容の間のギャップは着々とせばめられつつあった。

これまで述べてきたとおり、この状態は多くの、そしてたいていの場合は極めて重大な困難に直面しながら、達成してきたものである。その上、第2次世界大戦終了後は、他の諸国と同様、ニュージーランドも未開発国への技術的および財政的援助を与える責任を引き受けた。歯科衛生の領域においても、技術的援助のためのコロンボ計画に基づいて、かなりの援助を多くの国に与えてきた。歯科技官や学校歯科看護婦はそれらの国へ貸付けとして派遣され、一方、養成学校には海外からの学生に席が割当てられた。ニュージーランド学校歯科サービスが国際の舞台で演じた役割は筆を改めて書く値うちはあるほど興味深いものである。

サー・ウインストン・チャーチルの有名な戦時演説の一つに“もしもわれわれが目的の端緒に着いたと主張することができなかつたとしても、少なくともわれわれは端緒の終りには到達していた”といっている。この言葉は多分大層よく、学校歯科サービスが1960年の終りに到達した段階にあてはまるであろう。このときまでには、1920年に教育省に5

人の歯科技官が任命されて、歯科サービスが誕生してから40年の歳月がたっている。道は常に平坦ではなかった。希望、進歩は後退、挫折と交互に起り、ときには克服できないかにみえた。しかしその行程は、その歴史の極めて初期に確定したので、一時的な迂回路や停止があったにもかかわらず、そして一度は“この事業は如何なる理由の下にも拡張を許すべきではない”とまで脅かされたにもかかわらず、その行程はこの40年間着実に追い進められてきたのである。最初は新しくできた歯科サービスに対する

政治的雰囲気は、ただ寛大であるに過ぎなかった。社会奉仕に対する当時の大衆の態度は、ある衆議院議員が適切にも表現したとおり、彼らはわれわれの頭脳よりも心の方をもっと信用していた。

しかし、それは昔のことである。いまでは大部分の外国においても政治的風潮は全く変ってしまった。適切な保健事業は医学的なものも、歯科学的なものも、近代国家経済の必要欠くべからざる一部分であると認められている。

第11章 歯科サービスの国際的活動

このあたりで、外国がこのサービスに関してどのような関心を示したか、そして小児歯科衛生領域において達成し得ることの一例として、ニュージーランドが益々注目されるようになってきたことを少しへきであらう。

極く初期の頃から知名の外国人が養成学校、および現場のクリニックで行なわれている仕事に興味を示していた。多くの場合は、他におもな目的があつて、たまたまこれらを視察する機会を持っただけであったが、これを主目的として来訪した人びともあつた。

前に既に述べたことのあるセイロンの保健局長 Dr. W. G. ウィックレメシング (Wickremesinghe)

は、1946年に視察のため来訪し、1950年には学校歯科制度をセイロンにつくる助力をコロンボ・プランによって与えてほしいとの要請がセイロン政府からわが国にあり、

喜んでこれを承諾した。1951年に最初の第一歩として、6名のセイロン少女に歯科看護婦訓練を授けることを引き受けた。1952年にも第2群の6名を引き受け、1953年には第1群が卒業してセイロンに帰国したとき、政府が必要な設備をするのを援助するために、シスター・K. M. ソルター (Salter) が派遣された。さらにセイロン政府の招きにより、著者も1953年に、実施上の方針について助言するために2カ月ほどセイロンに滞在した。その結果、保健省歯科衛生部部長代理である F. ブルース・ライスと、2人の教官補 K. M. ソルターと、B. V. ウエバーの1チームが1954年にセイロンに行き、歯科看護婦養成学校を設立した。ライスはその他にも主任歯科技官の資格で、歯科保健局組織の指導をした。

コロンボの郊外マハラガマに非常に適当な場所が手に入った。そして、養成学校が建築できるまで、その敷地内に建っている大きい家で訓練が開始された。校舎は1957年に完成し、この家は寮になった。コロンボ計画の下に、ニュージーランドがつくったこの完全な教育施設の開所式が、1958年3月にセイロン保健大臣はじめ、大臣高官が列席しているなかで、ニュージーランドの首相ウォルター・ナッシュ (Walter Nash) 閣下によって行なわれたことは非常に適切なことであった。

一方、この学校の責任者として選ばれていた Dr. S. S. P. デシルバー (de Jong de Silver) はニュージーランドの歯科サービスに5カ月間いた後、帰国後は校長となった。



K. M. ソルター
学校歯科看護婦教官補 (Sister)

ライスは1958年の後半まで、主任歯科技官として留任していたが、前述のとおり、それからジュネーブの世界保健機構（WHO）の本部職員に任命された。セイロンへの援助はその後も続けられ、ニュージーランドからは常時2名の教官補（Dental Tutor Sister）をセイロンの学校に送り、セイロンからは歯科看護婦を種々の期間ニュージーランドの現場に勤務させた。

1949年には、オーストラリヤの政府が、歯科視察団をわが国に送った。彼らは、オーストラリヤ自治領保健総監（Commonwealth Director-General of Health）Dr. メットコルフ（Metcalf）C. M. G. を団長とする各州から一人ずつ選ばれた歯科医師会員5名であって、ニュージーランドに一週間滞在した。われわれは彼らに学校歯科サービスをできるだけ多くみせ、おもだつた歯科開業医にも会わせたが、その後この来訪は何の発展もみせていない。

次は、1950年の英連邦政府保健省主任歯科技官のDr. W. G. Senior, C. B. E. に率いられた本国からの歯科視察団の来訪である。英国歯科医師会（British Dental Association）の次期会長と、一人の有名な歯科教育界の代表的人物と、文部省の主任歯科顧問と、スコットランド保健省の主任歯科顧問であった。彼らは3週間滞在して歯科看護婦制度のあらゆる面を調査し、学校歯科クリニックを視察し、ニュージーランド歯科医師会のおもだつた人びとと議論をかわした。やがて英連邦政府から発行された彼らの報告は、総括的で、簡潔で、事実であった。政府の考えは、ニュージーランドの方法に基づいた制度を認可するほうに有利であったことであるが、この提案は英国歯科医師会の極めて強力な反対にあった。10年後の1960年の秋になって、初めて歯科補助員の訓練が始まられたが、それも単に試験的研究として5ヵ年間続けられることになった。

1950年にはさらに2人の来訪者を迎えた。今度は合衆国からアメリカ保健局の児童局（Children's Bureau）の歯科顧問ジョン・J. フルトン博士（Dr. John T. Fulton）が、ニュージーランド学校歯科サービスの評価をするために、WHOのフェローの資格で来訪した。フルトン氏と同じときに、アメリカ歯科医師会の専任職員であるアレン・O. グルツベル（Dr. Allen O. Gruebbel）も来訪したが、彼の任務

は、特にアメリカ歯科医師会のために、独自の立場からニュージーランド方式を視察することであった。フルトンは詳細な調査の熟練者で、細かく注意の行き届く人で、どのような小さなことも彼の注意から逃れることができなかつた。WHOから出版された彼の報告は、87頁もある単行本で“歯科手当の一つの試み——ニュージーランドにおける学校歯科看護婦使用の結果”（An Experiment in Dental Care-Results of New Zealand's Use of School Dental Nurses）と題されたものであった。それは総括的事実をそのまま書いたものであるが、彼は“ニュージーランドにおける学校歯科サービスの質は非常に高い”と書くことができた。グルツベル・レポート（Gruebbel Report）として知られるようになつたいま一つの報告は、それと違った性質のものであった。それは歯科看護婦を使う制度に批判的であり、組織化された歯科医業（organised dentistry）に対する彼らの見解と一致したので、合衆国において歓迎された。この報告は大々的に発表されたので政治的意見にまで影響し、一つの州では歯科看護婦（dental nurse）導入の計画が廃止になつたほどであった。しかし人の考えは時がたつと変るものである。10年後に A. D. A. は、きたる1961年にシカゴで開催される全国歯科衛生会議（National Dental Health Conference）における討議課題の一つとして“将来の歯科手当の需要に応えるために拡大しつつある歯科補助者の仕事”を決定したことを発表した。

ニュージーランド式歯科看護婦制度を最初に活発な実施に移した外国はマラヤである。連邦政府の有能で精力的な主任歯科技官である チャールス・F. ママレー（Charles F. Mummery, O. B. E.）はこの種の計画をもくろみ、政府の承認を得てペナンに小さい養成学校を設立した。それは1949年であった。たまたまニュージーランドの学校歯科看護婦のミス・バーバラ・グルミット（Miss Barbara Grumitt）がちょうどその時マラヤで休暇を過していたので、ママレーはすばやく彼女を歯科看護婦教官補として働くために獲得した。学校責任者に決定されたチェリー・サンドラム（Chellie Sandram）は1年間、自治領立学校歯科看護婦学校においてニュージーランドの歯科サービスに勤めることになった。彼と彼の教養の高い妻シャンタ夫人（Shantha）とは非常に歓



C. サンドラム

現在 マラヤ学校歯科看護婦養成学校長

迎された。そして兩人共、自治領立の養成学校における生活の中で大いに活躍した。サンドラムは創造力と創業の才に恵まれていたので、その後、ペナンの学校を如何なる国でも自慢のできるような養成学校にまで発展させることができた。1953年に著者が連邦政府の依頼の下にマラヤ歯科サービス (Malayan Dental Service) を視察して報告する名誉を得た。この仕事をするにはペナンからシンガポールまで地上を旅しなければならなかつたが、これほどすっきりとして、能率的なサービスが運営されつつあるのを見ることは、実に楽しかった。当時はちょうど“緊急事態”にあって、国内は殆んど戦時中のようなありさまでだったので、この旅行はそれからくる興奮のために興が添えられた。ママレー自身も、1951年に5、6ヶ月間ニュージーランドで過した。歯科看護婦の交換が行なわれ、ニュージーランドから2人マラヤに2年間行き、2人のマラヤ人の看護婦が1年間ニュージーランドに滞在した。このような緊密な連絡が継続され、両国のサービス間には驚くべき類似性ができた。

インドネシアの代表団は、歯科医師会会长が率いて1952年に來訪した。さらに著者は、セイロンからの帰路、個人的にインドネシアを訪問して、互いに親しさを増した。既にジャカルタには歯科看護婦の学校が設立されているので、政府はニュージーランドの方針を、この国の条件の許す限りとり入れたいと熱望していた。それでさらに援助する目的のために、2人のインドネシア人の歯科看護婦を1年間、ニュージーランドに勤務させた。また、ブルース・ビビーは、部長として1957年にこの国を訪問した。

他の南東アジア諸国も、学校歯科看護婦制度を採用し、コロンボ計画その他の国際機関を通して、ニュージーランドから助力と指導を受けているのはサラワク、北ボルネオ、ブルナイ、タイ、ビルマ、香港である。これらの国々は、ペナンとニュージーランドの両方の便宜を利用して、学校歯科看護婦を養成している。その他の国々はニュージーランドの方法の特色をとり入れようとし、若干の国は政府がその国独自の方法を立てるに際し、助言してほしいと、わが国からの歯科技官の派遣を要請してきた。

国際連合の世界保健機構 (WHO) は、早くから歯科保健の問題に関心を持った。WHO ができたのは1948年であるが、その最初の歯科衛生ゼミナーは、1954年に行なわれ、ニュージーランドがその開催国に選ばれた。ウエリントン・デンタル・クリニックには、24カ国から45名の参加者が集つた。特筆すべきことは、討議のために定められた七つの課題の一つが、歯科補助者の訓練と雇用であったことである。2年ほどたってからWHOは公衆歯科衛生という広い問題を考慮するために、専門家によって構成された委員会を召集した。委員会はその結論の中に、補助者のより広範囲の使用が可能である、との意見を記録した。さらに一步進めてWHOはもう一つの専門委員会を、今度は特に補助者の最上の使用方法を考えるために、1958年にジュネーブで開いた。



1963年10月4日には日本の池田総理大臣夫人がウエリントンの養成学校を訪問した。夫人の右は、ハミルトン同校校長

このようにして1920年の昔から、ニュージーランドにおいて強い反対の中を始められた運動は、既にこの国で立証され、確立されて、いまや全世界の興味的となっている。

次の20年以内には、歯科補助者の雇用は歯科保健サービスの欠くべからざる特徴として、諸国において確立し受け入れられるに違いないといつても、多分それは楽天的過ぎはしないであろう。特別の国々における必要に応じて、補助者の仕事と訓練法は必

然的にことならなければならないが、しかし、ニュージーランドはよく訓練された歯科補助者を賢明に言えば、何を達成し得るかを証明したと、はっきり主張することができる。ニュージーランドほど、子どもの歯科衛生標準を一様になし得た国は、若しあったとしても極めてまれである。学校歯科看護婦なしで、これを達成することは決してできなかつたであろう。

第12章 歯科衛生教育の発達

学校歯科サービスは、最初から口腔衛生を教える責任を引き受けた。ハンターはこのサービスが発足したとき、早くもその重要性を強調した。当時彼は、それを歯科宣伝とよんでいた。彼は“両親達が歯科処置を無料で受けられることになったから、もはや自分らは何も責任を持たなくともよい、という考えを持たないように、最善の努力をすべきである”と歯科看護婦を激励した。ハンターは始めの頃の年報には、常に“宣伝”的重要性を力説し、齲蝕の予防に対し公衆の関心を引きつけるため、彼らの遠慮がちな努力をいちいち記録した。

その時代には、歯科教育に関する決議は一つも行なわれなかった。そして、つづく20年間にも一つもなかった。それで無料、或いは少額の費用ですむ活動しか行なわれなかった。例えば、ウエリントン市の公会堂で産業博覧会があったとき、室内の一隅に陳列された商品宣伝のための歯科医療器具の横に、制服を着た歯科看護婦が質問に応じるために立った。それから数種のリーフレットが使われたが、想像を誘うような挿絵や考案に乏しい概して詳細すぎる内容のものであった。情報を魅力的な方法で表現する術は、まだその頃は発達していなかった。

その頃の最も野心的な产物は、前に述べたことのある“子どもの健康——食物とその与え方”と題する16頁の小さい本である。それは1921年に、当時新しくできた保健省の部長会議の終了後、児童福祉部、学校衛生部、および歯科衛生部の部長 F. トルーピー・キング (Truby King) と、E. H. ウィルキンス (Wilkins) と、T. A. ハンター (Hunter) によって

書かれたものである。しかし、それもでき上ったのは1924年であった。それ故、この本と数種のリーフレット以外には歯科衛生教育は治療しながらするおしゃべりと、ときおり父兄会その他の小さい集会で講演するだけに限られていた。

ラジオは1926年頃ようやく発達しだしたが、歯科サービスはいち早くこの方法を利用し、何か一般に告げたいことがあるときには、ラジオを使った。J. B. ビビー、F. B. ライスおよび著者もその頃放送した者の一人であった。1930年には、歯科衛生部の技官らによる5回連続のラジオ談話があったことが記録されている。その後もずっとラジオは、歯科サービスから一般へのメッセージのために大いに利用された。長年にわたって毎日（後に1週1回の番組に変った）保健談話というものが、保健総監 Dr. H. B. ターボット (Turbott) により全国放送されたが、殆んど6回に1回は歯科に関するものであって、その題材の作製には歯科衛生部が協力した。

歯科衛生に関する広報をするために、公務用の印刷された助言以外の方法を初めて官庁がとったのは、1926年に説得の結果、遂に発行された歯科保健局の“お城”という題の童話の小冊子である。それは歯科保健局が、歯科看護婦を対象に行なった懸賞募集に入賞したもので、作者は L. M. レズリーであった。たまたま彼女が現在の歯科保健局長の実妹であることは、まことに興味深いことである。この物語には1、2のペン画の挿絵まで添えてあった。当時の官庁は明瞭な報いがあるか、さもなければ不可欠と認められた場合以外にはなかなか金をだし済つたので、

これは驚くべき譲歩であった。

それ故、1941年に主としてDr. ターポットの尽力のお蔭で特に衛生教育の費用として、2,300ポンド(2,300,000円)を使うことを政府が決議したときには、衛生教育に対する熱意は大いに刺激された。これは大きな成功であった。お蔭で歯科を含む保健のすべての面における、はっきりした計画を立てることができた。この決議は年がたつにつれて増額され、現在(1960年)は、ほんの数年前には信じ難い金額である年額3万ポンド(3千万円)となった。歯科衛生の部門も予算の割当を受け、多種類の教育資料を用意した。その中には美しい挿絵のついたパンフレットや紙ばさみ、汽車やバス内の広告、新聞広告、フィルム片、発声映画、色彩のついた歯の模型、フランネルの布片を用いる手工材料および多くの非常に目立つポスターがあった。特に最後のものは、ニュージーランドにおいても外国においても非常に注目をあびた。外国の診療所にみなれたポスターが貼られており、しかもそのよく知られている説明が、見なれぬ文字で書かれているのをみると、常に非常に嬉しいことである。

衛生教育の中で最も成功した野心的冒険の一つは保健省の移動展覧会である。最初1943年に栄養展示場として、多少試験的に使い始めてから次第にそれは発達して、一つの総括的な教育手段となつた。それは一方が開いているコの字形の壁でできており、そのおののの壁は、保健衛生の特殊な面、例えは栄養、乳幼児の幸福、歯の保健、結核の予防、職場衛生等のために、別々に使われていた。その主調となるものは予防であった——すなわち、病気を避け、健康を保つことである。これは視覚と聴覚と両方を使って教育していた。この展覧会は毎年5、6ヶ月間巡回旅行をし、地方の公会堂等の中で公開する。通常二つの部分に分れている。一つは明るく電気をつけた、色彩に富んだ部分で、他は映写室で、保健に関する映画、主として天然色映画を見せる部分である。毎年何千人の観覧者があると評価されている。自治領を殆んど巡回しつづきしたので、1955年、ひとまずその目的を果したものとして廃止された。

配布部数50,000の保健省の機関誌“Health”は年4回出版され、それには歯科衛生に関するものがしばしば記載されている。

歯科衛生部の上級職員の一人は、省内の衛生教育委員会(Departmental Committee on Health Education)のメンバーであり、学校歯科サービスの衛生教育面の指導を担当している。特にこの分野において4人の歯科看護婦教官補(dental tutor sister)は彼を助けている。彼女らはこの外にも任務はあるが、国中を旅行し、歯科看護婦を少數づつ集めて、衛生教育研修のための講習会を開き、一人一人を励ましてその熱意を失わせないようにした。

隔月発行の学校歯科サービス新聞(Gazette)は、歯科衛生教育を激励するためのもう一つの重要な手段である。毎号大きな部分が、常にこの問題のために使われている。学校歯科看護婦は新しい方法の考案や実行に際して、仲間の経験に大いに助けられ、また予防に関する最新の情報も、この雑誌を通じて公表されることがある。

治療椅子の横で教えるのが、歯科衛生教育のただ一つの手段であった時代は遠く過ぎた。今日ではそれはあたり前の必ずする仕事とみなされ、歯科看護婦はそれ以上に学校の教室で話をすることから、さ



小学校で歯の清掃指導をする学校歯科看護婦

らにもっと野心的な行為までの広範囲の活動を行なうことを期待されている。その中には紙芝居や劇の演出、PTAその他類似の団体に対する講話、学校の行事の際に展示品を出すこと、或いは学校のお祭に“保健菓子”(health sweets)の売店を設けさせることさえ入っている。1959～60年までの1年間におけるこれらの活動は、両親と子どもに対する講演や講話が8,200回、学校や一般の式典やお祭のときの歯科展示物の用意が513件、その他の方法が5,844件で、合計14,557件であった。

学校教師と歯科看護婦とは幸福な親しい間柄であった。全くもしそうでなかったら、歯科看護婦の子どもへの感化は非常に減少していたであろう。先生が看護婦の仕事に積極的な興味をもち、親切に彼女らの努力を支持したと述べることができるのは本当に嬉しいことである。“健全な歯牙”(sound teeth)という保健省の出版物は、この点で大いに役に立っている。何故ならば、それはもともと学芸大学で使

う目的のために、歯科衛生部に準備されたのである。

さらに1950年にニュージーランド歯科医師会が組織を拡張して、歯科衛生教育協議会(Dental Health Education Council)を含むようになり、歯科衛生部からもそれに代表を送ることになり、歯科衛生教育は益々その運動量を増大した。その協議会は母団体から資金を受けて、その後長年の間、多くの美しい印刷の魅力的な教材を歯科開業医が使うために用意した。歯科医師会と官庁の教え方が一致しているように、両団体の間には非常に緊密な協力があった。

それで録音映画とスライド、現代美術家と印刷業の優れた技術によって、魅力的になったパンフレットやポスター、その他フランネル・グラフのような近代的な教育材料の助けをかりて、学校歯科サービスは、保健省全体としての教育活動、よりよき健康——治療よりは予防——のための、絶え間ない運動の中に、その教育活動を統合させつつ努力を続けている。

第13章 UT PROSIM(善をなさしめ給え)

さてこの記述を終るにあたり、ニュージーランド学校歯科サービスはこの40年間に何を完遂したか、それは“done good”という標語の挑戦に応えることができたか、そして社会に対して善きことをなし



右胸にかがやくメダル。その裏には「UT PROSIM」とはらてある。

得たであろうか？
成就したことの多くは、次の僅かな事柄以外は統計的に計ることはできない。

例えば、1960年には、小学校の年令及びそれ以下の児童 約 375,000 人が、ニュ

ージーランドの全長全幅を含めたあらゆる場所の学校歯科クリニックに働く約900名の学校歯科看護婦の手により、半年毎の定期的歯科処置を受けている。過去40年間には何万人という児童が、皆同じような手当を一人一人が長年の間無料で受けたのである。このようにおびただしい量の歯科手当の効果を計ることができるような物差しが、何處かにあろうか？その結果はこの期間中にみられた抜歯——充填率の推移によって明らかに知ることができる。歯科サービス開始の頃は、処置によって保存できる歯よりも、救い得ずとして抜歯された歯の方が多かったのに、1960年におけるその率は、充填100に対して抜歯3.8であった。この成績そのものこそ、制度の有効性を示す驚くべき証拠である。しかしそこには統計的には計り得ない見えざる成果もある。例えば、歯科看護婦によってあのように熱心に毎年行なわれた大量の歯科衛生教育——1960年だけでも14,500件の活動があった——の効果を誰が評価できるであろう。

その上、毎年1年の間には500～600人の児童の親は、歯科医の診療を必要とする歯のことについて、

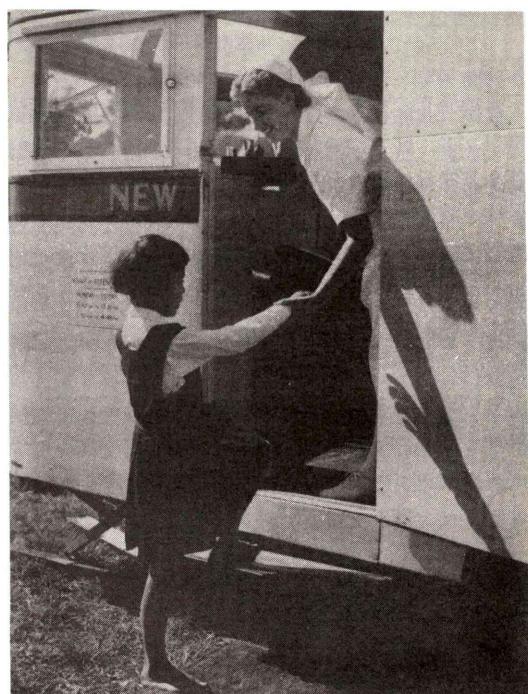
歯科看護婦に注意されている。もしも、時期にかなった助言や、熟練した予防によって避けることができた痛みと苦しみと不愉快の量が、統計的に表わされるものなら、それは感動させられるほど大きな数字となることであろう。

現在世間の人には、40年前にみられなかった歯科に対する意識がある。昔は大部分の人が歯科処置をほとんど抜歯か義歯のことしか考えなかつたが、いまでは天然歯を何とかして保存したいと希望するものがだんだん多くなってきた。それは初めのうちにかすかな願望であったが、次第に完成した事実になつた。これだけでも価値ある成就であり、そのため学校歯科クリニックが有意義な役割を果したものである。

ニュージーランドは子どもの歯科手当における一つの新しい型を確立した。国内では初期に反対を受け、外国からは不利な批評をされたにもかかわらず、この制度は、齶蝕と口腔感染からの解放を歯科的健全と考えた場合には、児童の歯を極めて高い水準の健康に保つための方法として、著しい成功であったことを立証した。これは主として、保存歯科的方法で達成したことは真実である。しかし、他にかわるべきものがなかったように思われる。しかしながら、ニュージーランドは弗化ソーダの使用のように、有望な結果を示した方法は直ちに採用し実施している。わが国も歯科学術研究のために、いろいろ独自の計画を行なっている。

歯科サービスの成功は、看護婦達の自分の職務に対する心構えに負うところが少なくない。このサービスには高い使命感が満ちている。いまでも常にそうであった。これはサービスを発達させ、その運命を導いてきた歯科医らによって養われ奨励されてきた。表面にはでない細かい管理上の仕事を取扱う、複雑な組織が行なっている円滑で能率的な仕事にも、彼女らは非常に助けられている。無関心な管理ほど働く者の熱意をさまし、能率を妨げるものはないであろう。

ニュージーランドの歯科サービスに1年以上もいて、親しくつき合ったマラヤのチエリー・サンドラムはそこにみなぎっている精神に非常に深い印象をうけ、感動のあまり出版した論文の中で、“ニュージーランド学校歯科サービスには本当に魂がある”



マオリの子どもを移動診療車へ迎え入れる学校歯科看護婦

と書いた。

同じく F. B. ライスは、WHO に加わるため辞職するとき、別れの挨拶の中で、このサービスに浸透している“理想に捧げられた精神”について語った。さらに彼は、“私達は一緒に努力して、いまや世界的に有名な、独特なサービスをつくり上げたのである”とつけ加えた。

そして最後に一つの考え方。これはニュージーランド学校歯科サービスの物語である、しかし歯の健康は全身的健康的の要素であると同様に、歯科衛生そのものもまた分けることのできないものである (indivisible) ことを必ず記憶すべきである。その追求は開業歯科医、専門家、教育者、研究者、衛生行政官、はたまた補助者であろうと決して一つの団体の特権ではない。皆が良くなるための、調和のとれた協力によってのみ成功し、完全な意味の成功が、達成し得るのである。

附 記

この歴史の著者である元保健省歯科衛生部部長故ジョン・リューエリン・サンダース氏は、1961年9月22日に逝去した。彼は亡くなる前に私に彼の原稿を読んで批評してほしいといわれた。私は光栄に思って読ませて貰った。その原稿の下書きは彼が死ぬ前に殆んど完成した。私はそれを出版しようと準備するとき物語を現在まで引きのばさなかった。それはサンダース氏が書いた、リューウェリン・サンダースの愛する歯科サービスの歴史であるから、ただ附録として、1963年度の統計を加えておいた。それは多分彼がこのような統計を添えたいと思ったであろうと私が考えたためである。

歯科衛生部部長 G. H. レズリー

附 錄 I

年	学 校 名	Dental Officer と Dental Nurse の世 話を受ける学校数	クリニック数 (サブ・ベー スを含む)
1925	* 2,708	N R	38
1930	3,037	740	147
1935	2,950	1,551	248
1940	2,656	1,749	293
1945	2,514	1,638	428
1950	† 2,377	2,270	556
1955	2,423	∅ 2,385	695
1960	2,501	∅ 2,475	903
1963	2,580	2,511	1,065

N R 記録なし

* この数字は私立小学校を含まない。

∅ 年報には歯科技官 (Dental Officer) が世話をする学校数は1955年に114、1960年に30と記されてあるが、それらは歯科看護婦 (Dental Nurse) と一緒に行なった場合もあるので、この数字の中には含まれていない。明白な数は不詳であるが、とにかく1960年までにはすべての学校がサービスの世話をになった。

† 1930年から1950年までの学校数の減少は、

いなかの小さい学校が合併されたため。

附 錄 II

次の数字は保健省の年報および教育省の公報E-1 (1960年) からまとめたもので、1963年までの学級歯科サービスの発達と成績とを示している。

年 および 学童人口	処置を受 けている 学童	処置を受 けている 学令前の 児童	処置を受 けている 全児童数	Dental Officer を含む現 場の職員	充填100 歯に対する 抜歯率	歯科衛生 教育活動 件数
1925 231,100	N R	N R	N R	42	72.6	N R
1930 245,265	N R	N R	60,289	101	37.2	N R
1935 228,617	N R	N R	83,433	166	17.5	425
1940 234,186	N R	N R	101,701	237	12.3	2,461
1945 232,590	168,464	22,876	191,340	450	7.5	11,569*
1950 292,436	N R	N R	226,636	494	7.0	45,842*
1955 366,068	215,566	44,976	265,640	625	5.8	350,000*
1960 389,000	311,098	63,018	374,116	921	3.8	8,713†
1963 465,221	346,439	73,158	419,592	982	3.1	9,895

N R 記録なし

* 1945, 1950, 1955年度の著しい増加は、教育活動の評価の方法に変更があったためと、半年毎の処置の後、各児童の親に与えた指導を含めたためである。後に後者は日常の処置の一部とみなし、教育活動としては数えないことにした。

† この数字は1960年度の年報の次の文の中に表われている。「本年度中に歯科衛生教育の分野において行なわれた他の多くの活動とは別に、学校歯科看護婦は父兄と児童に講演と講話8,200、展示会の用意および学校その他の式典に保健食品の売店を出させたこと513を行なった。これら8,713の活動の外に、他の名目で行なわれたものが5,844あり、本年度の合計は14,557である。

〈ニュース〉

榊原勇吉先生 叙勲

本会参与の榊原勇吉先生は、昭和38年9月に保健文化賞を、同年11月に藍綬褒賞を授与されたが、本年4月、第2回生存者叙勲に当り、勲四等瑞宝章を授与された。

榊原先生は、昭和5年以来、横浜市一本松小学校で累加的診療や連続印象採得など貴重な研究的な学校歯科の実践、戦後は、港北小学校、山下小学校で学校歯科医として立派な業績をあげ、昭和24年以来、横浜市学校歯科医会会长、昭和33年以来、市学校歯科推進会会长として歯科衛生士による巡回指導など永年にわたる学校歯科の功労者として選ばれたものである。

伝達式は5月6日に行なわれ、まず文部省で瑞宝章を胸につけて皇居に向い、宮内庁3階で文部省関係の受賞者とともに陛下に拝謁を仰せつけられ、お言葉を賜わり、再び文部省にて大臣から「日本国天皇は榊原勇吉を勲四等に叙し瑞宝章を授与する」昭和40年4月29日 皇居において爾をおさせるとの勅記をうけた。

学校歯科医としての氏の叙勲は、同氏の栄誉はもちろん、全国学校歯科医の喜びである。

柄原義人先生保健文化賞

本会副会長の柄原義人先生は、昭和39年9月24日、

保健文化賞を受賞された。

先生は、大正10年熊本市に開業以来、学校歯科の実践活動を開始、学校歯科医令公布の運動に尽力、昭和4年にはへき地巡回診療を行なった。他方、らいの研究、斑状歯の研究や、弗素の応用など幾多の研究活動を行なった。

戦後は、むし歯半減運動を指導、洗口場の設置、国保を利用してのいわゆる熊本式のへき地診療の実施、永年の県学歯会会長、日学歯での活動など研究と実践とを結びつけて42年にわたる学校歯科の業績が認められたもので、中川市郎、榊原勇吉氏につづき歯科からは3人目の保健文化賞の受賞である。

湯浅泰仁先生 藍綬褒賞

先生は、多年本会の副会長として学校保健に尽瘁されていることは周知のことであるが、歯科界とは別の世界である地方自治に関心をもたれて、その方面のご活躍にも特記すべきものが数々あるようである。

先生には、千葉県の地方自治公安委員長として、人権擁護委員として、あるいは都市計画に参画されておられたが、昭和40年6月1日、人権の復興擁護並びにその高揚に貢献したことがまことに顕著であるとして、藍綬褒賞を授与され、つづいて6月4日には陛下に拝謁を仰せつけられた。

自治功労者として藍綬褒賞を授与された者は、歯科界では先生が嚆矢であろう。

紹介

あ ゆ み

(高松・香川県学校歯科医会発行)

学校歯科に、トップクラスの活動をつづけている香川県学校歯科医会(満岡文太郎会長)の戦後のあゆみ、——よい歯の学校運動、学童歯磨訓練大会、第17回全国学校歯科医大会、へき地歯科診療、公衆衛生活動その他が克明多彩に記録されている。

よい歯の幼稚園の項では、日本歯科医師会主催の審査会に入賞した、琴平幼稚園(山内コユキ園

長)外5幼稚園について、また、よい歯の学校では、37年度奥村賞を受賞された琴平小学校(石井房行校長、米田貞一学歯)外12小中学校について、それぞれ詳細に学校保健活動の実績が報告してあるが、これは貴重な資料であって、今後この運動を実施せらるる向きには大いに参考になると思う。全巻中に写真が豊富なこともこの本の特色である。

さすがに健康優良学校をたくさん出す香川県からのレポートである。よむほどに、いま学校歯科のラダーたちが目ざしている教育と健康の一と筋道が手にとるように見える気がする。(向井喜男)

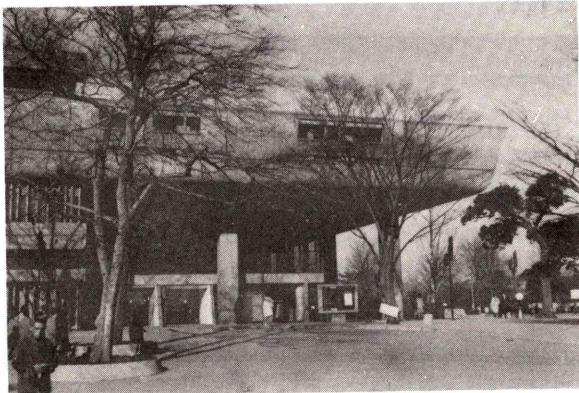
東京で10月17日、18日

第29回 全国学校歯科医大会

大会スローガンは、"教育的な保健管理の理解と協力をうるために"

教育としての学校保健をより深く理解し、学校歯科医が学校と一緒に、新しい学校歯科を開拓する方向を研究するため、標記大会を下記のとおり東京都で開催するので、多くのかたがたの御参会をお願いしたい。

今回の大会は、従来行なわれたような特別講演、研究発表、シンポジウムをやめ、これらを総合した研究協議を主体とし、全国会員および教育関係者の中から、主題に合致した体験や研究の発表を行ない、これに司会者、助言者が加わって研究協議が行なわれ、もし、その協議を通して、全体協議題に適当であるような事柄が出た場合には、全体協議会に持ち込まれることも予想される。



大会会場・東京文化会館

主 催 日本学校歯科医会 東京都学校歯科医会

東京都教育委員会 東京都歯科医師会 東京都各地区学校歯科医会

後 援 文部省 厚生省 東京都 日本歯科医師会 日本学校保健会 東京都学校保健会

協 賛 東京都各地区教育委員会

期 日 昭和40年10月17日(日), 18日(月)

会 場 東京文化会館大ホール(上野公園内)

参 加 者 (1) 学校歯科医、歯科医師会会員、学校歯科に関心を有する者

(2) 都道府県ならびに市町村教育委員会の担当職員および関係者

(3) 学校保健に関する教職員

日 程 (大会および関連会議)

10月15日(金)		←学校歯科衛生	昼食	研究協議会	→	東京文化会館
10月16日(土)		←日学歯理事会	昼食	←日学歯総会	→	" "
	8.00	9.00	10.30	12.00 13.00	14.30	15.30 16.00 17.00
10月17日(日)	開場受付	開会式	研究協議会(1)	昼食	研究協議会(2)	全体協議会 閉会式 会場移動 懇親会(歌舞伎座)
10月18日(月)	皇居拝観と視察				観光	

大会研究協議

第1部 午前の部

学校歯科医が教育への理解を深めるために

学校歯科医がだれでも行なっている保健管理の一つである歯の検査についてみても、学校保健計画、すなわち学校で行なわれている広い意味での教育の活動を考えずに、単なる歯科医学的作業に留まつてはならない。もちろん、教科のなかでの教育は教師が行なうものだが、学校歯科医の行なう管理的な仕事が教育のなかに生か

されるためには、学校歯科医はそれなりの教育への理解を必要とする。といって、この研究協議(1)は教育学講座ではなく、いわば、歯の検査の位置づけを高めることひとつを考えても、学校歯科医はどのようにして教育への理解を深めたらよいか、(1)はそれらの体験や意見を発表する。

第2部 午後の部

担当教師の協力をうるために

学校歯科を推進さすためには、学校歯科医が教育への理解を深めるとともに、学校側、なかでも学級担当教師が学校歯科に理解をもち、主体となって児童生徒の指導に当ってもらうことが必要である。このことは、むし歯半減運動の経験からも具体的な例がいろいろみられたことである。むし歯半減運動も10年を経過し、第3次の運動を継続するときにあたり、この研究協議(2)では、校内アマ充の可否の如き予防処置委員会答申以前にさかのぼることはさけ、歯の検査後の事後措置などについて、担当教師の協力をうるにはどうしたらよいかの体験や意見を発表する。

会 費 1人あたり**3,000円**（ただし大会要項、昼食、懇親観劇の費用を含む）

参加申込 会費は、日本学校歯科医会に加盟する団体、または歯科医師会で所定の参加申込書により、一括とりまとめのうえ、お申込み下さい。

なお、宿泊と観光を希望されるかたは下記の通りですので別納下さい。

宿泊希望者 予納金 1,000円 観光希望者 予納金 1,000円

(1) **申込先** 東京都千代田区九段4丁目6番地 東京都学校歯科医会内

第29回全国学校歯科医大会準備委員会事務局宛

電話 東京(261)1675（電話連絡は平日午前10時から午後5時まで）

(2) **送金方法** 三菱銀行神田支店 第29回全国学校歯科医大会口座に振込み送金下さい。
(東京都千代田区神田鍛冶町3-63)

備 考 (1) 皇居拝観と視察、観光については別にご案内いたします。

(2) 納入会費等は不参加の場合もお返しいたしません。

昭和40年度学校歯科衛生研究協議会予告

次のような予定で準備が進められている。

1. **趣旨** 来年度から第3次う歯半減運動を迎えるに当たり、新らしい具体的な企画をもちより協議する。

2. **主催** 日本学校保健会、日本学校歯科医会、
東京都教育委員会

3. **後援** 文部省

4. **期日** 昭和40年10月15日(金) 午前9時より
午後4時まで

5. 東京文化会館小ホール（上野公園内、国鉄上野駅上野公園出口前）

6. **参加者** 各都道府県当り

- (1) 小・中・高等学校の学校歯科医
- (2) 都道府県における学校歯科に関する

団体の役員 1名以上

- (3) 都道府県教育委員会事務局の

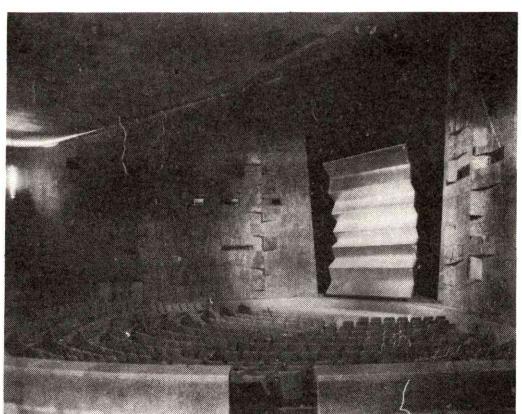
学校歯科関係職員 合計4名位

7. **研究協議** 「第3次う歯半減運動の企画はいかにすべきや」

出席者は、このテーマについて、学校保健の領域における活動、体力つくり国民会議との関連の

ための団体活動など全国的規模の新らしいアイディア、企画について所属団体の総合意見書を予め提出する。

8. **参加申込** 9月10日までに、加盟団体の方は日学歯会、教委職員は東京都教育委員会保健課へ、上記意見書を添え、所属、職名、氏名を申込む。



研究協議会の会場・東京文化会館小ホール

常任理事会だより

(会誌第8号掲載以後)

昭和39年度第2回常任理事会

(日 時) 昭和39年5月25日

午後3~6時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、穂坂副会長、竹内理事長、亀沢、関口常任理事、渡部監事

挨拶 向井会長

協議事項

1. 手引作製の内容について

5月11日の手引編集委員会では、大体10~20頁までのものを作ることにし、内容は教育的な面に重点をおくこと。

2. 大会について

日歯会長を大会名誉会長に推薦したいとの連絡、了承。

特別講演の講師は細谷先生と決定。

3. 大会の事前調査について

現場の調査活動は、7月2日~4日まで細谷先生を含めて3名することに決定。

4. 法人化準備委員会の状況について

亀沢、関口準備委員より経過報告、了承。

第3回常任理事会

(日 時) 昭和39年7月31日

午後1~6時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、湯浅副会長、竹内理事長、川村、清水、亀沢、丹羽、関口常任理事、渡部監事、岡本顧問

挨拶 向井会長

報告

1. 別紙により庶務報告、了承。

上野 勇顧問は去る5月26日に逝去され、本会は鄭重な弔意を表した。

2. 会計

別紙により、昭和38年度決算、昭和39年度会計現況、録音テープ、会計現況等を報告、また、昭和38年度決算については監事の監査を終了した旨報告、了承。

3. 第5回よい歯の学校表彰について

別紙により現況報告、了承。

富山県の現地調査の経費は、本会と現地とで分担に了承。

4. 第6回奥村賞について

別紙により現況報告、了承。

5. 会誌発行について

竹内理事長より説明、了承。

協議事項

1. 第29回全国学校歯科医大会について

川村理事から発言、来年は大阪でお引き受けする考えであったが、ちょうど役員の改選期にあたるので不可能である。来年もし、私が再選されたならば、再来年はぜひお受けしたい。

向井会長発言、再来年は大会の30周年に当るので東京でやりたいとの話が出ているが、繰り上げて来年東京でやってほしい。これに対して、亀沢理事は、日学歯が東京らしい大会がもてるようにして下さるならば、役員会、総会にはかってお引き受けすることにしたい。

2. 第11回総会日程について

別紙のとおり、第10回の総会と同様に運営と決定。

3. 理事会日程

別紙のとおり、総会と同じ9月17日に開催と決定。

4. 手引の編集と発行について

富山の歯科衛生研究協議会に案として、参加者にくばり、意見をもとめる。

第4回常任理事会

(日 時) 昭和39年8月18日

午後1時~8時30分

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、湯浅、穂坂副会長、竹内理事長、川村、清水、亀沢、丹羽、関口常任理事、渡部監事、柄原法人化委員長、坪田富山県学歯会長、有馬富山県教委指導主事

挨拶 向井会長

報告 竹内理事長

1. 会誌について

本日見本刷ができる予定である。

2. 手引について

学校歯科の手引という名称にする。学校歯科の評価をのせる予定である。

協議事項

1. 第11回総会日程について

40年度事業計画案に關しては、予防処置委員会の答申に合せて計画した。その他は第10回総会日程と同様と決定。

2. 全国理事会日程について

総会の日程と同様。

3. 第29回全国学歯大会開催地について

東京都で開催することについて、東京都学校歯科医会会長亀沢理事は、日学歯が東京らしい大会をもてるようにして下さるならば公文書を出してお引き受けする、と発言。向井会長は皆さんお困りになるくらいご一緒にやるからと答弁。

4. 第28回全国学歯大会について

富山県学歯会長坪田理事、有馬指導主事出席、座長向井会長に交代。

坪田富山県会長挨拶後、有馬主事から準備の詳細を説明、了承。

5. 法人化の件について

湯浅副会長の構想で、大体26日に結論ができるから、その結果によっては法人化という問題を富山ではしばらく待つ、法人化をやめるのではなくから誤解をしないでほしい。法人化の問題を総会でどう取り扱うかは、委員長および会長からお話しすると会長の言葉で一応了承。

第5回常任理事会

(日 時) 昭和39年8月26日

午後2~6時

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、穂坂副会長、竹内理事長、川村、清水、亀沢、丹羽、関口、各常任理事、柄原法人化委員長、渡部監事

挨拶 向井会長

協議事項

1. 法人化対策について

会長より日歯との会談の模様につ

いて説明、日歯側の変化はみられない模様。

2. 会誌 でき上り発送済

3. 学校歯科の手引

見本刷り30部を常任理事に検討訂正していただき、これをもとに(案)を贋写印刷にし、富山の学校歯科衛生研究協議会で研究する。

第6回常任理事会

(日 時) 昭和39年9月17日

(場 所) 富山市民会館

総会記事と重複するので省略。

臨時在京理事会

(日 時) 昭和39年10月26日

午後3時30分～5時30分

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、竹内理事長、坪田理事、亀沢、関口常任理事

挨 捧 向井会長

報 告 竹内理事長

- 「学校歯科の手引」は加盟団体あて1部40円で1,100部発送すみ。
- 5カ年連続よい歯の学校表彰の賞額のデザインについて、彫刻家昆野恒氏に依頼約40個、予算は約10万円。
- 科学技術庁から研究委託
日学歯長宛に委託されることになり、研究内容は弗化物の塗布、弗化物の歯磨、シアノアクリレート等である。

第7回常任理事会

(日 時) 昭和39年12月7日

午後2時～5時30分

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、竹内理事長、清水、川村、亀沢、山田、関口常任理事、渡部監事、塙本理事

挨 捧 向井会長

協議事項

- 大会の事後措置について
- 次年度の東京大会について要望意見。
- 会計現況報告(亀沢)
- 庶務報告(竹内)
- 日本学校保健会の報告(向井)
- よい歯の学校5カ年連続表彰校に贈る賞額について(竹内)
- 「学校歯科の手引」について(竹内)
- 科学技術庁委託研究の件(竹内)

第8回常任理事会

(日 時) 昭和40年3月31日

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、湯浅、穂坂副会長、竹内理事長、亀沢、関口、渡辺、川村、丹羽常任理事

挨 捧 湯浅副会長
報 告

- 科学技術庁委託研究について
埼玉3校で2回行なった。
- 庶務報告
- 「学校歯科の手引」について
- 愛媛県からの回答について
- 大阪府大会引き受けについて
- 会計報告

協議事項

- 第29回大会の主題内容テーマ決定
- 「体力つくり国民会議」について
毎月7日を「健康の日」と定め全国運動を行なう。
春秋2回体力つくりの全国行事を行なう。
- 第30回大阪大会について。

昭和40年度 第1回常任理事会

(日 時) 昭和40年5月29日(土)

午後2時～5時30分

(場 所) 日本歯科医師会館

(出席者) 向井会長、湯浅副会長、柄原副会長、亀沢副会長、竹内理事長、関口、丹羽、市村、窪田、塙本常任理事、渡部、関根監事

挨 捧 向井会長 役員新任について
報 告

- 庶務報告 竹内理事長
- 体力つくり国民会議について
向井会長
- 学校歯科の手引について
竹内理事長 本年度は評価の仕方をもっと掘り下げるにした。
- 本会参与 高津 式氏逝去に対して
黙とう。

協議事項

- 新年度の会務分担について
理事長が出席者にはかった結果、
会長一任ときました。
- 日歯関係の湯浅副会長、窪田、市村常任理事は日学歯と日歯との関係について努力する。
- 柄原副会長 無任所、主として西の方面を担当、亀沢副会長 医事行

政方面を担当、竹内理事長 会務一般、関口常任理事 総務庶務、丹羽、山田常任理事 学術方面担当、川村、清水、小沢常任理事 無任所、主として関西方面を担当、塙本常任理事会計、石井参与(北海道)、梅原理事(青森)は常任理事でなくとも役員はその地方のことをしていただく。

2. 第29回全国学校歯科医大会について

亀沢大会委員長、関口大会事務局長より説明。

大会の研究発表と協議事項については竹内理事長が説明。

3. 第3次学童のむし歯半減運動について

イ. 治療することが半減運動と考えられるがちである。教育指導が忘れがちであるから、日歯においてもその方面で協力をいただきたい。
どういうふうに第3次半減運動をするかは、大会の協議会の結果にまつ。

ロ. 熊本と京都とが社会保健とタイアップしてやっている方法を検討する。

ハ. 小学校の就学時に永久歯のう歯の処置をしていない者は、埼玉県羽生市のように入学させないようにならうか。

4. 学校歯科衛生研究協議会の計画

第3次むし歯半減運動推進方法について研究する。基案は7月の常任理事会までに学術部でつくる。手引も完成する。

5. 会誌特報の編集

浜野松太郎氏の遺志による冊子のことを書く。

ニュージーランドから、過去40年の経過をのせた本を送ってきた。これを翻訳してのせたい、このことは理事長と学術部に一任する。

6. 第29回の大会に関しては東京都学校歯科医会に相談する。

7. その他

イ. 30周年の式典

来年の大会は30年目になる、皆でやり方を考えておく。

ロ. 会費の問題

ハ. 古い会誌等が奥村先生の蔵書の中から出てきた。その処分方法についておって相談する。

資料

文体保 第128号
昭和40年4月17日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省体育局長
前田充明

昭和40年度へき地学校保健管理費 補助金のうち歯科医師の派遣に係 る補助金の取扱いについて(通達)

へき地学校における児童および生徒の保健管理の適正な実施を図るために、現在、もよりの医療機関から医師を派遣するために要する経費について、国はその2分の1を補助しているが、昭和40年度から新たに歯科医師による健康診断および健康相談の実施に要する経費の一部を補助することとなりました。

については、このたび「昭和40年度へき地学校保健管理費補助金のうち歯科医師の派遣に係る補助金交付要領」および「昭和40年度へき地学校保健管理費補助金のうち歯科医師の派遣に係る補助金の交付申請手続き等」が、それぞれ別添(1)および(2)のとおり定められたので、今後の事務処理については、これにより遺漏のないようご配意願います。

なお、このことについては、貴管下関係市町村当局に対して周知徹底されるようお願いします。

別添(1)

昭和40年度へき地学校保健管理費補助金のうち 歯科医師の派遣に係る補助金交付要領

1. 目的

この要領は、へき地学校における児童および生徒の保健管理の適正な実施を図るために、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)等の規定による補助のほか、歯科医師の派遣に要する経費について国が行なう補助に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 補助の対象となる経費

- (1) 補助の対象となる経費の範囲は、へき地学校を設置する市町村(以下「設置者」という。)が、当該学校の児童・生徒の健康診断および健康相談を行なう場合における歯科医師の派遣に必要な謝金および旅費とする。
- (2) 補助の対象となる経費の算定基準は、「へき地学校保健管理費補助金の取扱いについて」(昭和34年11月27日付け文体保第218号体育局長通達、昭和39年4月15日付け文体保第43号改正)

一「国の補助について」、2「補助の対象となる経費」、(1)(2)(3)に掲げるとおりとする。

- (3) この補助金の補助額は、前記「(2)」により算定した額の2分の1の額とする。

ただし、国は、設置者ごとの補助額の合計額が、国の予算額を越える場合には、設置者ごとの補助額について必要な調整を行なうことができるものとする。

〈別添(2) 省略〉

40体保 第10号
昭和40年4月16日

各都道府県教育委員会
学校保健主管課長 殿

文部省体育局学校保健課長
吉川孔敏

昭和40年度地方交付税における学校保健 関係の財源措置について(内簡)

地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴う教育費関係の単位費用の改定については、昭和40年4月8日付け文初財第208号をもって初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長あて別途通知されたが、学校保健関係は、下記のとおりでありますので、お知らせします。

なお、市町村教育費にかかる事項については、貴管下市町村に対し、御指導をお願いします。

記

1. 学校医等の報酬について

小・中・高等学校とも学校医、学校歯科医(各1人)1人年額18,000円が22,000円に、学校薬剤師(1人)年額8,500円が10,000円に、それぞれ引き上げられたこと。

2. 消耗品費(衛生材料を含む)について

高等学校の消耗品費(衛生材料を含む)164,800円が206,250円に改定されたこと。

3. 備品費(衛生設備)について

小・中学校とも衛生設備100,000円が120,000円に改定されたこと。

4. 原材料費(薬品および実験材料購入費)について

小学校については48,000円が52,000円に、中学校については177,000円が191,400円にそれぞれ改定されたこと。

5. 学校環境衛生設備整備費について

市町村に42,000円が新規に算入されたこと。

テープ、スライド案内

本会では、全国の会員とのつながりを深め、多忙な臨床の間に行なう学校歯科活動に少しでも役に立つようになると、録音テープサービスを企画し、すでに第1号から第10号までを完成しています。

さらに、一昨年、製作した放送劇テープ「エゼールの人形」にあわせた、美しい彩色スライドを完成しました。録音テープ第6号を使い、このスライドを映写すれば、口腔衛生週間に好適です。スライド送料共1,000円。

録音テープ 第1号

—第25回全国学校歯科医大会実況ダイジェスト版—

5時テープ、録音時間1時間15分
頒価1本900円、送料40円

横浜大会の実況録音から、開会式12分、シンポジウムA、B各25分、協議会12分位に圧縮編集したもので、いながらにして、大会の雰囲気にひたることができます。同時にシンポジウムのさわりをゆっくりとくことができます。

録音テープ 第2号

—第25回全国学校歯科医大会マザーテープ—

前項のテープは、7時間にわたる録音を丹念に切ってつなげたものですが、どこか御希望の部分だけ20分または1時間単位で、カットなしでほしい向には、必要部分を明示下さればマザーテープから複製します。

頒価は3時(20分)400円、送料20円
5時(1時間)850円、送料40円

録音テープ 第3号

—学校保健の今後の課題—

文部省体育局学校保健課長 高橋恒三

—学校歯科衛生と小学校

—中学校の教育課程について—

文部省体育局学校保健課 荷見秋次郎

録音テープ 第4号

—学校保健組織活動のあり方について—

文部省体育局学校保健課 湯浅謹而

—学校歯科衛生上の問題点と解決策について—

東京歯科大学教授 竹内光春

3号、4号共5時テープ、録音時間30分もの各2本吹込 頒価各850円、送料各40円

録音テープ 第5号

—高崎山のおさる、森の水車—

作ならびに口演

日本学校歯科医会会长 向井喜男
3時テープ、録音時間10分もの2本吹込
頒価1本400円、送料20円

歯の衛生週間に好適、小学校向けのものです。

録音テープ 第6号

—エゼールの人形(放送劇)—

—エスキモーのヤン(歌)—

歌 友竹正則
(NHK歌のおじさん)

5時テープ、録音時間14分もの2本吹込
頒価1本650円(送料共)

小学校向け、歯の衛生週間に好適。

当時、世界を風靡した懸賞当選標語

“A Clean tooth never decays”

「きれいな歯にはムシ歯はできない」を題材にした本格的ドラマ。

「エスキモーのヤン」はエスキモーのムシ歯の物語りを、ラジオ、テレビでこどもたちに親しまれている「歌のおじさん」の歌で聞かせるもの。

録音テープ 第7号

—学校保健における諸問題—

文部省体育局学校保健課長 高橋恒三

録音テープ 第8号

学校におけるう歯予防教育

文部省体育局学校保健課 荷見秋次郎

—う歯の予防・治療と歯科保健組織活動について—

文部省体育局学校保健課 湯浅謹而

録音テープ 第9号

—う歯の予防対策について(研究協議会) その1—

録音テープ 第10号

—う歯の予防対策について(研究協議会) その2—

7, 8, 9, 10号共7時テープ

録音時間約50分もの各2本吹込

頒価各1,300円(送料共)

申込方法

御申込の号と本数を明記、現金書留、振替(口座番号、東京35193加入者日本学校歯科医会)等御便宜な方法(速達で送付御希望の向は30円追加下さい)で東京都千代田区九段4の6、日本歯科医師会内、日本学校歯科医会あてお申込み下さい。

日本学校歯科医会役員名簿

会長	向井 喜男	品川区上大崎中丸419の3	(441) 4531
副会長	湯浅 泰仁	千葉市通町71	千葉 (2) 3762
"	柄原 義人	熊本市下通1の10の28 柄原ビル	熊本 (2) 3315
"	龟沢 シズエ	荒川区三河島町1の2815	(891) 1382
理事長	竹内 光春	千葉県市川市市川2丁目26-19	市川 (2) 8976
常任理事	関口 龍雄	練馬区貫井2の2の5	(991) 0550
"	丹羽 輝男	豊島区南長崎2の22の8	(951) 8911
"	山田 茂	長野県小諸市荒町	小諸 193
"	川村 敏行	大阪市住吉区帝塚山西5の34	大阪 (671) 6623
"	清水 孝之介	大阪府岸和田市土生町1828	岸和田貝塚 (2) 3719
"	小沢 忠治	和歌山市梶取113	和歌山 (5) 1703
"	窪田 正夫	千代田区神田錦町1の12	(291) 2621
"	市村 賢吉	練馬区富士見台町1の22の32	(990) 5024
理事	野口 俊雄	杉並区永福町23	(321) 8759
"	地挽 鐘雄	港区芝今里町45	(441) 1975
"	中本 徹	世田谷区松原町3の8の16	(322) 3647
"	富塚 時次郎	横浜市西区平沼町1の74	横浜 (44) 2945
"	梅原 彰	青森市米町27	青森 (2) 3737
"	坪田 忠一	富山市東岩瀬町326	富山 (3) 9882
"	山幡 繁	岐阜市玉森町16	岐阜 (2) 0464
"	嶋 善一郎	京都市上京区仲町通丸太町上ル	京都 (23) 3692
"	平岡 昌夫	大阪市西区江戸堀北通2の9	大阪 (441) 4519
"	宮脇 祖順	大阪市東住吉区坂町3の133	大阪 (692) 2515
"	清村 軍時	神戸市生田区元町通4の61	神戸 (34) 6488
"	加藤 栄	福岡県三潴郡筑邦町大善寺	荒木 435
"	倉塙 正	島根県出雲市今市町1197	出雲 (2) 0486
"	満岡 文太郎	千代田区九段4の6	(262) 1141
"	大塚 権	栃木県宇都宮市砂田町475	宇都宮 (3) 2980
"	矢口 省三	山形市本町1の7の28	山形 (2) 3677
"	柏井 郁三郎	京都市上京区河原町荒神口	京都 (23) 1573
監事	渡部 重徳	世田谷区世田谷若林町226	(421) 3845
"	関根 卓	墨田区向島5の24の2	(622) 3048
顧問	中原 実	武蔵野市吉祥寺2735	武蔵野 (04223) 2421
"	栗山 重信	文京区西片町2の12の20	(811) 5130
"	岡本 清綏	名古屋市千種区猪高町高針字梅森坂52の436	名古屋 (70) 2379
"	竹中 恒夫	千代田区永田町 参議院議員会館内	(581) 3111 内線 531
"	鹿島 俊雄	"	"
"	中村 英雄	渋谷区代々木2の32 榛名荘	(379) 0005
"	長屋 弘	名古屋市千種区堀割町1の17	名古屋 (75) 3649

顧問	松原 勉	文京区駒込浅嘉町36	(821) 2366
"	池田 明治郎	福岡市渡辺通5の3の25	福岡 (76) 3926
"	益川 勘平	名古屋市中区葉場町735	名古屋 (32) 7046
"	穂坂 恒夫	品川区小山3の11	(781) 1351
参与	石井 次三	札幌市南一条東七	札幌 (22) 1716
"	今田 見信	板橋区東新町1の7	(956) 2509
"	榎原 勇吉	横浜市港北区篠原町1841	横浜 (049) 9448
"	荒巻 広政	秋田市大町2	秋田 (2) 4311
"	緒方 終造	大阪府箕面市新稻579	箕面 2923
"	武下 鬼一	大阪市此花区四貫島大通2の2	大阪 (481) 0669
"	橋本 勝郎	青森県八戸市大字長横町7	八戸 (2) 0233
"	上田 貞三	港区赤坂田町7の11	(583) 3076
"	伴長 儀	北区西ヶ原1の14	(911) 3436
"	浜田 栄	仙台市勾当台通17	仙台 (23) 2445
"	堀内 清	京都市左京区下鴨東岸本町6	京都 (78) 0443
"	後藤 宮治	京都市東山区本町4の115	京都 (56) 7529
"	宗久 孟	京都市伏見区平野町59	京都 (60) 1351
"	寿満 重敏	徳島県小松島市港町	小松島 104
"	境栄 亮	福岡市黒門9の12	福岡 (75) 5122
"	久保内 健太郎	青森市古川字美法3	青森 (2) 6028・3335
"	一瀬 尚	熊本市大江町九品寺296	熊本 (4) 0044
"	三宅 重吉	仙台市錦町24	
"	武田 武	福島県郡山市原田町35	
"	立花 半七	茨城県那珂郡大宮町	
"	斎藤 静三	群馬県邑楽郡大泉町上小泉2246	
"	三橋 一彦	埼玉県熊谷市箱田560	
"	磯貝 豊	千葉市本町2の31	
"	加藤 増夫	横浜市金沢区寺前町169	
"	森田 錆之丞	川崎市南幸町3の14	
"	子上 俊一	静岡県御殿場市新橋2055	
"	高原 寛五	山梨県南巨摩郡増穂町青柳285	
"	渡辺 秀雄	長野県諏訪市本町1	
"	福沢 勝男	長野県駒ヶ根市赤穂15385	
"	横地 紀一	名古屋市中区南外堀町6の1 県教委事務局保健厚生課内	
"	山田 二郎	愛知県瀬戸市品野町4の84	
"	伊塙 貞良	岐阜市徹明通3の10	
"	高頭 憲二郎	新潟市東堀前通8番町1370	
"	菅田 晴山	富山市蛇町45	
"	川原 武夫	石川県羽咋市中央町75	
"	井田 貞次郎	滋賀県八日市市八日市156	
"	野阪 晓	奈良県御所市御所	

参 与	北 川 正 夫	京都市下京区寺町五条上ル
"	三 谷 光	堺市上野芝町3の633
"	奥 野 半 藏	尼崎市武庫川町3の14
"	右 近 示	神戸市葺合区東雲通5の8
"	黒 住 彦 正	岡山市東中山下38
"	倉 繁 房 吉	倉吉市魚町2518
"	高 木 健 吉	広島市南段原町629
"	松 本 尊 行	松江市殿町368
"	徳 永 希 文	下関市彦島江の浦町杉田
"	宮 井 伸 造	徳島市中通2
"	津 谷 航 一	香川県坂出市幸町1720
"	小 笠 原 哲 雄	愛媛県今治市新町1
"	岡 林 盛 枝	高知市浦戸町14
"	堺 正 治	長崎県南高来郡国見町神代乙338
"	河 野 亘	大分市大手町1の3の15
"	上 国 料 与 市	鹿児島市 宿町80
"	正 岡 健 夫	松山市2番町4の5の6
"	向 井 英 子	港区芝西久保巴町29
"	藤 田 順 治	布施市足代町2の38

日本学校歯科医会会則

- 第1条 本会を日本学校歯科医会と称する。
- 第2条 本会は学校歯科衛生に関する研さんをはかり学校歯科衛生を推進して学校保健の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次に掲げる事業を行なう。
1. 全国学校歯科医大会の開催
 2. 会誌の発行
 3. 学校歯科衛生に関係ある各種資料の作成
 4. 学校歯科衛生に関する調査研究
 5. その他本会の目的達成に必要なこと
- 第4条 本会は現実においてその地域に組織されている都道府県又は都市区等の学校歯科医の団体（全員加盟）をもって組織する。
- 前項の都道府県又は都市区の学校歯科医の団体の長は毎年1回所属会員の名簿を本会に提出するものとする。
- 第5条 本会は事務所を東京都に置く。
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。
但し臨時総会を開くことができる。
- 第7条 総会に出席すべき各団体の代表者は所属会員数によってきめる（会員50名までは1名とし50名以上になると50名又はその端数を加えるごとに1名を加える。）
- 第8条 本会に左の役員を置く。
- 会長1名、副会長3名、理事長1名、理事若干名（内若干名を常任とする）、監事2名。
- 会長、副会長、理事長、理事、監事は総会に於て選

任し、その任期を2ヶ年とする。但し重任はさしつかえない。

本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
名誉会長は総会の議を経て推戴し、顧問、参与は理事会の議を経て会長が委嘱する。

- 第9条 会長は会務を總理し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
理事長は会長の旨を受け会務を掌理し会長、副会長の事故あるときは会長の職務を代理する。
常任理事は会長の旨を受けて会務を分掌し、理事は会務を処理する。
監事は会計事務監査にあたる。
顧問、参与は重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。
- 第10条 会長は本会と各地方との連絡又は調査研究その他必要があるときは委員を委嘱することができる。
- 第11条 本会の経費は、会費、寄附金等をもって支弁する。
会費の額は総会で定める。
- 第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

- 第13条 第3条の事業を行なうために必要な規定は別に定める。
- 第14条 本会は日本歯科医師会並びに日本学校保健会と緊密に連絡し事業の達成をはかる。
- 第15条 本会則を変更しようとするときは総会に於て出席者の3分の2以上の同意を要する。
- 第16条 本会則は昭和37年4月1日から施行する。

日本学校歯科医会加盟団体名簿

(昭和40年7月現在)

団体名	会長名	所在地	電話番号	会員数
北海道学校歯科医会	石井次三	札幌市大通西7~2	(23) 0945 (24) 4612 (2) 3630	1252 175 213
青森県学校歯科医会	梅原彰	青森市柳町52		
盛岡市学校保健会歯科部会				
秋田県学校保健会歯科部会				
山形県歯科医師会	矢口省三	山形市本町2~1~34	(2) 2913	128
宮城県歯科医師会学校歯科衛生部	三宅重吉	仙台市国分町12	(22) 5960	175
福島県歯科医師会	武田武	福島市北町5番16号		12
茨城県学校歯科医会	立花半七	水戸市五軒町1251 県歯科医師会内	(2) 2309	200
栃木県歯科医師会学校歯科医部	大塚楨	宇都宮市本町11~13		300
群馬県学校歯科医会	斎藤静三	前橋市神明町19	(3) 1305	125
埼玉県学校歯科医会	三橋一彦	浦和市高砂町3の17 衛生会館内		501
千葉県歯科医師会	磯貝豊	千葉市神明町204 衛生会館内	(2) 0644	200
東京都学校歯科医会	亀沢シズエ	千代田区九段4~6	(261) 1675	1477
神奈川県歯科医師会学校歯科部会	加藤増夫	横浜市中区住吉町6の68 神奈川県歯科医師会内	横浜(2172) (68) 2173	306
横浜市学校歯科医会	富塚時次郎	横浜市中区住吉町6の68 神奈川県歯科医師会内	横浜(2172) (68) 2173	180
川崎市学校歯科医会	森田錦之丞	川崎市砂子2の50 川崎市歯科医師会館内		95
静岡県学校歯科医会	子上俊一	静岡市追手町240	(54) 5436~8	454
山梨県歯科医師会学校歯科部	高原寛五	甲府市丸の内2の32~11	(2) 3318	135
長野県学校歯科医会連合会	渡辺秀雄	長野市岡田町96		187
上伊那郡学校歯科医会	福沢勝男	伊那市下春日町4922	伊那3834	44
名古屋市学校歯科医会	長屋弘	名古屋市中区南外堀町6~1 市役所内	(94) 5511	224
愛知県立高等学校保健会	横地紀一	名古屋市中区南外堀町6の1 県教委保健厚生課内		5
瀬戸市学校歯科医会	山田二郎	瀬戸市追分町64~1 瀬戸教委	瀬戸7111	18
岐阜県学校歯科医会	伊塙貞良	岐阜市司町5	(4) 5487	309
新潟県歯科医師会学校歯科部会	高頭憲二郎	新潟市南横堀町294	(2) 4748 (3) 1590	19
富山県学校歯科医会	菅田晴山	富山市蛇町45		164
石川県歯科医師会学校歯科委員会	川原武夫	金沢市大手町37		17
滋賀県学校歯科医会	井田貞治郎	大津市京町4の1 滋賀県教育委員会保健体育課内	(2) 1121 内 376	100
奈良県学校歯科医会	野阪暁	奈良市杉ヶ西44~4	(2) 0861 0862	150
和歌山县学校歯科医会	小沢忠治	和歌山市小松原通1	(2) 3785	200
京都府学校歯科医会	北川正夫	京都市北区紫野東御所田町33 京都府歯科医師会館内		90
京都市学校歯科医会	北川正夫	京都市北区紫野東御所田町33 京都府歯科医師会館内	(44) 7171	210
大阪府学校歯科医会	藤田順治	大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内		450
大阪市学校歯科医会	川村敏行	大阪市天王寺区堂ヶ芝町51 府歯科医師会館内		300
大阪府私立学校歯科医会		大阪市港区磯路町1の8 小川信夫方		40
堺市学校歯科医会	三谷光	堺市大仙町991の6	(3) 6231	71
兵庫県学校歯科医会	奥野半蔵	神戸市生田区山本通5の41 県歯科医師会館		160
神戸市学校歯科医会	右近示	神戸市生田区元町通4~61 清村歯科内	(34) 6488	141
岡山県学校保健協会歯科医部会	黒住彦正	岡山市石関町1~5	(24) 1255	40
鳥取県学校歯科医会	倉繁房吉	倉吉市魚町		110
広島県歯科医師会学校保健衛生部	高木健吉	広島市富士見町11番9号		15
島根県学校歯科医会	松本尊行	松江市南田町92		135
山口県学校歯科医会下関支部	徳永希文	下関市彦島江の浦町杉田 徳永歯科方	(66) 2652	3
徳島県学校歯科医会	宮井伸造	徳島市幸町3	(2) 5514	100
香川県学校歯科医会	津谷航一	高松市鍛冶屋町6の9		150
今治市学校歯科医会	小笠原哲雄	今治市新町1 小笠原歯科内	(2) 1544	28
高知県学校歯科医会	岡林盛枝	高知市浦戸町14 岡林歯科内	(2) 1354	137
福岡県学校歯科医会	加藤栄	福岡市大名1~12~43	(74) 2293 9019	600
長崎県学校歯科医会	堺正治	長崎県南高来郡国見町神代乙338	多比良744	190
大分県学校歯科医会	河野亘	大分市中央町3~1~2	(3) 1421 (2) 5321	262
熊本県学校歯科医会	柄原義人	熊本市北新坪井町177~4	(2) 4382	270
鹿児島県学校歯科医会	上国料与市	鹿児島市山下町 県歯科医師会内		80
愛媛県学校歯科医会	正岡健夫	松山市堀之内6~1	(2) 1400	127
全国婦人歯科医会	向井英子	港区芝西久保巴町29 向井歯科医院内		20



編集を終えて

◇今年もまた、日夜没入して一ヵ月半の作業で、ようやく編集後記にまでこぎつけた。

この会誌は、戦後、大会記録誌から出発してきたためもあって大会色がつよかつたが、協力をえて3年目のわだ・よしおみ氏は、どうやら“会誌”としてデラックス——体裁のことではない——になってきましたねという。あと、加盟団体の活動、それに関する写真や学術的なものがもう少し加われば、内容としてデラックスになるだろう。

◇学校歯科の手引案に対する注文や感想をみると、どう受けとめたらよいか迷うほどいろいろの、そして、なかにはホネでもささったように、いつまでも心に食いこむ強い意見を秘めた言葉がある。

手引という、現状を是認した普遍的なものの範囲をこえて、多くの根本的な問題にまで及んでくる。

◇学校歯科や公衆歯科衛生の基本的な政策を議論するときに、いつも引合いにだされるのは、ニュージーランドの学校歯科である。これについては、会誌第3号に詳掲されているが、創設時代の人たちのいなくなつた今日、貴重な歴史を特集できたことはよろこばしい。

◇手引への注文、奥村賞受賞校である礎小学校の30年の歩み、そして、ニュージーランドの40年の歩み、これらを読合せてみると、實にいろいろなことを考えさせられる。

ニュージーランドで、その仕事を始めた頃は、第三者は、この仕事を進めようとしている歯科医のハート——真心、熱意——が支えるぐらいにしか期待していなかったようだが、今日ではハートで解決しているのではないところへまで、もってきている。

◇学校歯科の功労者が表彰され叙勲され、あるいは倒れ——わが国ではハート以外に支えるすべはないものだろうか。

◇根本的な解決にまでは、すぐに望めないにしても、数々の体験から出た注文を無にしないよう処理するためには——そして、注文する側でも、処理させようと思うなら——ハートや犠牲だけでなく、せめて会に有能な専任常勤者をおくななどして、注文を継続して処理できるような態勢を作ることに、もっと力を入れねばなるまい。

◇常任理事に選ばれた故塚本氏が、第一回の常任理事会での抱負、これは例のなごやかな調子ではあったが、会費の増額を強く訴えたことだった。これが最初にして最後の常任理事会での発言になってしまった——会務にとり組もうと心構えたときの、故人の心境をしのびたい。

(た・み・)

日本学校歯科医会会誌 第9号

昭和40年8月20日 印刷

昭和40年8月25日 発行

発行人 東京都千代田区九段4丁目6番地
(日本歯科医師会内)

日本学校歯科医会
竹内光春

印刷所 東京都文京区本郷2-16-10
株式会社 同友社